

ヲ置ク
 判任官見習ハ上官ノ監督ヲ受ケ實務ヲ修習ス
 朝鮮總督ハ判任官見習ヲシテ書記ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得但シ登記事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 第二十四條 通譯官及通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通譯ニ從事ス
 第二十五條 (削除)
 第二十六條 地方法院支廳ノ檢察ノ職務ハ朝鮮總督府道廳視、朝鮮總督府道廳部又ハ朝鮮總督府裁判所書記ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
 第二十六條ノ二 判事ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス
 一 公然政事ニ關係スルコト
 二 政黨政派ニ加入スルコト
 三 俸給アル又ハ金銀ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就クコト
 四 商業ヲ營ムコト
 第二十六條ノ三 判事ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ當然其ノ官ヲ失フ
 第二十六條ノ四 判事ハ前條ノ場合又ハ懲戒ノ處分ニ依ル場合ヲ除クノ外其ノ意ニ反シテ其ノ官ヲ失フコトナシ
 第二十六條ノ五 判事身體又ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルト

キハ朝鮮總督ハ高等法院ノ總會ノ議決ヲ經テ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得
 第二十六條ノ六 高等法院長年齡六十三年其ノ他ノ判事ノ職ニ在ル者年齡六十年ニ達シタルトキハ退職トス但シ朝鮮總督ハ高等法院ノ總會ノ決議ニ依リ五年以内ノ期間ヲ定メ仍在職セシムルコトヲ得
 第二十六條ノ七 高等法院長、高等法院檢察長、覆審法院長及覆審法院檢察長ハ朝鮮總督上奏シテ之ヲ補シ其ノ他ノ各職ハ朝鮮總督之ヲ補ス
 第二十七條 朝鮮總督府裁判所及檢察局ノ事務處理ニ關スル規程ハ朝鮮總督府之ヲ定ム
 附則 (明治四十二年勅令第三三六號)
 第二十八條 本令ハ明治四十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第二十九條 本令施行前理事廳又ハ韓國ノ區裁判所、郡衙若ハ地方裁判所ニ於テ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘理事廳ニ係ルモノニ在リテハ管轄ニ關スル規定ニ從ヒ相當ノ區裁判所又ハ地方裁判所ニ、韓國ノ區裁判所又ハ郡衙ニ係ルモノニ在リテハ其ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ、韓國地方裁判所ニ係ルモノニ在リテハ其ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ移ルモノトシ既ニ爲シタル裁判ハ第一審及第二審ノ區別ニ

從ヒ各其ノ區裁判所又ハ地方裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス
 第三十條 本令施行前統監府法務院又ハ韓國ノ控訴院ニ於テ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘其ノ所在地ヲ管轄スル控訴院ニ移ルモノトス
 統監府法務院ノ既ニ爲シタル裁判ハ高等法院、韓國ノ控訴院ノ既ニ爲シタル裁判ハ前項ノ控訴院之ヲ爲シタルモノト看做ス
 本令施行前韓國ノ大審院ニ於テ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘高等法院ニ移ルモノトシ既ニ爲シタル裁判ハ高等法院之ヲ爲シタルモノト看做ス
 附則 (明治四十三年勅令第五號)
 本令ハ公布ノ日(明治四十三年十月一日)ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行前統監府裁判所ニ於テ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘管轄ニ關スル規定ニ從ヒ相當ノ區裁判所、地方裁判所、控訴院又ハ高等法院ニ移ルモノトシ既ニ爲シタル裁判ハ第一審、第二審及終審ノ區別ニ從ヒ各其ノ相當裁判所ノ爲シタルモノト看做ス
 附則 (明治四十三年勅令第九號)
 本令ハ公布ノ日(明治四十三年十一月二十八日)ヨリ之ヲ施行ス
 附則 (明治四十四年勅令第四號)

本令ハ公布ノ日(明治四十四年五月九日)ヨリ之ヲ施行ス
 附則 (明治四十五年勅令第四號)
 本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行前區裁判所又ハ地方裁判所ニ於テ第一審トシテ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘其ノ所在地ヲ管轄スル地方法院ニ、地方裁判所ニ於テ第二審トシテ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘其ノ所在地ヲ管轄スル覆審法院ニ移ルモノトシ既ニ爲シタル裁判ハ第一審又ハ第二審ノ區別ニ從ヒ地方法院又ハ覆審法院之ヲ爲シタルモノト看做ス
 本令施行前控訴院ニ於テ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘其ノ所在地ヲ管轄スル覆審法院ニ移ルモノトシ既ニ爲シタル裁判ハ覆審法院之ヲ爲シタルモノト看做ス
 附則 (大正二年勅令第四號)
 本令ハ公布ノ日(大正二年四月五日)ヨリ之ヲ施行ス
 附則 (大正九年勅令第三號)
 本令ハ公布ノ日(大正九年三月二十四日)ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行前地方法院又ハ其ノ支廳ニ於テ公判ニ著手シタル第四條第一項第五號ノ二ノ事件ハ從前ノ例ニ依リ之ヲ完結ス
 附則 (大正九年勅令第二十六號)
 本令ハ公布ノ日(大正九年十二月二十日)ヨ

リ之ヲ施行ス
 附則 (大正十年勅令第十二號)
 本令ハ公布ノ日(大正十年八月十五日)ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ判事ノ職ニ在ル者ニシテ本令施行ノ日ニ於テ第二十六條ノ六ニ規定スル年齡ヲ超ユルモノ及本令施行ノ日ヨリ二十日以内ニ於テ其ノ年齡ニ達スルモノハ本令施行ノ日ヨリ二十日ヲ經テ退職スルモノトス
 前項ノ場合ニ於テハ第二十六條ノ六但書ノ規定ヲ準用ス但シ第二十六條ノ六ニ規定スル年齡ニ五年ヲ加ヘタルモノヲ超エテ在職セシムルコトヲ得ス
 本令施行ノ際現ニ休職中ノ判事ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル
 附則 (大正十一年勅令第十二號)
 本令施行ノ期日ハ各條ニ付朝鮮總督府之ヲ定ム
 (大正十二年十二月勅令第五十一號)以テ第三條(第二項ニ關スル規定ヲ除ク)外、大正十二年一月一日ヨリ、大正十二年六月勅令第八十四號以テ第三條(第三項ニ關スル規定ヲ大正十三年一月一日ヨリ施行)
 附則 (昭和四年五月七日勅令第八號)
 本令施行ノ期日ハ朝鮮總督府之ヲ定ム
 (昭和四年六月勅令第四八號)以テ同年十月一日ヨリ施行
 附則 (昭和五年九月八日勅令第七號)
 本令ハ昭和五年九月十日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府判事及檢察ノ任用ニ關スル件
 (明治四十二年勅令第六號)
 改正 大正二勅令一五
 朝鮮總督府判事及檢察ハ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢察事タル資格ヲ有スル者又ハ朝鮮總督府司法官試補トシテ朝鮮總督府裁判所及檢察局ニ於テ一年六月以上實務ヲ修習ヲ爲シ試驗ニ合格シタル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス
 前項ノ修習及試驗ニ關スル規則ハ朝鮮總督府之ヲ定ム
 朝鮮總督府司法官試補ハ裁判所構成法ニ依リ司法官試補タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ命ス
 朝鮮總督府判事ノ職ニ在ル者ハ朝鮮總督府檢察事ニ朝鮮總督府檢察ノ職ニ在ル者ハ朝鮮總督府判事ニ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得
 附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際統監府判事又ハ檢察事ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限り特ニ之ヲ朝鮮總督府判事又ハ檢察事ニ任用スルコトヲ得

ヲ置ク
 判任官見習ハ上官ノ監督ヲ受ケ實務ヲ修習ス
 朝鮮總督ハ判任官見習ヲシテ書記ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得但シ登記事務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 第二十四條 通譯官及通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通譯ニ從事ス
 第二十五條 (削除)
 第二十六條 地方法院支廳ノ檢事ノ職務ハ朝鮮總督府道廳視、朝鮮總督府道廳部又ハ朝鮮總督府裁判所書記ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
 第二十六條ノ二 判事ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス
 一 公然政事ニ關係スルコト
 二 政黨政派ニ加入スルコト
 三 俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就クコト
 四 商業ヲ營ムコト
 第二十六條ノ三 判事ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ當然其ノ官ヲ失フ
 第二十六條ノ四 判事ハ前條ノ場合又ハ懲戒ノ處分ニ依ル場合ヲ除クノ外其ノ意ニ反シテ其ノ官ヲ失フコトナシ
 第二十六條ノ五 判事身體又ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ朝

キハ朝鮮總督ハ高等法院ノ總會ノ議決ヲ經テ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得
 第二十六條ノ六 高等法院長年六十三年其ノ他ノ判事ノ職ニ在ル者年六十年ニ達シタルトキハ退職トス但シ朝鮮總督ハ高等法院ノ總會ノ決議ニ依リ五年以内ノ期間ヲ定メ仍在職セシムルコトヲ得
 第二十六條ノ七 高等法院長、高等法院檢事長、覆審法院長及覆審法院檢事長ハ朝鮮總督上奏シテ之ヲ補シ其ノ他ノ各職ハ朝鮮總督之ヲ補ス
 第二十七條 朝鮮總督府裁判所及檢事局ノ事務處理ニ關スル規程ハ朝鮮總督府之ヲ定ム
 第二十八條 本令ハ明治四十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第二十九條 本令施行前理事廳又ハ韓國ノ區裁判所、郡衙若ハ地方裁判所ニ於テ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘理事廳ニ係ルモノニ在リテハ管轄ニ關スル規定ニ從ヒ相當ノ區裁判所又ハ地方裁判所ニ、韓國ノ區裁判所又ハ郡衙ニ係ルモノニ在リテハ其ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ、韓國地方裁判所ニ係ルモノニ在リテハ其ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ移ルモノトシ既ニ爲シタル裁判ハ第一審及第二審ノ區別ニ

從ヒ各其ノ區裁判所又ハ地方裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス
 第三十條 本令施行前統監府法務院又ハ韓國ノ控訴院ニ於テ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘其ノ所在地ヲ管轄スル控訴院ニ移ルモノトス
 統監府法務院ノ既ニ爲シタル裁判ハ高等法院、韓國ノ控訴院ノ既ニ爲シタル裁判ハ前項ノ控訴院之ヲ爲シタルモノト看做ス
 本令施行前韓國ノ大審院ニ於テ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘高等法院ニ移ルモノトシ既ニ爲シタル裁判ハ高等法院之ヲ爲シタルモノト看做ス
 附則 (明治四十三年制令第五號)
 本令ハ公布ノ日 (明治四十三年十月一日) ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行前統監府裁判所ニ於テ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘管轄ニ關スル規定ニ從ヒ相當ノ區裁判所、地方裁判所、控訴院又ハ高等法院ニ移ルモノトシ既ニ爲シタル裁判ハ第一審、第二審及終審ノ區別ニ從ヒ各其ノ相當裁判所ノ爲シタルモノト看做ス
 附則 (明治四十三年制令第九號)
 本令ハ公布ノ日 (明治四十三年十一月二十八日) ヨリ之ヲ施行ス
 附則 (明治四十四年制令第四號)

本令ハ公布ノ日 (明治四十四年五月九日) ヨリ之ヲ施行ス
 附則 (明治四十五年制令第四號)
 本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行前區裁判所又ハ地方裁判所ニ於テ第一審トシテ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘其ノ所在地ヲ管轄スル地方法院ニ、地方裁判所ニ於テ第二審トシテ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘其ノ所在地ヲ管轄スル覆審法院ニ移ルモノトシ既ニ爲シタル裁判ハ第一審又ハ第二審ノ區別ニ從ヒ地方法院又ハ覆審法院之ヲ爲シタルモノト看做ス
 本令施行前控訴院ニ於テ受理シタル訴訟事件及非訟事件ハ現在ノ儘其ノ所在地ヲ管轄スル覆審法院ニ移ルモノトシ既ニ爲シタル裁判ハ覆審法院之ヲ爲シタルモノト看做ス
 附則 (大正二年制令第四號)
 本令ハ公布ノ日 (大正二年四月五日) ヨリ之ヲ施行ス
 附則 (大正九年制令第三號)
 本令ハ公布ノ日 (天正九年三月二十四日) ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行前地方法院又ハ其ノ支廳ニ於テ公判ニ著手シタル第四條第一項第五號ノ二ノ事件ハ從前ノ例ニ依リ之ヲ完結ス
 附則 (大正九年制令第二十六號)
 本令ハ公布ノ日 (大正九年十二月二十日) ヨ

リ之ヲ施行ス
 附則 (大正十年制令第十二號)
 本令ハ公布ノ日 (大正十年八月十五日) ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ判事ノ職ニ在ル者ニシテ本令施行ノ日ニ於テ第二十六條ノ六ニ規定スル年齡ヲ超ユルモノ及本令施行ノ日ヨリ二十日以内ニ於テ其ノ年齡ニ達スルモノハ本令施行ノ日ヨリ二十日ヲ經テ退職スルモノトス
 前項ノ場合ニ於テハ第二十六條ノ六但書ノ規定ヲ準用ス但シ第二十六條ノ六ニ規定スル年齡ニ五年ヲ加ヘタルモノヲ超エテ在職セシムルコトヲ得ス
 本令施行ノ際現ニ休職中ノ判事ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル
 附則 (大正十一年制令第十二號)
 本令施行ノ期日ハ各條ニ付朝鮮總督府之ヲ定ム
 (大正十二年十二月府令第五十一號ヲ以テ第三條第二項ニ關スル規定ヲ除クノ外、大正十二年一月一日ヨリ、大正十二年六月府令第八十四號ヲ以テ第三條第三項ニ關スル規定ヲ大正十三年一月一日ヨリ施行ス)
 附則 (昭和四年五月七日制令第八號)
 本令施行ノ期日ハ朝鮮總督府之ヲ定ム
 (昭和四年六月府令第四八號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行ス)
 附則 (昭和五年九月八日制令第七號)
 本令ハ昭和五年九月十日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府判事及檢事ノ任用ニ關スル件
 (明治四十三年制令第六號)
 改正 大正二制令一五
 朝鮮總督府判事及檢事ハ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タル資格ヲ有スル者又ハ朝鮮總督府司法官試補トシテ朝鮮總督府裁判所及檢事局ニ於テ一年以上實務ノ修習ヲ爲シ試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス
 前項ノ修習及試験ニ關スル規則ハ朝鮮總督府之ヲ定ム
 朝鮮總督府司法官試補ハ裁判所構成法ニ依リ司法官試補タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ命ス
 朝鮮總督府判事ノ職ニ在ル者ハ朝鮮總督府檢事ニ朝鮮總督府檢事ノ職ニ在ル者ハ朝鮮總督府判事ニ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得
 附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際統監府判事又ハ檢事ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限り特ニ之ヲ朝鮮總督府判事又ハ檢事ニ任用スルコトヲ得

辯護士規則

(明治四十三年十二月十五日) 勅令 第十 二二二 號

改正 (明治四十四年十一月五日) 大正一〇一〇一制令一五 大正一一〇一制令八

第一條 辯護士ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ニシテ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ且辯護士名簿ニ登錄セラルルコトヲ要ス

一 辯護士法ニ依リ辯護士タルノ資格ヲ有スル者

二 日本臣民タル年齢二十年以上ノ男子ニシテ朝鮮辯護士試験ニ合格シタル者

三 舊韓國裁判所、舊統制府裁判所若ハ朝鮮總督府裁判所ノ判事、檢事又ハ舊韓國ノ辯護士タル者

禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ懲戒處分ニ因リ判事、檢事若ハ辯護士ノ資格ヲ喪失シタル者ハ辯護士タルコトヲ得ス

第二條 各地方法院ニ辯護士名簿ヲ備フ

辯護士ハ其ノ氏名ヲ登錄シタル地方法院ノ所屬トス

第三條 辯護士名簿ノ登錄ハ地方法院檢事局ニ於テ之ヲ爲ス

第四條 朝鮮總督ノ認可ヲ申請スル者ハ登錄

ヲ受ケムトスル地方法院檢事局ヲ經由シテ朝鮮總督ニ申請書ヲ差出スヘシ

認可申請書ニハ資格ニ關スル證明書ヲ添付スヘシ

第五條 地方法院檢事局ニ於テ認可申請書ヲ受理シタルトキハ檢事正ハ資格ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ朝鮮總督ニ差出スヘシ

第六條 登錄ヲ受ケムトスル者ハ地方法院檢事局ニ朝鮮總督ノ認可書ノ寫ヲ添附シタル登錄申請書ヲ差出スヘシ

第七條 辯護士名簿ノ登錄ノ取消ハ左ノ場合ニ於テ地方法院檢事局ニ於テ之ヲ爲ス

一 申請アリタルトキ

二 死亡シタルトキ

三 除名セラレタルトキ

四 辯護士法ニ依リ辯護士タルノ資格ヲ喪失シタルトキ

五 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第八條 辯護士名簿ノ登錄又ハ其ノ取消ヲ申請スル者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納ムヘシ

一 新規登錄 金二十圓

二 登錄ノ換 金十圓

三 登錄ノ取消 金一圓

手数料ノ納付ハ申請書ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ爲スヘシ

第九條 地方法院檢事局ニ於テ辯護士名簿ノ

登錄ヲ爲シタルトキハ登錄ノ番號及年月日ヲ朝鮮總督ニ報告シ且之ヲ本人ニ通知スヘシ

登錄ヲ取消シタルトキ亦前項ニ準ス

第十條 辯護士名簿ノ登錄又ハ其ノ取消ヲ爲シタルトキハ朝鮮總督府官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十一條 辯護士ハ所屬地方法院又ハ其ノ支廳所在地ニ事務所ヲ設ケ之ヲ所屬地方法院檢事局ニ届出ツヘシ

第十二條 辯護士ハ所屬地方法院又ハ其ノ支廳以上ノ事務所ヲ設ケムトスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケヘシ登錄換ヲ爲サムトスルトキ亦同シ

第六條ノ規定ハ登錄換ノ登錄ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第十二條 辯護士ハ所屬地方法院毎ニ辯護士會ヲ設ケヘシ但五人ニ滿タサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テ辯護士五人以上ニ達シタルトキハ三十日以内ニ辯護士會ヲ設ケヘシ

第十三條 地方法院檢事正ハ事情ニ因リ朝鮮人辯護士ニ辯護士會ニ加入スルコトヲ免シ若ハ其ノ退會ヲ許シ又ハ別ニ辯護士會ヲ設ケシムルコトヲ得

第十四條 辯護士ハ辯護士會ニ加入シタル後ニ非サレハ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス但シ

辯護士會ノ設ケナキトキ又ハ辯護士會ニ加入スルコトヲ免セラレ若ハ其ノ退會ヲ許サレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 辯護士辯護士會ハ地方法院檢事正ノ監督ヲ受ケ

第十六條 檢事正ハ辯護士ノ職務ニ關スルト否トヲ問ハス其ノ品位ヲ汚損スヘキ行狀ニ付諭告ヲ爲スコトヲ得

第十七條 檢事正ハ辯護士ノ會議ニ臨席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第十八條 辯護士會ニ會長ヲ置ク又常議員ヲ置クコトヲ得

會長及常議員ハ辯護士會ノ總會ニ於テ之ヲ選舉シ檢事正ノ認可ヲ受ケヘシ

第十九條 辯護士會ハ其ノ會則ヲ定メ檢事正ヲ經由シテ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケヘシ

第二十條 辯護士會會則ニハ會長、常議員ノ選舉、職務、任期ニ關スル規程、議事ニ關スル規程、辯護士ノ風紀保持ニ關スル規程、報酬金ニ關スル規程其ノ他職務ノ處理ニ必要ナル規程ヲ設ケヘシ

第二十一條 辯護士會ノ設ケナキ場合又ハ第十條ノ規定ニ依リ辯護士會加入ヲ免シ若ハ其ノ退會ヲ許シタル場合ニ於テハ檢事正ハ辯護士會會則ニ代ルヘキ命令ヲ發スヘシ

第二十二條 辯護士ハ所屬地方法院ノ管轄地外ニ事務所ヲ設ケタル場合ニハ事務所所在

地ノ地方法院檢事正ノ監督ヲ受ケ且其ノ他ノ辯護士會會則又ハ之ニ代ルヘキ檢事正ノ命令ヲ遵守スヘシ

前項ノ規定ハ所屬地方法院檢事正ノ監督權及必要ナル限度ニ於テ所屬辯護士會會則又ハ之ニ代ルヘキ檢事正ノ命令ヲ遵守スヘキ義務ニ影響ヲ及ボスコトナシ

第二十三條 辯護士會ノ會議ノ日時、場所及議題ハ辯護士會ヨリ豫メ之ヲ檢事正ニ届出ツヘシ

第二十四條 辯護士會ノ會議ニ於テハ左ノ事項ノ外議スルコトヲ得ス

一 法令又ハ辯護士會會則ニ規定シタル事項

二 朝鮮總督、裁判所又ハ檢事局ヨリ諮問シタル事項

第二十五條 辯護士會ノ會議ノ議決ニシテ法令又ハ辯護士會會則ニ違反スルモノアルトキハ朝鮮總督ハ之ヲ無効トスルコトヲ得

第二十六條 辯護士本令又ハ辯護士會會則若ハ檢事正ノ命令ニ違反スル所爲アルトキハ懲戒處分ヲ朝鮮總督ニ申請スヘシ

第二十七條 懲戒ハ左ノ四種トシ朝鮮總督之ヲ行フ

一 誹責

二 三百圓以下ノ過料

三 一年以下ノ停職

四 除名

第二十八條 懲戒處分ハ朝鮮總督府官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二十九條 朝鮮辯護士試験ニ關スル規則ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三十條 辯護士名簿ハ別記様式ニ依ル

第三十一條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二條 本令施行ノ際辯護士名簿ニ登錄アル者ハ本令ニ依リ登錄セラレタル者ト看做ス

第三十三條 本令施行前ニ係ル辯護士ノ所爲ト雖本令ニ照シ懲戒スヘキモノアルトキハ本令ニ依リ之ヲ懲戒ス

様式 (省略)

朝鮮辯護士試験規則

(大正十年十一月二日) 朝鮮總督府令第五百三十三號 改正 昭和九一府令七

第一條 朝鮮辯護士試験委員ハ委員長一人委員數人ヲ以テ之ヲ組織ス

第二條 委員長ハ朝鮮總督府法務局長ヲ以テ之ニ充テ其ノ他ノ委員ハ朝鮮總督府法務局勤務ノ高等官及朝鮮總督府判事、檢事ノ中

ヨリ試驗施行毎ニ朝鮮總督之ヲ命ス但シ必
要アルトキハ他ノ高等官ニ委員ヲ命スルコ
トアルヘシ
委員附屬ノ書記ハ朝鮮總督府法務局勤務ノ
屬又ハ朝鮮總督府裁判所書記ノ中ヨリ試驗
施行毎ニ之ヲ命ス
第三條 委員長ハ委員ヲ監督シ試驗ニ關スル
一切ノ事務ヲ管掌ス
委員長事故アルトキハ上席ノ委員其ノ事務
ヲ代理ス
第四條 試驗ハ毎年一回朝鮮總督府ニ於テ之
ヲ行フ
試驗ノ期日ハ委員長之ヲ定メ三月前官報及
朝鮮總督府官報ヲ以テ之ヲ公告ス
第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試驗ヲ
受クルコトヲ得ス
一 辯護士規則第一條第二項ニ該當スル者
二 破産者ハ家數分散ノ宣告ヲ受ケ復權セ
サル者又ハ身代限りノ處分ヲ受ケ債務
ノ辨償ヲ終ヘサル者
第六條 試驗ヲ受ケムトスル者ハ受験願書
(第一號書式)ニ左ノ書類ヲ添附シ委員長ニ
提出スヘシ
一 履歷書 (第二號書式)
二 前條第二號ノ規定ニ該當スル者ハ其ノ
復權又ハ債務ノ辨償ヲ終ヘタル證明書
第七條 試驗ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシ

テ金十圓ヲ納ムヘシ手数料ハ收入印紙ヲ用
キ願書ニ貼附スヘシ
手数料ハ試驗ヲ受ケサルコトアルモ之ヲ還
付セス
第八條 受験願書及添附書類ハ之ヲ運付セス
但シ證明書ハ請求ニ因リ之ヲ還付ス
第九條 受験者試驗當日開試ノ時間迄ニ出席
セサルトキ又ハ試驗中途ニシテ休止シタル
トキハ其ノ試驗ヲ受ケルコトヲ得ス
第十條 試驗ハ國語ヲ以テ之ヲ行フ
試驗ヲ分テ豫備試驗及本試驗トシ尙身體檢
査ヲ行フ
豫備試驗ニ合格シタル者ニ非サレハ本試驗
ヲ受ケルコトヲ得ス
第十一條 豫備試驗ハ受験者本試驗ヲ受ケル
ニ相當ナル普通ノ學識ヲ有スルヲ否ヲ考試
スルヲ以テ目的トス
第十二條 豫備試驗ハ論文ニ就キ之ヲ行フ
第十三條 高等學校大學豫科又ハ朝鮮總督ニ
於テ之ト同等以上ト認ムル學校ヲ卒業シタ
ル者ハ豫備試驗ヲ免ス
第十四條 本試驗ハ受験者學理上ノ原則及現
行法令ニ通曉シ且之ヲ實務ニ應用スルノ能
カアルヲ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス
第十五條 本試驗ハ筆記及口述トス
筆記試驗ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試

驗ヲ受ケルコトヲ得ス
第十六條 筆記試驗ハ憲法、民法、商法、手
形法、小切手法、刑法、民事訴訟法、刑事
訴訟法、國際私法及經濟學ノ各科目ニ就キ
之ヲ行フ
口述試驗ハ民法、商法、手形法、小切手法、
刑法、民事訴訟法及刑事訴訟法中三科目以
上ニ就キ之ヲ行フ
第十七條 試驗ノ合格者ヲ定ムル方法ハ委員
ノ議定スル所ニ依ル
第十八條 試驗合格者ニハ合格證書ヲ授與ス
第十九條 試驗合格者ノ氏名ハ官報及朝鮮總
督府官報ヲ以テ之ヲ公告ス
第二十條 委員長ハ合格者ノ氏名及其ノ成績
ヲ朝鮮總督ニ報告スヘシ
附則
本令ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
朝鮮人辯護士試驗規則ハ之ヲ廢止ス
別記書式 (省略)

朝鮮辯護士令

(昭和十一年四月)
制令第四號

第一條 辯護士ハ當事者其ノ他ノ關係人ノ委
囑又ハ官廳ノ選任ニ因リ訴訟ニ關スル行爲
其ノ他一般ノ法律事務ヲ行フコトヲ職務ト

第二條 辯護士タルニハ左ノ各號ノ一ニ該當
スル帝國臣民タル成年者ニシテ朝鮮總督ノ
認可ヲ受ケ且辯護士名簿ニ登錄セララルコ
トヲ要ス
一 辯護士法ニ依ル辯護士タル資格ヲ有ス
ル者
二 朝鮮辯護士試験トシテ一年六月以上ノ
實務修習ヲ了ヘ考試ヲ經タル者
三 朝鮮總督府判事又ハ朝鮮總督府檢察官
リシ者
朝鮮辯護士試験ノ實務修習及考試ニ關スル
事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
第三條 朝鮮辯護士試験ハ辯護士法ニ依ル辯
護士試験タル資格ヲ有スル者ナルコトヲ要
ス
第四條 左ニ掲クル者ハ辯護士タル資格ヲ有
セス
一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
二 懲戒處分ニ因リ免官若ハ免職セラレタ
ル者、辯護士ニ關スル法令ニ依リ除名
セラレタル者又ハ辨理士法若ハ計理士
法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者ニシ
テ免官、免職、除名又ハ業務禁止後二
年ヲ經過セサル者
三 禁治産者又ハ準禁治産者
四 破産者ニシテ復權ヲ得サル者

第五條 外國ノ辯護士タル資格ヲ有スル外國
人ハ相互ノ保證アルトキニ限り朝鮮總督ノ
認可ヲ受ケ外國人又ハ外國法ニ關シ第一條
ニ規定スル事項ヲ行フコトヲ得但シ前條ニ
掲グル者ハ此ノ限ニ在ラス
第十五條第二項、第十七條及第二十條乃至
第二十三條ノ規定ハ前項ノ認可ヲ受ケタル
者ニ之ヲ準用ス
朝鮮總督必要ト認ムルトキハ第一項ノ認可
ヲ取消スコトヲ得
第六條 第二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ認
可アリタル場合ニ於テ登錄ヲ請求セントス
ル地方法院檢察正ヲ經由シテ朝鮮總督ニ認
可申請書ヲ提出スヘシ
前項ノ認可申請書ニハ資格ニ關スル證明書
及履歷書ヲ添附スヘシ
第七條 檢察正前條ノ認可申請書ヲ受理シタ
ルトキハ申請者ノ資格、履歷其ノ他必要ナ
ル事項ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ朝鮮總督
ニ進達スヘシ
第八條 辯護士名簿ハ之ヲ各地方法院檢察局
ニ備フ
第九條 辯護士名簿ノ登錄ヲ請求セントスル
者ハ檢察正ニ第二條ノ認可書ノ寫ヲ添附シ
タル登錄請求書ヲ提出スヘシ
第十條 第二條ノ認可ヲ受ケタル者認可ノ日
ヨリ六月内ニ辯護士名簿ノ登錄ノ請求ヲ爲

ササルトキハ認可ハ其ノ效力ヲ失フ第十二
條第三號又ハ第五號ノ規定ニ依リ登錄ヲ取
消セラレタル後六月ヲ經過シタルトキ亦同シ
第十一條 辯護士他ノ地方法院檢察局ノ辯護
士名簿ニ登錄換ヲ受ケントスルトキハ朝鮮
總督ノ認可ヲ受ケヘシ
第六條第一項及前二條ノ規定ハ前項ノ登錄
換ニ之ヲ準用ス
第十二條 左ノ場合ニ於テハ檢察正ハ護士
名簿ノ登錄ヲ取消スヘシ
一 辯護士國籍ヲ喪失シタルトキ
二 辯護士第四條各號ノ一ニ該當スルニ至
リタルトキ
三 第三十二條第二項ノ規定ニ依リ登錄取
消ノ請求アリタルトキ
四 辯護士死亡シタルトキ
五 本會ノ決議ニ因リ辯護士會解散シタル
トキ
第十三條 辯護士名簿ノ登錄、登錄換又ハ登
錄取消ヲ爲シタルトキハ檢察正ハ之ヲ關係
アル辯護士會及本人ニ通知スヘシ
第十四條 登錄ニ關スル事項ハ朝鮮總督之ヲ
定ム
第十五條 辯護士ノ事務所ハ所屬辯護士會ノ
地域内ニ之ヲ設クヘシ
辯護士ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ二個以
上ノ事務所ヲ設クコトヲ得ス

朝鮮辯護士令

第十六條 辯護士事務所ヲ設ケタルトキハ直ニ之ヲ檢事正及所屬辯護士會ニ届出ツヘシ
 第十七條 辯護士ハ誠實ニ其ノ職務ヲ行ヒ職務ノ内外ヲ問ハス其ノ品位ヲ保持スヘシ
 第十八條 辯護士又ハ辯護士タリシ者ハ其ノ職務上知得タル秘密ヲ保持スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ但シ他ノ法則ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 第十九條 辯護士ハ所屬辯護士會ノ會則ヲ遵守スヘシ
 第二十條 辯護士ハ正當ノ理由アルニ非サレハ法令ニ依リ官廳ノ命シタル事項及會則ノ定ムル所ニ依リ所屬辯護士會ノ指定シタル事項ヲ行フコトヲ得ス
 第二十一條 辯護士ハ左ニ掲ケル事件ニ付其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス
 一 相手方ノ協議ヲ受ケテ贊助ヲ爲シ又ハ其ノ委囑ヲ承諾シタル事件
 二 相手方ノ協議ヲ受ケタル事件ニシテ其ノ協議ノ程度及方法カ信頼關係ニ基クモノト認メラルモノ
 三 公務員トシテ職務上取扱ヒタル事件
 四 仲裁手續ニ依リ仲裁人トシテ取扱ヒタル事件
 第二十二條 辯護士ハ係争權利ヲ讓受タルコトヲ得ス

第二十三條 辯護士ハ事件ノ委囑ヲ承諾セサルトキハ速ニ其ノ旨ヲ委囑者ニ通告スヘシ若シ通告ヲ怠リタルトキハ之カ爲生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス
 第二十四條 辯護士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ帝國議會若ハ地方議會ノ議員ト爲リ又ハ官署若ハ公署ヨリ特ニ命セラレ若ハ囑託セラレタル職務ヲ行フハ此ノ限ニ在ラス
 辯護士ハ檢事正ノ許可ヲ受クルニ非サレハ商業其ノ他營利ヲ目的トスル業務ヲ營ミ若ハ之ヲ營ム者ノ使用人ト爲リ又ハ營利ヲ目的トスル法人ノ業務執行社員、取締役若ハ使用人ト爲ルコトヲ得ス
 第二十五條 前條ノ規定ハ實務修習中ノ朝鮮辯護士試補ニ之ヲ準用ス
 第二十六條 辯護士會ハ法人トス
 辯護士會ハ辯護士ノ品位ノ保持及辯護士事務ノ改善進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 第二十七條 辯護士會ハ地方法院ノ管轄區域毎ニ之ヲ設立スヘシ
 第二十八條 辯護士會ヲ設立セントスルトキハ會員ト爲ルヘキ辯護士ハ會則ヲ定メ檢事正ヲ經由シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ
 辯護士會ノ設立アリタルトキハ前項ノ辯護士ハ當然舊所屬辯護士會ヲ退會シ其ノ會員ト爲ルモノトス

護士會會則ヲ變更セントスルトキハ檢事正ヲ經由シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ
 第二十九條 朝鮮總督辯護士會ノ設立ヲ認可シタルトキハ辯護士會ノ名稱、事務所ノ所在地及設立ノ年月日ヲ告示スヘシ
 朝鮮總督辯護士會ノ名稱又ハ事務所ノ所在地ノ變更ヲ認可シタルトキハ變更ノ告示ヲ爲スヘシ
 第三十條 辯護士會ノ代表者ハ一人トス但代表者差支アル場合ニ於テ之ニ代リテ辯護士代表スヘキ者ヲ置クコトヲ妨ケス
 第三十一條 辯護士會ハ檢事正ノ監督ヲ受ケ
 第三十二條 第二十八條ニ規定スル場合ヲ除ク外辯護士名簿ニ登錄又ハ登錄換ヲ受ケタル者ハ當然辯護士會ノ會員ト爲リ登錄換ヲ爲ス場合ハ舊所屬辯護士會ヲ退會スルモノトス
 辯護士辯護士會ヲ退會セントスルトキハ檢事正ニ登錄取消ノ請求ヲ爲スヘシ
 辯護士前項ノ規定ニ依リ請求ニ因リ登錄ヲ取消サレタルトキハ當然辯護士會ヲ退會シタルモノトス
 第三十三條 辯護士會ハ朝鮮辯護士試補ノ實務修習ヲ擔當ス但シ朝鮮總督別段ノ規定ヲ設ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 第三十四條 辯護士會ハ官廳ヨリ諮問ヲ受ケ

タル事項ニ付答申ヲ爲スヘシ
 辯護士會ハ司法事務ニ關シ官廳ニ建議ヲ爲スコトヲ得辯護士ノ利害ニ關スル事項ニ付亦同シ
 第三十五條 辯護士會ノ會則ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 一 名稱及事務所ノ所在地
 二 會ノ代表者其ノ他ノ機關ノ組織及職務權限ニ關スル規定
 三 會議ニ關スル規定
 四 朝鮮辯護士試補ノ實務修習ニ關スル規定
 五 辯護士ノ報酬ニ關シ標準ヲ示ス規定
 六 會員ノ風紀保持ニ關スル規定
 七 無資力者ノ爲ニスル法律相談及訴訟扶助ニ關スル規定
 八 答申及建議ノ決議ニ關スル規定
 九 會員ト委囑者トノ間ニ於ケル紛議ノ調停ニ關スル規定
 十 入會及退會ニ關スル規定
 十一 懲戒ノ申告ニ關スル規定
 十二 會費ノ徵收ニ關スル規定
 十三 資産ニ關スル規定
 第三十六條 辯護士會ハ毎年度定期總會ヲ開ク辯護士會ハ必要アル場合ニ於テ臨時總會ヲ開クコトヲ得
 第三十七條 辯護士會ハ會議ノ日時、場所及

議題並ニ役員選舉ノ日時及場所ヲ豫メ檢事正ニ申告スヘシ
 第三十八條 檢事正ハ辯護士會ノ會議又ハ役員選舉ノ場所ニ臨席シ又ハ所部ノ官吏ヲシテ臨席セシムルコトヲ得
 第三十九條 辯護士會ハ選擧ナク會議ノ決議並ニ役員ノ就任及退任ヲ檢事正ニ申告スヘシ
 第四十條 左ノ事項ハ總會ノ決議ヲ經ヘシ
 一 會則ノ變更
 二 豫算及決算
 第四十一條 辯護士會ノ會議カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ檢事正ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ其ノ議事ヲ停スルコトヲ得
 辯護士會ノ役員ノ行爲カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ檢事正ハ其ノ役員ヲ解任スルコトヲ得
 第四十二條 辯護士會ハ辯護士ト委囑者トノ間ニ紛議ヲ生シタルトキハ當事者ノ請求ニ因リ其ノ調停ヲ爲スコトヲ得
 第四十三條 辯護士會ハ總會ノ決議ニ因リテ解散ス
 前項ノ總會ノ決議ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ
 第七十三條乃至第七十六條、第七十八條乃至

至第八十條、第八十二條及第八十三條並ニ民法施行法第二十六條及第二十七條ノ規定ハ辯護士會ノ清算ニ關シ之ヲ準用ス
 朝鮮總督辯護士會ノ解散ノ決議ヲ認可シタルトキハ解散ノ告示ヲ爲スヘシ
 第四十四條 辯護士會令又ハ辯護士會ノ會則ニ違反シタルトキハ高等法院檢事長ハ朝鮮總督ノ命ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケテ懲戒開始ノ申立ヲ爲スヘシ
 辯護士會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ懲戒ヲ求ムル爲朝鮮總督又ハ高等法院檢事長ニ申告ヲ爲スコトヲ得
 第四十五條 辯護士ノ懲戒ハ朝鮮總督府判事
 第四十六條 懲戒ハ左ノ四種トス
 一 譴責
 二 千圓以下ノ過料
 三 一年以下ノ停職
 四 除名
 前項ノ過料ニ付テハ朝鮮民事令ニ於テ依ルコトヲ定メタル非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス
 第四十七條 懲戒ノ事由アリタル時ヨリ三年ヲ經過シタルトキハ懲戒開始ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス
 第四十八條 本令ニ規定スルモノノ外辯護士ノ懲戒ニ付テハ朝鮮總督府判事懲戒令ヲ準

用ス

附則

第四十九條 本令ハ昭和十一年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十條 本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リテ辯護士タル資格ヲ有スル者ハ本令施行後ト雖モ仍其ノ資格ヲ有ス

第五十一條 從前ノ規定ニ依ル朝鮮辯護士試験ハ昭和十五年十二月三十一日迄之ヲ存續ス

前項ノ試験ニ合格シタル者ハ第三條ノ規定ニ拘ラス朝鮮辯護士試験補タル資格ヲ有ス

第五十二條 舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ第四條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

第五十三條 從前ノ規定ニ依ル辯護士名簿ノ登錄ハ之ヲ本令ニ依ル辯護士名簿ノ登錄ト看做ス

第五十四條 本令施行前從前ノ規定ニ依リテ辯護士タルノ認可又ハ辯護士名簿ノ登錄換ノ認可ヲ受ケタル者ニシテ本令施行前辯護士名簿ノ登錄若ハ登錄換ノ申請ヲ爲サズ又ハ辯護士會ニ加入セサルモノニ付テハ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ本令ニ依リテ登錄若ハ登錄換ノ請求ヲ爲シ又ハ從前ノ例ニ依リテ辯護士會ニ加入スルニ非サレハ其ノ認可

ハ效力ヲ失フ

第五十五條 辯護士會ニ關シテハ本令ニ依ル辯護士會成立スルニ至ル迄ハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十六條 本令施行ノ際現ニ存スル辯護士會ハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ本令ニ依ル辯護士會ヲ設立スル爲會則ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ朝鮮總督ハ認可ヲ爲シタルトキハ辯護士會ノ名稱、事務所ノ所在地及設立ノ年月日ヲ告示スヘシ

第五十七條 本令施行ノ際現ニ同一地方法院ノ管轄區域内ニ二個以上ノ辯護士會存スル場合ニ於テハ第二十七條ノ規定ニ拘ラス各別ニ前條ノ規定ニ依リ辯護士會ヲ設立スルコトヲ得

第五十八條 前二條ノ規定ニ依リテ辯護士會成立シタルトキハ舊辯護士會ノ會員ハ當然新辯護士會ノ會員ト爲リ舊辯護士會ニ屬シタル權利義務ハ新辯護士會之ヲ承繼ス

民
法

民
法

民法目次

第二編 契約ノ效力

第二章 契約ノ解除

第三章 附與

第四章 買賣

第五章 贈與

第六章 消費借貸

第七章 使用借貸

第八章 質借

第九章 總則

第十章 質借ノ效力

第十一章 質借ノ終了

第十二章 雇傭

第十三節 請負

第十四節 委任

第十五節 寄託

第十六節 組合

第十七節 終身定期金

第十八節 和解

第十九節 事務管理

第二十節 不當利得

第二十一節 不法行爲

（明三一法九）

第四編 親族

第一章 總則

第二章 戶主及ヒ家族

第三章 總則

第四章 戶主權ノ喪失

第五章 婚姻

第六章 婚姻ノ成立

第七章 婚姻ノ要件

第八章 婚姻ノ無効及ヒ取消

第九章 婚姻ノ效力

第十章 失婚財產制

第十一章 總則

第十二章 法定財產制

第十三節 離婚

第十四節 協議上ノ離婚

第十五節 裁判上ノ離婚

第十六節 親子

第十七節 嫡出子

第十八節 庶子及ヒ私生子

第十九節 養子

第二十節 總則

第二十一節 養子ノ要件

第二十二節 養子ノ無効及ヒ取消

第二十三節 養子ノ效力

第二十四節 離婚

（明三一法九）

第一節 總則

第二節 親權ノ效力

第三節 親權ノ喪失

第四章 後見

第一節 後見ノ開始

第二節 後見ノ機關

第三節 後見人

第四節 後見ノ事務

第五節 後見ノ終了

第六章 親族會

第七章 扶養ノ義務

第八章 扶養ノ義務

第九章 扶養ノ義務

第十章 扶養ノ義務

第十一章 扶養ノ義務

第十二章 扶養ノ義務

第十三節 總則

第十四節 承繼ノ效力

第十五節 承繼ノ效力

第十六節 承繼ノ效力

第十七節 承繼ノ效力

第十八節 承繼ノ效力

第十九節 承繼ノ效力

（明三一法九）

民法第四編、第五編

(明三一法九)

第一章 單純承認

第二章 限定承認

第三章 拋棄

第四章 財產ノ分離

第五章 相續人ノ曠缺

第六章 遺言

第七章 遺言ノ方式

第八章 普通方式

第九章 特別方式

第十章 遺言ノ效力

第十一章 遺言ノ執行

第十二章 遺言ノ取消

第十三節 遺留分

第十四節 遺留分

第十五節 遺留分

第十六節 遺留分

第十七節 遺留分

第十八節 遺留分

第十九節 遺留分

（明三一法一）

失火ノ責任ニ關スル法律

（明三一法四〇）

記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ關スル法律

（明三一法二四）

供託法（明三一法一五）

供託物取扱規則

（大一一司二）

供託金ノ利息規定

（大一一司三）

供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ關スル件

（大一一勅七五）

信託法（大一一法六二）

有價證券ノ信託財產表示及信託財產ニ屬スル金錢ノ管理ニ關スル件

（大一一勅五一九）

遺失物法（明三一法八七）

戶籍法（大三一法二六）

第一章 戶籍事務ノ管掌

（明三一法五〇）

第二章 戶籍簿

第三章 戶籍ノ記載手續

第四章 屆出

第一節 通則

第二節 出生

第三節 認知

第四節 養子縁組

第五節 養子縁組

第六節 婚姻

第七節 離婚

第八節 親權及ヒ後見

第九節 隱居

第十節 死亡及ヒ失踪

第十一節 家督相續

第十二節 推定家督相續人ノ廢除

第十三節 家督相續人ノ指定

第十四節 入籍、離籍及ヒ復籍

第十五節 拒絕

第十六節 廢家及ヒ廢家

第十七節 分家及ヒ廢絶家再興

第十八節 國籍ノ得喪

第十九節 氏名族稱ノ變更及ヒ

第二十節 轉籍及ヒ就籍

第二十一節 戶籍ノ訂正

第二十二節 抗告

第二十三節 罰則

（明三一法一）

民法目次

戶籍法施行細則 (大一一一司七) 一五〇

戶籍手數料規則 (大一一一勅一八三) 一五〇

寄留法 (大三一法二七) 一五〇

寄留手續令 (大三一勅二二六) 一五〇

寄留手續規則 (大三一司一〇) 一五〇

國籍法 (明三三法六六) 一五〇

國籍法施行規則 (大三一內二六) 一五〇

國籍法第二十條ノ二第一項ニ依ル外國指定 (大三一勅二六二) 一五〇

國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律 (明三三法九四) 一五〇

外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ法律 (明三一法二二) 一五〇

外國人土地法 (大一一四法四二) 一五〇

外國人ノ抵當權ニ關スル法

律 (明三三法六七) 一五〇

永代借地權ニ關スル法律 (明三四法三九) 一五〇

外國人ノ永代借地權ヲ帝國臣民取得ノ場合ニ關スル件 (明三四勅令一七九) 一五〇

地上權ニ關スル法律 (明三三法七二) 一五〇

建物保護ニ關スル法律 (明四二法四二) 一五〇

立木ニ關スル法律 (明四二法二二) 一五〇

立木登記規則 (明四二司五) 一五〇

立木ノ先取特權ニ關スル法律 (明四三法五六) 一五〇

借地法 (大一一法四九) 一五〇

借家法 (大一一法五〇) 一五〇

借地法及借家法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件 (大一一勅二〇七) 一五〇

借地借家調停法 (大一一法四二) 一五〇

借地借家調停法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件 (大一一勅三三八) 一五〇

借地借家調停ノ手數料等ニ關スル件 (大一一勅三三九) 一五〇

借地借家臨時處理法 (大一一法一六) 一五〇

借地借家臨時處理法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件 (大一一勅一七四) 一五〇

小作調停法 (大一一法一八) 一五〇

小作調停法ノ施行期日及施行地區指定ノ件 (大一一勅二二八) 一五〇

小作調停ノ手數料等ニ關スル件 (大一一勅二五三) 一五〇

不動産登記法 (明三三法二四) 一五〇

第一章 總則 一五〇

第二章 登記所及ヒ登記官吏 一八三

第三章 登記ニ關スル帳簿 一八三

第四章 登記手續

第一節 通則 一八四

第二節 所有權ニ關スル登記手續 一八九

第三節 所有權以外ノ權利ニ關スル登記手續 一九〇

第四節 抹消ニ關スル登記手續 一九〇

第五節 抗告 一九〇

不動産登記法施行細則 (明三三司一一) 一八三

第一章 抵當證券ニ關スル帳簿 二二五

第二章 抵當證券交付申請ノ手續 二二六

第三章 抵當證券交付ノ手續 二二七

第四章 抵當證券ノ記載ノ變更、廢棄及再製ノ手續 二二九

第五章 雜則 二二九

抵當證券法ノ施行期日及施行

行地域ニ關スル件 (昭六一勅一八三) 二二五

農業動産信用法 (昭八一法三〇) 二二五

第一章 總則 二二五

第二章 農業經營資金貸付ノ先取特權 二二三

第三章 農業用動産ノ抵當權 二二三

第四章 罰則 二二四

農業動産信用法施行令 (昭八一勅三〇七) 二二五

金錢債務臨時調停法 (昭七一法二六) 二二六

金錢債務臨時調停ノ手數料等ニ關スル件 (昭七一勅二五一) 二二七

身元保證ニ關スル法律 (昭八一法四二) 二二七

不正競争防止法 (昭九一法一四) 二二八

朝鮮民事令 (明四五制七) 二二八

朝鮮戶籍令

第一章 總則 (大一一一府令一五四) 二二八

第二章 戶籍簿 二二八

第三章 戶籍ノ記載手續 二二七

第四章 届出

第一節 通則 二二九

第二節 出生 二二九

第三節 認知 二二九

第四節 養子縁組 二二九

第五節 養子縁離 二二九

第六節 婚姻 二二九

第七節 離婚 二二九

第八節 親權及後見 二二九

第九節 死亡及失踪 二二九

第十節 戸主相續 二二九

第十一節 親族入籍 二二九

第十二節 分家及親家 二二九

第十三節 改名族稱ノ得喪及襲稱 二二九

第十四節 轉籍及就籍 二二九

第五章 戶籍ノ訂正 二二九

朝鮮戶籍手數料規則 (大一一一府令一五六) 二二九

朝鮮不動産登記令 (明四五制令九) 二二九

朝鮮利息制限令

六 相續ヲ承認シ又ハ之ヲ拋棄スルコト
七 贈與若クハ遺贈ヲ拒絶シ又ハ負擔附
ノ贈與若クハ遺贈ヲ受諾スルコト
八 新築、改築、増築又ハ大修繕ヲ爲ス
九 第六百二十二條ニ定メタル期間ヲ超ユル
貸借ヲ爲スコト

第六百二十二條 處分の能力又は権限
を有せざる者が貸借を爲す場合
に於ては其貸借は左の期間を超
ゆること得ず

一 樹木の栽植又は伐採を目的とす
る山林の貸借は十年
二 其他の土地の貸借は五年
三 建物の貸借は三年
四 動産の貸借は六個月

裁判所ハ場合ニ依リ準禁治産者カ前項ニ掲
ケサル行爲ヲ爲スニモ其保佐人ノ同意ヲ
ルコトヲ要スル旨ヲ宣告スルコトヲ得
前二項ノ規定ニ反スル行爲ハ之ヲ取消スコ
トヲ得

第十三條 第七條及第十條ノ規定ハ準禁治産
ニ之ヲ準用ス
第七條 心神喪失の常況に在る者に付て
は裁判所は本人、保佐人又は擔事の請求
に因り禁治産の宣告を爲すことを得
第十條 禁治産の原因止みたるときは裁
判所は第七條に掲げたる者の請求に因り

其宣告を取消することを要す
第十四條 妻カ左ニ掲ケタル行爲ヲ爲スニハ
夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス
一 第十二條第一項第一號乃至第六號ニ
掲ケタル行爲ヲ爲スコト
二 第十二條 第一項第一號乃至第六
號ニ掲ケタル行爲ヲ爲スコト
三 第八百一十條ニ規定スル行爲ヲ爲スル
爲スルコト

三 不動產又は重要な動產に關す
る權利の得喪を目的とする行爲
ヲ爲すこと
四 訴訟行爲を爲すこと
五 贈與、和解又は仲議契約を爲す
こと
六 相續を承認し又ハ之を拋棄する
こと

三 身體ニ屬許ヲ受クヘキ契約ヲ爲ス
前項ノ規定ニ反スル行爲ハ之ヲ取消スコ
トヲ得
第十五條 一種又ハ數種ノ營業ヲ許サレタル
妻ハ其營業ニ關シテハ獨立人ト同一ノ能力
ヲ有ス
第十六條 夫ハ其與ヘタル許可ヲ取消シ又ハ

之ヲ制限スルコトヲ得但其取消又ハ制限ハ
之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第十七條 左ノ場合ニ於テハ妻ハ夫ノ許可ヲ
受クルコトヲ要セス
一 夫ノ生死分明ナラサルトキ
二 夫カ妻ヲ遺棄シタルトキ
三 夫カ禁治産者又ハ準禁治産者ナルトキ
四 夫カ癲癩ノ爲メ病院又ハ私宅ニ監禁
セララルトキ
五 夫カ禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレ其
刑ノ執行中ニ在ルトキ
六 夫婦ノ利益相反スルトキ

第十八條 夫カ未成年者ナルトキハ第四條ノ
規定ニ依ルニ非サレハ妻ノ行爲ヲ許可スル
コトヲ得ス
第十九條 未成年者カ法律行爲を爲すには
其法定代理人ノ同意を得ることを要す但
單に權利を得又は義務を免るべき行爲は
此限に在らず

第十九條 無能力者ノ相手方ハ其無能力者カ
能力者ト爲リタル後之ニ對シテ一個月以上
ノ期間内ニ其取消シ得ヘキ行爲ヲ追認スル
ヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得
若シ無能力者カ其期間内ニ確答ヲ發セサル
トキハ其行爲ヲ追認シタルモノト看做ス
無能力者カ未タ能力者トナラサル時ニ於テ
夫又ハ法定代理人ニ對シ前項ノ催告ヲ爲ス

モ其期間内ニ確答ヲ發セサルトキ亦同シ但
法定代理人ニ對シテハ其權限内ノ行爲ニ付
テノミ此催告ヲ爲スコトヲ得

特別ノ方式ヲ要スル行爲ニ付テハ右ノ期間
内ニ其方式ヲ踐ミタル通知ヲ發セサルトキ
ハ之ヲ取消シタルモノト看做ス
準禁治産者及ヒ妻ニ對シテハ第一項ノ期間
内ニ保佐人ノ同意又ハ夫ノ許可ヲ得テ其行
爲ヲ追認スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ
準禁治産者又ハ妻カ其期間内ニ右ノ同意又
ハ許可ヲ得タル通知ヲ發セサルトキハ之ヲ
取消シタルモノト看做ス
第二十條 無能力者カ能力者タルコトヲ信セ
シムル爲メ詐術ヲ用キタルトキハ其行爲ヲ
取消スコトヲ得ス

第三節 住所
第二十一條 各人ノ生活ノ本據ヲ以テ其住所
トス

第二十二條 住所ノ知レサル場合ニ於テハ居
所ヲ以テ住所ト看做ス

第二十三條 日本ニ住所ヲ有セサル者ハ其日
本人タルト外國人タルトヲ問ハズ日本ニ於
ケル居所ヲ以テ其住所ト看做ス但法例ノ定
ムル所ニ從ヒ其住所ノ法律ニ依ルヘキ場合
ハ此限ニ在ラス
第二十四條 或行爲ニ付キ假住所ヲ選定シタ
ル片ハ其行爲ニ關シテハ之ヲ住所ト看做ス

第四節 失踪

第二十五條 從來ノ住所又ハ居所ヲ去リタル
者カ其財産ノ管理人ヲ置カザリシトキハ裁
判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ其
財産ノ管理人ニ付キ必要ナル處分ヲ命スルコ
トヲ得本人ノ不在中管理人ノ權限力消滅シ
タルトキ亦同シ
本人カ後日ニ至リ管理人ヲ置キタルトキハ
裁判所ハ其管理人、利害關係人又ハ檢事ノ
請求ニ因リ其命令ヲ取消スコトヲ要ス
第二十六條 不在者カ管理人ヲ置キタル場合
ニ於テ其不在者ノ生死分明ナラサルトキハ
裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ
管理人ヲ改任スルコトヲ得
第二十七條 前二條ノ規定ニ依リ裁判所ニ於
テ選任シタル管理人ハ其管理スヘキ財産ノ
目録ヲ編製スルコトヲ要ス但其費用ハ不在
者ノ財産ヲ以テ之ヲ支辨ス
不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ利害
關係人又ハ檢事ノ請求アルトキハ裁判所ハ
不在者カ監キタル管理人ニモ前項ノ手續ヲ
命スルコトヲ得
右ノ外總テ裁判所カ不在者ノ財産ノ保存ニ
必要ト認ムル處分ハ之ヲ管理人ニ命スルコ
トヲ得

第二十八條 管理人カ第三百三條ニ定メタル權
限ヲ超ユル行爲ヲ必要トスルトキハ裁判所

ノ許可ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ得不在者ノ生
死分明ナラサル場合ニ於テ其管理人カ不在
者ノ定メ置キタル權限ヲ超ユル行爲ヲ必要
トスルトキ亦同シ
第三百三條 權限の定なき代理人は左の行
爲のみを爲す權限を有す
一 保存行爲
二 代理の目的たる物又は權利の性質を變
せざるを範圍内に於て其利用又は改良
を目的とする行爲

第二十九條 裁判所ハ管理人ヲシテ財産ノ管
理及ヒ返還ニ付キ相當ノ擔保ヲ供セシムル
コトヲ得
裁判所ハ管理人ト不在者トノ關係其他ノ事
情ニ依リ不在者ノ財産中ヨリ相當ノ報酬ヲ
管理人ニ與フルコトヲ得
第三十條 不在者ノ生死カ七年間分明ナラサ
ルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ
失踪ノ宣告ヲ爲スコトヲ得
失踪ノ宣告ヲ爲スルコトヲ得
一 戰地ニ臨ミタル者、沈没シタル船舶中ニ在
リタル者其他死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭
シタル者ノ生死カ戰爭ノ止ミタル後、船
船ノ沈没シタル後又ハ其他ノ危難ノ去リタ
ル後三年間分明ナラサルトキ亦同シ
第三十一條 失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前條
ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト看做ス
第三十二條 失踪者ノ生存スルコト又ハ前條

ニ定メタル時ト異ナリタル時ニ死亡シタルコトノ證明アルトキハ裁判所ハ本人又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ取消ス...

第二章 法人

第三十三條 法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サルハ成立スルコトヲ得ス...

人ハ日本ニ成立スル同種ノ者ト同一ノ私權ヲ有ス但外國人カ享有スルコトヲ得サル...

第四十條 財團法人ノ設立者カ其名稱、事務所又ハ理事任免ノ方法ヲ定メシテ死亡シ...

ニ各事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スコトヲ要ス...

第四十八條 法人カ其事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ一週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ...

外國法人カ始メテ日本ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スマ...

第五十六條 理事ノ缺ケタル場合ニ於テ遲滯ノ爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ假理事ヲ選任ス

第五十七條 法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ理事ハ代理權ヲ有セス此場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第五十八條 法人ニハ定款、寄附行爲又ハ總會ノ決議ヲ以テ二人又ハ數人ノ監事ヲ置クコトヲ得

第五十九條 監事ノ職務左ノ如シ
一 法人ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト
二 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト
三 財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ總會又ハ主務官廳ニ報告スルコト
四 前號ノ報告ヲ爲ス爲メ必要アルトキハ總會ヲ召集スルコト

第六十條 社團法人ノ理事ハ少クモ毎年一回社員ノ通常總會ヲ開クコトヲ要ス

第六十一條 社團法人ノ理事ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

臨時總會ノ召集スルコトヲ要ス但此定款ハ

定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第六十二條 總會ノ召集ハ少クモ五日前ニ其會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第六十三條 社團法人ノ事務ハ定款ヲ以テ理事其他ノ役員ニ委任シタルモノヲ除ク外總會ノ決議ニ依リテ之ヲ行フ

第六十四條 總會ニ於テハ第六十二條ノ規定ニ依リテ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノ決議ヲ爲スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第六十五條 各社員ノ表決權ハ平等ナルモノトス

總會ニ出席セザル社員ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲シ又ハ代理人ヲ出タスコトヲ得

前二項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

第六十六條 社團法人ト或社員トノ關係ニ付キ決議ヲ爲ス場合ニ於テハ其社員ハ表決權ヲ有セス

第六十七條 法人ノ業務ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス

主務官廳ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

第六十八條 法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 總會ノ決議
二 社員ノ死亡
第六十九條 社團法人ハ總社員ノ四分ノ三以上ノ承諾アルニ非サレハ解散ノ決議ヲ爲スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第七十條 法人カ其債務ヲ完済スルト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理ノ若クハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第七十一條 法人カ其目的以外ノ事業ヲ爲シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル條件ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務官廳ハ其許可ヲ取消スコトヲ得

第七十二條 解散シタル法人ノ財產ハ定款又ハ寄附行爲ヲ以テ指定シタル人ニ歸屬ス

定款又ハ寄附行爲ヲ以テ歸屬權利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メザラシト

キハ理事ハ主務官廳ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ爲メニ其財産ヲ處分スルコトヲ得但社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リテ處分セラレザル財產ハ國庫ニ歸屬ス

第七十三條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ了ニ至ルマテ尙ホ存續スルモノト爲ス

第七十四條 法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト爲ル但定款若クハ寄附行爲ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス

第七十五條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十六條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十七條 清算人ハ破産ノ場合ヲ除ク外解散後一週間内ニ其氏名、住所及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ爲シ又何レノ場合ニ於テモ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後一週間内ニ其氏名、住所ノ登記ヲ爲シ且ツ之ヲ主

務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ
一 現務ノ了
二 債權ノ取立及ヒ債務ノ辨濟
三 殘餘財産ノ引渡

清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二个月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得

前項ノ公告ニハ債權者カ期間内ニ申出ヲ爲サザルトキハ其債權ハ清算ヨリ除斥セラレヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債權者ヲ除斥スルコトヲ得

清算人ハ知レタル債權者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス

第八十條 前條ノ期間後ニ申出タル債權者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ歸屬權利者ニ引渡サザル財産ニ對シテノミ請求ヲ爲スコトヲ得

第八十一條 清算中ニ法人ノ財產カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタル

トキハ其任ヲ終ハリタルモノトス

本條ノ場合ニ於テ既ニ債權者ニ支拂ヒ又ハ歸屬權利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得

第八十二條 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル檢査ヲ爲スコトヲ得

第八十三條 清算力了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

第四節 罰則

第八十四條 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處セラル

一 本章ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 第五十一條ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

第五十一條 法人ハ設立の時及ヒ毎年初ノ三ヶ月内に財産目録を作リ常に之を事務所に備へ置くことを要ス但特に事業年度を設くるものは設立の時及ヒ其年度の終に於て之を作ることを要ス

社團法人ハ社員名簿を備へ置き社員ノ變更ある毎に之を訂正するこ

三 第六十七條又ハ第八十二條ノ場合ニ於テ主務官廳又ハ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

第六十七條 法人の業務は主務官廳の監督に屬す

主務官廳は何時にても職權を以て法人の業務及び財産の狀況を検査することを得

第八十二條 法人の解散及び清算は裁判所の監督に屬す

裁判所は何時にても職權を以て前項の監督に必要な検査を爲すことを得

四 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

第七十條又ハ第八十一條ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ忘リタルトキ

第七十條 法人が其債務を完済すること能はざるに至りたるときは裁判所は理事若しくは債權者の請求に因り又は職權を以て破産の宣告を爲す

前項の場合に於て理事は直ちに破産宣告の請求を爲すことを要す

六 第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ忘リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第七十九條 清算人は其就職の日より二个月内に少くとも三回の公告を以て債權者に對し一定の期間内に其請求の申出を爲すべき旨を催告することを要す但其期間は二个月を下ることを得ず

前項の公告には債權者か期間内に申出を爲さざるときは其債權は清算より除外せらるべき旨を附記することを要す但清算人は知れたる債權者を除外することを得ず

第三章 物

第八十五條 本法ニ於テ物トハ有體物ヲ謂フ

第八十六條 土地及ヒ其定著物ハ之ヲ不動産トス

此他ノ物ハ總テ之ヲ動産トス

無記名債權ハ之ヲ動産ト看做ス

ニ附屬セシメタルトキハ其附屬セシメタル物ヲ從物トス

第八十八條 物ノ用方ニ從ヒ收取スル產出物ヲ天然果實トス

物ノ使用ノ對價トシテ受クヘキ金銀其他ノ物ヲ法定果實トス

第八十九條 天然果實ハ其元物ヨリ分離スル時ニ之ヲ收取スル權利ヲ有スル者ニ屬ス

法定果實ハ之ヲ收取スル權利ノ存續期間日割ヲ以テ之ヲ取得ス

第九十條 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

第九十一條 法律行為ノ當事者カ法令中ノ公ノ秩序ニ關セサル規定ニ異ナリタル意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第九十二條 法令中ノ公ノ秩序ニ關セサル規定ニ異ナリタル慣習アル場合ニ於テ法律行為ノ當事者カ之ニ依ル意思ヲ有セルモノト認ムヘキトキハ其慣習ニ從フ

第九十三條 意思表示ハ表意者カ其眞意ニ非サルコトヲ知リテ之ヲ爲シタル爲メ其效力ヲ妨ケラルルコトナシ但相手方カ表意者ノ

但其法定代理人カ之ヲ知リタル後ハ此限ニ在ラス

第九十九條 代理人カ其權限内ニ於テ本人ノ爲メニスルコトヲ示シテ爲シタル意思表示ハ直接ニ本人ニ對シテ其效力ヲ生ス

前項ノ規定ハ第三者カ代理人ニ對シテ爲シタル意思表示ニ之ヲ準用ス

第一百條 代理人カ本人ノ爲メニスルコトヲ示サシテ爲シタル意思表示ハ自己ノ爲メニスルコトヲ看做ス但相手方カ其本人ノ爲メニスルコトヲ知リ又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス

第一百一條 意思表示ノ效力カ意思ノ欠缺、詐欺、強迫又ハ或事情ヲ知リタルコト若クハ之ヲ知ラサル過失アリタルコトニ因リテ影響ヲ受クヘキ場合ニ於テ其實質ノ有無ハ代理人ニ付キテ定ム

特定ノ法律行為ヲ爲スコトヲ委託セラレタル場合ニ於テ代理人カ本人ノ指圖ニ從ヒ其行為ヲ爲シタルトキハ本人ハ其自ラ知リタル事情ニ付キ代理人ノ不知ヲ主張スルコトヲ得ス其過失ニ因リテ知ラサリシ事情ニ付キ亦同シ

第一百二條 代理人ハ能力者タルコトヲ要セス

第一百三條 權限ノ定ナキ代理人ハ左ノ行為ノ

第九十八條 意思表示ノ相手方カ之ヲ受ケタル時ニ未成年者又ハ禁治產者ナリシトキハ其意思表示ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ス

ミヲ爲ス權限ヲ有ス

一 保存行為

二 代理ノ目的タル物又ハ權利ノ性質ヲ變セサル範圍内ニ於テ其利用又ハ改良ヲ目的トスル行為

第一百四條 委任ニ因ル代理人ハ本人ノ許諾ヲ得タルトキ又ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキニ非サレハ復代理人ヲ選任スルコトヲ得ス

第一百五條 代理人カ前條ノ場合ニ於テ復代理人ヲ選任シタルトキハ選任及ヒ監督ニ付キ本人ニ對シテ其責任ニ從ヒテ復代理人ヲ選任シタルトキハ其不適任又ハ不誠實ナルコトヲ知リテ之ヲ本人ニ通知シ又ハ之ヲ解任スルコトヲ得ルニ非サレハ其責任ニ從セス

第一百六條 法定代理人ハ其責任ヲ以テ復代理人ヲ選任スルコトヲ得但已ムコトヲ得サル事由アリタルトキハ前條第一項ニ定メタル責任ノミヲ負フ

第一百七條 復代理人ハ其權限内ノ行為ニ付キ本人ヲ代表ス

復代理人ハ本人及ヒ第三者ニ對シテ代理人ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第一百八條 何人ト雖モ同一ノ法律行為ニ付キ其相手方ノ代理人ト爲リ又ハ當事者雙方ノ代理人ト爲ルコトヲ得ス但債務ノ履行ニ付

眞意ヲ知リ又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシトキハ其意思表示ハ無効トス

第九十四條 相手方ト通シテ爲シタル虚偽ノ意思表示ハ無効トス

前項ノ意思表示ノ無効ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第九十五條 意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ス

第九十六條 詐欺又ハ強迫ニ因ル意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得

或人ニ對スル意思表示ニ付キ第三者カ詐欺ヲ行ヒタル場合ニ於テハ相手方カ其事實ヲ知リタルトキニ限り其意思表示ヲ取消スコトヲ得

詐欺ニ因ル意思表示ノ取消ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第九十七條 隔地者ニ對スル意思表示ハ其通知ノ相手方ニ到達シタル時ヨリ其效力ヲ生ス

表意者カ通知ヲ發シタル後ニ死亡シ又ハ能力ヲ失フモ意思表示ハ之カ爲メニ其效力ヲ防ケラルルコトナシ

第九十八條 意思表示ノ相手方カ之ヲ受ケタル時ニ未成年者又ハ禁治產者ナリシトキハ其意思表示ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ス

テハ此限ニ在ラス
第九條 第三者ニ對シテ他人ニ代理權ヲ與ヘタル旨ヲ表示シタル者ハ其代理權ノ範圍内ニ於テ其他入ト第三者トノ間ニ爲シタル行為ニ付キ其實ニ任ス

第十條 代理人カ其權限外ノ行為ヲ爲シタル場合ニ於テ第三者カ其權限アリト信スヘキ正當ノ理由ヲ有セシトキハ前條ノ規定ヲ準用ス

第十一條 代理權ハ左ノ事由ニ因リテ消滅ス
一 本人ノ死亡
二 代理人ノ死亡、禁治產又ハ破產
此他委任ニ因ル代理權ハ委任ノ終了ニ因リテ消滅ス

第十二條 代理權ノ消滅ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス但第三者カ過失ニ因リテ其實事ヲ知ラザリシトキハ此限ニ在ラス

第十三條 代理權ヲ有セサル者カ他人ノ代理人トシテ爲シタル契約ハ本人カ其追認ヲ爲スニ非サレハ之ニ對シテ其效力ヲ生セス追認又ハ其拒絕ハ相手方ニ對シテ之ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ對抗スルコトヲ得ス但相手方カ其事實ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス

第十四條 前條ノ場合ニ於テ相手方ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ追認ヲ爲スヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ本人ニ催告スルコトヲ得若シ本人カ其期間内ニ確答ヲ爲サザルトキハ追認ヲ拒絕シタルモノト看做ス

第十五條 代理權ヲ有セサル者ノ爲シタル契約ハ本人ノ追認ナキ間ハ相手方ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得但契約ノ當時相手方カ代理權ナキコトヲ知リタルハ此限ニ在ラス

第十六條 追認ハ別段ノ意思表示ナキトキハ契約ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス但第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス

第十七條 他人ノ代理人トシテ契約ヲ爲シタル者カ其代理權ヲ證明スルコト能ハス且本人ノ追認ヲ得ザリシトキハ相手方ノ選擇ニ從ヒ之ニ對シテ履行又ハ損害賠償ノ責任ヲ負フ

第十八條 前項ノ規定ハ相手方カ代理權ナキコトヲ知リタルトキ若クハ過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキ又ハ代理人トシテ契約ヲ爲シタル者カ其能力ヲ有セザリシトキハ之ヲ適用セス

第十九條 單獨行為ニ付テハ其行為ノ當時相手方カ代理人ト稱スル者ノ代理權ヲ得テ之ヲ爲スコトニ同意シ又ハ其代理權ヲ爭ハザリシトキニ限り前條ノ規定ヲ準用ス

第二十條 代理權ヲ有セサル者ニ對シテ其同意ヲ得テ單獨行為ヲ爲シタルトキ亦同シ

第二十一條 無効及ヒ取消ノ期間

第二十二條 無効ノ期間

第二十三條 取消ノ期間

第二十四條 停止條件附法律行為ハ其條件成就ノ時ヨリ其效力ヲ生ス

第二十五條 停止條件附法律行為ハ其條件成就ノ時ヨリ其效力ヲ生ス

第二十六條 停止條件附法律行為ハ其條件成就ノ時ヨリ其效力ヲ生ス

第二十七條 停止條件附法律行為ハ其條件成就ノ時ヨリ其效力ヲ生ス

第二十八條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第二十九條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第三十條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第三十一條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第三十二條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第三十三條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第三十四條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第三十五條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第三十六條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第三十七條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第三十八條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第三十九條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第四十條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第四十一條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第四十二條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第四十三條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第四十四條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第四十五條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第四十六條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第四十七條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第四十八條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第四十九條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第五十條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第五十一條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第五十二條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第五十三條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第五十四條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第五十五條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第五十六條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第五十七條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第五十八條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第五十九條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第六十條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第六十一條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第六十二條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第六十三條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第六十四條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

第六十五條 條件附法律行為ノ各當事者ハ其行為ヨリ生スヘキ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス

年ヲ以テシタルトキハ期間ノ初日ハ之ヲ算入セズ但其期間カ午前時ヨリ始マルトキハ此限ニ在ラス

第四百一十一條 前條ノ場合ニ於テハ期間ノ末日ノ終了ヲ以テ期間ノ満了トス
第四百一十二條 期間ノ末日カ大祭日、日曜日其他ノ休日ニ當タルトキハ其日ニ取引ヲ爲ササル慣習アル場合ニ限り期間ハ其翌日ヲ以テ満了ス

第四百一十三條 期間ヲ定ムルニ週、月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ算ス週、月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其期間ハ最後ノ週、月又ハ年ニ於テ其起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ満了ス但月又ハ年ヲ以テ期間ヲ定メタル場合ニ於テ最後ノ月ニ應當日ナキトキハ其月ノ末日ヲ以テ満期日トス

第六章 時效

第一節 總則

第四百四十四條 時効ノ效力ハ其起算日ニ週ル
第四百四十五條 時効ハ當事者カ之ヲ援用スルニ非サレハ裁判所ニ依リテ裁判ヲ爲スコトヲ得ス
第四百四十六條 時効ノ利益ハ豫メ之ヲ放棄スルコトヲ得ス

第四百四十七條 時効ハ左ノ事由ニ因リテ中断ス
一 請求
二 差押、假差押又ハ假處分
三 承認

第四百四十八條 前條ノ時効中断ハ當事者及ヒ其承継人ノ間ニ於テノミ其效力ヲ有ス
第四百四十九條 裁判上ノ請求ハ訴ノ却下又ハ取下ノ場合ニ於テハ時効中断ノ效力ヲ生セス

第四百五十條 支拂命令ハ債權者カ法定ノ期間内ニ假執行ノ申立ヲ爲ササルニ因リ其效力ヲ失フトキハ時効中断ノ效力ヲ生セス
第四百五十一條 和解ノ爲メニスル呼出ハ相手方カ出頭セズ又ハ和解ノ調ハサルトキハ一個月内ニ訴ヲ提起スルニ非サレハ時効中断ノ效力ヲ生セズ任意出頭ノ場合ニ於テ和解ノ調ハサルトキ亦同シ

第四百五十二條 破産手續參加ハ債權者カ之ヲ取消シ又ハ其請求カ却下セラレタルトキハ時効中断ノ效力ヲ生セス
第四百五十三條 催告ハ六個月内ニ裁判上ノ請求、和解ノ爲メニスル呼出若クハ任意出頭、破産手續參加、差押、假差押又ハ假處分ヲ爲スニ非サレハ時効中断ノ效力ヲ生セス
第四百五十四條 差押、假差押及ヒ假處分ハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ法律ノ規定ニ從ハサルニ因リテ取消サレタルトキハ時効中断ノ效力ヲ生セス

第四百五十五條 差押、假差押及ヒ假處分ハ時効ノ利益ヲ受クル者ニ對シテ之ヲ爲ササルトキハ之ヲ其者ニ通知シタル後ニ非サレハ時効中断ノ效力ヲ生セス

第四百五十六條 時効中断ノ效力ヲ生スヘキ承認ヲ爲スニハ相手方ノ權利ニ付キ處分ノ能力又ハ權限アルコトヲ要セス
第四百五十七條 中断シタル時効ハ其中断ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム裁判上ノ請求ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム

第四百五十八條 時効ノ期間満了前六個月内ニ於テ未成年者又ハ禁治產者カ法定代理人ヲ有セザリシトキハ其者カ能力者ト爲リ又ハ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六個月内ハ之ニ對シテ時効完成セス
第四百五十九條 無能力者カ其財產ヲ管理スル父、母又ハ後見人ニ對シテ有スル權利ニ付テハ其者カ能力者ト爲リ又ハ後任ノ法定代理人カ就職シタル時ヨリ六個月内ハ時効完成セス

第四百六十條 相續財產ニ關シテハ相續人ノ確定シ、管理入ノ選任セラレ又ハ破産ノ宣告ルニ因リテ取消サレタルトキハ時効中断ノ效力ヲ生セス
第四百六十一條 時効ノ期間満了ノ時ニ當タリ天災其他遲クヘカラサル事變ノ爲メ時効ヲ中断スルコト能ハサルトキハ其妨礙ノ止ミタル時ヨリ二週間内ハ時効完成セス

第四百六十二條 二十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ物ヲ占有シタル者ハ其所有權ヲ取得ス
第四百六十三條 所有權以外ノ財產權ヲ自己ノ爲メニスル意思ヲ以テ平穩且公然ニ行使スル者ハ前條ノ區別ニ從ヒ二十年又ハ十年ノ後其權利ヲ取得ス

第四百六十四條 第四百六十二條ノ時効ハ占有者カ任意ニ其占有ヲ中止シ又ハ他人ノ爲メニ之ヲ奪ハレタルトキハ中断ス
第四百六十五條 前條ノ規定ハ第四百六十三條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百六十六條 消滅時効ハ權利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ進行ス
第四百六十七條 前項ノ規定ハ始期附又ハ停止條件附權利ノ目的物ヲ占有スル第三者ノ爲メニ其占有ノ

時ヨリ取得時効ノ進行スルコトヲ妨ケス但權利者ハ其時効ヲ中断スル爲メ何時ニテモ占有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ得
第四百六十七條 債權ハ十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス
第四百六十八條 債權ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス
第四百六十九條 年又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル金錢其他ノ物ノ給付ヲ目的トスル債權ハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第四百七十條 左ニ掲ケタル債權ハ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス
一 醫師、產婆及ヒ藥劑師ノ治術、勤勞及ヒ調劑ニ關スル債權
二 技師、棟梁及ヒ請負人ノ工事ニ關スル債權但此時効ハ其負擔シタル工事終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第四百七十一條 辯護士ハ事件終了ノ時ヨリ公證人及ヒ執達吏ハ其職務執行ノ時ヨリ三年ヲ經過シタルトキハ其職務ニ關シテ受取りタル書類ニ付キ其責ヲ免ル
第四百七十二條 辯護士、公證人及ヒ執達吏ノ職務ニ關スル債權ハ其原因タル事件終了ノ時ヨリ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第四百七十三條 左ニ掲ケタル債權ハ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス
一 生産者、卸賣商人及ヒ小賣商人カ賣却シタル產物及ヒ商品ノ代價
二 居職人及ヒ製造人ノ仕事ニ關スル債權
三 生徒及ヒ習業者ノ教育、衣食及ヒ止宿ノ代料ニ關スル校長、塾主、教師及ヒ師匠ノ債權

第四百七十四條 左ニ掲ケタル債權ハ一年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス
一 月又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル雇人ノ給料
二 勞力者及ヒ雇人ノ賃金並ニ其供給シタル物ノ代價
三 運送賃
四 旅店、料理店、貸席及ヒ娯遊場ノ宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費物代價並ニ立替金
五 動産ノ損料

第二編 物權

第一章 總則

第七十五條 物權ハ本法其他ノ法律ニ定ムルモノ外之ヲ創設スルコトヲ得ス

第七十六條 物權ノ設定及ヒ移轉ハ當事者ノ意思表示ノミニ依リテ其效力ヲ生ス

第七十七條 不動產ニ關スル物權ノ得喪及ヒ變更ハ登記法ノ定ムル所ニ從ヒ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七十八條 動產ニ關スル物權ノ讓渡ハ其動產ノ引渡アルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七十九條 同一物ニ付キ所有權及ヒ他ノ物權カ同一人ニ歸シタルトキハ其物權ハ消滅ス但其他ノ物權カ第三者ノ權利ノ目的タルトキハ此限ニ在ラス

第八十條 所有權以外ノ物權及ヒ之ヲ目的トスル他ノ權利カ同一人ニ歸シタルトキハ其權利ハ消滅ス此場合ニ於テハ前項但書ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ占有權ニハ之ヲ適用セス

第二章 占有權

第一節 占有權ノ取得

第八十條 占有權ハ自己ノ爲メニスル意思ヲ以テ物ヲ所持スルニ依リテ之ヲ取得ス

第八十一條 占有權ハ代理人ニ依リテ之ヲ取得スルコトヲ得

第八十二條 占有權ノ讓渡ハ占有物ノ引渡ニ依リテ之ヲ爲ス

第八十三條 代理人カ自己ノ占有物ヲ爾後本人ノ爲メニ占有スヘキ意思ヲ表示シタルトキハ本人ハ之ニ依リテ占有權ヲ取得ス

第八十四條 代理人ニ依リテ占有物ヲ爲ス場合ニ於テ本人カ其代理人ニ對シ爾後第三者ノ爲メニ其物ヲ占有スヘキ旨ヲ命シ或ハ之ヲ承諾シタルトキハ其第三者ハ占有權ヲ取得ス

第八十五條 權原ノ性質上占有者ニ所有ノ意思ナキモノトスル場合ニ於テハ其占有者カ自己ニ占有ヲ爲サシメタル者ニ對シ所有ノ意思アルコトヲ表示シ又ハ新權原ニ依リ更ニ所有ノ意思ヲ以テ占有ヲ始ムルニ非サレハ占有ハ其性質ヲ變セス

第八十六條 占有者ハ所有ノ意思ヲ以テ善意、平穩且公然ニ占有ヲ爲スモノト推定ス前後兩時ニ於テ占有ヲ爲シタル證據アルトキハ占有ハ其間繼續シタルモノト推定ス

第八十七條 占有者ノ承繼人ハ其選擇ニ從ヒ自己ノ占有ノミヲ主張シ又ハ自己ノ占有ニ前主ノ占有ヲ併セテ之ヲ主張スルコトヲ得前主ノ占有ヲ併セテ主張スル場合ニ於テハ其瑕疵モ亦之ヲ承繼ス

第八十八條 占有者カ占有物ノ上ニ行使スル權利ハ之ヲ適法ニ有スルモノト推定ス

第八十九條 善意ノ占有者ハ占有物ヨリ生スル果實ヲ取得ス

第九十條 善意ノ占有者カ本權ノ訴ニ於テ敗訴シタルトキハ其起訴ノ時ヨリ惡意ノ占有者ト看做ス

第九十一條 惡意ノ占有者ハ果實ヲ返還シ且其既ニ消費シ、過失ニ依リテ毀損シ又ハ收取ヲ怠リタル果實ノ代價ヲ償還スル義務ヲ負フ

前項ノ規定ハ強暴又ハ隱蔽ニ因ル占有者ニ之ヲ準用ス

第九十二條 占有物カ占有者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ惡意ノ占有者ハ其回復者ニ對シ其損害ノ全部ヲ賠償スル義務ヲ負ヒ善意ノ占有者ハ其滅失又ハ毀損ニ依リテ現ニ利益ヲ受クル限ニ於テ賠償ヲ爲ス義務ヲ負フ但所有ノ意思ナキ占有者ハ其善意ナルトキト雖モ全部ノ賠償ヲ爲スコトヲ要ス

第九十三條 平穩且公然ニ動產ノ占有ヲ始

メタル者カ善意ニシテ且過失ナキトキハ即時ニ其動產ノ上ニ行使スル權利ヲ取得ス

第九十四條 前條ノ場合ニ於テ占有物カ盜品又ハ遺失物ナルトキハ被害者又ハ遺失主ハ盜難又ハ遺失ノ時ヨリ二年間占有者ニ對シテ其物ノ回復ヲ請求スルコトヲ得

第九十五條 占有者カ盜品又ハ遺失物ヲ賣賣若クハ公ノ市場ニ於テ又ハ其物ト同種ノ物ヲ販賣スル商人ヨリ善意ニテ買受ケタルトキハ被害者又ハ遺失主ハ占有者カ拂ヒタル代價ヲ賠償スルニ非サレハ其物ヲ回復スルコトヲ得ス

第九十六條 他人カ飼養セシ家畜外ノ動物ヲ占有スル者ハ其占有ノ始善意ニシテ且過失ノ時ヨリ一个月内ニ飼養主ヨリ回復ノ請求ヲ受ケサルトキハ其動物ノ上ニ行使スル權利ヲ取得ス

第九十七條 占有者カ占有物ヲ返還スル場合ニ於テハ其物ノ保存ノ爲メニ費シタル金額其他ノ必要費ヲ回復者ヨリ償還セシムルコトヲ得但占有者カ果實ヲ取得シタル場合ニ於テハ通常ノ必要費ハ其負擔ニ歸ス

第九十八條 占有者カ占有物ノ改良ノ爲メニ費シタル金額其他ノ有益費ニ付テハ其價格ノ增加カ現存スル場合ニ限り回復者ノ選擇ニ從ヒ其費シタル金額又ハ増價額ヲ償還セシムルコトヲ得但惡意ノ占有者ニ對シテハ裁判所ハ同

復者ノ請求ニ依リ之ニ相當ノ期限ヲ許與スルコトヲ得

第九十九條 占有者ハ後五條ノ規定ニ從ヒ占有ノ訴ヲ提起スルコトヲ得他人ノ爲メニ占有ヲ爲ス者亦同シ

第一百條 占有者カ其占有ヲ妨害セラレタルトキハ占有保持ノ訴ニ依リテ其妨害ノ停止及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第一百零一條 占有者カ其占有ヲ妨害セラレタルトキハ占有保全ノ訴ニ依リテ其妨害ノ豫防又ハ損害賠償ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得

第一百零二條 占有者カ其占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回復ノ訴ニ依リテ其物ノ返還及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第一百零三條 占有者カ其占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回復ノ訴ニ依リテ其物ノ返還及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第一百零四條 占有者カ其占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回復ノ訴ニ依リテ其物ノ返還及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第一百零五條 占有者カ其占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回復ノ訴ニ依リテ其物ノ返還及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第一百零六條 占有者カ其占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回復ノ訴ニ依リテ其物ノ返還及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第一百零七條 占有者カ其占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回復ノ訴ニ依リテ其物ノ返還及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第一百零八條 占有者カ其占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回復ノ訴ニ依リテ其物ノ返還及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第一百零九條 占有者カ其占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回復ノ訴ニ依リテ其物ノ返還及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第一百一十條 占有者カ其占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回復ノ訴ニ依リテ其物ノ返還及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

占有回復ノ訴ハ侵奪ノ時ヨリ一年内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第一百一十一條 占有ノ訴ハ本權ノ訴ト互ニ相妨クルコトナシ

第一百一十二條 占有ノ訴ハ本權ニ關スル理由ニ基キテ之ヲ裁判スルコトヲ得ス

第一百一十三條 占有權ノ消滅

第一百一十四條 占有權ハ占有者カ占有ノ意思ヲ拋棄シ又ハ占有物ノ所持ヲ失フニ依リテ消滅ス但占有者カ占有回復ノ訴ヲ提起シタルトキハ此限ニ在ラス

第一百一十五條 代理人ニ依リテ占有ヲ爲ス場合ニ於テハ占有權ハ左ノ事由ニ依リテ消滅ス

一 本人カ代理人ヲシテ占有ヲ爲サシムル意思ヲ拋棄シタルコト

二 代理人カ本人ニ對シ爾後自己又ハ第三者ノ爲メニ占有物ヲ所持スヘキ意思ヲ表示シタルコト

三 代理人カ占有物ノ所持ヲ失ヒタルコト

四 代理人カ占有物ノ消滅ノミニ依リテ消滅セス

第四節 準占有

第一百一十六條 本章ノ規定ハ自己ノ爲メニスル意思ヲ以テ財產權ノ行使ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第一節 所有權ノ界限

第二百六條 所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用、收益及ヒ處分ヲ爲ス權利ヲ有ス

第二百七條 土地ノ所有權ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及ブ

第二百八條 數人ニテ一棟ノ建物ヲ區分シ各其一部ヲ所有スルトキハ建物及ヒ其附屬物ノ共用部分ハ其共有ニ屬スルモノト推定ス其部分ノ修繕費其他ノ負擔ハ各自ノ所有部分ノ價格ニ應ジテ之ヲ分ツ

第二百九條 土地ノ所有者ハ疆界又ハ其近傍ニ於テ牆壁若クハ建物ヲ築造シ又ハ之ヲ修繕スル爲メ必要ナル範圍内ニ於テ隣地ノ使用ヲ請求スルコトヲ得但隣人ノ承諾アルニ非サレハ其住家ニ立入ルコトヲ得ス

第三十條 前項ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其價金ヲ請求スルコトヲ得

第三十一條 或土地カ他ノ土地ニ圍繞セラレテ公路ニ通セサルトキハ其土地ノ所有者ハ池沼、河渠若クハ海洋ニ由ルニ非サレハ他ニ通スルコトヲ能ハス又ハ崖岸アリテ土地ト公路ト著シキ高低ヲ爲ストキ亦同シ

第三十二條 前條ノ場合ニ於テ通行ノ場所及ヒ方法ハ通行權ヲ有スル者ノ爲メニ必要ニシテ且圍繞地ノ爲メニ損害最モ少キモノヲ選フコトヲ要ス

第三十三條 通行權ヲ有スル者ハ必要アルトキハ通路ヲ開設スルコトヲ得

第三十四條 通行權ヲ有スル者ハ通行地ノ損害ニ對シテ價金ヲ拂フコトヲ要ス但通路開設ノ爲メニ生シタル損害ニ對スルモノヲ除ク外一年毎ニ其價金ヲ拂フコトヲ得

第三十五條 分割ニ因リ公路ニ通セサル土地ヲ生シタルトキハ其土地ノ所有者ハ公路ニ至ル爲メ他ノ分割者ノ所有地ノミヲ通行スルコトヲ得此場合ニ於テハ價金ヲ拂フコトヲ要セス

第三十六條 前項ノ規定ハ土地ノ所有者カ其土地ノ一部ヲ讓渡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條 土地ノ所有者ハ隣地ヨリ水ノ自然ニ流レ來ルヲ妨クルコトヲ得ス

第三十八條 水流カ事變ニ因リ低地ニ於テテ阻塞シタルトキハ高地ノ所有者ハ自費ヲ以テ其疏通ニ必要ナル工事ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 甲地ニ於テ貯水、排水又ハ引水ノ爲メニ設ケタル工作物ノ破潰又ハ阻塞ニ因リテ乙地ニ損害ヲ及ボシ又ハホス虞アルトキハ乙地ノ所有者ハ甲地ノ所有者ヲシテ修繕若クハ疏通ヲ爲サシメ又必要アルトキハ修繕工事ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十條 前二條ノ場合ニ於テ費用ノ負擔ニ付キ別段ノ償習アルトキハ其償習ニ從フ

第四十一條 土地ノ所有者ハ直チニ雨水ヲ隣地ニ注瀉セシムヘキ屋根其他ノ工作物ヲ設ケルコトヲ得ス

第四十二條 溝渠其他ノ水流地ノ所有者ハ對岸ノ土地カ他人ノ所有ニ屬スルトキハ其水路又ハ幅員ヲ變スルコトヲ得ス

第四十三條 兩岸ノ土地カ水流地ノ所有者ニ屬スルトキハ其所有權ハ水路及ヒ幅員ヲ變スルコトヲ得但下口ニ於テ自然ノ水路ニ復スルコトヲ要ス前二項ノ規定ニ異ナリタル償習アルトキハ其償習ニ從フ

第四十四條 高地ノ所有者ハ浸水地ヲ乾カス爲メ又ハ家用若クハ農工業用ノ餘水ヲ排泄スル爲メ公路、公溝又ハ下水道ニ至ルマテ低地ニ水ヲ通過セシムルコトヲ得但低地ノ爲メニ損害最モ少キ場所及ヒ方法ヲ選フコトヲ要ス

第四十五條 土地ノ所有者ハ其所有地ノ水ヲ通過セシムル爲メ高地又ハ低地ノ所有者カ設ケタル工作物ヲ使用スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ他人ノ工作物ヲ使用スル者ハ其利益ヲ受ケル割合ニ應ジテ工作物ノ設置及ヒ保存ノ費用ヲ分擔スルコトヲ要ス

第四十六條 水流地ノ所有者ハ堰ヲ設ケル需要アルトキハ其堰ヲ對岸ニ附著セシムルコトヲ得但之ニ因リテ生シタル損害ニ對シテ價金ヲ拂フコトヲ要ス

第四十七條 對岸ノ所有者ハ水流地ノ一部カ其所有ニ屬スルトハ右ノ堰ヲ使用スルコトヲ得但前項ノ規定ニ從ヒ費用ヲ分擔スルコトヲ要ス

第四十八條 土地ノ所有者ハ隣地ノ所有者ト共同ノ費用ヲ以テ疆界ヲ標示スヘキ物ヲ設ケルコトヲ得

第四十九條 界標ノ設置及ヒ保存ノ費用ハ相隣者平分シテ之ヲ負擔ス但測量ノ費用ハ其土地ノ廣狹ニ應ジテ之ヲ分擔ス

第五十條 二棟ノ建物カ其所有者ヲ異ニシ且其間ニ空地アルトキハ各所有者ハ他ノ所有者ト共同ノ費用ヲ以テ其疆界ニ圍障ヲ設ケルコトヲ得

第五十一條 當事者ノ協議調ハサルトキハ前項ノ圍障ハ板屏又ハ竹垣ニシテ高さ六尺タルコトヲ要ス

第五十二條 圍障ノ設置及ヒ保存ノ費用ハ相隣者平分シテ之ヲ負擔ス

第五十三條 相隣者ノ一人ハ第二百二十五條第二項ニ定メタル材料ヨリ良好ナルモノヲ用キ又ハ高サヲ増シテ圍障ヲ設ケルコトヲ得但之ニ因リテ生スル費用ノ増額ヲ負擔スルコトヲ要ス

第五十四條 前三條ノ規定ニ異ナリタル償習アルトキハ其償習ニ從フ

第五十五條 疆界線上ニ設ケタル界標、圍障、牆壁及ヒ溝渠ハ相隣者ノ共有ニ屬スルモノト推定ス

第五十六條 一棟ノ建物ノ部分ヲ成ス疆界線上ノ牆壁ニハ前條ノ規定ヲ適用セス

第五十七條 高サノ不同ナル二棟ノ建物ヲ隔ツル牆壁ノ低キ建物ヲ除ユル部分亦同シ但防火牆壁ハ此限ニ在ラス

第五十八條 相隣者ノ一人ハ共有ノ牆壁ノ高サヲ増スコトヲ得但其牆壁カ此工事ニ耐ヘサルトキハ自費ヲ以テ工作ヲ加ヘ又ハ其牆壁ヲ改築スルコトヲ要ス

第五十九條 前項ノ規定ニ依リテ牆壁ノ高サヲ増シタル部分ハ其工事ヲ爲シタル者ノ專有ニ屬ス

第六十條 前條ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其價金ヲ請求スルコトヲ得

第六十一條 隣地ノ竹木ノ枝カ疆界線ヲ踰ユルトキハ其竹木ノ所有者ヲシテ其枝ヲ剪除セシムルコトヲ得

第六十二條 隣地ノ竹木ノ根カ疆界線ヲ踰ユルトキハ之ヲ截取スルコトヲ得

第六十三條 建物ヲ築造スルニハ疆界線ヨリ一尺五寸以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス前項ノ規定ニ違ヒテ建築ヲ爲サントスル者アルトキハ隣地ノ所有者ハ其建築ヲ廢止シ又ハ之ヲ變更セシムルコトヲ得但建築著手ノ時ヨリ一年ヲ經過シ又ハ其建築ノ竣成シタル後ハ損害賠償ノ請求ノミヲ爲スコトヲ得

第六十四條 疆界線ヨリ三尺未滿ノ距離ニ於テ他人ノ宅地ヲ觀望スヘキ窓又ハ縁側ヲ設ケル者ハ目障ヲ附スルコトヲ要ス

第六十五條 前項ノ距離ハ窓又ハ縁側ノ最モ隣地ニ近キ點ヨリ直角線ニテ疆界線ニ至ルマテヲ測算ス

第六十六條 前二條ノ規定ニ異ナリタル償習アルトキハ其償習ニ從フ

第六十七條 井戸、用水溜、下水溜又ハ肥料溜ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ六尺以上池、地窖又ハ厠坑ヲ穿ツニハ三尺以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス

第六十八條 水樋ヲ埋メ又ハ溝渠ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ水深サノ半以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス但三尺ヲ踰ユルコトヲ要セス

第六十九條 疆界線ノ近傍ニ於テ前條ノ工事ヲ爲ストキハ土砂ノ崩壞又ハ水若クハ汚液ノ滲漏ヲ防クニ必要ナル注意ヲ爲スコトヲ要ス

第七十條 所有權ノ取得

第七十一條 無主ノ動産ハ所有ノ意思ヲ以テ之ヲ占有スルニ因リテ其所有權ヲ取得ス

第七十二條 無主ノ不動産ハ國庫ノ所有ニ屬ス

第七十三條 遺失物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ爲シタル後一年内ニ其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有權ヲ取得ス

第七十四條 埋藏物ハ特別法ノ定ムル所

ニ從ヒ公告ヲ爲シタル後六個月内ニ其所有
者ノ知レサルトキハ發見者其所有權ヲ取得
ス但他人ノ物ノ中ニ於テ發見シタル埋藏物
ハ發見者及ヒ其物ノ所有者折半シテ其所有
權ヲ取得ス

第二百四十二條 不動産ノ所有者ハ其不動産
ノ從トシテ之ニ附合シタル物ノ所有權ヲ取
得ス但權原ニ因リテ其物ヲ附屬セシメタル
他人ノ權利ヲ妨ケス

第二百四十三條 各別ノ所有者ニ屬スル數個
ノ不動産カ附合ニ因リ毀損スルニ非サレハ之
ヲ分離スルコト能ハサルニ至リタルトキハ
其合成物ノ所有權ハ主タル不動産ノ所有者ニ
屬ス分離ノ爲メ過分ノ費用ヲ要スルトキ亦
同シ

第二百四十四條 附合シタル不動産ニ付キ主從
ノ區別ヲ爲スコト能ハサルトキハ各不動産ノ
所有者ハ其附合ノ當時ニ於ケル價格ノ割合
ニ應シテ合成物ヲ共有ス

第二百四十五條 前二條ノ規定ハ各別ノ所有
者ニ屬スル物カ混和シテ識別スルコト能ハ
サルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス
第二百四十六條 他人ノ不動産ニ工作ヲ加ヘタ
ル者アルトキハ其加工物ノ所有權ハ材料ノ
所有者ニ屬ス但工作ニ因リテ生シタル價格
カ著シク材料ノ價格ニ超ユルトキハ加工者
其物ノ所有權ヲ取得ス

加工者カ材料ノ一部ヲ供シタルトキハ其價
格ニ工作ニ因リテ生シタル價格ヲ加ヘタル
モノカ他人ノ材料ノ價格ニ超ユルトキニ限
リ加工者其物ノ所有權ヲ取得ス
第二百四十七條 前五條ノ規定ニ依リテ物ノ
所有權カ消滅シタルトキハ其物ノ上ニ存セ
ル他ノ權利モ亦消滅ス
右ノ物ノ所有者カ合成物、混和物又ハ加工
物ノ單獨所有者ト爲リタルトキハ前項ノ權
利ハ爾後合成物、混和物又ハ加工物ノ上ニ
存シ其共有者ト爲リタルトキハ其持分ノ上
ニ存ス

第二百四十八條 前六條ノ規定ノ適用ニ因リ
テ損失ヲ受ケタル者ハ第七百三條及ヒ第七
百四條ノ規定ニ從ヒ價金ヲ請求スルコトヲ得
第七百三條 法律上ノ原因なくして他人
ノ財產又ハ勞務に因リ利益を受け之カ爲
めに他人に損失を及ぼしたる者は其利益
の存する限度に於て之を返還する義務を
負フ

第七百四條 惡意の受益者は其受けたる
利益に利息を附して之を返還することを
要す尙ほ損害ありたるときは其賠償の責
に任す
第二百四十九條 各共有者ハ共有物ノ全部ニ
付キ其持分ニ應シタル使用ヲ爲スコトヲ得

第二百五十條 各共有者ノ持分ハ相均シキモ
ノト推定ス
第二百五十一條 各共有者ハ他ノ共有者ノ同
意アルニ非サレハ共有物ニ變更ヲ加フルコ
トヲ得ス
第二百五十二條 共有物ノ管理ニ關スル事項
ハ前條ノ場合ヲ除ク外各共有者ノ持分ノ價
格ニ從ヒ其過半數ヲ以テ之ヲ決ス但保存行
爲ハ各共有者之ヲ爲スコトヲ得
第二百五十三條 各共有者ハ其持分ニ應シ管
理ノ費用ヲ拂ヒ其他共有物ノ負擔ニ任ス
共有者カ一年内ニ前項ノ義務ヲ履行セサル
トキハ他ノ共有者ハ相當ノ價金ヲ拂ヒテ其
者ノ持分ヲ取得スルコトヲ得
第二百五十四條 共有者ノ一人カ共有物ニ付
キ他ノ共有者ニ對シテ有スル債權ハ其持分
承繼人ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得
第二百五十五條 共有者ノ一人カ其持分ヲ拋
棄シタルトキ又ハ相繼人ナクシテ死亡シタ
ルトキハ其持分ハ他ノ共有者ニ歸屬ス
第二百五十六條 各共有者ハ何時ニテモ共有
物ノ分割ヲ請求スルコトヲ得但五年ヲ超エ
サル期間内分割ヲ爲ササル契約ヲ爲スコト
ヲ妨ケス
此契約ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ
更新ノ時ヨリ五年ヲ超ユルトコトヲ得ス
第二百五十七條 前條ノ規定ハ第二百八條及

第二百四十九條 各共有者ハ共有物ノ全部ニ
付キ其持分ニ應シタル使用ヲ爲スコトヲ得

第二百二十九條 掘ケタル共有物ニハ之
ヲ適用セス
第二百八條 數人にて一棟の建物を區分
し各其一部を所有するときは建物及び其
附屬物の共用部分は其共有に關するもの
と推定す
第二百二十九條 疆界線上に設けたる界
標、圍障、牆壁及び溝渠は相隣者の共有
に關するものと推定す
第二百五十八條 分割ハ共有者ノ協議調ハサ
ルトキハ之ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ現物ヲ以テ分割ヲ爲スコ
ト能ハサルトキ又ハ分割ニ因リテ著シク其
價格ヲ損スル虞アルトキハ裁判所ハ其賣買
ヲ命スルコトヲ得

第二百五十九條 共有者ノ一人カ他ノ共有者
ニ對シテ共有ニ關スル債權ヲ有スルトキハ
分割ニ際シ債務者ニ歸スヘキ共有物ノ部分
ヲ以テ其債務ヲ爲サシムルコトヲ得
債權者ハ右ノ辨濟ヲ受クル爲メ債務者ニ歸
スヘキ共有物ノ部分ヲ賣却スル必要アルト
キハ其賣却ヲ請求スルコトヲ得
第二百六十條 共有物ニ付キ權利ヲ有スル者
及ヒ各共有者ノ債權者ハ自己ノ費用ヲ以テ
分割ニ參加スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ參加ノ請求アリタルニ
拘ハラス其參加ヲ待タズシテ分割ヲ爲シタ

ルトキハ其分割ハ之ヲ以テ參加ヲ請求シタ
ル者ニ對抗スルコトヲ得ス
第二百六十一條 各共有者ハ他ノ共有者カ分
割ニ因リテ得タル物ニ付キ賣主ト同シク其
持分ニ應シテ擔保ノ責ニ任ス
第二百六十二條 分割力結了シタルトキハ各
分割者ハ其受ケタル物ニ關スル證書ヲ保存
スルコトヲ要ス
共有者一同又ハ其中ノ數人ニ分割シタル物
ニ關スル證書ハ其物ノ最大部分ヲ受ケタル
者之ヲ保存スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ最大部分ヲ受ケタル者ナ
キトキハ分割者ノ協議ヲ以テ證書ノ保存者
ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ裁判所之ヲ
指定ス
證書ノ保存者ハ他ノ分割者ノ請求ニ應シテ
其證書ヲ使用セシムルコトヲ要ス
第二百六十三條 共有ノ性質ヲ有スル入會權
ニ付テハ各地方ノ慣習ニ從フ外本節ノ規定
ヲ適用ス
第二百六十四條 本節ノ規定ハ數人ニテ所有
權以外ノ財產權ヲ有スル場合ニ之ヲ準用ス
但法令ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第二百六十五條 地上權者ハ他人ノ土地ニ於
テ工作物又ハ竹木ヲ所有スル爲メ其土地ヲ

使用スル權利ヲ有ス
第二百六十六條 地上權者カ土地ノ所有者ニ
定期ノ地代ヲ拂フヘキトキハ第二百七十四
條乃至第二百七十六條ノ規定ヲ準用ス
第二百七十四條 永小作人は不可抗力に
因リ收益に付き損失を受けたるるときと雖
も小作料の免除又は減額を請求すること
を得ず
第二百七十五條 永小作人カ不可抗力に
因リ引續き三年以上全ク收益を得ず又は
五年以上小作料より少ク收益を得たると
きは其權利を拋棄することを得
第二百七十六條 永小作人カ引續き二年
以上小作料の支拂を怠り又は破産の宣告
を受けたるときは地主は永小作權の消滅
を請求することを得
此他地代ニ付テハ貸借ニ關スル規定ヲ準
用ス
第二百六十七條 第二百九條乃至第二百三十
八條ノ規定ハ地上權者間又ハ地上權者ト土
地ノ所有者トノ間ニ之ヲ準用ス但第二百二
十九條ノ規定ハ地上權設定後ニ爲シタル工
事ニ付テノミ之ヲ地上權者ニ準用ス
第二百九條 土地の所有者は疆界又は其
近傍に於て隣地若しくは建物を築造し其
之を維持する爲め必要なる範圍内に於て
隣地の使用を請求することを得但隣人の

民法 第二編 物權 第四章 地上權

承諾あるに非されは其住家に立入ることを得ず
前項の場合に於て隣人が損害を受けたるときは其償金を請求することを得
第二百十條 或土地か他の土地に圍繞せられて公路に通せざるときは其土地の所有者は公路に至る爲め圍繞地を通行することを得
池沼、河渠若くは海洋に由るに非されは他に通すること能はず又は崖岸ありて土地と公路と著しき高低を爲すとき亦同じ
第二百十一條 前條の場合に於て通行の場所及ひ方法は通行権を有する者の爲めに必要にして且圍繞地の爲めに損害最も少きものを選ふことを要す
通行権を有する者は必要あるときは通路を開設することを得
第二百十二條 通行権を有する者は通行地の損害に對して償金を拂ふことを要す但通路開設の爲めに生じたる損害に對するものを除く外一年毎に其償金を拂ふことを得
第二百十三條 分割に因り公路に通せざる土地を生じたるときは其土地の所有者は公路に至る爲め他の分割者の所有地のみを通行することを得此場合に於ては償金を拂ふことを要せず

前項の規定は土地の所有者か其土地の一部を譲渡したる場合に之を準用す
第二百十四條 土地の所有者は隣地より水の自然に流れ来るを妨ぐることを得ず
第二百十五條 水流か事變に因り低地に於て阻塞したるときは高地の所有者は自費を以て其疏通に必要な工事を爲すことを得
第二百十六條 甲地に於て貯水、排水又は引水の爲めに設けたる工作物の破潰又は阻塞に因りて乙地に損害を及ぼし又は及ぼす虞あるときは乙地の所有者は甲地の所有者をして修繕若くは疏通を爲さしめ又必要あるときは豫防工事を爲さしむることを得
第二百十七條 前二條の場合に於て費用の負擔に付き別段の慣習あるときは其慣習に従ふ
第二百十八條 土地の所有者は直ちに雨水を隣地に注瀉せしむべき屋根其他の工作物を設くることを得ず
第二百十九條 溝渠其他の水流地の所有者は對岸の土地か他人の所有に屬するときは其水路又は幅員を變ずることを得ず兩岸の土地か水流地の所有者に屬するときは其所有者は水路及び幅員を變ずることを得但下口に於て自然の水路に復する

ことを要す
前二項の規定に異なりたる慣習あるときは其慣習に従ふ
第二百二十條 高地の所有者は浸水地を乾かす爲め又は家用若くは農工業用の餘水を排泄する爲め公路、公溝又は下水道に至るまで低地に水を通過せしむることを得但低地の爲めに損害最も少き場所及ひ方法を選ふことを要す
第二百二十一條 土地の所有者は其所有地の水を通過せしむる爲め低地又は低地の所有者か設けたる工作物を使用することを得
前項の場合に於て他人の工作物を使用する者は其利益を受くる割合に應じて工作物の設置及び保存の費用を分擔することを要す
第二百二十二條 水流地の所有者は堰を設くる必要あるときは其堰を對岸に附著せしむることを得但之に因りて生じたる損害に對して償金を拂ふことを要す
對岸の所有者は水流地の一部か其所有に屬するときは右の堰を使用することを得但前條の規定に従ひ費用を分擔することを要す
第二百二十三條 土地の所有者は隣地の所有者と共同の費用を以て疆界を標示す

へき物を設くることを得
第二百二十四條 界標の設置及び保存の費用は相隣者平分して之を負擔す但測量の費用は其土地の廣狹に應じて之を分擔す
第二百二十五條 二棟の建物か其所有者を異にし且其間に空地あるときは各所有者は他の所有者と共同の費用を以て其疆界に圍障を設くることを得
當事者の協議調はさるときは前項の圍障は板屏又は竹垣にして高さ六尺たることを要す
第二百二十六條 圍障の設置及び保存の費用は相隣者平分して之を負擔す
第二百二十七條 相隣者の一人は第二百二十五條第二項に定めたる材料より良好なるものを用ひ又は高さを増して圍障を設くることを得但之に因りて生ずる費用の増額を負擔することを要す
第二百二十八條 前三條の規定に異なりたる慣習あるときは其慣習に従ふ
第二百二十九條 疆界線上に設けたる界標、圍障、牆壁及び溝渠は相隣者の共有に屬するものと推定す
第二百三十條 一棟の建物の部分を成す疆界線上の牆壁には前條の規定を適用せず

高さの異なる二棟の建物を隔つる牆壁の低き部分を除く部分亦同じ但防火牆壁は此限に在らず
第二百三十一條 相隣者の一人は共有の牆壁の高さを増すことを得但其牆壁が此工事に耐へざるときは自費を以て工作を加へ又は其牆壁を改築することを要す
前項の規定に依りて牆壁の高さを増したる部分は其工事を爲したる者の専有に屬す
第二百三十二條 前條の場合に於て隣人が損害を受けたるときは其償金を請求することを得
第二百三十三條 隣地の竹木の枝か疆界線を跨ゆるときは其竹木の所有者をして其枝を剪除せしむることを得
隣地の竹木の根か疆界線を跨ゆるときは之を截取することを得
第二百三十四條 建物を築造するには疆界線より一尺五寸以上の距離を存することを要す
前項の規定に違ひて建築を爲さんとする者あるときは隣地の所有者は其建築を廢止し又は之を變更せしむることを得但建築着手の時より一年を経過し又は其建築の竣成したる後は損害賠償の請求のみを爲すことを得

第二百三十五條 疆界線より三尺未満の距離に於て他人の宅地を眺望すべき意又は縁側を設くる者は目障を附することを要す
前項の距離は意又は縁側の最も隣地に近き點より直角線にて疆界線に至るまでを測算す
第二百三十六條 前二條の規定に異なりたる慣習あるときは其慣習に従ふ
第二百三十七條 井戸、用水溜、下水溜又は肥料溜を穿つには疆界線より六尺以上の距離を存することを要す
第二百三十八條 井戸、用水溜、下水溜又は肥料溜を穿つには疆界線より六尺以上の距離を存することを要す
水樋を埋め又は溝渠を穿つには疆界線より其深さの半以上の距離を存することを要す但三尺を跨ゆることを要せず
第二百三十九條 疆界線の近傍に於て前條の工事を爲すときは土砂の崩壞又は水若くは汚液の滲漏を防ぐに必要なる注意を爲すことを要す
第二百四十條 設定行爲ヲ以テ地上權ノ存續期間ヲ定メサリシ場合ニ於テ別段ノ慣習ナキトキハ地上權者ハ何時ニテモ其權利ヲ拋棄スルコトヲ得但地代ヲ拂フヘキトキハ一年前ニ豫告ヲ爲シ又ハ未タ權限ノ至ラサル一年分ノ地代ヲ拂フコトヲ要ス
地上權者カ前項ノ規定ニ依リテ其權利ヲ拋

棄セサルトキハ裁判所ハ當事者ノ請求ニ因リ二十年以上五十年以下ノ範圍内ニ於テ工作物又ハ竹木ノ種類及ヒ狀況其他地上權設定ノ當時ノ事情ヲ斟酌シテ其存續期間ヲ定ム

第二百七十四條 永小作人ハ不可抗力ニ因リ收益ニ付キ損失ヲ受ケタルトキト雖モ小作料ノ免除又ハ減額ヲ請求スルコトヲ得ス

時價を提供して之を買取るべき旨を通知したるときは地上權者は正當の理由なくして之を拒むことを得ず

第二百六十九條 地上權者ハ其權利消滅ノ時土地ノ原狀ニ復シテ其工作物及ヒ竹木ヲ收去スルコトヲ得但土地ノ所有者カ時價ヲ提供シテ之ヲ買取ルヘキ旨ヲ通知シタルトキハ地上權者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百七十五條 永小作人カ不可抗力ニ因リ引續キ三年以上全ク收益ヲ得タルトキハ其權利ヲ拋棄スルコトヲ得

第二百八十條 地役權者ハ設定行為ヲ以テ定メタル目的ニ從ヒ他人ノ土地ヲ自己ノ土地ノ便益ニ供スル權利ヲ有ス但第三章第一節中ノ公ノ秩序ニ關スル規定ニ違反セサルコトヲ要ス

第二百七十七條 前六條ノ規定ニ異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ從フ

第二百七十八條 永小作權ノ存續期間ハ二十年以上五十年以下トス若シ五十年ヨリ長キ期間ヲ以テ永小作權ヲ設定シタルトキハ其期間ハ之ヲ五十年ニ短縮ス永小作權ノ設定ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ更新ノ時ヨリ五十年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二百八十一條 地役權ハ要地ノ所有權ノ從トシテ之ト共ニ移轉シ又ハ要地ノ上ニ存スル他ノ權利ノ目的タルモノトス但設定行為ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第二百七十二條 永小作人ハ其權利ヲ他人ニ讓渡シ又ハ其權利ノ存續期間内ニ於テ耕作若クハ牧畜ノ爲メ土地ヲ貸貸スルコトヲ得但設定行為ヲ以テ之ヲ禁シタルトキハ此限ニ在ラス

第二百七十九條 第二百六十九條ノ規定ハ永小作權ニ之ヲ準用ス

第二百八十二條 土地ノ共有者ノ一人ハ其持分ニ付キ其土地ノ爲メニ又ハ其土地ノ上ニ存スル地役權ヲ消滅セシムルコトヲ得ス

第二百七十三條 永小作人ノ義務ニ付テハ本章ノ規定及ヒ設定行為ヲ以テ定メタルモノノ外貸貸借ニ關スル規定ヲ準用ス

第二百六十九條 地上權者ハ其權利消滅ノ時土地を原狀に復して其工作物及び竹木を收去することを得但土地の所有者か

第二百八十三條 地役權ハ繼續且表現ノモノニ限リ時効ニ因リテ之ヲ取得スルコトヲ得

第五章 永小作權

第二百七十條 永小作人ハ小作料ヲ拂ヒテ他人ノ土地ニ耕作又ハ牧畜ヲ爲ス權利ヲ有ス

第二百七十八條 永小作權ノ存續期間ハ二十年以上五十年以下トス若シ五十年ヨリ長キ期間ヲ以テ永小作權ヲ設定シタルトキハ其期間ハ之ヲ五十年ニ短縮ス永小作權ノ設定ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ更新ノ時ヨリ五十年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二百七十一條 永小作人ハ土地ニ永久ノ損害ヲ生スヘキ變更ヲ加フルコトヲ得ス

第二百七十九條 第二百六十九條ノ規定ハ永小作權ニ之ヲ準用ス

第二百七十二條 永小作人ハ其權利ヲ他人ニ讓渡シ又ハ其權利ノ存續期間内ニ於テ耕作若クハ牧畜ノ爲メ土地ヲ貸貸スルコトヲ得但設定行為ヲ以テ之ヲ禁シタルトキハ此限ニ在ラス

第二百七十九條 第二百六十九條ノ規定ハ永小作權ニ之ヲ準用ス

第二百七十三條 永小作人ノ義務ニ付テハ本章ノ規定及ヒ設定行為ヲ以テ定メタルモノノ外貸貸借ニ關スル規定ヲ準用ス

第二百六十九條 地上權者ハ其權利消滅ノ時土地を原狀に復して其工作物及び竹木を收去することを得但土地の所有者か

第二百七十七條 前六條ノ規定ニ異ナリタル慣習アルトキハ其慣習ニ從フ

第二百七十八條 永小作權ノ存續期間ハ二十年以上五十年以下トス若シ五十年ヨリ長キ期間ヲ以テ永小作權ヲ設定シタルトキハ其期間ハ之ヲ五十年ニ短縮ス永小作權ノ設定ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ更新ノ時ヨリ五十年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二百七十二條 永小作人ハ其權利ヲ他人ニ讓渡シ又ハ其權利ノ存續期間内ニ於テ耕作若クハ牧畜ノ爲メ土地ヲ貸貸スルコトヲ得但設定行為ヲ以テ之ヲ禁シタルトキハ此限ニ在ラス

第二百七十九條 第二百六十九條ノ規定ハ永小作權ニ之ヲ準用ス

第二百七十三條 永小作人ノ義務ニ付テハ本章ノ規定及ヒ設定行為ヲ以テ定メタルモノノ外貸貸借ニ關スル規定ヲ準用ス

第二百六十九條 地上權者ハ其權利消滅ノ時土地を原狀に復して其工作物及び竹木を收去することを得但土地の所有者か

第二百八十四條 共有者ノ一人カ時効ニ因リテ地役權ヲ取得シタルトキハ他ノ共有者モ亦之ヲ取得ス

第二百八十四條 共有者ノ一人カ時効ニ因リテ地役權ヲ取得シタルトキハ他ノ共有者モ亦之ヲ取得ス

第二百八十五條 用水地役權ノ承役地ニ於テ水力要地及ヒ承役地ノ需要ニ爲メニ不足ナルトキハ其各地ノ需要ニ應ジ先ツ之ヲ家用ニ供シ其殘餘ヲ他ノ用ニ供スルモノトス但設定行為ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス同一ノ承役地ノ上ニ數個ノ用水地役權ヲ設定シタルトキハ後ノ地役權者ハ前ノ地役權者ノ水ノ使用ヲ妨グルコトヲ得ス

第二百八十六條 設定行為又ハ特別契約ニ因リ承役地ノ所有者カ其費用ヲ以テ地役權ノ行使ノ爲メニ工作物ヲ設ケ又ハ其修繕ヲ爲ス義務ヲ負擔シタルトキハ其義務ハ承役地ノ所有者ノ特定承繼人モ亦之ヲ負擔ス

第二百九十二條 要地カ數人ノ共有ニ屬スル場合ニ於テ其一人ノ爲メニ時効ノ中斷又ハ停止アルトキハ其中斷又ハ停止ハ他ノ共有者ノ爲メニモ其效力ヲ生ス

第二百九十五條 他人ノ物ノ占有者カ其物ニ關シテ生シタル債權ヲ有スルトキハ其債權ノ辨濟ヲ受クルマテ其物ヲ留置スルコトヲ得但其債權カ辨濟期ニ在ラサルトキハ此限ニ在ラス

第二百八十五條 用水地役權ノ承役地ニ於テ水力要地及ヒ承役地ノ需要ニ爲メニ不足ナルトキハ其各地ノ需要ニ應ジ先ツ之ヲ家用ニ供シ其殘餘ヲ他ノ用ニ供スルモノトス但設定行為ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス同一ノ承役地ノ上ニ數個ノ用水地役權ヲ設定シタルトキハ後ノ地役權者ハ前ノ地役權者ノ水ノ使用ヲ妨グルコトヲ得ス

第二百九十二條 要地カ數人ノ共有ニ屬スル場合ニ於テ其一人ノ爲メニ時効ノ中斷又ハ停止アルトキハ其中斷又ハ停止ハ他ノ共有者ノ爲メニモ其效力ヲ生ス

第二百九十五條 他人ノ物ノ占有者カ其物ニ關シテ生シタル債權ヲ有スルトキハ其債權ノ辨濟ヲ受クルマテ其物ヲ留置スルコトヲ得但其債權カ辨濟期ニ在ラサルトキハ此限ニ在ラス

第二百八十六條 設定行為又ハ特別契約ニ因リ承役地ノ所有者カ其費用ヲ以テ地役權ノ行使ノ爲メニ工作物ヲ設ケ又ハ其修繕ヲ爲ス義務ヲ負擔シタルトキハ其義務ハ承役地ノ所有者ノ特定承繼人モ亦之ヲ負擔ス

第二百九十二條 要地カ數人ノ共有ニ屬スル場合ニ於テ其一人ノ爲メニ時効ノ中斷又ハ停止アルトキハ其中斷又ハ停止ハ他ノ共有者ノ爲メニモ其效力ヲ生ス

第二百九十五條 他人ノ物ノ占有者カ其物ニ關シテ生シタル債權ヲ有スルトキハ其債權ノ辨濟ヲ受クルマテ其物ヲ留置スルコトヲ得但其債權カ辨濟期ニ在ラサルトキハ此限ニ在ラス

第二百八十七條 承役地ノ所有者ハ何時ニモ地役權ニ必要ナル土地ノ部分ノ所有權ヲ地役權者ニ委乘シテ前條ノ負擔ヲ免ルルコトヲ得

第二百九十三條 地役權者カ其權利ノ一部ヲ行使セサルトキハ其部分ノ時効ニ因リテ消滅ス

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第二百八十八條 承役地ノ所有者ハ地役權ノ行使ヲ妨ケサル範圍内ニ於テ其行使ノ爲メニ承役地ノ上ニ設ケタル工作物ヲ使用スルコトヲ得

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第二百八十九條 前條ノ消滅時効ハ地役權者カ其權利ヲ行使スルニ因リテ中斷ス

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第二百九十一條 第六十七條第二項ニ規定セル消滅時効ノ期間ハ不繼續地役權ニ付テハ最後ノ行使ノ時ヨリ之ヲ起算シ繼續地役權ニ付テハ其行使ヲ妨クヘキ事實ノ生シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第二百九十二條 要地カ數人ノ共有ニ屬スル場合ニ於テ其一人ノ爲メニ時効ノ中斷又ハ停止アルトキハ其中斷又ハ停止ハ他ノ共有者ノ爲メニモ其效力ヲ生ス

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第二百九十三條 地役權者カ其權利ノ一部ヲ行使セサルトキハ其部分ノ時効ニ因リテ消滅ス

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第二百九十五條 他人ノ物ノ占有者カ其物ニ關シテ生シタル債權ヲ有スルトキハ其債權ノ辨濟ヲ受クルマテ其物ヲ留置スルコトヲ得但其債權カ辨濟期ニ在ラサルトキハ此限ニ在ラス

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第二百九十六條 留置權者ハ債權ノ全部ノ辨濟ヲ受クルマテハ留置物ノ全部ニ付キ其權利ヲ行フコトヲ得

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第二百九十八條 留置權者ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ留置物ヲ占有スルコトヲ要ス

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第二百九十九條 留置權者ハ留置物ノ使用若クハ貸貸ヲ爲シ又ハ之ヲ擔保ニ供スルコトヲ得但其物ノ保存ニ必要ナル使用ヲ爲スハ此限ニ在ラス

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第三百條 留置權者カ前二項ノ規定ニ違反シタルトキ

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第三百條 留置權者カ前二項ノ規定ニ違反シタルトキ

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第三百條 留置權者カ前二項ノ規定ニ違反シタルトキ

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第三百條 留置權者カ前二項ノ規定ニ違反シタルトキ

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

第三百條 留置權者カ前二項ノ規定ニ違反シタルトキ

第二百九十四條 共有ノ性質ヲ有セサル入會

第二百九十七條 留置權者ハ留置物ヨリ生スル果實ヲ收取シ他ノ債權者ニ先チテ之ヲ其債權ノ辨濟ニ充當スルコトヲ得

ハ債務者ハ留置權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得
第二百九十九條 留置權者カ留置物ニ付キ必
要費ヲ出シタルトキハ所有者ヲシテ其償還
ヲ爲サシムルコトヲ得
留置權者カ留置物ニ付キ有益費ヲ出シタル
トキハ其償還ノ増加カ現存スル場合ニ限
リ所有者ノ選擇ニ從ヒ其費シタル金額又ハ
増價額ヲ償還セシムルコトヲ得但裁判所ハ
所有者ノ請求ニ因リ之ニ相當ノ期限ヲ許與
スルコトヲ得

第三百條 留置權ノ行使ハ債權ノ消滅時効ノ
進行ヲ妨ケス
第三百一條 債務者ハ相當ノ擔保ヲ供シテ留
置權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得
第三百二條 留置權ハ占有ノ喪失ニ因リテ消
滅ス但第二百九十八條第二項ノ規定ニ依リ
賃貸又ハ質入ヲ爲シタル場合ハ此限ニ在ラ
ス

第八章 先取特權

第三百三條 先取特權者ハ本法其他ノ法律ノ
規定ニ從ヒ其債務者ノ財產ニ付キ他ノ債權
者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受タル權利
ヲ有ス
第三百四條 先取特權ハ其目的物ノ賣却、賃
貸、滅失又ハ毀損ニ因リテ債務者カ受クヘ

キ金錢其他ノ物ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ
得但先取特權者ハ其拂渡又ハ引渡前ニ差押
ヲ爲スコトヲ要ス
債務者カ先取特權ノ目的物ノ上ニ設定シタ
ル物權ノ對價ニ付キ亦同シ
第三百五條 第二百九十六條ノ規定ハ先取特
權ニ之ヲ準用ス
第三百九十六條 留置權者ハ債權ノ全部
ノ辨濟を受くるまでは留置物ノ全部に付
キ其權利を行ふことを得
第二節 先取特權ノ種類
第三百六條 第一款 一般ノ先取特權
債權ヲ有スル者ハ債務者ノ總財產ノ上ニ先
取特權ヲ有ス
一 共益ノ費用
二 葬式ノ費用
三 雇人ノ給料
四 日用品ノ供給
第三百七條 共益費用ノ先取特權ハ各債權者
ノ共同利益ノ爲メニ爲シタル債務者ノ財產
ノ保存、清算又ハ配當ニ關スル費用ニ付キ
存在ス
前項ノ費用中總債權者ニ有益ナラザリシモ
ノニ付テハ先取特權ハ其費用ノ爲メ利益ヲ
受ケタル債權者ニ對シテノミ存在ス
第三百八條 葬式費用ノ先取特權ハ債務者ノ

身分ニ應シテ爲シタル葬式ノ費用ニ付キ存
在ス
前項ノ先取特權ハ債務者カ其扶養スヘキ親
族又ハ家族ノ身分ニ應シテ爲シタル葬式ノ
費用ニ付テモ亦存在ス
第三百九條 雇人給料ノ先取特權ハ債務者ノ
雇人カ受クヘキ最後ノ六個月間ノ給料ニ付
キ存在ス但金額ハ五十圓ヲ限トス
第三百十條 日用品供給ノ先取特權ハ債務者
又ハ其扶養スヘキ同居ノ親族並ニ家族及ヒ
其僕婢ノ生活ニ必要ナル最後ノ六個月間ノ
飲食品及ヒ薪炭油ノ供給ニ付キ存在ス
第二款 動産ノ先取特權
第三百十一條 左ニ掲ケタル原因ヨリ生シタ
ル債權ヲ有スル者ハ債務者ノ特定動産ノ上
ニ先取特權ヲ有ス
一 不動産ノ賃貸借
二 旅店ノ宿泊
三 旅客又ハ荷物ノ運輸
四 公吏ノ職務上ノ過失
五 動産ノ保存
六 動産ノ賣買
七 種苗又ハ肥料ノ供給
八 農工業ノ勞役
第三百十二條 不動産賃貸ノ先取特權ハ其不
動産ノ借賃其他賃貸關係ヨリ生シタル賃借
人ノ債務ニ付キ賃借人ノ動産ノ上ニ存在ス

第三百十三條 土地ノ賃貸人ノ先取特權ハ賃
借地又ハ其利用ノ爲メニスル建物ニ備附ケ
タル動産、其土地ノ利用ニ供シタル動産及
ヒ賃借人ノ占有ニ在ル其土地ノ果實ノ上ニ
存在ス
建物ノ賃貸人ノ先取特權ハ賃借人カ其建物
ニ備附ケタル動産ノ上ニ存在ス
第三百十四條 賃借權ノ讓渡又ハ轉賃ノ場合
ニ於テハ賃貸人ノ先取特權ハ讓受人又ハ轉
賃人ノ動産ニ及フ讓渡人又ハ轉賃人カ受ク
ヘキ金額ニ付キ亦同シ
第三百十五條 賃借人ノ財產ノ總清算ノ場合
ニ於テハ賃貸人ノ先取特權ハ前期、當期及
ヒ次期ノ借賃其他ノ債務及ヒ前期並ニ當期
ニ於テ生シタル損害ノ賠償ニ付テノミ存在
ス
第三百十六條 賃貸人カ敷金ヲ受取リタル場
合ニ於テハ其敷金ヲ以テ辨濟ヲ受ケサル債
權ノ部分ニ付テノミ先取特權ヲ有ス
第三百十七條 旅店宿泊ノ先取特權ハ旅客、
其從者及ヒ牛馬ノ宿泊料並ニ飲食料ニ付キ
其旅店ニ存スル荷物ノ上ニ存在ス
第三百十八條 運輸ノ先取特權ハ旅客又ハ荷
物ノ運送賃及ヒ附隨ノ費用ニ付キ運送人ノ
手ニ存スル荷物ノ上ニ存在ス
第三百十九條 第九十二條乃至第九十五
條ノ規定ハ前七條ノ先取特權ニ之ヲ準用ス

第九十二條 平穩且公然に動産ノ占有
を始めたる者カ善意にして且過失なきと
きは即時に其動産ノ上ニ行使する權利を
取得す
第九十三條 前條の場合に於て占有物
カ盜品又は遺失物なるときは被害者又は
遺失主は盜難又は遺失の時より二年間占
有者に對して其物の回復を請求すること
を得
第九十四條 占有者カ盜品又は遺失物
を賣却若しくは公の市場に於て又は其物と
同種の物を賣却する商人より善意にて買
受けたるときは被害者又は遺失主は占有
者カ拂ひたる代價を辨償するに非されは
其物を回復することを不得す
第九十五條 他人カ飼養せし家畜外の
動物を占有する者は其占有の始善意にし
て且迷失の時より一个月内は飼養主より
回復の請求を受けざるときは其動物の上
ニ行使する權利を取得す
第三百二十條 公吏保證金ノ先取特權ハ保證
金ヲ供シタル公吏ノ職務上ノ過失ニ因リテ
生シタル債權ニ付キ其保證金ノ上ニ存在ス
第三百二十一條 動産保存ノ先取特權ハ動産
ノ保存費ニ付キ其動産ノ上ニ存在ス
前項ノ先取特權ハ動産ニ關スル權利ヲ保
存、追認又ハ實行セシムル爲メニ要シタル

費用ニ付テモ亦存在ス
第三百二十二條 動産賣買ノ先取特權ハ動産
ノ代價及ヒ其利息ニ付キ其動産ノ上ニ存在
ス
第三百二十三條 種苗肥料供給ノ先取特權ハ
種苗又ハ肥料ノ代價及ヒ其利息ニ付キ其種
苗又ハ肥料ヲ用キタル後一年内ニ之ヲ用キ
タル土地ヨリ生シタル果實ノ上ニ存在ス
前項ノ先取特權ハ蠶種又ハ蠶ノ飼養ニ供シ
タル桑葉ノ供給ニ付キ其蠶種又ハ桑葉ヨリ
生シタル物ノ上ニモ亦存在ス
第三百二十四條 農工業勞役ノ先取特權ハ農
業ノ勞役者ニ付テハ最後ノ一年間工業ノ勞
役者ニ付テハ最後ノ三個月間ノ賃金ニ付キ
其勞役ニ因リテ生シタル果實又ハ製作物ノ
上ニ存在ス
第三款 不動産ノ先取特權
第三百二十五條 左ニ掲ケタル原因ヨリ生シ
タル債權ヲ有スル者ハ債務者ノ特定不動産
ノ上ニ先取特權ヲ有ス
一 不動産ノ保存
二 不動産ノ工事
三 不動産ノ賣買
第三百二十六條 不動産保存ノ先取特權ハ不
動産ノ保存費ニ付キ其不動産ノ上ニ存在ス
第三百二十七條 第二款ノ規定ハ前項ノ場合
ニ之ヲ準用ス

第三百二十一條第二項 前項の先取特權は動産に關する權利を保存、追認又は實行せしむる爲めに要したる費用に付ても亦存在す

第三百二十七條 不動産工事ノ先取特權ハ工匠、技師及ヒ請負人カ債務者ノ不動産ニ關シテ爲シタル工事ノ費用ニ付キ其不動産ノ上ニ存在ス

第三百二十八條 不動産買入ノ先取特權ハ不動産ノ代價及ヒ其利息ニ付キ其不動産ノ上ニ存在ス

第三百二十九條 先取特權ノ順位 一般ノ先取特權カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先權ノ順位ハ第三百六條ニ掲ケタル順序ニ從フ

第三百三十條 同一ノ動産ニ付キ特別ノ先取特權カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先權ノ順位左ノ如シ

第一 不動産賃貸、旅店宿泊及ヒ運輸ノ先取特權

第二 動産保存ノ先取特權但數人ノ保存者アリタルトキハ後ノ保存者ハ前ノ保存者ニ先ツ

第三 動産賣買、種苗肥料供給及ヒ農工業勞務ノ先取特權

第一順位ノ先取特權者カ債權取得ノ當時第二又ハ第三ノ順位ノ先取特權者アルコトヲ知リタルトキハ之ニ對シテ優先權ヲ行フコトヲ得ス第一順位者ノ爲メニ物ヲ保存シタル者ニ對シ亦同シ

果實ニ關シテハ第一ノ順位ハ農業ノ勞務者ニ第二ノ順位ハ種苗又ハ肥料ノ供給者ニ第三ノ順位ハ土地ノ賃貸人ニ屬ス

第三百三十一條 同一ノ動産ニ付キ特別ノ先取特權カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先權ノ順位ハ第三百二十五條ニ掲ケタル順序ニ從フ

第三百二十五條 左に掲けたる原因より生じたる債權を有する者は債務者ノ特定

取特權ニ先ツ但共益費用ノ先取特權ハ其利益ヲ受ケタル總債權者ニ對シテ優先ノ効力ヲ有ス

第三百三十條 同一ノ動産ニ付キ特別ノ先取特權カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先權ノ順位左ノ如シ

第一 不動産賃貸、旅店宿泊及ヒ運輸ノ先取特權

第二 動産保存ノ先取特權但數人ノ保存者アリタルトキハ後ノ保存者ハ前ノ保存者ニ先ツ

不動産の上に先取特權を有す

一 不動産の保存

二 不動産の工事

三 不動産の賣買

同一ノ動産ニ付キ逐次ノ賣買アリタルトキハ賣主相互間ノ優先權ノ順位ハ時ノ前後ニ依ル

第三百三十二條 同一ノ目的物ニ付キ同一順位ノ先取特權者數人アルトキハ各其債權額ノ割合ニ應ジテ辨濟ヲ受ク

第三百三十三條 先取特權ハ債務者カ其動産ヲ第三取得者ニ引渡シタル後ハ其動産ニ付キ之ヲ行フコトヲ得ス

第三百三十四條 先取特權ト動産質權ト競合スル場合ニ於テハ動産質權者ハ第三百三十條ニ掲ケタル第一順位ノ先取特權者ト同一ノ權利ヲ有ス

第三百三十五條 一般ノ先取特權者ハ先ツ不動産以外ノ動産ニ付キ辨濟ヲ受ケ尙ホ不足アルニ非サレハ不動産ニ付キ辨濟ヲ受ケタルコトヲ得ス

不動産ニ付テハ先ツ特別擔保ノ目的タラサルモノニ付キ辨濟ヲ受ケタルコトヲ要ス 一般ノ先取特權者カ前二項ノ規定ニ從ヒテ配當ニ加入スルコトヲ怠リタルトキハ其配當加入ニ因リテ受クヘカリシモノノ限度ニ

第三百四十一條 先取特權ノ効力ニ付テハ本節ニ定メタルモノノ外抵當權ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百七十條 抵當權は抵當地のの上に存する建物を除く外其目的たる不動産に附加して之と一體を成したる物に及ぶ但設定行為に別段の定めあるとき及び第四百二十四條の規定に依り債權者カ債務者の行為を取消すことを得る場合は此限に在らず

第三百七十一條 前條の規定は果實には之を適用せず但抵當不動産の差押ありたる後又は第三取得者カ第三百八十一條の通知を受けたる後は此限に在らず

第三取得者カ第三百八十一條の通知を受けたるときは其後一年内に抵當不動産の差押ありたる場合に限り前項但書の規定を適用す

第三百七十三條 數個の債權を擔保する爲め同一の不動産に付き抵當權を設定したるときは其抵當權の順位は登記の前後に依る

第三百七十四條 抵當權者カ利息其他の定期金を請求する權利を有するときは其満期と爲りたる最後の二年分に付てのみ其抵當權を行ふことを得但其以前の定期

金に付ても満期後特別の登記を爲したるときは其登記の時より之を行ふことを妨けず

前項の規定は抵當權者カ債務の不履行に因りて生じたる損害の賠償を請求する權利を有する場合に於て其最後の二年分に付ても亦之を適用す但利息其他の定期金と通して二年分を超過することを得ず

第三百七十五條 抵當權者ハ其抵當權を以て他の債權の擔保と爲し又同一の債務者に對する他の債權者の利益の爲め其抵當權若くは其順位を譲渡し又は之を拋棄することを得

於テハ登記ヲ爲シタル第三者ニ對シテ其先取特權ヲ行フコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ不動産以外ノ動産ノ代價ニ先チテ特別擔保ノ目的タル不動産ノ代價ヲ配當スヘキ場合ニハ之ヲ適用セス

第三百三十六條 一般ノ先取特權ハ不動産ニ付キ登記ヲ爲ササルモノヲ以テ特別擔保ヲ有セサル債權者ニ對抗スルコトヲ妨ケス但登記ヲ爲シタル第三者ニ對シテハ此限ニ在ラス

第三百三十七條 不動産保存ノ先取特權ハ保存行為完了ノ後直チニ登記ヲ爲スニ因リテ其効力ヲ保存ス

第三百三十八條 不動産工事ノ先取特權ハ工事ヲ始ムル前ニ其費用ノ豫算額ヲ登記スルニ因リテ其効力ヲ保存ス但工事ノ費用カ豫算額ヲ超ユルトキハ先取特權ハ其超過額ニ付テハ存在セス

工事ニ因リテ生シタル不動産ノ増價額ハ配當加入ノ時裁判所ニ於テ選任シタル鑑定人ヲシテ之ヲ評價セシムルコトヲ要ス

第三百三十九條 前二條ノ規定ニ從ヒテ登記シタル先取特權ハ抵當權ニ先チテ之ヲ行フコトヲ得

第三百四十條 不動産賣買ノ先取特權ハ賣買契約ト同時ニ未タ代價又ハ其利息ノ辨濟アラサル旨ヲ登記スルニ因リテ其効力ヲ保存

第三百七十七條 抵當不動産に付き所有權又は地上權を買受けたる第三者が抵當權者の請求に應じて之に其代價を辨済したるときは抵當權は其第三者の爲めに消滅す

第三百七十八條 抵當不動産に付き所有權、地上權又は永小作權を取得したる第三者は第三百八十二條乃至第三百八十四條の規定に従ひ抵當權者に提供して其承諾を得たる金額を拂渡し又は之を供託して抵當權を濺除することを得

第三百七十九條 主たる債務者、保證人及び其承継人は抵當權の濺除を爲すことを得

第三百八十條 停止條件附第三取得者は條件の成否未定の間は抵當權の濺除を爲すことを得

第三百八十一條 抵當權者か其抵當權を實行せんとするときは豫め第三百七十八條に掲げたる第三取得者に其旨を通知することを要す

第三百八十二條 第三取得者は前條の通知を受くるまでは何時にても抵當權の濺除を爲すことを得

第三取得者か前條の通知を受けたるときは一个月以内に次條の送達を爲すに非ざれば抵當權の濺除を爲すことを得

前條の通知ありたる後に第三百七十八條に掲げたる權利を取得したる第三者は前項の第三取得者か濺除を爲すことを得る期間内に限り之を爲すことを得

第三百八十三條 第三取得者か抵當權を濺除せんと欲するときは登記を爲したる各債權者に左の書面を送達することを要す

一取得の原因、年月日、讓渡人及び取得者の氏名、住所、抵當不動産の性質、所在、代價其他取得者の負擔を記載したる書面

二抵當不動産に關する登記簿の謄本但既に消滅したる權利に關する登記は之を掲ぐることを要せず

三債權者か一个月以内に次條の規定に従ひ増價競賣を請求せざるときは第三取得者は第一號に掲げたる代價又は特に指定したる金額を債權の順位に従ひて辨済又は供託すべき旨を記載したる書面

第三百八十四條 債權者か前條の送達を受けたる後一个月以内に増價競賣を請求せざるものは第三取得者の提供を承諾したるものと看做す

増價競賣は若し競賣に於て第三取得者か提供したる金額より十分の一以上高價に抵當不動産を賣却すること能はざるときは十分の一の増價を以て自ら其不動産を

買受くべき旨を附言し第三取得者に對して之を請求することを要す

前項の場合に於ては債權者は代價及び費用に付き擔保を供することを要す

第三百八十五條 債權者か増價競賣を請求するときは前條の期間内に債務者及び抵當不動産の讓渡人に之を通知することを要す

第三百八十六條 増價競賣を請求したる債權者は登記を爲したる他の債權者の承諾を得るに非ざれば其請求を取消すことを得

第三百八十七條 抵當權者か第三百八十二條に定めたる期間内に第三取得者より債權の辨済又は濺除の通知を受けざるときは抵當不動産の競賣を請求することを得

第三百八十八條 土地及び其上に關する建物か同一の所有者に屬する場合に於て其土地又は建物のみを抵當と爲したるときは抵當權設定者は競賣の場合に付き地上權を設定したるものと看做す但地代は當事者の請求に因り裁判所之を定む

第三百八十九條 抵當權設定の後其設定者か抵當地に建物を築造したるときは抵當權者は土地と共に之を競賣することを得但其優先權は土地の代價に付てのみ之

を行ふことを得

第九章 質權

第一節 總則

第三百四十二條 質權者ハ其債權ノ擔保トシテ債務者又ハ第三者ヨリ受取りタル物ヲ占有シ且其物ニ付キ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨済ヲ受クル權利ヲ有ス

第三百四十三條 質權ハ讓渡スコトヲ得サル物ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得

第三百四十四條 質權ノ設定ハ債權者ニ其目的物ノ引渡ヲ爲スニ因リテ其效力ヲ生ス

第三百四十五條 質權者ハ質權設定者ヲシテ自己ニ代ハリテ質物ノ占有ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百四十六條 質權ハ元本、利息、通約金、質權實行ノ費用、質物保存ノ費用及ヒ債務ノ不履行又ハ質物ノ毀レタル瑕疵ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ擔保ス但設定行為ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第三百四十七條 質權者ハ前條ニ掲ケタル債權ノ辨済ヲ受クルマテハ質物ヲ留置スルコトヲ得但此權利ハ之ヲ以テ自己ニ對シ優先權ヲ有スル債權者ニ對抗スルコトヲ得

第三百四十八條 質權者ハ其權利ノ存續期間内ニ於テ自己ノ責任ヲ以テ質物ヲ轉賣ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ轉賣ヲ爲ササレ

ハ生セサルヘキ不可抗力ニ因ル損失ニ付テモ亦其責ニ任ス

第三百四十九條 質權設定者ハ設定行為又ハ債務ノ辨済期前ノ契約ヲ以テ質權者ニ辨済トシテ質物ノ所有權ヲ取得セシメ其他法律ニ定メタル方法ニ依ラスシテ質物ヲ處分セシムルコトヲ約スコトヲ得

第三百五十條 第二百九十六條乃至第三百條及ヒ第三百四條ノ規定ハ質權ニ之ヲ準用ス

第二百九十六條 留置權者は債權の全部の辨済を受くるまでは留置物の全部に付き其權利を行ふことを得

第二百九十七條 留置權者は留置物より生ずる果實を收取し他の債權者に先ちて之を其債權の辨済に充當することを得

前項の果實は先づ之を債權の利息に充當し尙ほ餘利あるときは之を元本に充當することを要す

第二百九十八條 留置權者は善良なる管理者の注意を以て留置物を占有すること

留置權者は債權者の承諾なくして留置物の使用若くは貸貸を爲し又は之を擔保に供することを得但其物の保存に必要な留置權者か前二項の規定に違反したるときは債務者は留置權の消滅を請求するこ

とを得

第二百九十九條 留置權者か留置物に付き必要費を出したるときは所有者をして其償還を爲さしむることを得

留置權者か留置物に付き有益費を出したるときは其價格の増加か現存する場合に限り所有者の選擇に従ひ其費したる金額又は増價額を償還せしむることを得但裁判所は所有者の請求に因り之に相當の期限を許與することを得

第三百條 留置權の行使は債權の消滅時効の進行を妨けず

第三百四條 先取特權は其目的物の賣却、貸貸、滅失又は毀損に因りて債務者か受くべき金錢其他の物に對しても之を行ふことを得但先取特權者は其拂渡又は引渡前に差押を爲すことを要す

債務者か先取特權の目的物の上に設定したる物權の對價に付き亦同し

第三百五十一條 他人ノ債務ヲ擔保スル爲メ質權ヲ設定シタル者カ其債務ヲ辨済シ又ハ質權ノ實行ニ因リテ質物ノ所有權ヲ失ヒタルトキハ保證債務ニ關スル規定ニ從ヒ債務者ニ對シテ求償權ヲ有ス

第二節 動産質

第三百五十二條 動産質權者ハ繼續シテ質物ヲ占有スルニ非サレハ其質權ヲ以テ第三者

ニ對抗スルコトヲ得ス
 第三百五十三條 動産質権者カ質物ノ占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回復ノ訴ニ依リテノミ其質物ヲ回復スルコトヲ得
 第三百五十四條 動産質権者カ其債權ノ辨濟ヲ受ケサルトキハ正當ノ理由アル場合ニ限リ鑑定人ノ評價ニ從ヒ質物ヲ以テ直チニ辨濟ニ充ツルコトヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ質権者ハ豫メ債務者ニ其請求ヲ通知スルコトヲ要ス
 第三百五十五條 數個ノ債權ヲ擔保スル爲メ同一ノ動産ニ付キ質權ヲ設定シタルトキハ其質權ノ順位ハ設定ノ前後ニ依ル
 第三百五十六條 不動産質権者ハ質權ノ目的タル不動産ノ用方ニ從ヒ其使用及ヒ收益ヲ爲スコトヲ得
 第三百五十七條 不動産質権者ハ管理ノ費用ヲ拂ヒ其他不動産ノ負擔ニ任ス
 第三百五十八條 不動産質権者ハ其債權ノ利息ヲ請求スルコトヲ得ス
 第三百五十九條 前三條ノ規定ハ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セス
 第三百六十條 不動産質ノ存續期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ不動産質ヲ設定シタルトキハ其期間ハ之ヲ十年ニ短縮ス

不動産質ノ設定ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間ハ更新ノ時ヨリ十年ヲ超ユルコトヲ得ス
 第三百六十一條 不動産質ニハ本節ノ規定ノ外次章ノ規定ヲ適用ス
 第四百節 權利質
 第三百六十二條 質權ハ財産權ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得
 第三百六十三條 債權ヲ以テ質權ノ目的ト爲ス場合ニ於テ其債權ノ證書アルトキハ質權ノ設定ハ其證書ノ交付ヲ爲スニ因リテ其效力ヲ生ス
 第三百六十四條 指名債權ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ第四百六十七條ノ規定ニ從ヒ第三債務者ニ質權ヲ設定ヲ通知シ又ハ第三債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ第三債務者其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
 第四百六十七條 指名債權ノ讓渡ハ讓渡人カ之を債務者に通知シ又ハ債務者カ之を承諾するに非サレハ之を以テ債務者其他ノ第三者に對抗することを不得す
 前項ノ通知又は承諾は確定日附ある證書を以てするに非サレハ之を以て債務者以外ノ第三者に對抗することを不得す

前項ノ規定ハ記名ノ株式ニハ之ヲ適用セス
 第三百六十五條 記名ノ社債ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ社債ノ讓渡ニ關スル規定ニ從ヒ會社ノ帳簿ニ質權ノ設定ヲ記入スルニ非サレハ之ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
 第三百六十六條 指圖債權ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ其證書ニ質權ノ設定ヲ裏書スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
 第三百六十七條 質權者ハ質權ノ目的タル債權ヲ直接ニ取立ツルコトヲ得
 債權ノ目的物カ金錢ナルトキハ質權者ハ自己ノ債權額ニ對スル部分ニ限り之ヲ取立ツルコトヲ得
 右ノ債權ノ辨濟期カ質權者ノ債權ノ辨濟期前ニ到來シタルトキハ質權者ハ第三債務者ヲシテ其辨濟金額ヲ供託セシムルコトヲ得此場合ニ於テハ質權ハ其供託金ノ上ニ存在ス
 債權ノ目的物カ金錢ニ非サルトキハ質權者ハ辨濟トシテ受ケタル物ノ上ニ質權ヲ有ス
 第三百六十八條 質權者ハ前條ノ規定ニ依ル外民事訴訟法ニ定ムル執行方法ニ依リテ質權ノ實行ヲ爲スコトヲ得

第十章 抵當權

第一節 總則

第三百六十九條 抵當權者ハ債務者又ハ第三者カ占有ヲ移サシテ債務ノ擔保ニ供シタル不動産ニ付キ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受ケル權利ヲ有ス
 地上權及ヒ永小作權モ亦之ヲ抵當權ノ目的ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ本章ノ規定ヲ適用ス
 第三百七十條 抵當權ハ抵當地ノ上ニ存スル建物ヲ除ク外其目的タル不動産ニ附加シテ之ト一體ヲ成シタル物ニ及ブ但設定行爲ニ別段ノ定アルトキ及ヒ第四百二十四條ノ規定ニ依リ債權者カ債務者ノ行爲ヲ取消スコトヲ得ル場合ハ此限ニ在ラス
 第四百二十四條 債權者は債務者カ其債權者ヲ害することを知りて爲したる法律行爲の取消を裁判所に請求することを得但行爲に因りて利益を受けたる者又は轉得者カ其行爲又は轉得の當時債權者を害すべき事實を知らざりしときは此限に在ラス
 第三百七十一條 前條ノ規定ハ果實ニハ之ヲ適用セス但抵當不動産ノ差押アリタル後又ハ第三取得者カ第三百八十一條ノ通知ヲ受ケタル後ハ此限ニ在ラス
 第三取得者カ第三百八十一條ノ通知ヲ受ケタル片ハ其後一年内ニ抵當不動産ノ差押アリタル場合ニ限り前項但書ノ規定ヲ適用ス
 第三百八十一條 抵當權者カ其抵當權を實行せんと欲するときは豫メ第三百七十八條に掲げたる第三取得者に其旨を通知することを要す
 第三百七十八條 抵當不動産に付き所有權、地上權又は永小作權を取得したる第三者は第三百八十二條乃至第三百八十四條の規定に從ヒ抵當權者に提供して其承諾を得たる金額を拂渡シ又は之を供託して抵當權を滅除することを得
 第三百七十二條 第二百九十六條、第三百四條及ヒ第三百五十一條ノ規定ハ抵當權ニ之ヲ適用ス
 第二百九十六條 留置權者は債權の全部の辨濟を受くるまでは留置物の全部に付き其權利を行ふことを得
 第三百四條 先取特權は其の目的物の賣却、貸貸、滅失又は毀損に因りて債務者カ受クヘキ金錢其他の物に對して之を先取することを得但先取特權者は其拂渡又は引渡前に差押を爲すことを要す
 債權者カ先取特權の目的物の上に設定したる物權の對價に付き亦同し
 第三百五十一條 他人の債務を擔保する爲メ質權を設定したる者カ其債務を辨濟し又は質權の實行に因りて質物の所有權

第二節 抵當權ノ效力

第三百七十三條 數個ノ債權ヲ擔保スル爲メ同一ノ不動産ニ付キ抵當權ヲ設定シタルトキハ其抵當權ノ順位ハ登記ノ前後ニ依ル
 第三百七十四條 抵當權者カ利息其他ノ定期金ヲ請求スル權利ヲ有スルトキハ其滿期ト爲リタル最後ノ二年分ニ付テノミ其抵當權ヲ行フコトヲ得但以前ノ定期金ニ付テモ滿期後特別ノ登記ヲ爲シタルトキハ其登記ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ妨ケス
 前項ノ規定ハ抵當權者カ債務者ノ不履行ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スル權利ヲ有スル場合ニ於テ其最後ノ二年分ニ付テモ亦之ヲ適用ス但利息其他ノ定期金ト通シテ二年分ヲ超ユルコトヲ得ス
 第三百七十五條 抵當權者ハ其抵當權ヲ以テ他ノ債權ノ擔保ト爲シ又同一ノ債務者ニ對スル他ノ債權者ノ利益ノ爲メ其抵當權若クハ其順位ヲ讓渡シ又ハ之ヲ拋棄スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ抵當權者カ數人ノ爲メニ其抵當權ノ處分ヲ爲シタルトキハ其處分ノ利益ヲ受ケル者ノ權利ノ順位ハ抵當權ノ登記ニ附記ヲ爲シタル前後ニ依ル
 第三百七十六條 前條ノ場合ニ於テハ第四百

六十七條ノ規定ニ從ヒ主タル債務者ニ抵當權ノ處分ヲ通知シ又ハ其債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ其債務者、保證人、抵當權設定者及ヒ其承繼人ニ對抗スルコトヲ得ス

第四百六十七條 指名債權ノ讓渡ハ讓渡人カ之ヲ債務者ニ通知シ又ハ債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ債務者其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

前項ノ通知又ハ承諾ハ確定日附ある證書ヲ以テするニ非サレハ之ヲ以テ債務者以外ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

主タル債務者カ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ承諾ヲ爲シタルトキハ抵當權ノ處分ノ利益ヲ受クル者ノ承諾ナクシテ爲シタル辨別ハ之ヲ以テ其受益者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三百七十七條 抵當不動産ニ付キ所有權又ハ地上權ヲ買受ケタル第三者カ抵當權者ノ請求ニ應ジテ之ニ其代價ヲ辨別シタルトキハ抵當權ハ其第三者ノ爲メニ消滅ス

第三百七十八條 抵當不動産ニ付キ所有權、地上權又ハ永小作權ヲ取得シタル第三者ハ第三百八十二條乃至第三百八十四條ノ規定ニ從ヒ抵當權者ニ提供シテ其承諾ヲ得タル金額ヲ拂渡シ又ハ之ヲ供託シテ抵當權ヲ濺除スルコトヲ得

第三百七十九條 主タル債務者、保證人及ヒ

抵當權

其承繼人ハ抵當權ノ濺除ヲ爲スコトヲ得ス 第三百八十條 停止條件附第三取得者ハ條件ノ成否未定ノ間ハ抵當權ノ濺除ヲ爲スコトヲ得ス

第三百八十一條 抵當權者カ其抵當權ヲ實行セント欲スルトキハ第三百七十八條ニ掲ケタル第三取得者ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第三百八十二條 第三取得者ハ前條ノ通知ヲ受ケタルマテハ何時ニテモ抵當權ノ濺除ヲ爲スコトヲ得

第三取得者カ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ一个月内ニ次條ノ送達ヲ爲スニ非サレハ抵當權ノ濺除ヲ爲スコトヲ得ス

前條ノ通知アリタル後ニ第三百七十八條ニ掲ケタル權利ヲ取得シタル第三者ハ前項ノ第三取得者カ濺除ヲ爲スコトヲ得ル期間内ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第三百八十三條 第三取得者カ抵當權ヲ濺除セント欲スルトキハ登記ヲ爲シタル各債權者ニ左ノ書面ヲ送達スルコトヲ要ス

一 取得ノ原因、年月日、讓渡人及ヒ取得者ノ氏名、住所、抵當不動産ノ性質、所在、代價其他取得者ノ負擔ヲ記載シタル書面

二 抵當不動産ニ關スル登記簿ノ謄本但既ニ消滅シタル權利ニ關スル登記ハ之

三

債權者カ一个月内ニ次條ノ規定ニ從ヒ增價賣買ヲ請求セサルトキハ第三取得者ハ第一號ニ掲ケタル代價又ハ特ニ指定シタル金額ヲ債權ノ順位ニ從ヒテ辨別シタル金額ヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ爲ス

第三百八十四條 債權者カ前條ノ送達ヲ受ケタル後一个月内ニ增價賣買ヲ請求セサルトキハ第三取得者ノ提供ヲ承諾シタルモノト看做ス

增價賣買ハ若シ競賣ニ於テ第三取得者カ提供シタル金額ヨリ十分ノ一以上高價ニ抵當不動産ヲ賣却スルコト能ハサルトキハ十分ノ一ノ増價ヲ以テ自ら其不動産ヲ買受クヘキ旨ヲ附言シ第三取得者ニ對シテ之ヲ請求スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ債權者ハ代價及ヒ費用ニ付キ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

第三百八十五條 債權者カ增價賣買ヲ請求スルトキハ前條ノ期間内ニ債務者及ヒ抵當不動産ノ讓渡人ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第三百八十六條 增價賣買ヲ請求シタル債權者ハ登記ヲ爲シタル他ノ債權者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ其請求ヲ取消スコトヲ得ス

第三百八十七條 抵當權者カ第三百八十二條ニ定メタル期間内ニ第三取得者ヨリ債務ノ

辨別又ハ濺除ノ通知ヲ受ケサルトキハ抵當不動産ノ競賣ヲ請求スルコトヲ得

第三百八十八條 土地及其上ニ存スル建物カ同一ノ所有者ニ屬スル場合ニ於テ其土地又ハ建物ノミヲ抵當ト爲シタルトキハ抵當權設定者ハ競賣ノ場合ニ付キ地上權ヲ設定シタルモノト看做ス但地代ハ當事者ノ請求ニ因リ裁判所ノ之ヲ定ム

第三百八十九條 抵當權設定ノ後其設定者カ抵當地ニ建物ヲ築造シタルトキハ抵當權者ハ土地ト共ニ之ヲ競賣スルコトヲ得但其優先權ハ土地ノ代價ニ付テノミ之ヲ行フコトヲ得

第三百九十條 第三取得者ハ競買人ト爲ルコトヲ得

第三百九十一條 第三取得者カ抵當不動産ニ付キ必要費又ハ有益費ヲ出シタルトキハ第三百九十六條ノ區別ニ從ヒ不動産ノ代價ヲ以テ最モ先ニ其償還ヲ受ケルコトヲ得

第三百九十六條 占有者カ占有物を返還する場合に於ては其物の保存の爲めに費したる金額其他の必要費を回復の爲めより償還せしむることを得但占有者カ果實を取得したる場合に於ては通常の必要費は其負擔に歸ス

占有者カ占有物の改良の爲めに費したる金額其他の有益費に付ては其價格の増加

か現存する場合に限り回復者の選擇に從ヒ其費したる金額又は増價額を償還せしむることを得但惡意の占有者に對しては裁判所は回復者の請求に因リ之に相當の期限を許與することを得

第三百九十二條 債權者カ同一ノ債權ノ擔保トシテ數個ノ不動産ノ上ニ抵當權ヲ有スル場合ニ於テ同時ニ其代價ヲ配當スヘキトキハ其各不動産ノ價額ニ準シテ其債權ノ負擔ヲ分ツ

或不動産ノ代價ノミヲ配當スヘキトキハ抵當權者ハ其代價ニ付キ債權ノ全部ノ辨別ヲ受ケルコトヲ得此場合ニ於テハ次ノ順位ニ在ル抵當權者ハ前項ノ規定ニ從ヒ右ノ抵當權者カ他ノ不動産ニ付キ辨別ヲ受クヘキ金額ニ滿ツルマテ之ニ代價シテ抵當權ヲ行フコトヲ得

第三百九十三條 前條ノ規定ニ從ヒ代價ニ因リテ抵當權ヲ行フ者ハ其抵當權ノ登記ニ其代價ヲ附記スルコトヲ得

第三百九十四條 抵當權者ハ抵當不動産ノ代價ヲ以テ辨別ヲ受ケサル債權ノ部分ニ付テノミ他ノ財產ヲ以テ辨別ヲ受ケルコトヲ得

前項ノ規定ハ抵當不動産ノ代價ニ先チテ他ノ財產ノ代價ヲ配當スヘキ場合ニハ之ヲ適用セス但他ノ各債權者ハ抵當權者ヲシテ前項ノ規定ニ從ヒ辨別ヲ受ケシムル爲メ之ニ

配當スヘキ金額ノ供託ヲ請求スルコトヲ得

第三百九十五條 第六百二條ニ定メタル期間ヲ超エサル貸借ハ抵當權ノ登記後ニ登記シタルモノト雖モ之ヲ以テ抵當權者ニ對抗スルコトヲ得但其貸借カ抵當權者ニ損害ヲ及ホストキハ裁判所ハ抵當權者ノ請求ニ因リ其解除ヲ命スルコトヲ得

第六百二條 處分の能力又は權限を有せざる者カ貸借を爲す場合に於ては其貸借は左の期間を越ゆることを得ず

一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の貸借は十年

二 其他の土地の貸借は五年

三 建物の貸借は三年

四 動産の貸借は六個月

第三百九十六條 抵當權ハ債務者及ヒ抵當權設定者ニ對シテハ其擔保スル債權ト同時ニ非サレハ時効ニ因リテ消滅セス

第三百九十七條 債務者又ハ抵當權設定者ニ非サル者カ抵當不動産ニ付キ取得時効ニ必要ナル條件ヲ具備セル占有ヲ爲シタルトキハ抵當權ハ之ニ因リテ消滅ス

第三百九十八條 地上權又ハ永小作權ヲ抵當ト爲シタル者カ其權利ヲ拋棄シタルモノ之ヲ以テ抵當權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三編 債權

第一章 總則

第一節 債權ノ目的

第三百九十九條 債權ハ金錢ニ見積ルコトヲ得サルモノト雖モ之ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得

第四百條 債權ノ目的カ特定物ノ引渡ナルトキハ債務者ハ其引渡ヲ爲スマテ善良ナル管理ノ注意ヲ以テ其物ヲ保存スルコトヲ要ス

第四百一條 債權ノ目的物ヲ指示スルニ種類ノミヲ以テシタル場合ニ於テ法律行爲ノ性質又ハ當事者ノ意思ニ依リテ其品質ヲ定ムルコト能ハサルトキハ債務者ハ中等ノ品質ヲ有スル物ヲ給付スルコトヲ要ス

第四百二條 債權ノ目及物カ金錢ナルトキハ債務者ハ其選擇ニ從ヒ各種ノ通貨ヲ以テ辨濟ヲ爲スコトヲ得但特種ノ通貨ノ給付ヲ以テ債權ノ目的ト爲シタルトキハ此限ニ在ラス

第四百三條 債權ノ目及物カ金錢ナルトキハ債務者ハ其選擇ニ從ヒ各種ノ通貨ヲ以テ辨濟ヲ爲スコトヲ得但特種ノ通貨ノ給付ヲ以テ債權ノ目的ト爲シタルトキハ此限ニ在ラス

第二章 債權ノ效力

第三節 債權ノ效力

第四百四條 利息ヲ生スヘキ債權ニ付キ別段ノ意思表示ナキトキハ其利率ハ年五分トス

第四百五條 利息カ一年分以上延滞シタル場合ニ於テ債權者ヨリ催告ヲ爲スモ債務者カ其利息ヲ拂ハサルトキハ債權者ハ之ヲ元本ニ組入ルルコトヲ得

第四百六條 債權ノ目的カ數個ノ給付中選擇ニ依リテ定マルトキハ其選擇權ハ債務者ニ屬ス

第四百七條 前條ノ選擇權ハ相手方ニ對スル意思表示ニ依リテ之ヲ行フ

第四百八條 債權カ辨濟期ニ在ル場合ニ於テ相手方ヨリ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲スモ選擇權ヲ有スル當事者カ其期間内ニ選擇ヲ爲ササルトキハ其選擇權ハ相手方ニ屬ス

第四百九條 第三者カ選擇ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ其選擇ハ債權者又ハ債務者ニ對スル意思表示ニ依リテ之ヲ爲ス

第四節 債權ノ消滅

第五節 債權ノ消滅

第四百十條 債權ノ目的タルヘキ給付中始ヨリ不能ナルモノ又ハ後ニ至リテ不能ト爲リタルモノアルトキハ債權ハ其殘存スルモノニ付キ存在ス

第四百十一條 選擇ハ債權發生ノ時ニ選リテ給付力不能ト爲リタルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第四百十二條 債權ノ履行ニ付キ確定期限アルトキハ債務者ハ其期限ノ到來シタル時ヨリ遲滞ノ責ニ任ス

第四百十三條 債權者カ債務ノ履行ヲ受クルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受クルコト能ハサルトキハ其債權者ハ履行ノ提供アリタル時ヨリ遲滞ノ責ニ任ス

第四百十四條 債務者カ任意ニ債務ノ履行ヲ爲ササルトキハ債權者ハ其強制履行ヲ裁判

第二章 債權ノ消滅

第三節 債權ノ消滅

所ニ請求スルコトヲ得但債務ノ性質カ之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス

第四百十五條 債務者カ其債務ノ本旨ニ從ヒタル履行ヲ爲ササルトキハ債權者ハ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ爲スコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ

第四百十六條 損害賠償ノ請求ハ債務者ノ履行ニ因リテ通常生スヘキ損害ノ賠償ヲ爲サシムルヲ以テ其目的トス

第四百十七條 損害賠償ハ別段ノ意思表示ナキトキハ金錢ヲ以テ其額ヲ定ム

第四百十八條 債務ノ不履行ニ關シ債權者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及ヒ其金額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌ス

第四百十九條 金錢ヲ目的トスル債務ノ不履行ニ付テハ其損害賠償ノ額ハ法定利率ニ依リテ之ヲ定ム但約定利率カ法定利率ニ超ユルトキハ約定利率ニ依ル

第四百二十條 當事者ハ債務ノ不履行ニ付キ損害賠償ノ額ヲ増減スルコトヲ得此場合ニ於テハ裁判所ハ其額ヲ増減スルコトヲ得

第四百二十一條 前條ノ規定ハ當事者カ金錢ニ非サルモノヲ以テ損害ノ賠償ニ充ツヘキ旨ヲ豫定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百二十二條 債權者カ損害賠償トシテ其債權ノ目的タル物又ハ權利ノ價額ノ全部ヲ受ケタルトキハ債務者ハ其物又ハ權利ニ付キ當然債權者ニ代位ス

第四百二十三條 債權者ハ自己ノ債權ヲ保全スル爲メ其債務者ニ屬スル權利ヲ行フコトヲ得但債務者ノ一身ニ專屬スル權利ハ此限ニ在ラス

第四節 債權ノ消滅

第五節 債權ノ消滅

第四百二十四條 債權者ハ其債權ノ期限カ到來セザル間ハ裁判上ノ代位ニ依ルニ非サレハ前項ノ權利ヲ行フコトヲ得但保存行爲ハ此限ニ在ラス

第四百二十五條 債權者ハ債務者カ其債權者ヲ害スルコトヲ知リテ爲シタル法律行爲ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但其行爲ニ因リテ利益ヲ受ケタル者又ハ轉得者カ其行爲又ハ轉得ノ當時債權者ヲ害スヘキ事實ヲ知ラザリシトキハ此限ニ在ラス

第四百二十六條 第四百二十四條ノ取消權ハ債權者カ取消ノ原因ヲ覺知シタル時ヨリ二年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス行爲ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第四百二十七條 數人ノ債權者又ハ債務者アル場合ニ於テ別段ノ意思表示ナキトキハ各債權者又ハ各債務者ハ平等ノ割合ヲ以テ權利ヲ有シ又ハ義務ヲ負フ

第四百二十八條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

第四百二十九條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

第四百三十條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

第四百三十一條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

第四百三十二條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

第四百三十三條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

第四百三十四條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

第四百三十五條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

第四百三十六條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

第四百三十七條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

第四百三十八條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

第四百三十九條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

第四百四十條 債權ノ目的カ其性質上又ハ

當事者ノ意思表示ニ因リテ不可分ナル場合ニ於テ數人ノ債權者アルトキハ各債權者ハ總債權者ノ爲メ各債權者ニ對シテ履行ヲ爲スコトヲ得

第四百二十九條 不可分債權者ノ一人ト其債務者トノ間ニ更改又ハ免除アリタル場合ニ於テモ他ノ債權者ハ債務ノ全部ノ履行ヲ請求スルコトヲ得但シ一人ノ債權者カ其權利ヲ失ハサレハ之ニ分與スヘキ利益ヲ債權者ニ償還スルコトヲ要ス

此他不可分債權者ノ一人ノ行為又ハ其一人ニ付キ生シタル事項ハ他ノ債權者ニ對シテ其效力ヲ生セス

第四百三十條 數人カ不可分債務ヲ負擔スル場合ニ於テハ前條ノ規定及ヒ連帶債務ニ關スル規定ヲ準用ス但第四百三十四條乃至第四百四十四條ノ規定ハ此限ニ在ラス

第四百三十四條 連帶債務者ノ一人ニ對スル履行ノ請求ハ他ノ債權者ニ對シテも其效力ヲ生ズ

第四百三十五條 連帶債務者ノ一人ト債權者トノ間ニ更改ありたるときは債權は總債務者ノ利益の爲めに消滅す

第四百三十六條 連帶債務者ノ一人カ債權者ニ對シテ債權を有する場合に於て其債權者カ相殺を援用したるときは債權は

總債務者の利益の爲めに消滅す

右の債權を有する債務者カ相殺を援用せざる間は其債務者の負擔部分に付てのみ他の債務者に於て相殺を援用することを不得

第四百三十七條 連帶債務者ノ一人に對して爲したる債務の免除は其債務者の負擔部分に付てのみ他の債務者の利益の爲めにも其效力ヲ生ズ

第四百三十八條 連帶債務者ノ一人ト債權者トノ間ニ混同ありたるときは其債務者は辨濟を爲したるものと看做す

第四百三十九條 連帶債務者ノ一人の爲めに時効が完成したるときは其債務者の負擔部分に付ては他の債務者も亦其義務を免る

第四百四十條 前六條に掲げたる事項を除く外連帶債務者ノ一人に付生じたる事項は他の債務者ニ對して其效力ヲ生ゼス

第四百三十一條 不可分債務カ可分債務ニ變シタルトキハ各債權者ハ自己ノ部分ニ付テノ履行ヲ請求スルコトヲ得又各債權者ハ其負擔部分ニ付テノ履行ノ責ニ任ス

第四百三十二條 數人カ連帶債務ヲ負擔スルトキハ債權者ハ其債務者ノ一人ニ對シ又ハ

同時若クハ順次ニ總債務者ニ對シテ全部又ハ一部ノ履行ヲ請求スルコトヲ得

第四百三十三條 連帶債務者ノ一人ニ付キ法律行為ノ無効又ハ取消ノ原因ノ存スル爲メ他ノ債權者ノ債務ノ效力ヲ妨クルコトナシ

第四百三十四條 連帶債務者ノ一人ニ對スル履行ノ請求ハ他ノ債權者ニ對シテモ其效力ヲ生ズ

第四百三十五條 連帶債務者ノ一人ト債權者トノ間ニ更改アリタルトキハ債權ハ總債務者ノ利益ノ爲メニ消滅ス

第四百三十六條 連帶債務者ノ一人カ債權者ニ對シテ債權ヲ有スル場合ニ於テ其債務者カ相殺ヲ援用シタルトキハ債權ハ總債務者ノ利益ノ爲メニ消滅ス

右ノ債權ヲ有スル債務者カ相殺ヲ援用セザル間ハ其債務者ノ負擔部分ニ付テノ他ノ債務者ニ於テ相殺ヲ援用スルコトヲ得

第四百三十七條 連帶債務者ノ一人ニ對シテ爲シタル債務ノ免除ハ其債務者ノ負擔部分ニ付テノ他ノ債務者ノ利益ノ爲メニモ其效力ヲ生ズ

第四百三十八條 連帶債務者ノ一人ト債權者トノ間ニ混同アリタルトキハ其債務者ハ辨濟ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百三十九條 連帶債務者ノ一人ノ爲メニ時効が完成シタルトキハ其債務者ノ負擔部

分ニ付テハ他ノ債務者モ亦其義務ヲ免ル

第四百四十條 前六條に掲げタル事項ヲ除ク外連帶債務者ノ一人ニ付キ生シタル事項ハ他ノ債務者ニ對シテ其效力ヲ生セス

第四百四十一條 連帶債務者ノ全員又ハ其中ノ數人カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ債權者ハ其債權ノ全部ニ付キ各財團ノ配當ニ加入スルコトヲ得

第四百四十二條 連帶債務者ノ一人カ債務ヲ辨濟シ其他自己ノ出捐ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タルトキハ他ノ債務者ニ對シ其各自ノ負擔部分ニ付キ求償權ヲ有ス

前項ノ求償ハ辨濟其他免責アリタル日以後ノ法定利息及ヒ避ケタルコトヲ得サリシ費用其他ノ損害ノ賠償ヲ包含ス

第四百四十三條 連帶債務者ノ一人カ債權者ヨリ請求ヲ受ケタルコトヲ他ノ債務者ニ通知セシメテ辨濟ヲ爲シ其他自己ノ出捐ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タル場合ニ於テ他ノ債務者カ債權者ニ對シタルコトヲ得ヘキ事由ヲ有セシトキハ其負擔部分ニ付キ之ヲ以テ其債務者ニ對シタルコトヲ得但相殺ヲ以テ之ニ對シタルトキハ過失アル債務者ハ債權者ニ對シ相殺ニ因リテ消滅スヘカリシ債務ノ履行ヲ請求スルコトヲ得

連帶債務者ノ一人カ辨濟其他自己ノ出捐ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タルコトヲ他ノ債務者

ニ通知スルコトヲ怠リタルニ因リ他ノ債務者カ善意ニテ債權者ニ辨濟ヲ爲シ其他有價ニ免責ヲ得タルトキハ其債務者ハ自己ノ辨濟其他免責ノ行為ヲ有效ナリシモノト看做スコトヲ得

第四百四十四條 連帶債務者中ニ償還ヲ爲ス資力ナキ者アルトキハ其償還スルコト能ハサル部分ハ求償者及ヒ他ノ資力アル者ノ間ニ其各自ノ負擔部分ニ應ジテ之ヲ分割ス但求償者ニ過失アルトキハ他ノ債務者ニ對シテ分擔ヲ請求スルコトヲ得

第四百四十五條 連帶債務者ノ一人カ連帶ノ免除ヲ得タル場合ニ於テ他ノ債務者中ニ辨濟ノ資力ナキ者アルトキハ債權者ハ其無資力者カ辨濟スルコト能ハサル部分ニ付キ連帶ノ免除ヲ得タル者カ負擔スヘキ部分ヲ負擔ス

第四百四十六條 保證人ハ主タル債務者カ其債務ヲ履行セサル場合ニ於テ其履行ヲ爲ス責ニ任ス

第四百四十七條 保證債務ハ主タル債務ニ關スル利息、違約金、損害賠償其他總テ其債務ニ從タルモノヲ包含ス

保證人ハ其保證債務ニ付テノ違約金又ハ損害賠償ノ額ヲ約定スルコトヲ得

第四百四十八條 保證人ノ負擔力債務ノ目的

又ハ體裁ニ付キ主タル債務ヨリ重キトキハ之ヲ主タル債務ノ限度ニ減縮ス

第四百四十九條 無能力ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキ債務ヲ保證シタル者カ保證契約ノ當時其取消ノ原因ヲ知リタルトキハ主タル債務者ノ不履行又ハ其債務ノ取消ノ場合ニ付キ同一ノ目的ヲ有スル獨立ノ債務ヲ負擔シタルモノト推定ス

第四百五十條 債務者カ保證人ヲ立ツル義務ヲ負フ場合ニ於テハ其保證人ハ左ノ條件ヲ具備スル者タルコトヲ要ス

一 能力者タルコト

二 辨濟ノ資力ヲ有スルコト

三 債務ノ履行地ヲ管轄スル控訴院ノ管轄内ニ住所ヲ有シ又ハ假住所ヲ定メタルコト

保證人カ前項第二號又ハ第三號ノ條件ヲ缺クニ至リタルトキハ債權者ハ前項ノ條件ヲ具備スル者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ債權者カ保證人ヲ指名シタル場合ニハ之ヲ適用セス

第四百五十一條 債務者カ前條ノ條件ヲ具備スル保證人ヲ立ツルコト能ハサルトキハ他ノ擔保ヲ供シテ之ニ代フルコトヲ得

第四百五十二條 債權者カ保證人ニ債務ノ履行ヲ請求シタルトキハ保證人ハ先ツ主タル

債務者ニ催告ヲ爲スヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得但主たる債務者カ破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ其行方カ知レサルトキハ此限ニ在ラス

第四百五十三條 債權者カ前條ノ規定ニ從ヒ主たる債務者ニ催告ヲ爲シタル後ト雖モ保證人カ主たる債務者ニ辨濟ノ資力アリテ且執行ノ容易ナルコトヲ證明シタルトキハ債權者ハ先ツ主たる債務者ノ財産ニ付キ執行ヲ爲スコトヲ要ス

第四百五十四條 保證人カ主たる債務者ト連帶シテ債務ヲ負擔シタルトキハ前二條ニ定メタル權利ヲ有セス

第四百五十五條 第四百五十二條及ヒ第四百五十三條ノ規定ニ依リ保證人ノ請求アリタルニ拘ハラズ債權者カ催告又ハ執行ヲ爲スコトヲ怠リ其後主たる債務者ヨリ全部ノ辨濟ヲ得サルトキハ保證人ハ債權者カ直チニ催告又ハ執行ヲ爲セハ辨濟ヲ得ヘカリシ限ニ於テ其義務ヲ免ル

第四百五十六條 數人ノ保證人アル場合ニ於テハ其保證人カ各別ノ行爲ヲ以テ債務ヲ負擔シタルトキト雖モ第四百二十七條ノ規定ヲ適用ス

第四百二十七條 數人ノ債權者又ハ債務者ある場合に於テ別段ノ意思表示なきときは各債權者又ハ各債務者は平等ノ割合を以テ權利を有シ又ハ義務を負ふ

第四百五十七條 主たる債務者ニ對スル履行ノ請求其他時効ノ中断ハ保證人ニ對シテモ其效力ヲ生ス

第四百五十八條 主たる債務者ノ債權ニ依リ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得

第四百五十九條 主たる債務者カ保證人ト連帶シテ債務ヲ負擔スル場合ニ於テハ第四百三十四條乃至第四百四十條ノ規定ヲ適用ス

第四百六十條 連帶債務者ノ一人に對する履行ノ請求は他の債務者に對しても其效力を生ズ

第四百六十一條 連帶債務者ノ一人と債權者との間に更改ありたるときは債權は總債務者ノ利益の爲めに消滅ス

第四百六十二條 連帶債務者ノ一人カ債權者に對して債權を有する場合に於テ其債務者カ相殺を援用したるときは債權は總債務者ノ利益の爲めに消滅ス

第四百六十三條 債權者カ相殺を援用せざる間は其債務者ノ負擔部分に付てのみ他の債務者に於テ相殺を援用することを得

第四百六十四條 連帶債務者ノ一人に對して爲したる債務の免除は其債務者ノ負擔部分に付てのみ他の債務者ノ利益の爲めにも其效力を生ズ

第四百六十五條 連帶債務者ノ一人と債權者との間に混同ありたるときは其債務者は辨濟を爲したるものと看做ス

第四百六十六條 連帶債務者ノ一人の爲めに時効カ完成したるときは其債務者ノ負擔部分に付ては他の債務者も亦其義務を免ル

第四百六十七條 前六條に掲げたる事項を除く外連帶債務者ノ一人に付き生じたる事項は他の債務者に對して其效力を生ゼス

第四百六十八條 保證人カ主たる債務者ノ委託ヲ受ケテ保證ヲ爲シタル場合ニ於テ過失ナクシテ債權者ニ辨濟スヘキ裁判言渡ヲ受ケ又ハ主たる債務者ニ代ハリテ辨濟ヲ爲シ其他自己ノ出捐ヲ以テ債務ヲ消滅セシムヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ其保證人ハ主たる債務者ニ對シテ求償權ヲ有ス

第四百六十九條 第四百六十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第四百七十條 前項ノ求償は辨濟其他免責ありたる日以後の法定利息及ヒ避くることを得ざりし費用其他の損害を包含ス

第四百七十一條 保證人カ主たる債務者ノ委託ヲ受ケテ保證ヲ爲シタルトキハ其保證人ハ左ノ場合ニ於テ主たる債務者ニ對シテ豫メ求償權ヲ行フコトヲ得

一 主たる債務者カ破産ノ宣告ヲ受ケ且債權者カ其財團ノ配當ニ加入セザル片

二 債務者カ辨濟期ニ在ルトキ但保證契約ノ後債權者カ主たる債務者ニ許與シタル期限ハ之ヲ以テ保證人ニ對抗スルコトヲ得ス

三 債務ノ辨濟期カ不確定ニシテ且其長期ヲモ確定スルコト能ハサル場合ニ於テ保證契約ノ後十年ヲ經過シタルトキ

第四百六十一條 前二條ノ規定ニ依リ主たる債務者カ保證人ニ對シテ賠償ヲ爲ス場合ニ於テ債權者カ全部ノ辨濟ヲ受ケサル間ハ主たる債務者ハ保證人ヲシテ擔保ヲ供セシメ又ハ之ニ對シテ自己ニ免責ヲ得セシムヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得

右ノ場合ニ於テ主たる債務者ハ供託ヲ爲シ、擔保ヲ供シ又ハ保證人ニ免責ヲ得セシメテ其賠償ノ義務ヲ免ルルコトヲ得

第四百六十二條 主たる債務者ノ委託ヲ受ケシテ保證ヲ爲シタル者カ債務ヲ辨濟シ其他自己ノ出捐ヲ以テ主たる債務者ニ債務ヲ免レシメタルトキハ主たる債務者ハ其當時利益ヲ受ケタル限度ニ於テ賠償ヲ爲スコトヲ要ス

主たる債務者ノ意思ニ反シテ保證ヲ爲シタル者ハ主たる債務者カ現ニ利益ヲ受ケタル限度ニ於テノみ求償權ヲ有ス但主たる債務者

カ求償ノ日以前ニ相殺ノ原因ヲ有セシコトヲ主張スルトキハ保證人ハ債權者ニ對シテ其相殺ニ因リテ消滅スヘカリシ債務ノ履行ヲ請求スルコトヲ得

第四百六十三條 第四百六十三條ノ規定ハ保證人ニ之ヲ適用ス

第四百六十四條 連帶債務者ノ一人カ債權者ヨリ請求を受けたることを他の債務者に通知せずして辨濟を爲し其他自己の出捐を以て共同の免責を得たる場合に於テ他の債務者カ債權者に對抗することを得ヘキ事由を有せしときは其負擔部分に付き之を以て其債務者に對抗することを過失ある債務者は債權者に對し相殺に因りて消滅スヘカリシ債務の履行を請求することを得

連帶債務者ノ一人カ辨濟其他自己の出捐を以て共同の免責を得たることを他の債務者に通知することを怠りたるに因り他の債務者カ善意にて債權者に辨濟を爲し其他有償に免責を得たるときは其債務者は自己の辨濟其他免責の行爲を有效なりしものと看做すことを得

保證人カ主たる債務者ノ委託ヲ受ケテ保證ヲ爲シタル場合ニ於テ善意ニテ辨濟其他免責ノ爲メニスル出捐ヲ爲シタルトキハ第四百

百四十三條ノ規定ハ主たる債務者ニモ亦之ヲ適用ス

第四百六十四條 連帶債務者又ハ不可分債務者ノ一人ノ爲メニ保證ヲ爲シタル者ハ他の債務者ニ對シテ其負擔部分ノみニ付キ求償權ヲ有ス

第四百六十五條 數人ノ保證人アル場合ニ於テ主たる債務者カ不可分ナル爲メ又ハ各保證人カ全額ヲ辨濟スヘキ特約アル爲メ一人ノ保證人カ全額其他自己ノ負擔部分ヲ超ユル額ヲ辨濟シタルトキハ第四百六十二條乃至第四百六十四條ノ規定ヲ適用ス

第四百六十六條 連帶債務者ノ一人カ債務を辨濟し其他自己の出捐を以て共同の免責を得たるときは他の債務者に對し其各自の負擔部分に付き求償權を有す

前項の求償は辨濟其他免責ありたる日以後の法定利息及ヒ避くることを得ざりし費用其他の損害の賠償を包含ス

第四百六十七條 連帶債務者ノ一人カ債權者ヨリ請求を受けたることを他の債務者に通知せずして辨濟を爲し其他自己の出捐を以て共同の免責を得たる場合に於テ他の債務者カ債權者に對抗することを得ヘキ事由を有せしときは其負擔部分に付き之を以て其債務者に對抗することを過失ある債務者は債權者に對し相殺に因りて消滅スヘカリシ債務の履行を請求することを得

失ある債務者は債權者に對し相殺に因りて消滅すへかりし債務の履行を請求することを得

連帶債務者の一人が辨濟其他自己の出捐を以て共同の免責を得たることを他の債務者に通知することを怠りたるに因り他の債務者が善意にて債權者に辨濟を爲し其他有償に免責を得たるときは其債務者は自己の辨濟其他免責の行為を有效なりしものと看做すことを得

第四百四十四條 連帶債務者中に償還を爲す實力なき者あるときは其償還すること能はざる部分は求償者及び他の實力ある者の間に其各自の負擔部分に應じて之を分割す但求償者に過失あるときは他の債務者に對して分擔を請求することを得す

前項の場合ニ非スシテ互ニ連帶セザル保證人ノ一人カ金額其他自己ノ負擔部分ヲ超エル額ヲ辨濟シタルトキハ第四百六十二條ノ規定ヲ準用ス

第四百六十二條 主たる債務者の委託を受けずして保證を爲したる者が債務を辨濟し其他自己の出捐を以て主たる債務者に其債務を免れしめたるときは主たる債務者は其當時利益を受けたる限度に於て賠償を爲すことを要す

主たる債務者の意思に反して保證を爲したる者は主たる債務者が現に利益を受くる限度に於てのみ求償權を有す但主たる債務者が求償の日以前に相殺の原因を有せしことを主張するときは保證人は債權者に對し其相殺に因りて消滅すへかりし債務の履行を請求することを得

第四百六十六條 債權ノ讓渡

第四百六十六條 債權ハ之ヲ讓渡スコトヲ得但其性質カ之ヲ許ササルハ此限ニ在ラス前項ノ規定ハ當事者カ反對ノ意思ヲ表示シタル場合ニハ之ヲ適用セス但其意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第四百六十七條 指名債權ノ讓渡ハ讓渡人カ之ヲ債務者ニ通知シ又ハ債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ債務者其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

前項ノ通知又ハ承諾ハ確定日附アル證書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ以テ債務者以外ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第四百六十八條 債務者カ異議ヲ留メシテ前條ノ承諾ヲ爲シタルトキハ讓渡人ニ對抗スルコトヲ得ヘカリシ事由アルモ之ヲ以テ讓受人ニ對抗スルコトヲ得ス但債務者カ其債務ヲ消滅セシムル爲メ讓受人ニ拂渡シタルモノアルトキハ之ヲ取返シ又讓受人ニ對シテ負擔シタル債務アルトキハ之ヲ成立セ

サルモノト看做スコトヲ妨ケス

讓渡人カ讓渡ノ通知ヲ爲シタルニ止マルトキハ債務者ハ其通知ヲ受ケタルマテニ讓渡人ニ對シテ生シタル事由ヲ以テ讓受人ニ對抗スルコトヲ得

第四百六十九條 指圖債權ノ讓渡ハ其證書ニ讓渡ノ裏書ヲ爲シテ之ヲ讓受人ニ交付スルニ非サレハ之ヲ以テ債務者其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第四百七十條 指圖債權ノ債務者ハ其證書ノ所持人及其署名、捺印ノ眞偽ヲ調査スル權利ヲ有スルモ其義務ヲ負フコトナシ但債務者ニ惡意又ハ重大ナル過失アルトキハ其辨濟ハ無効トス

第四百七十一條 前條ノ規定ハ證書ニ債權者ヲ指名シタルモ其證書ノ所持人ニ辨濟スヘキ旨ヲ附記シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百七十二條 指圖債權ノ債務者ハ其證書ニ記載シタル事項及ヒ其證書ノ性質ヨリ當然生スル結果ヲ除ク外原債權者ニ對抗スルコトヲ得ヘカリシ事由ヲ以テ善意ノ讓受人ニ對抗スルコトヲ得ス

第四百七十三條 前條ノ規定ハ無記名債權ニ之ヲ準用ス

第五節 債權ノ消滅

第一款 辨濟

第四百七十四條 債務ノ辨濟ハ第三者之ヲ爲

スコトヲ得但其債務ノ性質カ之ヲ許ササルトキ又ハ當事者カ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス

利害ノ關係ヲ有セザル第三者ハ債務者ノ意思ニ反シテ辨濟ヲ爲スコトヲ得ス

第四百七十五條 辨濟者カ他人ノ物ヲ引渡シタルトキハ更ニ有效ナル辨濟ヲ爲スニ非サレハ其物ヲ取戻スコトヲ得ス

第四百七十六條 讓渡ノ能力ナキ所有者カ辨濟トシテ物ノ引渡ヲ爲シタル場合ニ於テ其辨濟ヲ取消シタルトキハ其所有者ハ更ニ有效ナル辨濟ヲ爲スニ非サレハ其物ヲ取戻スコトヲ得ス

第四百七十七條 前二條ノ場合ニ於テ債權者カ辨濟トシテ受ケタル物ヲ善意ニテ消費シ又ハ讓渡シタルハ其辨濟ハ有效トス但債權者カ第三者ヨリ賠償ノ請求ヲ受ケタルハ辨濟者ニ對シテ賠償ヲ爲スコトヲ妨ケス

第四百七十八條 債權ノ準占有者ニ爲シタル辨濟ハ辨濟者ノ善意ナリシトキニ限り其效力ヲ有ス

第四百七十九條 前條ノ場合ヲ除ク外辨濟受領ノ權限ヲ有セザル者ニ爲シタル辨濟ハ債權者カ之ニ因リテ利益ヲ受ケタル限度ニ於テノミ其效力ヲ有ス

第四百八十條 受取證書ノ持參人ハ辨濟受領ノ權限アルモノト看做ス但辨濟者カ其權限

ナキコトヲ知リタルトキ又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキハ此限ニ在ラス

第四百八十一條 支拂ノ差止ヲ受ケタル第三者ハ差押債權者ハ其受ケタル損害ノ限度ニ於テ更ニ辨濟ヲ爲スヘキ旨ヲ第三債務者ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第三債務者ヨリ其債權者ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨ケス

第四百八十二條 債務者カ債權者ノ承諾ヲ以テ其負擔シタル給付ニ代ヘテ他ノ給付ヲ爲シタルトキハ其給付ハ辨濟ト同一ノ效力ヲ有ス

第四百八十三條 債權ノ目的カ特定物ノ引渡ナルトキハ辨濟者ハ其引渡ヲ爲スヘキ時ノ現狀ニテ其物ヲ引渡スコトヲ要ス

第四百八十四條 辨濟ヲ爲スヘキ場所ニ付キ別段ノ意思表示ナキトキハ特定物ノ引渡ハ債權發生ノ當時其物ノ存在セシ場所ニ於テ之ヲ爲シ其他ノ辨濟ハ債權者ノ現時ノ住所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第四百八十五條 辨濟ノ費用ニ付キ別段ノ意思表示ナキトキハ其費用ハ債務者之ヲ負擔ス但債權者カ住所ノ移轉其他ノ行為ニ因リテ辨濟ノ費用ヲ増加シタルトキハ其増加額ハ債權者之ヲ負擔ス

第四百八十六條 辨濟者ハ辨濟受領者ニ對シ

テ受取證書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第四百八十七條 債權ノ證書アル場合ニ於テ辨濟者カ全部ノ辨濟ヲ爲シタルトキハ其證書ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第四百八十八條 債務者カ同一ノ債權者ニ對シテ同種ノ目的ヲ有スル數個ノ債務ヲ負擔スル場合ニ於テ辨濟トシテ提供シタル給付カ總債務ヲ消滅セシムルニ足ラサルトキハ辨濟者ハ給付ノ時ニ於テ其辨濟ヲ充當スヘキ債務ヲ指定スルコトヲ得

辨濟者カ前項ノ指定ヲ爲ササルトキハ辨濟受領者ハ其受領ノ時ニ於テ其辨濟ノ充當ヲ爲スコトヲ得但辨濟者カ其充當ニ對シテ直チニ異議ヲ述ヘタルトキハ此限ニ在ラス

前二項ノ場合ニ於テ辨濟ノ充當ハ相手方ニ對スル意思表示ニ依リテ之ヲ爲ス

第四百八十九條 當事者カ辨濟ノ充當ヲ爲ササルトキハ左ノ規定ニ從ヒ其辨濟ヲ充當ス

一 總債務中辨濟期ニ在ルモノト辨濟期ニ在ルモノヲ先ニス

二 總債務カ辨濟期ニ在ルトキ又ハ辨濟期ニ在ラザルトキハ債務者ノ爲メニ辨濟ノ利益多キモノヲ先ニス

三 債務者ノ爲メニ辨濟ノ利益相同シキトキハ辨濟期ノ先ツ至リタルモノ又ハ先ツ至ルヘキモノヲ先ニス

四 前二號ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ債務ノ辨濟ハ各債務ノ額ニ應ジテ之ヲ充當ス

第四百九十條 一個ノ債務ノ辨濟トシテ數個ノ給付ヲ爲スヘキ場合ニ於テ辨濟者カ其債務ノ全部ヲ消滅セシムルニ足ラサル給付ヲ爲シタルトキハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第四百九十一條 債務者カ一個又ハ數個ノ債務ニ付キ元本ノ外利息及ヒ費用ヲ拂フヘキ場合ニ於テ辨濟者カ其債務ノ全部ヲ消滅セシムルニ足ラサル給付ヲ爲シタルトキハ之ヲ以テ順次ニ費用、利息及ヒ元本ニ充當スルコトヲ要ス

第四百八十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十二條 辨濟ノ提供ハ其提供ノ時ヨリ不履行ニ因リテ生スヘキ一切ノ責任ヲ免レシム

第四百九十三條 辨濟ノ提供ハ債務ノ本旨ニ從ヒテ現實ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但債權者カ豫メ其受領ヲ拒ミ又ハ債務ノ履行ニ付キ債權者ノ行爲ヲ要スルトキハ辨濟ノ準備ヲ爲シタルコトヲ通知シテ其受領ヲ催告スルヲ以テ足ル

第四百九十四條 債權者カ辨濟ノ受領ヲ拒ミ又ハ之ヲ受領スルコト能ハサルトキハ辨濟者ハ債權者ノ爲メニ辨濟ノ目的物ヲ供託シ

テ其債務ヲ免ルルコトヲ得辨濟者ノ過失ナクシテ債權者ヲ確知スルコト能ハサルトキ亦同シ

第四百九十五條 供託ハ債務履行地ノ供託所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

供託所ニ付キ法令ニ別段ノ定ナキ場合ニ於テハ裁判所ハ辨濟者ノ請求ニ因リ供託所ノ指定及ヒ供託物保管者ノ選任ヲ爲スコトヲ要ス

供託者ハ遲滞ナク債權者ニ供託ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第四百九十六條 債權者カ供託ヲ受諾セス又ハ供託ヲ有效ト宣告シタル判決力確定セサル間ハ辨濟者ハ供託物ヲ取戻スコトヲ得此場合ニ於テハ供託ヲ爲サザリシモノト看做ス

前項ノ規定ハ供託ニ因リテ質權又ハ抵當權カ消滅シタル場合ニハ之ヲ適用セス

第四百九十七條 辨濟ノ目的物カ供託ニ適セス又ハ其物ニ付キ滅失若クハ毀損ノ虞アルトキハ辨濟者ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ賣シ其代價ヲ供託スルコトヲ得其物ノ保存ニ付キ過分ノ費用ヲ要スルトキ亦同シ

第四百九十八條 債務者カ債權者ノ給付ニ對シテ辨濟ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ債權者ハ其給付ヲ爲スニ非サレハ供託物ヲ受取ルコトヲ得ス

債權ノ一部ニ付キ代位辨濟アリタル場合ニ於テハ債權者ハ債權證書ニ其代位ヲ記入シ且代位者ヲシテ其占有ニ在ル擔保物ノ保存ヲ監督セシムルコトヲ要ス

第五百四條 第五百條ノ規定ニ依リテ代位ヲ爲スヘキ者アル場合ニ於テ債權者カ故意又ハ懈怠ニ因リテ其擔保ヲ喪失又ハ減少シタルトキハ代位ヲ爲スヘキ者ハ喪失又ハ減少ニ因リ償還ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル限度ニ於テ其責ヲ免ル

第二款 相殺

第五百五條 二人互ニ同種ノ目的ヲ有スル債務ヲ負擔スル場合ニ於テ雙方ノ債務カ辨濟期ニ在ルトキハ各債務者ハ其對當額ニ付キ相殺ニ因リテ其債務ヲ免ルルコトヲ得但債務ノ性質カ之ヲ許ササルハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ當事者カ反對ノ意思ヲ表示シタル場合ニハ之ヲ適用セス但其意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百六條 相殺ハ當事者ノ一方ヨリ其相手方ニ對スル意思表示ニ依リテ之ヲ爲ス但其意思表示ニハ條件又ハ期限ヲ附スルコトヲ得ス

前項ノ意思表示ハ雙方ノ債務カ互ニ相殺ヲ爲スニ適シタル始ニ遡リテ其效力ヲ生ス

第五百七條 相殺ハ雙方ノ債務ノ履行地カ異ナルトキト雖モ之ヲ爲スコトヲ得但相殺ヲ

爲ス當事者ハ其相手方ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

第五百八條 時効ニ因リテ消滅シタル債權カ其消滅以前ニ相殺ニ適シタル場合ニ於テハ其債權者ハ相殺ヲ爲スコトヲ得

第五百九條 債務者カ不法行爲ニ因リテ生シタルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十條 債權カ差押ヲ禁シタルモノナルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十一條 支拂ノ差止ヲ受ケタル第三債務者ハ其後ニ取得シタル債權ニ依リ相殺ヲ以テ差押債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十二條 第四百八十八條乃至第四百九十一條ノ規定ハ相殺ニ之ヲ準用ス

第四百八十八條 債務者カ同一ノ債權者ニ對シテ同種ノ目的ヲ有スル數個ノ債務ヲ負擔スル場合ニ於テ辨濟として提供シタル給付カ總債務ヲ消滅せしむるに足らざるときは辨濟者は給付ノ時に於テ其辨濟を充當すヘキ債務ヲ指定することを得

辨濟者カ前項ノ指定を爲さざるときは辨濟受領者は其受領ノ時に於テ其辨濟ノ充當を爲すことを得但辨濟者カ其充當に對して直ちに異議を述べたるときは此限に在らず

第四百九十九條 債務者ノ爲メニ辨濟ヲ爲シタル者ハ其辨濟ト同時ニ債權者ノ承諾ヲ得テ之ニ代位スルコトヲ得

第四百六十七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百六十七條 指名債權ノ讓渡ハ讓渡人カ之を債務者ニ通知シ又ハ債務者カ之を承諾するに非ざれば之を以テ債務者其他の第三者ニ對抗することを不得

前項ノ通知又は承諾は確定日附ある證書を以てするに非ざれば之を以テ債務者以外に對抗することを不得

第五百條 辨濟ヲ爲スニ付キ正當ノ利益ヲ有スル者ハ辨濟ニ因リテ當然債權者ニ代位ス

第五百一條 前二條ノ規定ニ依リテ債權者ニ代位シタル者ハ自己ノ權利ニ基キ求償ヲ爲スコトヲ得ヘキ範圍内ニ於テ債權ノ效力及ヒ擔保トシテ其債權者カ有セシ一切ノ權利ヲ行フコトヲ得但左ノ規定ニ從フコトヲ要ス

一 保證人ハ豫メ先取特權、不動産質權又ハ抵當權ノ登記ニ其代位ヲ附記シタルニ非サレハ其先取特權、不動産質權又ハ抵當權ノ目的タル不動産ノ第三取得者ニ對シテ債權者ニ代位セス

二 第三取得者ハ保證人ニ對シテ債權者ニ代位セス

爲ス當事者ハ其相手方ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

第五百八條 時効ニ因リテ消滅シタル債權カ其消滅以前ニ相殺ニ適シタル場合ニ於テハ其債權者ハ相殺ヲ爲スコトヲ得

第五百九條 債務者カ不法行爲ニ因リテ生シタルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十條 債權カ差押ヲ禁シタルモノナルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十一條 支拂ノ差止ヲ受ケタル第三債務者ハ其後ニ取得シタル債權ニ依リ相殺ヲ以テ差押債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十二條 第四百八十八條乃至第四百九十一條ノ規定ハ相殺ニ之ヲ準用ス

第四百八十八條 債務者カ同一ノ債權者ニ對シテ同種ノ目的ヲ有スル數個ノ債務ヲ負擔スル場合ニ於テ辨濟として提供シタル給付カ總債務ヲ消滅せしむるに足らざるときは辨濟者は給付ノ時に於テ其辨濟を充當すヘキ債務ヲ指定することを得

辨濟者カ前項ノ指定を爲さざるときは辨濟受領者は其受領ノ時に於テ其辨濟ノ充當を爲すことを得但辨濟者カ其充當に對して直ちに異議を述べたるときは此限に在らず

爲ス當事者ハ其相手方ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

第五百八條 時効ニ因リテ消滅シタル債權カ其消滅以前ニ相殺ニ適シタル場合ニ於テハ其債權者ハ相殺ヲ爲スコトヲ得

第五百九條 債務者カ不法行爲ニ因リテ生シタルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十條 債權カ差押ヲ禁シタルモノナルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十一條 支拂ノ差止ヲ受ケタル第三債務者ハ其後ニ取得シタル債權ニ依リ相殺ヲ以テ差押債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十二條 第四百八十八條乃至第四百九十一條ノ規定ハ相殺ニ之ヲ準用ス

第四百八十八條 債務者カ同一ノ債權者ニ對シテ同種ノ目的ヲ有スル數個ノ債務ヲ負擔スル場合ニ於テ辨濟として提供シタル給付カ總債務ヲ消滅せしむるに足らざるときは辨濟者は給付ノ時に於テ其辨濟を充當すヘキ債務ヲ指定することを得

辨濟者カ前項ノ指定を爲さざるときは辨濟受領者は其受領ノ時に於テ其辨濟ノ充當を爲すことを得但辨濟者カ其充當に對して直ちに異議を述べたるときは此限に在らず

爲ス當事者ハ其相手方ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

第五百八條 時効ニ因リテ消滅シタル債權カ其消滅以前ニ相殺ニ適シタル場合ニ於テハ其債權者ハ相殺ヲ爲スコトヲ得

第五百九條 債務者カ不法行爲ニ因リテ生シタルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十條 債權カ差押ヲ禁シタルモノナルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十一條 支拂ノ差止ヲ受ケタル第三債務者ハ其後ニ取得シタル債權ニ依リ相殺ヲ以テ差押債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十二條 第四百八十八條乃至第四百九十一條ノ規定ハ相殺ニ之ヲ準用ス

三 第三取得者ノ一人ハ各不動産ノ價格ニ應ズルニ非サレハ他ノ第三取得者ニ對シテ債權者ニ代位セス

四 前號ノ規定ハ自己ノ財產ヲ以テ他人ノ債務ノ擔保ニ供シタル者ノ間ニ之ヲ準用ス

五 保證人ト自己ノ財產ヲ以テ他人ノ債務ノ擔保ニ供シタル者トノ間ニ於テハ其頭數ニ應ズルニ非サレハ債權者ニ代位セス但自己ノ財產ヲ以テ他人ノ債務ノ擔保ニ供シタル者數人アルトキハ保證人ノ負擔部分ヲ除キ其殘額ニ付キ各財產ノ價格ニ應ズルニ非サレハ之ニ對シテ代位ヲ爲スコトヲ得ス

右ノ場合ニ於テ其財產カ不動産ナルトキハ第一號ノ規定ヲ準用ス

第五百二條 債權ノ一部ニ付キ代位辨濟アリタルトキハ代位者ハ其辨濟シタル債權ニ應ジテ債權者ト共ニ其權利ヲ行フ

前項ノ場合ニ於テ債務ノ不履行ニ因ル契約ノ解除ハ債權者ノミ之ヲ請求スルコトヲ得但代位者ニ其辨濟シタル債額及ヒ其利息ヲ償還スルコトヲ要ス

第五百三條 代位辨濟ニ因リテ全部ノ辨濟ヲ受ケタル債權者ハ債權ニ關スル證書及ヒ其占有ニ在ル擔保物ヲ代位者ニ交付スルコトヲ要ス

前二項の場合に於て辨済の充當は相手方
に對する意思表示に依りて之を爲す
第四百八十九條 當事者が辨済の充當を
爲さざる時は左の規定に従ひ其辨済を
充當す

一總債務中辨済期に在るものと辨済期
に在らざるものとあるときは辨済期
に在るものを先にす

二總債務が辨済期に在るとき又は辨済
期に在らざる時は債務者の爲めに
辨済の利益多きものを先にす

三債務者の爲めに辨済の利益相同しき
ときは辨済期の先つ至りたるものと又
は先つ至るべきものを先にす

四前二號に掲げたる事項に付き相同し
き債務の辨済は各債務の額に應じて
之を充當す

第四百九十一條 債務者が一個又は數個
の債務に付き元本の外利息及び費用を拂
ふべき場合に於て辨済者か其債務の全部
を消滅せしむるに足らざる給付を爲した
るときは之を以て順次に費用、利息及び

元本に充當することを要す
第四百八十九條の規定は前項の場合に之
を準用す

第三款 更改
第五百十三條 當事者か債務ノ要素ヲ變更ス
ル契約ヲ爲シタルトキハ其債務ハ更改ニ因
リテ消滅ス

條件附債務ヲ無條件債務トシ、無條件債務
ニ條件ヲ附シ又ハ條件ヲ變更スルハ債務ノ
要素ヲ變更スルモノト看做ス債務ノ履行ニ
代ヘテ爲替手形ヲ發行スル亦同シ

第五百十四條 債務者ノ交替ニ因ル更改ハ債
務者ト新債務者トノ契約ヲ以テ之ヲ爲スコ
トヲ得但舊債務者ノ意思ニ反シテ之ヲ爲ス
コトヲ得ス

第五百十五條 債權者ノ交替ニ因ル更改ハ確
定日附アル證書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ
以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百十六條 第四百六十八條第一項ノ規定
ハ債權者ノ交替ニ因ル更改ニ之ヲ準用ス

第四百六十八條第一項 債務者か異議を
留めずして前條の承諾を爲したるときは
讓渡人に對抗することを得へかりし事由
あるも之を以て讓受人に對抗することを
得ず但債務者か其の債務を消滅せしむる
爲め讓渡人に拂渡したるものあるときは
之を取返し又讓渡人に對して負擔したる

債務あるときは之を成立せざるものと看
做すことを妨げず

第五百十七條 更改ニ因リテ生シタル債務カ
不法ノ原因ノ爲メ又ハ當事者ノ知ラサル事
由ニ因リテ成立セス又ハ取消サレタルトキ
ハ舊債務ハ消滅セス

第五百十八條 更改ノ當事者ハ舊債務ノ目的
ノ限度ニ於テ其債務ノ擔保ニ供シタル質權
又ハ抵當權ヲ新債務ニ移スコトヲ得但第三
者カ之ヲ供シタル場合ニ於テハ其承諾ヲ得
ルコトヲ要ス

第四款 免除
第五百十九條 債權者カ債務者ニ對シテ債務
ヲ免除スル意思ヲ表示シタルトキハ其債權
ハ消滅ス

第五款 混同
第五百二十條 債權及ヒ債務カ同一人ニ歸シ
タルトキハ其債權ハ消滅ス但債權カ第三
者ノ權利ノ目的タルトキハ此限ニ在ラス

第一章 契約
第一節 總則
第一款 契約ノ成立

第五百二十一條 承諾ノ期間ヲ定メテ爲シタ
ル契約ノ申込ハ之ヲ取消スコトヲ得ス
申込者カ前項ノ期間内ニ承諾ノ通知ヲ受ケ
サルトキハ申込ハ其效力ヲ失フ

第五百二十二條 承諾ノ通知カ前條ノ期間後
ニ到達シタルモ通常ノ場合ニ於テハ其期間
内ニ到達スヘカリシ時ニ發送シタルモノナ
ルコトヲ知り得ヘキトキハ申込者ハ遲滞ナ
ク相手方ニ對シテ其延滞ノ通知ヲ發スルコ
トヲ要ス但其到達前ニ遲延ノ通知ヲ發シタ
ルトキハ此限ニ在ラス

第五百二十三條 通知ヲ怠リタルトキハ承諾
ノ通知ハ延滞セザリシモノト看做ス

第五百二十四條 通知シタル承諾ハ申込者ニ
於テ之ヲ新ナル申込ト看做スコトヲ得

第五百二十五條 承諾ノ期間ヲ定メシテ隔
地者ニ爲シタル申込ハ申込者カ承諾ノ通知
ヲ受クルニ相當ナル期間之ヲ取消スコトヲ
得ス

第五百二十六條 第九十七條第二項ノ規定ハ
申込者カ反對ノ意思ヲ表示シ又ハ其相手方
カ死亡若クハ能力喪失ノ事實ヲ知りタル場
合ニハ之ヲ適用セス

第九十七條第二項 表意者が通知を發し
たる後に死亡し又は能力を失ふも意思表
示は之か爲めに其效力を妨げらるること
なし

第五百二十七條 隔地者間ノ契約ハ承諾ノ通
知ヲ發シタル時ニ成立ス
申込者ノ意思表示又ハ取引上ノ慣習ニ依リ
承諾ノ通知ヲ必要トセサル場合ニ於テハ契

約ハ承諾ノ意思表示ト認ムヘキ事實アリタ
ル時ニ成立ス

第五百二十七條 申込ノ取消ノ通知カ承諾ノ
通知ヲ發シタル後ニ到達シタルモ通常ノ場
合ニ於テハ其前ニ到達スヘカリシ時ニ發送
シタルモノナルコトヲ知り得ヘキトキハ承
諾者ハ遲滞ナク申込者ニ對シテ其延滞ノ通
知ヲ發スルコトヲ要ス

承諾者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ契約
ハ成立セザリシモノト看做ス

第五百二十八條 承諾者カ申込ニ條件ヲ附シ
其他變更ヲ加ヘテ之ヲ承諾シタルトキハ其
申込ノ拒絕ト共ニ新ナル申込ヲ爲シタルモ
ノト看做ス

第五百二十九條 或行爲ヲ爲シタル者ニ一定
ノ報酬ヲ與フヘキ旨ヲ廣告シタル者ハ其行
爲ヲ爲シタル者ニ對シテ其報酬ヲ與フル義
務ヲ負フ

第五百三十條 前條ノ場合ニ於テ廣告者ハ其
指定シタル行爲ヲ完了スル者ナキ間ハ前
ノ廣告ト同一ノ方法ニ依リテ其廣告ヲ取消ス
コトヲ得但其廣告中ニ取消ヲ爲ササル旨ヲ
表示シタルトキハ此限ニ在ラス

前項ニ定メタル方法ニ依リテ取消ヲ爲スコ
ト能ハサル場合ニ於テハ他ノ方法ニ依リテ
之ヲ爲スコトヲ得但其取消ハ之ヲ知りタル
者ニ對シテノミ其效力ヲ有ス

債務あるときは之を成立せざるものと看
做すことを妨げず

第五百十七條 更改ニ因リテ生シタル債務カ
不法ノ原因ノ爲メ又ハ當事者ノ知ラサル事
由ニ因リテ成立セス又ハ取消サレタルトキ
ハ舊債務ハ消滅セス

第五百十八條 更改ノ當事者ハ舊債務ノ目的
ノ限度ニ於テ其債務ノ擔保ニ供シタル質權
又ハ抵當權ヲ新債務ニ移スコトヲ得但第三
者カ之ヲ供シタル場合ニ於テハ其承諾ヲ得
ルコトヲ要ス

第五百十九條 債權者カ債務者ニ對シテ債務
ヲ免除スル意思ヲ表示シタルトキハ其債權
ハ消滅ス

第五百二十條 債權及ヒ債務カ同一人ニ歸シ
タルトキハ其債權ハ消滅ス但債權カ第三
者ノ權利ノ目的タルトキハ此限ニ在ラス

第一章 契約
第一節 總則
第一款 契約ノ成立

第五百二十一條 承諾ノ期間ヲ定メテ爲シタ
ル契約ノ申込ハ之ヲ取消スコトヲ得ス
申込者カ前項ノ期間内ニ承諾ノ通知ヲ受ケ
サルトキハ申込ハ其效力ヲ失フ

第五百二十二條 承諾ノ通知カ前條ノ期間後
ニ到達シタルモ通常ノ場合ニ於テハ其期間
内ニ到達スヘカリシ時ニ發送シタルモノナ
ルコトヲ知り得ヘキトキハ申込者ハ遲滞ナ
ク相手方ニ對シテ其延滞ノ通知ヲ發スルコ
トヲ要ス但其到達前ニ遲延ノ通知ヲ發シタ
ルトキハ此限ニ在ラス

第五百二十三條 通知ヲ怠リタルトキハ承諾
ノ通知ハ延滞セザリシモノト看做ス

第五百二十四條 通知シタル承諾ハ申込者ニ
於テ之ヲ新ナル申込ト看做スコトヲ得

第五百二十五條 承諾ノ期間ヲ定メシテ隔
地者ニ爲シタル申込ハ申込者カ承諾ノ通知
ヲ受クルニ相當ナル期間之ヲ取消スコトヲ
得ス

第五百二十六條 第九十七條第二項ノ規定ハ
申込者カ反對ノ意思ヲ表示シ又ハ其相手方
カ死亡若クハ能力喪失ノ事實ヲ知りタル場
合ニハ之ヲ適用セス

第九十七條第二項 表意者が通知を發し
たる後に死亡し又は能力を失ふも意思表
示は之か爲めに其效力を妨げらるること
なし

第五百二十七條 隔地者間ノ契約ハ承諾ノ通
知ヲ發シタル時ニ成立ス
申込者ノ意思表示又ハ取引上ノ慣習ニ依リ
承諾ノ通知ヲ必要トセサル場合ニ於テハ契

約ハ承諾ノ意思表示ト認ムヘキ事實アリタ
ル時ニ成立ス

第五百二十七條 申込ノ取消ノ通知カ承諾ノ
通知ヲ發シタル後ニ到達シタルモ通常ノ場
合ニ於テハ其前ニ到達スヘカリシ時ニ發送
シタルモノナルコトヲ知り得ヘキトキハ承
諾者ハ遲滞ナク申込者ニ對シテ其延滞ノ通
知ヲ發スルコトヲ要ス

承諾者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ契約
ハ成立セザリシモノト看做ス

第五百二十八條 承諾者カ申込ニ條件ヲ附シ
其他變更ヲ加ヘテ之ヲ承諾シタルトキハ其
申込ノ拒絕ト共ニ新ナル申込ヲ爲シタルモ
ノト看做ス

第五百二十九條 或行爲ヲ爲シタル者ニ一定
ノ報酬ヲ與フヘキ旨ヲ廣告シタル者ハ其行
爲ヲ爲シタル者ニ對シテ其報酬ヲ與フル義
務ヲ負フ

第五百三十條 前條ノ場合ニ於テ廣告者ハ其
指定シタル行爲ヲ完了スル者ナキ間ハ前
ノ廣告ト同一ノ方法ニ依リテ其廣告ヲ取消ス
コトヲ得但其廣告中ニ取消ヲ爲ササル旨ヲ
表示シタルトキハ此限ニ在ラス

前項ニ定メタル方法ニ依リテ取消ヲ爲スコ
ト能ハサル場合ニ於テハ他ノ方法ニ依リテ
之ヲ爲スコトヲ得但其取消ハ之ヲ知りタル
者ニ對シテノミ其效力ヲ有ス

第五百三十三條 雙務契約當事者ノ一方ハ相手方カ其債務ノ履行ヲ提供スルマテハ自己ノ債務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得但相手方ノ債務カ消滅期ニ在ラサルトキハ此限ニ在ラス

第五百三十四條 特定物ニ關スル物權ノ設定又ハ移轉ヲ以テ雙務契約ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ其物カ債務者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ其滅失又ハ毀損ハ債權者ノ負擔ニ歸ス不特定物ニ關スル契約ニ付テハ第四百一條第二項ノ規定ニ依リテ其物カ確定シタル時ヨリ前項ノ規定ヲ適用ス

第四百一條第二項 前項の場合に於て債務者カ物の給付を爲すに必要なる行為を完了し又は債權者の同意を得て其給付すべき物を指定したるときは爾後其物を以て債權の目的物とす

第五百三十五條 前條ノ規定ハ停止條件附雙務契約ノ目的物カ條件ノ成否未定ノ間ニ於テ滅失シタル場合ニハ之ヲ適用セス

物カ債務者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ毀損シタルトキハ其毀損ハ債權者ノ負擔ニ歸ス

物カ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ毀損シタルトキハ債權者ハ條件成就ノ場合ニ於テ其選擇ニ從ヒ契約ノ履行又ハ其解除ヲ請求スルコトヲ得但損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

第五百三十六條 前二條ニ掲ケタル場合ヲ除ク外當事者雙方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ債務ヲ履行スルコト能ハサルニ至リタルトキハ債務者ハ反對給付ヲ受クル權ヲ有セス

債權者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ爲スコト能ハサルニ至リタルトキハ債務者ハ反對給付ヲ受クル權ヲ失ハス但自己ノ債務ヲ免レタルニ因リテ利益ヲ得タルトキハ之ヲ債權者ニ償還スルコトヲ要ス

第五百三十七條 契約ニ依リ當事者ノ一方カ第三者ニ對シテ或給付ヲ爲スヘキコトヲ約シタルトキハ其第三者ハ債務者ニ對シテ直接ニ其給付ヲ請求スル權利ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ第三者ノ權利ハ其第三者カ債務者ニ對シテ契約ノ利益ヲ享受スル意思ヲ表示シタル時ニ發生ス

第五百三十八條 前條ノ規定ニ依リテ第三者ノ權利カ發生シタル後ハ當事者ハ之ヲ變更シ又ハ之ヲ消滅セシムルコトヲ得ス

第五百三十九條 第五百三十七條ニ掲ケタル契約ニ基因スル抗辯ハ債務者之ヲ以テ其契約ノ利益ヲ受クヘキ第三者ニ對抗スルコトヲ得

第三款 契約ノ解除

第五百四十條 契約又ハ法律ノ規定ニ依リ當事者ノ一方カ解除權ヲ有スル片ハ其解除ハ

相手方ニ對スル意思表示ニ依リテ之ヲ爲ス前項ノ意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第五百四十一條 當事者ノ一方カ其債務ヲ履行セサルトキハ相手方ハ相當ノ期間ヲ定メテ其履行ヲ催告シ若シ其期間内ニ履行ナキトキハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第五百四十二條 契約ノ性質又ハ當事者ノ意思表示ニ依リ一定ノ日時又ハ一定ノ期間内ニ履行ヲ爲スニ非サレハ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ於テ當事者ノ一方カ履行ヲ爲サスシテ其時期ヲ經過シタルトキハ相手方ハ前條ノ催告ヲ爲サスシテ直チニ其契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第五百四十三條 履行ノ全部又ハ一部カ債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ不能ト爲リタルトキハ債權者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第五百四十四條 當事者ノ一方カ數人アル場合ニ於テハ契約ノ解除ハ其全員ヨリ又ハ其全員ニ對シテノミ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ解除權カ當事者中ノ一人ニ付キ消滅シタルトキハ他ノ者ニ付テモ亦消滅ス

第五百四十五條 當事者ノ一方カ其解除權ヲ行使シタルトキハ各當事者ハ其相手方ヲ原狀ニ復セシムル義務ヲ負フ但第三者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ返還スヘキ金銭ニハ其受領ノ時ヨリ利息ヲ附スルコトヲ要ス

第五百四十六條 第五百三十三條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ適用ス

第五百三十三條 雙務契約當事者ノ一方ハ相手方カ其債務ノ履行を提供するまでは自己の債務の履行を拒むことを得但相手方の債務が消滅期に在らざる時は此限に在らず

第五百四十七條 解除權ノ行使ニ付期間ノ定ナキトキハ相手方ハ解除權ヲ有スル者ニ對シ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ解除ヲ爲スヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ其期間内ニ解除ノ通知ヲ受ケサルトキハ解除權ハ消滅ス

第五百四十八條 解除權ヲ有スル者カ自己ノ行為又ハ過失ニ因リテ著シク契約ノ目的物ヲ毀損シ若クハ之ヲ返還スルコト能ハサルニ至リタルトキ又ハ加工若クハ改造ニ因リテ之ヲ他ノ種類ノ物ニ變シタルトキハ解除權ハ消滅ス

契約ノ目的物カ解除權ヲ有スル者ノ行為又ハ過失ニ因ラスシテ滅失又ハ毀損シタルトキハ解除權ハ消滅セス

第五百四十九條 贈與ハ當事者ノ一方カ自己

ノ財産ヲ無償ニテ相手方ニ與フル意思ヲ表示シ相手方カ受諾ヲ爲スニ因リテ其效力ヲ生ス

第五百五十條 書面ニ依ラサル贈與ハ各當事者之ヲ取消スコトヲ得但履行ノ終ハリタル部分ニ付テハ此限ニ在ラス

第五百五十一條 贈與者ハ贈與ノ目的タル物又ハ權利ノ瑕疵又ハ欠缺ニ付キ其責ニ任セス但過與者カ其瑕疵又ハ欠缺ヲ知りテ之ヲ受贈者ニ告ケサリシトキハ此限ニ在ラス

負擔附贈與ニ付テハ贈與者ハ其負擔ノ限度ニ於テ賣主ト同シク擔保ノ責ニ任ス

第五百五十二條 定期ノ給付ヲ目的トスル贈與ハ贈與者又ハ受贈者ノ死亡ニ因リテ其效力ヲ失フ

第五百五十三條 負擔附贈與ニ付テハ本節ノ規定ノ外雙務契約ニ關スル規定ヲ適用ス

第五百五十四條 贈與者ノ死亡ニ因リテ效力ヲ生スヘキ贈與ハ遺贈ニ關スル規定ニ從フ

第三節 賣買

第一款 總則

第五百五十五條 賣買ハ當事者ノ一方カ或財產ヲ相手方ニ移轉スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其代金ヲ拂フコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

第五百五十六條 賣買ノ一方ノ豫約ハ相手方カ賣買ヲ完結スル意思ヲ表示シタル時ヨリ

賣買ノ效力ヲ生ス

前項ノ意思表示ニ付キ期間ヲ定メサリシトキハ豫約者ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ賣買ヲ完結スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ相手方ニ催告スルコトヲ得若シ相手方カ其期間内ニ確答ヲ爲ササルトキハ豫約ハ其效力ヲ失フ

第五百五十七條 買主カ賣主ニ手附ヲ交付シタルトキハ當事者ノ一方カ契約ノ履行ニ著手スルマテハ買主ハ其手附ヲ拋棄シ賣主ハ其倍額ヲ償還シテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第五百五十八條 第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セス

第五百五十九條 解除權ノ行使ハ損害賠償ノ請求を妨ケず

第五百六十條 賣買契約ニ關スル費用ハ當事者雙方平分シテ之ヲ負擔ス

第五百六十一條 本節ノ規定ハ賣買以外ノ有償契約ニ之ヲ適用ス但其契約ノ性質カ之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス

第二款 賣買ノ效力

第五百六十二條 他人ノ權利ヲ以テ賣買ノ目的ト爲シタルトキハ賣主ハ其權利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移轉スル義務ヲ負フ

第五百六十三條 前條ノ場合ニ於テ賣主カ其賣却シタル權利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移轉スルコト能ハサルトキハ買主ハ契約ノ解除

ヲ爲スコトヲ得但契約ノ當時其權利ヲ賣主ニ屬セサルコトヲ知リタルトキハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第五百六十二條 賣主カ契約ノ當時其賣却シタル權利ノ自己ニ屬セサルコトヲ知ラザリシ場合ニ於テ其權利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移轉スルコト能ハサルトキハ買主ハ損害ヲ賠償シテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ買主カ契約ノ當時其買受ケタル權利ノ賣主ニ屬セサルコトヲ知リタルトキハ買主ハ買主ニ對シテ其買却シタル權利ヲ移轉スルコト能ハサル旨ヲ通知シテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第五百六十三條 賣主ノ目的タル權利ノ一部カ他人ニ屬スルニ因リ賣主カ之ヲ買主ニ移轉スルコト能ハサルトキハ買主ハ其足ラサル部分ノ割合ニ應ジテ代金ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ殘存スル部分ノミナレハ買主カ之ヲ買受ケサルヘカリシトキハ善意ノ買主ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

代金減額ノ請求又ハ契約ノ解除ハ善意ノ買主カ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ケス

第五百六十四條 前條ニ定メタル權利ハ買主カ善意ナリシトキハ事實ヲ知リタル時ヨリ惡意ナリシトキハ契約ノ時ヨリ一年内ニ之ヲ行使スルコトヲ要ス

第五百六十五條 數量ヲ指示シテ賣買シタル物カ不足ナル場合及ヒ物ノ一部カ契約ノ當時既ニ滅失シタル場合ニ於テ買主カ其不足又ハ滅失ヲ知ラザリシトキハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第五百六十六條 賣買ノ目的物カ地上權、永小作權、地役權、留置權又ハ質權ノ目的タル場合ニ於テ買主カ之ヲ知ラザリシトキハ之カ爲メニ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ限リ買主ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得其他ノ場合ニ於テハ損害賠償ノ請求ノミヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ハ買主ノ目的タル不動産ノ爲メニ存セリト稱セシ地役權カ存セザリシトキ及ヒ其不動産ニ付キ登記シタル貸借アリタル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テ契約ノ解除又ハ損害賠償ノ請求ハ買主カ事實ヲ知リタル時ヨリ一年内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第五百六十七條 賣買ノ目的タル不動産ノ上ニ存シタル先取特權又ハ抵當權ノ行使ニ因リ買主カ其所有權ヲ失ヒタルトキハ其買主ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

買主カ出捐ヲ爲シテ其所有權ヲ保存シタルトキハ買主ニ對シテ其出捐ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

右款レノ場合ニ於テモ買主カ損害ヲ受ケケタ

ルトキハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得

第五百六十八條 強制競賣ノ場合ニ於テハ競落人ハ前七條ノ規定ニ依リ債務者ニ對シテ契約ノ解除ヲ爲シ又ハ代金ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ債務者カ無資力ナルトキハ競落人ハ代金ノ配當ヲ受ケタル債權者ニ對シテ其代金ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ債務者カ物又ハ權利ノ欠缺ヲ知リテ之ヲ申出テ又ハ債權者カ之ヲ知リテ競賣ヲ請求シタルトキハ競落人ハ其過失者ニ對シテ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第五百六十九條 債權ノ賣主カ債務者ノ資力ヲ擔保シタルトキハ契約ノ當時ニ於ケル資力ヲ擔保シタルモノト推定ス

辨濟期ニ至ラサル債權ノ賣主カ債務者ノ將來ノ資力ヲ擔保シタルトキハ辨濟ノ期日ニ於ケル資力ヲ擔保シタルモノト推定ス

第五百七十條 賣買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ第五百六十六條ノ規定ヲ準用ス但強制競賣ノ場合ハ此限ニ在ラス

第五百七十一條 第五百三十三條ノ規定ハ第五百六十三條乃至第五百六十六條及ヒ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

雙務契約當事者ノ一方

は相手方カ其債務の履行を提供するまでは自己の債務の履行を拒むことを得但相手方の債務が辨濟期に在らざる時は此限に在らず

第五百七十二條 賣主ハ前十二條ニ定メタル擔保ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ特約シタルトキト雖モ其知リテ告ケザリシ事實及ヒ自ら第三者ノ爲メニ設定シ又ハ之ニ讓渡シタル權利ニ付テハ其責任ヲ免ルコトヲ得ス

第五百七十三條 賣買ノ目的物ノ引渡ニ付キ期限アルトキハ代金ノ支拂ニ付テモ亦同一ノ期限ヲ附シタルモノト推定ス

第五百七十四條 賣買ノ目的物ノ引渡ト同時ニ代金ヲ拂フヘキトキハ其引渡ノ場所ニ於テ之ヲ拂フコトヲ要ス

第五百七十五條 未タ引渡ササル賣買ノ目的物カ果實ヲ生シタルトキハ其果實ハ賣主ニ屬ス

買主ハ引渡ノ日ヨリ代金ノ利息ヲ拂フ義務ヲ負フ但代金ノ支拂ニ付キ期限アルトキハ其期限ノ到來スルマテハ利息ヲ拂フコトヲ要セス

第五百七十六條 賣買ノ目的ニ付キ權利ヲ主張スル者アリテ買主カ其買受ケタル權利ノ全部又ハ一部ヲ失フ虞アルトキハ買主ハ其危險ノ限度ニ應ジテ代金ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得但買主カ相當ノ擔保ヲ供

シタルトキハ此限ニ在ラス

第五百七十七條 買受ケタル不動産ニ付キ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アルトキハ買主ハ該物ノ手續ヲ終ハルマテ其代金ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得但買主ハ買主ニ對シテ遲滞ナク該物ヲ爲スヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得

第五百七十八條 前二條ノ場合ニ於テ買主ハ買主ニ對シテ代金ノ供託ヲ請求スルコトヲ得

第五百七十九條 不動産ノ賣主ハ賣買契約ト同時ニ爲シタル買戻ノ特約ニ依リ買主カ拂ヒタル代金及ヒ契約ノ費用ヲ返還シテ其買戻ノ解除ヲ爲スコトヲ得但當事者カ別段ノ意思ヲ表示セザリシハ不動産ノ果實ト代金ノ利息トハ之ヲ相殺シタルモノト看做ス

第五百八十條 買戻ノ期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ之ヲ十年ニ短縮ス

買戻ニ付キ期間ヲ定メタルトキハ後日之ヲ伸長スルコトヲ得ス

買戻ニ付キ期間ヲ定メザリシトキハ五年内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第五百八十一條 賣買契約ト同時ニ買戻ノ特約ヲ登記シタルトキハ買戻ハ第三者ニ對シテモ其效力ヲ生ス

登記ヲ爲シタル貸借人ノ權利ハ其殘期一年間ニ限り之ヲ以テ賣主ニ對抗スルコトヲ得

但賣主ヲ害スル目的ヲ以テ貸借ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

第五百八十二條 賣主ノ債權者カ第四百二十三条ノ規定ニ依リ賣主ニ代ハリテ買戻ヲ爲サント欲スルトキハ買主ハ裁判所ニ於テ選定シタル鑑定人ノ評價ニ從ヒ不動産ノ現時ノ價額ヨリ賣主カ返還スヘキ金額ヲ控除シタル殘額ニ達スルマテ賣主ノ債務ヲ辨濟シ向ホ餘額アルトキハ之ヲ賣主ニ返還シテ買戻權ヲ消滅セシムルコトヲ得

第四百二十三條 債權者は自己の債權を保全する爲め其債務者に屬する權利を行ふことを得但債務者の一身に專屬する權利は此限に在らず

債權者は其債權の期限が到來せざる間は裁判上の地位に依るに非されは前項の權利を行ふことを得ず但保存行為は此限に在らず

第五百八十三條 賣主ハ期間内ニ代金及ヒ契約ノ費用ヲ提供スルニ非サレハ買戻ヲ爲スコトヲ得ス

買主又ハ轉得者カ不動産ニ付キ費用ヲ出ダシタルトキハ賣主ハ第九十六條ノ規定ニ從ヒ之ヲ償還スルコトヲ要ス但有益費ニ付テハ裁判所ハ賣主ノ請求ニ因リ之ニ相當ノ期限ヲ許スルコトヲ得

第九十六條 占有者カ占有物を返還す

る場合に於ては其物の保存の爲めに費したる金額其他の必要費を回復者より償還せしむることを得但占有者か果實を取得したる場合に於ては通常の必要費は其負擔に歸す

占有者か占有物の改良の爲めに費したる金額其他の有益費に付ては其價格の増加か現存する場合に限り回復者の選擇に従ひ其費したる金額又は増價額を償還せしむることを得但惡意の占有者に對しては裁判所は回復者の請求に因り之に相當の期限を許與することを得

第五百八十四條 不動産ノ共有者ノ一人カ買戻ノ特約ヲ以テ其持分ヲ賣却シタル後其不動産ノ分割又ハ競賣アリタルキハ賣主ハ買主カ受ケタル若クハ受クヘキ部分又ハ代金ニ付キ買戻ヲ爲スコトヲ得但買主ニ通知セシメテ爲シタル分割及ヒ競賣ハ之ヲ以テ賣主ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百八十五條 前條ノ場合ニ於テ買主カ不動産ノ競賣人ト爲リタルトキハ賣主ハ競賣ノ代金及ヒ第五百八十三條ニ掲ケタル費用ヲ拂ヒテ買戻ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ賣主ハ其不動産ノ全部ノ所有權ヲ取得ス他ノ共有者ヨリ分割ヲ請求シタルニ因リ買主カ競賣人ト爲リタルトキハ賣主ハ其持分ノミニ付キ買戻ヲ爲スコトヲ得ス

第四百節 交換

第五百八十六條 交換ハ當事者カ互ニ金錢ノ所有權ニ非サル財産權ヲ移轉スルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

當事者ノ一方カ他ノ權利ト共ニ金錢ノ所有權ヲ移轉スルコトヲ約シタルトキハ其金錢ニ付テハ賣買ノ代金ニ關スル規定ヲ準用ス

第五百八十七條 消費貸借ハ當事者ノ一方カ種類、品等及ヒ數量ノ同シキ物ヲ以テ返還ヲ爲スコトヲ約シテ相手方ヨリ金錢其他ノ物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス

第五百八十八條 消費貸借ニ因ラスシテ金錢其他ノ物ヲ給付スル義務ヲ負フ者アル場合ニ於テ當事者カ其物ヲ以テ消費貸借ノ目的ト爲スコトヲ約シタルトキハ消費貸借ハ之ニ因リテ成立シタルモノト看做ス

第五百八十九條 消費貸借ノ豫約ハ兩當事者ノ一方カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其効力ヲ失フ

第五百九十條 利息附ノ消費貸借ニ於テ物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ貸主ハ瑕疵ナキ物ヲ以テ之ヲ代フルコトヲ要ス但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

無利息ノ消費貸借ニ於テハ借主ハ瑕疵アル物ノ價額ヲ返還スルコトヲ得但貸主カ其瑕疵ヲ知りテ之ヲ借主ニ告ケサリシトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

項ノ規定ヲ準用ス

第五百九十一條 當事者カ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ貸主ハ相當ノ期間ヲ定メテ返還ノ催告ヲ爲スコトヲ得

借主ハ何時ニテモ返還ヲ爲スコトヲ得

第五百九十二條 借主カ第五百八十七條ノ規定ニ依リテ返還ヲ爲スコト能ハサルニ至リタルトキハ其時ニ於ケル物ノ價額ヲ償還スルコトヲ要ス但第四百二條第二項ノ場合ハ此限ニ在ラス

第四百二條第二項 債權の目的たる特種の通貨か辨濟期に於て強制通用の効力を失ひたるときは債務者は他の通貨を以て辨濟を爲すことを要す

第六節 使用貸借

第五百九十三條 使用貸借ハ當事者ノ一方カ無償ニテ使用及ヒ收益ヲ爲シタル後返還ヲ爲スコトヲ約シテ相手方ヨリ或物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス

第五百九十四條 借主ハ契約又ハ其目的物の性質ニ因リテ定マリタル用方ニ從ヒ其物ノ使用及ヒ收益ヲ爲スコトヲ要ス

借主ハ貸主ノ承諾アルニ非サレハ第三者ヲシテ借用物ノ使用又ハ收益ヲ爲サシムルコトヲ得ス

借主カ前二項ノ規定ニ反スル使用又ハ收益ヲ爲シタルトキハ借主ハ契約ノ解除ヲ爲ス

コトヲ得

第五百九十五條 借主ハ借用物ノ通常ノ必要費ヲ負擔ス

此他ノ費用ニ付テハ第五百八十三條第二項ノ規定ヲ準用ス

第五百八十三條第二項 買主又は轉得者か不動産に付き費用を出したるときは賣主は第五百九十六條の規定に従ひ之を償還することを要す但有益費に付ては裁判所は賣主の請求に因り之に相當の期限を許與することを得

第五百九十六條 (前々頁三段目掲出)

第五百九十六條 第五百五十一條ノ規定ハ使用貸借ニ之ヲ準用ス

第五百五十一條 贈與者は贈與の目的たる物又は權利の瑕疵又は欠缺に付き其責に任せず但贈與者か其瑕疵又は欠缺を知りて之を受贈者に告げざりしときは此限に在ラス

負擔附贈與に付ては贈與者は其負擔の限度に於て賣主と同じく擔保の責に任ず

第五百九十七條 借主ハ契約ニ定メタル時期ニ於テ借用物ノ返還ヲ爲スコトヲ要ス

當事者カ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ借主ハ契約ニ定メタル目的ニ從ヒ使用及ヒ收益ヲ終ハリタル時ニ於テ返還ヲ爲スコトヲ要ス但其以前ト雖モ使用及ヒ收益ヲ爲スニ

足ルヘキ期間ヲ經過シタルトキハ貸主ハ直チニ返還ヲ請求スルコトヲ得

當事者カ返還ノ時期又ハ使用及ヒ收益ノ目的ヲ定メサリシトキハ貸主ハ何時ニテモ返還ヲ請求スルコトヲ得

第五百九十八條 借主ハ借用物ノ原狀ニ復シテ之ニ附屬セシメタル物ヲ收去スルコトヲ得

第五百九十九條 使用貸借ハ借主ノ死亡ニ因リテ其効力ヲ失フ

第六百條 契約ノ本旨ニ反スル使用又ハ收益ニ因リテ生シタル損害ノ賠償及ヒ借主カ出ダシタル費用ノ償還ハ貸主カ返還ヲ受ケタル時ヨリ一年内ニ之ヲ請求スルコトヲ要ス

第七節 貸貸借

第一款 總則

第六百一條 貸貸借ハ當事者ノ一方カ相手方ニ或物ノ使用及ヒ收益ヲ爲サシムルコトヲ約シ相手方カ之ニ其資金ヲ拂フコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

第六百二條 處分ノ能力又ハ權限ヲ有セサル者カ貸貸借ヲ爲ス場合ニ於テハ其貸貸借ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一 樹木ノ栽植又ハ伐採ヲ目的トスル山林ノ貸貸借ハ十年

二 其他ノ土地ノ貸貸借ハ五年

三 建物ノ貸貸借ハ三年

四 動産ノ貸貸借ハ六個月

第六百三條 前條ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得但其期間滿了前土地ニ付テハ一年内建物ニ付テハ三個月内動産ニ付テハ一個月内ニ其更新ヲ爲スコトヲ要ス

第六百四條 貸貸借ノ存續期間ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ貸貸借ヲ爲シタルトキハ其期間ハ之ヲ二十年ニ短縮ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得但更新ノ時ヨリ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二款 貸貸借ノ効力

第六百五條 不動産ノ貸貸借ハ之ヲ登記シタルトキハ爾後其不動産ニ付キ物權ヲ取得シタル者ニ對シテモ其効力ヲ生ス

第六百六條 貸貸借ハ貸貸物ノ使用及ヒ收益ニ必要ナル修繕ヲ爲ス義務ヲ負フ

貸貸人カ貸貸物ノ保存ニ必要ナル行為ヲ爲サント欲スルトキハ貸借人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第六百七條 貸貸人カ貸借人ノ意思ニ反シテ保存行為ヲ爲サント欲スル場合ニ於テ之カ爲メ貸借人カ貸借ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ貸借人ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第六百八條 貸借人カ貸借物ニ付キ貸借人ノ負擔ニ關スル必要費ヲ出ダシタルトキハ貸

貸人ニ對シテ直チニ其償還ヲ請求スルコトヲ得
 貸借人カ有益ヲ出シタルトキハ貸借人ハ貸借終了ノ時ニ於テ第九十六條第二項ノ規定ニ從ヒ其償還ヲ爲スコトヲ要ス但裁判所ハ貸借人ノ請求ニ因リ之ニ相當ノ期限ヲ許スルコトヲ得
 第九十六條第二項 占有者カ占有物ノ改良の爲めに費したる金額其他の有益費に付ては其價格の増加カ現存する場合に限り回復者の選擇に從ヒ其費したる金額又は増價額を償還せしむることを得但惡意の占有者に對しては裁判所は回復者の請求に因リ之に相當の期限を許與することを得
 第六百九條 收益ヲ目的トスル土地ノ貸借人カ不可抗力ニ因リ借賃ヨリ少キ收益ヲ得タルトキハ其收益ノ額ニ至ルマテ借賃ノ減額ヲ請求スルコトヲ得但宅地ノ貸借ニ付テハ此限ニ在ラス
 第六百十條 前條ノ場合ニ於テ貸借人カ不可抗力ニ因リ引續キ二年以上借賃ヨリ少キ收益ヲ得タルトキハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得第六百十一條 貸借物ノ一部カ貸借人ノ過失ニ因ラスシテ滅失シタルトキハ貸借人ハ其滅失シタル部分ノ割合ニ應ジテ借賃ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ殘存スル部分ノミニテハ貸借人カ借賃ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ貸借人ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得
 第六百十二條 貸借人ハ貸借人ノ承諾アルニ非サレハ其權利ヲ讓渡シ又ハ借賃物ヲ轉賃スルコトヲ得ス
 貸借人カ前項ノ規定ニ反シ第三者ヲシテ借賃物ノ使用又ハ收益ヲ爲サシメタルトキハ貸借人ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得
 第六百十三條 貸借人カ適法ニ借賃物ヲ轉賃シタルトキハ轉賃人ハ貸借人ニ對シテ直接ニ義務ヲ負フ此場合ニ於テハ借賃ノ前拂ヲ以テ貸借人ニ對抗スルコトヲ得ス
 前項ノ規定ハ貸借人カ借賃人ニ對シテ其權利ヲ行使スルコトヲ妨ケス
 第六百十四條 借賃ハ動産、建物及ヒ宅地ニ付テハ毎月末ニ其他ノ土地ニ付テハ毎年末ニ之ヲ拂フコトヲ要ス但收穫季節アルモノニ付テハ其季節後遲滞ナク之ヲ拂フコトヲ要ス
 第六百十五條 借賃物カ修繕ヲ要シ又ハ借賃物ニ付キ權利ヲ主張スル者アルトキハ貸借人ハ遲滞ナク之ヲ貸借人ニ通知スルコトヲ要ス但貸借人カ既ニ之ヲ知レルトキハ此限ニ在ラス
 第六百十六條 第五百九十四條第一項、第五

百九十七條第一項及ヒ第五百九十八條ノ規定ハ貸借ニ之ヲ準用ス
 第五百九十四條第一項 借主は契約又は其目的物の性質に因りて定まりたる用方に從ひ其物の使用及收益を爲すことを要す
 第五百九十七條第一項 借主は契約に定めたる時期に於て借用物の返還を爲すことを要す
 第五百九十八條 借主は借用物を原狀に復して之に附屬せしめたる物を收去することを不得
 第三款 貸借ノ終了
 第六百十七條 當事者カ貸借ノ期間ヲ定メサリシトキハ各當事者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ貸借ハ解約申入ノ後左ノ期間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス
 一 土地ニ付テハ一年
 二 建物ニ付テハ三個月
 三 貸借及ヒ動産ニ付テハ一日
 收穫季節アル土地ノ貸借ニ付テハ其季節後次ノ耕作ニ著手スル前ニ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ要ス
 第六百十八條 當事者カ貸借ノ期間ヲ定メタルモ其一方又ハ各自カ其期間内ニ解約ヲ爲ス權利ヲ留保シタルトキハ前條ノ規定ヲ準用ス

第六百十九條 貸借ノ期間満了ノ後貸借人カ賃借物ノ使用又ハ收益ヲ繼續スル場合ニ於テ賃借人カ之ヲ知リテ異議ヲ述ヘサルトキハ前貸借同ノ條件ヲ以テ更ニ貸借ヲ爲シタルモノト推定ス但各當事者ハ第六百十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得
 前貸借ニ付キ當事者カ擔保ヲ供シタルトキハ其擔保ハ期間ノ満了ニ因リテ消滅ス但敷金ハ此限ニ在ラス
 第六百二十條 貸借ヲ解除シタル場合ニ於テハ其解除ハ將來ニ向テノミ其效力ヲ生ス但當事者ノ一方ニシテアリタルトキハ之ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス
 第六百二十一條 賃借人カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ賃借ニ期間ノ定アルトキト雖モ賃借人又ハ破産管財人ハ第六百十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ各當事者ハ相手方ニ對シテ解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス
 第六百二十二條 第六百條ノ規定ハ貸借ニ之ヲ準用ス
 第六百條 契約の本旨に反する使用又は收益に因りて生したる損害の賠償及び借主カ出たしたる費用の償還は貸主カ返還を受けたる時より一年内ニ之を請求する

ことを要す
 第八節 雇傭
 第六百二十三條 雇傭ハ當事者ノ一方カ相手方ニ對シテ勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス
 第六百二十四條 勞務者ハ其約シタル勞務ヲ終ハリタル後ニ非サレハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス
 期間ヲ以テ定メタル報酬ハ其期間ノ經過シタル後之ヲ請求スルコトヲ得
 第六百二十五條 使用者ハ勞務者ノ承諾アルニ非サレハ其權利ヲ第三者ニ讓渡スコトヲ得ス
 勞務者ハ使用者ノ承諾アルニ非サレハ第三者ヲシテ自己ニ代ハリテ勞務ニ服セシムルコトヲ得ス
 勞務者カ前項ノ規定ニ反シ第三者ヲシテ勞務ニ服セシメタルトキハ使用者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得
 第六百二十六條 雇傭ノ期間カ五年ヲ超過シ又ハ當事者ノ一方若クハ第三者ノ終身間繼續スヘキトキハ當事者ノ一方ハ五年ヲ經過シタル後何時ニテモ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但此期間ハ商工業見習者ノ雇傭ニ付テハ之ヲ十年トス
 前項ノ規定ニ依リテ契約ノ解除ヲ爲サント

欲スルトキハ三ヶ月前ニ其豫告ヲ爲スコトヲ要ス
 第六百二十七條 當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メサリシトキハ各當事者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ雇傭ハ解約申入ノ後二週間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス
 期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ解約ノ申入ハ次期以後ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但其申入ハ當期ノ前半ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス
 六個月以上ノ期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ申入ハ三ヶ月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 第六百二十八條 當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メタルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各當事者ハ直チニ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但其事由カ當事者ノ一方ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ相手方ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス
 第六百二十九條 雇傭ノ期間満了ノ後勞務者カ引續キ其勞務ニ服スル場合ニ於テ使用者カ之ヲ知リテ異議ヲ述ヘサルトキハ前條ノ同一ノ條件ヲ以テ更ニ雇傭ヲ爲シタルモノト推定ス但各當事者ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得
 前條ニ付キ當事者カ擔保ヲ供シタルトキ

ハ其擔保ハ期間ノ満了ニ因リテ消滅ス但身元保壽金ハ此限ニ在ラス
 第六百三十條 第六百二十條ノ規定ハ履修ニ之ヲ準用ス
 第六百二十條 貸借を解除したる場合に於ては其解除は將來に向てのみ其效力を生ず但當事者ノ一方に過失ありたりときは之に對する損害賠償ノ請求を妨げず
 第六百三十一條 使用者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ履修ニ期間ノ定アルトキト雖モ勞務者又ハ破産管財人ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ各當事者ハ相手方ニ對シ解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス
 第九節 請負
 第六百三十二條 請負ハ當事者ノ一方カ或ハ結果ニ對シテ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス
 第六百三十三條 報酬ハ仕事ノ目的物ノ引渡ト同時ニ之ヲ與フルコトヲ要ス但物ノ引渡ヲ要セサルトキハ第六百二十四條第一項ノ規定ヲ準用ス
 第六百二十四條第一項 勞務者は解約したる勞務を終はりたる後に非されは報酬を請求することを不得す
 第六百三十四條 仕事ノ目的物ニ瑕疵アリトキハ注文者ハ請負人ニ對シ相當ノ期限ヲ定メテ其瑕疵ノ修補ヲ請求スルコトヲ得但瑕疵ノ費用ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス
 注文者ハ瑕疵ノ修補ニ代ヘ又ハ其修補ト共ニ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ第五百三十三條ノ規定ヲ準用ス
 第五百三十三條 雙務契約當事者ノ一方ハ相手方カ其債務ノ履行を拒むことを得但相手方ノ債務カ辨濟期に在らざる時は此限ニ在ラス
 第六百三十五條 仕事ノ目的物ニ瑕疵アリトキハ注文者ハ請負人ニ對シ相當ノ期限ヲ定メテ其瑕疵ノ修補ヲ請求スルコトヲ得但瑕疵ノ費用ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス
 第六百三十六條 前二條ノ規定ハ仕事ノ目的物ノ瑕疵カ注文者ヨリ供給シタル材料ノ性質又ハ注文者ノ與ヘタル指圖ニ因リテ生シタルトキハ之ヲ適用セス但請負人カ其材料又ハ指圖ノ不適當ナルコトヲ知りテ之ヲ告ケサリシトキハ此限ニ在ラス
 第六百三十七條 前三條ニ定メタル瑕疵修補又ハ損害賠償ノ請求及ヒ契約ノ解除ハ仕事ノ目的物ヲ引渡シタル時ヨリ一年内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 第六百三十八條 土地ノ工作物ノ請負人ハ其工作物又ハ地盤ノ瑕疵ニ付テハ引渡ノ後五年間其擔保ノ責ニ任ス但此期間ハ石造、土造、煉瓦造又ハ金屬造ノ工作物ニ付テハ之ヲ十年トス
 工作物カ前項ノ瑕疵ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ注文者ハ其滅失又ハ毀損ノ時ヨリ一年内ニ第六百三十四條ノ權利ヲ行使スルコトヲ要ス
 第六百三十九條 第六百三十七條及ヒ前條第一項ノ期間ハ普通ノ時効期間内ニ限り契約ヲ以テ之ヲ伸長スルコトヲ得
 第六百四十條 請負人ハ第六百三十四條及ヒ第六百三十五條ニ定メタル擔保ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ特約シタルトキト雖モ其知リテ告ケサリシ事實ニ付テハ其責ヲ免ルルコトヲ得ス
 第六百三十四條 仕事ノ目的物に瑕疵あるときは注文者は請負人に對し相當の期間を定めて其瑕疵の修補を請求することを得但瑕疵が重要なときは此限に於て其修補が過分の費用を要するときは此限に在ラス

注文者は瑕疵の修補に代へ又は其修補と共に損害賠償の請求を爲すことを得此場合に於ては第五百三十三條の規定を準用す
 第五百三十三條 雙務契約當事者ノ一方ハ相手方カ其債務ノ履行を拒むことを得但相手方ノ債務カ辨濟期に在らざる時は此限ニ在ラス
 第六百三十五條 仕事ノ目的物に瑕疵ありて之が爲めに契約を爲したる目的を達すること能はざる時は注文者は契約の解除を爲すことを得但建物其他土地の工作物に付ては此限に在ラス
 第六百四十一條 請負人カ仕事ヲ完成セサル間ハ注文者ハ何時ニモ損害ヲ賠償シテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得
 第六百四十二條 注文者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ請負人又ハ破産管財人ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ請負人ハ其既ニ爲シタル仕事ノ報酬及ヒ其報酬中ニ包含セサル費用ニ付キ財團ノ配當ニ加入スルコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テハ各當事者ハ相手方ニ對シ解約ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス
 第十節 委任
 第六百四十三條 委任ハ當事者ノ一方カ法律行爲ヲ爲スコトヲ相手方ニ委託シ相手方カ之ヲ承諾スルニ因リテ其效力ヲ生ス
 第六百四十四條 委任者ハ委任ノ本旨ニ從ヒ善良ナル義務ヲ負フ
 第六百四十五條 委任者ハ委任者ノ請求アルトキハ何時ニモ委任事務處理ノ狀況ヲ報告シ又委任終了ノ後ハ遲滞ナク其顛末ヲ報告スルコトヲ要ス
 第六百四十六條 受任者ハ委任事務ヲ處理スルニ當リテ受取リタル金銭其他ノ物ヲ委任者ニ引渡スコトヲ要ス其收取シタル果實亦同シ
 受任者カ委任者ノ爲メニ自己ノ名ヲ以テ取得シタル權利ハ之ヲ委任者ニ移轉スルコトヲ要ス
 第六百四十七條 受任者カ委任者ニ引渡スヘキ金額又ハ其利益ノ爲メニ用ユヘキ金額ヲ自己ノ爲メニ消費シタルトキハ其消費シタル日以後ノ利息ヲ拂フコトヲ要ス尙ホ損害アリタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス
 第六百四十八條 受任者ハ特約アルニ非サレハ委任者ニ對シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得受任者カ報酬ヲ受クヘキ場合ニ於テハ委任履行ノ後ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得但期間ヲ以テ報酬ヲ定メタルトキハ第六百二十四條第二項ノ規定ヲ準用ス
 第六百二十四條第二項ノ規定ヲ準用ス
 第六百二十四條第二項 期間を以て定めたる報酬は其期間經過したる後之を請求することを不得
 委任者カ受任者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ其履行ノ半途ニ於テ終了シタルトキハ受任者ハ其既ニ爲シタル履行ノ割合ニ應シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得
 第六百四十九條 委任事務ヲ處理スルニ付キ費用ヲ要スルトキハ委任者ハ受任者ノ請求ニ因リ其前拂ヲ爲スコトヲ要ス
 第六百五十條 受任者カ委任事務ヲ處理スルニ必要ト認ムヘキ費用ヲ支出シタルトキハ委任者ニ對シテ其費用及ヒ支出ノ日以後ニ於ケル其利息ノ償還ヲ請求スルコトヲ得
 受任者カ委任事務ヲ處理スルニ必要ト認ムヘキ債務ヲ負擔シタルトキハ委任者ヲシテ自己ニ代ハリテ其辨濟ヲ爲サシメ又其債務カ辨濟期ニ在ラサルトキハ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得
 受任者カ委任事務ヲ處理スル爲メ自己ニ過失ナクシテ損害ヲ受ケタルトキハ委任者ニ對シテ其賠償ヲ請求スルコトヲ得
 第六百五十一條 委任ハ各當事者ニ於テ何時ニテモ之ヲ解除スルコトヲ得
 當事者ノ一方カ相手方ノ爲メニ不利ナル時期ニ於テ委任ヲ解除シタルトキハ其損害ヲ

賠償スルコトヲ要ス但已ムコトヲ得サル事
由アリタルトキハ此限ニ在ラス
第六百五十二條 第六百二十條ノ規定ハ委任
ニ之ヲ準用ス

第六百二十條 貸借を解除したる場合
に於ては其解除は將來に向てのみ其效力
を生ず但當事者ノ一方に過失ありたる
ときは之に對する損害賠償ノ請求を妨けず

第六百二十三條 委任ハ委任者又ハ受任者ノ
死亡又ハ破産ニ因リテ終了ス受任者カ禁治
産ノ宣告ヲ受ケタルトキ亦同シ

第六百二十四條 委任終了ノ場合ニ於テ急迫
ノ事情アルトキハ受任者、其相續人又ハ法
定代理人ハ委任者、其相續人又ハ法定代
理人カ委任事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至
ルマテ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ要ス

第六百二十五條 委任終了ノ事由ハ其委任者
ニ出テタルト受任者ニ出テタルトヲ問ハス
之ヲ相手方ニ通知シ又ハ相手方カ之ヲ知リ
タルトキニ非サレハ之ヲ以テ其相手方ニ對
抗スルコトヲ得ス

第六百二十六條 本節ノ規定ハ法律行為ニ非
サル事務ノ委託ニ之ヲ準用ス

第六百二十七條 寄託ハ當事者ノ一方カ相手
方ノ爲メニ保管ヲ爲スコトヲ約シテ或物ヲ
受取ルニ因リテ其效力ヲ生ス

第六百五十八條 受寄者ハ寄託者ノ承諾アル
ニ非サレハ受寄物ヲ使用シ又ハ第三者ヲシ
テ之ヲ保管セシムルコトヲ得ス

第六百五十九條 無報酬ニテ寄託ヲ受ケタル
者ハ受寄物ノ保管ニ付キ自己ノ財産ニ於ケ
ルト同一ノ注意ヲ爲ス責任ヲ負フ

第六百六十條 寄託物ニ付キ權利ヲ主張スル
第三者カ受寄者ニ對シテ訴ヲ提起シ又ハ差
押ヲ爲シタルトキハ受寄者ハ遲滞ナク其事
實ヲ寄託者ニ通知スルコトヲ要ス

第六百六十一條 寄託者ハ寄託物ノ性質又ハ
瑕疵ヨリ生シタル損害ヲ受寄者ニ賠償スル
コトヲ要ス但寄託者カ過失ナクシテ其性質

第六百六十二條 復代理人ハ本人及ヒ第
三者に對して代理人と同一ノ權利義務を
有ス

第六百六十三條 復代理人ハ本人及ヒ第
三者に對して代理人と同一ノ權利義務を
有ス

第六百六十四條 復代理人ハ本人及ヒ第
三者に對して代理人と同一ノ權利義務を
有ス

第六百六十五條 復代理人ハ本人及ヒ第
三者に對して代理人と同一ノ權利義務を
有ス

第六百六十六條 復代理人ハ本人及ヒ第
三者に對して代理人と同一ノ權利義務を
有ス

第六百六十七條 復代理人ハ本人及ヒ第
三者に對して代理人と同一ノ權利義務を
有ス

第六百六十八條 復代理人ハ本人及ヒ第
三者に對して代理人と同一ノ權利義務を
有ス

第六百六十九條 復代理人ハ本人及ヒ第
三者に對して代理人と同一ノ權利義務を
有ス

第六百七十條 復代理人ハ本人及ヒ第
三者に對して代理人と同一ノ權利義務を
有ス

第六百七十一條 復代理人ハ本人及ヒ第
三者に對して代理人と同一ノ權利義務を
有ス

第六百七十二條 復代理人ハ本人及ヒ第
三者に對して代理人と同一ノ權利義務を
有ス

第六百七十三條 復代理人ハ本人及ヒ第
三者に對して代理人と同一ノ權利義務を
有ス

受任者カ委任事務を處理するに必要と認
むべき債務を負担したるときは委任者を
して自己に代はりて其債務を爲さしめ又
其債務カ辨濟期に在らざるときは相當の
擔保を供せしむることを得

第六百六十六條 受寄者カ契約ニ依リ受寄物
ヲ消費スルコトヲ得ル場合ニ於テハ消費貸
借ニ關スル規定ヲ準用ス但契約ニ返還ノ時
期ヲ定メザリシトキハ寄託者ハ何時ニテモ
返還ヲ請求スルコトヲ得

第六百六十七條 條組合契約ハ各當事者カ出資
ヲ爲シテ共同ノ事業ヲ營ムコトヲ約スルニ
因リテ其效力ヲ生ス

第六百六十八條 各組合員ノ出資其他ノ組合
財產ハ總組合員ノ共有ニ屬ス

第六百六十九條 金錢ヲ以テ出資ノ目的ト爲
シタル場合ニ於テ組合員カ其出資ヲ爲スコ
トヲ慮リシルトキハ其利息ヲ拂フ外尙ホ損
害ノ賠償ヲ爲スコトヲ要ス

第六百七十條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百七十一條 組合ノ業務執行ヲ委任シタル者
數人アルトキハ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス
組合ノ常務ハ前二項ノ規定ニ拘ハラズ各組
合員又ハ各業務執行者ノ專行スルコトヲ

第六百七十二條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百七十三條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百七十四條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百七十五條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百七十六條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百七十七條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百七十八條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百七十九條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百八十條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百八十一條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百八十二條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百八十三條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百八十四條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百八十五條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百八十六條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

第六百八十七條 組合ノ業務執行ハ組合員ノ過
半数ヲ以テ之ヲ決ス

若クハ瑕疵ヲ知ラザリシトキ又ハ受寄者カ
之ヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス
第六百六十二條 當事者カ寄託物返還ノ時期
ヲ定メタルトキト雖モ寄託者ハ何時ニテモ
其返還ヲ請求スルコトヲ得

第六百六十三條 當事者カ寄託物返還ノ時期
ヲ定メザリシトキハ受寄者ハ何時ニテモ其
返還ヲ爲スコトヲ得

第六百六十四條 寄託物ノ返還ハ其保管ヲ爲
スヘキ場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但受
寄者カ正當ノ事由ニ因リテ其物ヲ轉讓シタ
ルトキハ其現在ノ場所ニ於テ之ヲ返還スル
コトヲ得

第六百六十五條 第六百四十六條乃至第六百
四十九條及ヒ第六百五十條第一項第二項ノ
規定ハ寄託ニ之ヲ準用ス

第六百六十六條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百六十七條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百六十八條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百六十九條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百七十條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百七十一條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百七十二條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百七十三條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百七十四條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百七十五條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百七十六條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百七十七條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百七十八條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百七十九條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百八十條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百八十一條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百八十二條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百八十三條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百八十四條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

すへき金額又は其利益の爲めに用ゆへき
金額を自己の爲めに消費したるときは其
消費したる日以後の利息を拂ふことを要
す尙ほ損害ありたるときは其賠償の責に
任す

第六百四十八條 受任者は特約あるに非
されは委任者に對して報酬を請求するこ
とを得ず

第六百四十九條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

第六百五十條 受任者は委任事務を處
理するに當りて受取りたる金錢其他の物
を委任者に引渡すことを要す其收取した
る果實亦同シ

とを得ず
委任者か報酬を受くべき場合に於ては委任履行の後に非されは之を請求することを得ず但期間を以て報酬を定めたるときは第六百二十四條第二項の規定を準用す第六百二十四條第二項 期間を以て定めたる報酬は其期間の経過したる後之を請求することを得
委任か委任者の責に歸すべからざる事由に因り其履行の半途に於て終了したるときは委任者は其既に爲したる履行の割合に應じて報酬を請求することを得
第六百四十九條 委任事務を處理するに付き費用を要するときは委任者は委任者の請求に因り其前拂を爲すことを要す
第六百五十條 委任者か委任事務を處理するに必要と認むべき費用を出したるときは委任者に對して其費用及び支出の日以後に於ける其利息の償還を請求することを得
委任者か委任事務を處理するに必要と認むべき債務を負担したるときは委任者をして自己に代はりて其辨濟を爲さしめ又其債務か辨濟期に在らざるときは相當の擔保を供せしむることを得
委任者か委任事務を處理する爲め自己に過失なくして損害を受けたるときは委任

者に對して其賠償を請求することを得
第六百七十二條 組合契約ヲ以テ一人又ハ數人ノ組合員ニ業務ヲ執行ヲ委任シタルトキハ其組合員ハ正當ノ事由アルニ非サレハ辭任ヲ爲スコトヲ得又解任セラルルコトハ正當ノ事由ニ因リテ解任ヲ爲スニハ他ノ組合員ノ一致アルコトヲ要ス
第六百七十三條 各組合員ハ組合ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有セサルトモ其業務及ヒ組合財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得
第六百七十四條 當事者カ損益分配ノ割合ヲ定メザリシトキハ其割合ハ各組合員ノ出資ノ價額ニ應ジテ之ヲ定ム
利益又ハ損失ニ付テハ分配ノ割合ヲ定メタルトキハ其割合ハ利益及ヒ損失ニ共通ナルモノト推定ス
第六百七十五條 組合ノ債權者ハ其債權發生ノ當時組合員ノ損失分擔ノ割合ヲ知ラザリシトキハ各組合員ニ對シ均一部分ニ付キ其權利ヲ行フコトヲ得
第六百七十六條 組合員カ組合財産ニ付キ其持分ヲ處分シタルトキハ其處分ハ之ヲ以テ組合及ヒ組合ト取引ヲ爲シタル第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
組合員ハ清算前ニ組合財産ノ分割ヲ求ムルコトヲ得ス
第六百七十七條 組合ノ債權者ハ其債務ト組

合員ニ對スル債權トヲ相殺スルコトヲ得ス
第六百七十八條 組合契約ヲ以テ組合ノ存續期間ヲ定メザリシトキ又ハ或組合員ノ終身間組合ノ存續スヘキコトヲ定メタルトキハ各組合員ハ何時ニテモ脱退ヲ爲スコトヲ得但已ムコトヲ得サル事由アル場合ヲ除ク外組合ノ爲メ不利ナル時期ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス
組合ノ存續期間ヲ定メタルトキモ各組合員ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ脱退ヲ爲スコトヲ得
第六百七十九條 前條ニ掲ケタル場合ノ外組合員ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス
一 死亡
二 破産
三 禁治産
四 除名
第六百八十條 組合員ノ除名ハ正當ノ事由アル場合ニ限リ他ノ組合員ノ一致ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但除名シタル組合員ニ其旨ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ其組合員ニ對抗スルコトヲ得ス
第六百八十一條 脱退シタル組合員ト他ノ組合員トノ間ノ計算ハ脱退ノ當時ニ於ケル組合財産ノ狀況ニ從ヒ之ヲ爲スコトヲ要ス
脱退シタル組合員ノ持分ハ其出資ノ種類如何ヲ問ハズ金錢ヲ以テ之ヲ拂戻スコトヲ得

脱退ノ當時ニ於テ未タ結了セサル事項ニ付テハ其結了後ニ計算ヲ爲スコトヲ得
第六百八十二條 組合ハ其目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能ニ因リテ解散ス
第六百八十三條 已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各組合員ハ組合ノ解散ヲ請求スルコトヲ得
第六百八十四條 第六百二十條ノ規定ハ組合契約ニ之ヲ準用ス
第六百二十條 貸借を解除したる場合に於ては其解除は將來に向てのみ其效力を生ず但當事者ノ一方に過失ありたるときは之に對する損害賠償の請求を妨けず
第六百八十五條 組合カ解散シタルトキハ清算人ノ選任ハ總組合員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス
第六百八十六條 清算人數人アルトキハ第六百七十條ノ規定ヲ準用ス
第六百七十條 組合ノ業務執行は組合員ノ過半数を以て之を決す
組合契約を以て業務の執行を委任したる者數人あるときは其過半数を以て之を決す
組合ノ常務は前二項の規定に拘はらず各組合員又は各業務執行者之を専行するこ

とを得但其結了前に他の組合員又は業務執行者カ異議を述べたるときは此限に在らず
第六百八十七條 組合契約ヲ以テ組合員中ヨリ清算人ヲ選任シタルトキハ第六百七十二條ノ規定ヲ準用ス
第六百七十二條 組合契約を以テ一人又は數人の組合員に業務の執行を委任したるときは其組合員は正當の事由あるに非ざれば辭任を爲すことを得ず又解任せらるることなし
正當の事由に因りて解任を爲すには他の組合員ノ一致あることを要す
第六百八十八條 清算人ノ職務及ヒ權限ニ付テハ第七十八條ノ規定ヲ準用ス
第七十八條 清算人の職務左の如し
一 現務の結了
二 債權の取立及ヒ債務の辨濟
三 殘餘財産の引渡
清算人は前項の職務を行ふ爲めに必要なる一切の行爲を爲すことを得
殘餘財産ハ各組合員ノ出資ノ價額ニ應ジテ之ヲ分割ス
第十三節 終身定期金
第六百八十九條 終身定期金契約ハ當事者ノ一方カ自己相手方又ハ第三者ノ死亡ニ至ルマテ定期ニ金錢其他ノ物ヲ相手方又ハ第三

者ニ給付スルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ズ
第六百九十條 終身定期金ハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス
第六百九十一條 定期金債務者カ定期金ノ元本ヲ受ケタル場合ニ於テ其定期金ノ給付ヲ怠リ又ハ其他ノ義務ヲ履行セサルトキハ相手方ハ元本ノ返還ヲ請求スルコトヲ得既ニ受取りタル定期金ノ中ヨリ其元本ノ利息ヲ控除シタル殘額ヲ債務者ニ返還スルコトヲ要ス
前項ノ規定ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ケス
第六百九十二條 第五百三十三條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス
第五百三十三條 雙務契約當事者ノ一方は相手方カ其債務の履行を提供するまでは自己の債務の履行を拒むことを得但相手方の債務か辨濟期に在らざるときは此限に在らず
第六百九十三條 死亡カ定期金債務者ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ裁判所ハ債權者又ハ其相續人ノ請求ニ因リ相當ノ期間債權ノ存續スルコトヲ宣告スルコトヲ得
前項ノ規定ハ第六百九十一條ニ定メタル權利ノ行使ヲ妨ケス
第六百九十四條 本節ノ規定ハ終身定期金ノ

遺贈ニ之ヲ準用ス
 第六百九十五條 和解ハ當事者カ互ニ讓歩ヲ爲シテ其間ニ存スル爭ヲ止ムルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス
 第六百九十六條 當事者ノ一方カ和解ニ依リテ爭ノ目的タル權利ヲ有スルモノト認メラレ又ハ相手方カ之ヲ有セサルモノト認メラレタル場合ニ於テ其者カ從來此權利ヲ有セザリシ確證又ハ相手方カ之ヲ有セシ確證出テタルトキハ其權利ハ和解ニ因リテ其者ニ移轉シ又ハ消滅シタルモノトス

第三章 事務管理

第六百九十七條 義務ナクシテ他人ノ爲メニ事務ヲ管理ヲ始メタル者ハ其事務ノ性質ニ從ヒ最モ本人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ其管理ヲ爲スコトヲ要ス
 第六百九十八條 管理者カ本人ノ身體、名譽又ハ財産ニ對スル急迫ノ危害ヲ免レシムル爲メニ其事務ヲ管理ヲ爲シタルトキハ惡意又ハ重大ナル過失アルニ非サレハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責任ニ任セス
 第六百九十九條 管理者ハ其管理ヲ始メタル

コトヲ遲滞ナク本人ニ通知スルコトヲ要ス
 第七百條 管理者ハ本人、其相續人又ハ法定代理人カ管理ヲ爲スコトヲ得ルニ至ルマテ其管理ヲ繼續スルコトヲ要ス但其管理ノ繼續カ本人ノ意思ニ反シ又ハ本人ノ爲メニ不利ナルコト明カナルトキハ此限ニ在ラス
 第七百一條 第六百四十五條乃至第六百四十七條ノ規定ハ事務管理ニ之ヲ準用ス
 第六百四十五條 受任者は委任者の請求あるときは何時にても委任事務處理の状況を報告し又委任終了の後には遅滞なく其願末を報告することを要す
 第六百四十六條 受任者は委任事務を處理するに當りて受取りたる金銭其他の物を任者に引渡すことを要す其收取したる果實亦同し
 受任者カ委任者の爲めに自己の名を以て取得したる權利は之を委任者に移轉することを要す
 第六百四十七條 受任者カ委任者に引渡すべき金額又は其利益の爲めに用ゆべき金額を自己の爲めに消費したるときは其消費したる日以後の利息を拂ふことを要す尙ほ損害ありたるときは其賠償の責任ヲ負す
 第七百二條 管理者カ本人ノ爲メニ有益ナル

第四章 不當利得

第七百三條 法律上ノ原因ナクシテ他人ノ財產又ハ勞務ニ因リ利益ヲ受ケ之カ爲メニ他人ニ損失ヲ及ボシタル者ハ其利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ
 第七百四條 惡意ノ受益ハ其受ケタル利益ニ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス尙ホ損害アリタルトキハ其賠償ノ責任ニ任セス
 第七百五條 債務ノ辨濟トシテ給付ヲ爲シタル者カ其當時債務ノ存在セサルコトヲ知りタルトキハ其給付シタルモノノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第七百六條 債務者カ辨濟期ニ在ラサル債務ノ辨濟トシテ給付ヲ爲シタルトキハ其給付シタルモノノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス但債務者カ錯誤ニ因リテ其給付ヲ爲シタルトキハ債權者ハ之ニ因リテ得タル利益ヲ返還スルコトヲ要ス
 第七百七條 債務者ニ非サル者カ錯誤ニ因リテ債務ノ辨濟ヲ爲シタル場合ニ於テ債權者カ善意ニテ證書ヲ毀滅シ、擔保ヲ拋棄シ又ハ時効ニ因リテ其債權ヲ失ヒタルトキハ辨濟者ハ返還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス
 前項ノ規定ハ辨濟者ヨリ債務者ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨ケス
 第七百八條 不法ノ原因ノ爲メ給付ヲ爲シタル者ハ其給付シタルモノノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス但不法ノ原因カ受益者ニ付テノミ存シタルトキハ此限ニ在ラス

第五章 不法行爲

第七百九條 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責任ニ任セス
 第七百十條 他人ノ身體、自由又ハ名譽ヲ害シタル場合ト財産權ヲ害シタル場合トヲ問ハス前條ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責任ニ任セスハ財産以外ノ損害ニ對シテモ其賠償ヲ爲スコトヲ要ス
 第七百十一條 他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母、配偶者及ヒ子ニ對シテハ其財產權ヲ害セラレザリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ爲スコトヲ要ス
 第七百十二條 未成年者カ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其行爲ノ責任ヲ辨識スルニ足ルヘキ知識ヲ具ヘザリシトキハ其行爲ニ付キ賠償ノ責任ニ任セス
 第七百十三條 心神喪失ノ間ニ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ賠償ノ責任ニ任セス但故意又ハ過失ニ因リテ一時ノ心神喪失ヲ招キタルトキハ此限ニ在ラス
 第七百十四條 前二條ノ規定ニ依リ無能力者ニ責任ナキ場合ニ於テ之ヲ監督スヘキ法定ノ義務アル者ハ其無能力者カ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責任ニ任セス但監督義務者カ其義務ヲ怠ラザリシトキハ此限ニ在ラス
 監督義務者ニ代ハリテ無能力者ヲ監督スル者モ亦前項ノ責任ニ任セス
 第七百十五條 或事業ノ爲メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責任ニ任セス但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ相當ノ注意ヲ爲スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責任ニ任セス

前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨ケス
 第七百十六條 注文者ハ請負人カ其仕事ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責任ニ任セス但注文者ハ指圖ニ付キ注文者ニ過失アリタルトキハ此限ニ在ラス
 第七百十七條 土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ對シテ損害賠償ノ責任ニ任セス但占有者カ損害ノ發生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ爲シタルトキハ其損害ハ所有者ノ賠償スルコトヲ要ス
 前項ノ規定ハ竹木ノ栽植又ハ支持ニ瑕疵アル場合ニ之ヲ準用ス
 前二項ノ場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其責任ニ任セスヘキ者アルトキハ占有者又ハ所有者ハ之ニ對シテ求償權ヲ行使スルコトヲ得
 第七百十八條 動物ノ占有者ハ其動物カ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責任ニ任セス但動物ノ種類及ヒ性質ニ從ヒ相當ノ注意ヲ以テ其保管ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス
 占有者ニ代ハリテ動物ヲ保管スル者モ亦前項ノ責任ニ任セス
 第七百十九條 數人カ共同ノ不法行爲ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帶ニテ其賠償ノ責任ニ共同行爲者中ノ孰レカ

時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ

民法 第四編 第五編

(明治三十一年六月二十一日)

改正 (明治三十一法律三七)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル民法中修正ノ件ヲ

裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (註

明治三十一年勅令第百二十三號ヲ以テ同年七

月十六日ヨリ施行ス)

明治三十三年法律第九十八號民法財産取得編

人事編ハ此法律發布ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第四編 親族

第一章 總則

第七百二十五條 左ニ掲ケタル者ハ之ヲ親族

トス

一 六親等内ノ血族

二 配偶者

三 三親等内ノ姻族

第七百二十六條 親等ハ親族間ノ世數ヲ算シ

テ之ヲ定ム

傍系親ノ親等ヲ定ムルニハ其一人又ハ其配

偶者ヨリ同始祖ニ遡リ其始祖ヨリ他ノ一人

ニ下ルマテノ世數ニ依ル

第七百二十七條 養子ト養親及ヒ其血族トノ

間ニ於テハ養子縁組ノ日ヨリ血族間ニ於ケ

ルト同一ノ親族關係ヲ生ス

第七百二十八條 繼父母ト繼子ト又嫡ト庶

子トノ間ニ於テハ親子間ニ於ケルト同一ノ

親族關係ヲ生ス

第七百二十九條 姻族關係及ヒ前條ノ親族關

係ハ離婚ニ因リテ止ム

夫婦ノ一方カ死亡シタル場合ニ於テ生存配

偶者カ其家ヲ去リタルトキ亦同シ

第七百三十條 養子ト養親及ヒ其血族トノ親

族關係ハ離婚ニ因リテ止ム

養親カ養家ヲ去リタルトキハ其者及ヒ其實

方ノ血族ト養子トノ親族關係ハ之ニ因リテ

止ム

養子ノ配偶者、直系卑屬又ハ其配偶者カ養

子ノ縁組ニ因リテ之ト共ニ養家ヲ去リタル

トキハ其者ト養親及ヒ其血族トノ親族關係

ハ之ニ因リテ止ム

第七百三十一條 第七百二十九條第二項及ヒ

前條第二項ノ規定ハ本家相續、分家及ヒ廢

絶家再興ノ場合ニハ之ヲ適用セス

第二章 戶主及ヒ家族

第七百三十二條 戶主ノ親族ニシテ其家ニ在

ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス

戶主ノ變更アリタル場合ニ於テハ舊戶主及

ヒ其家族ハ新戶主ノ家族トス

第七百三十三條 子ハ父ノ家ニ入ル

父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入ル

父母共ニ知レサル子ハ一家ヲ創立ス

第七百三十四條 父カ子ノ出生前ニ離婚又ハ

離婚ニ因リテ其家ヲ去リタルトキハ前條第

一項ノ規定ハ懷胎ノ始ニ遡リテ之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ父母カ共ニ其家ヲ去リタル場

合ニハ之ヲ適用セス但母カ子ノ出生前ニ復

籍ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

第七百三十五條 家族ノ庶子及私生子ハ戶主

ノ同意アルニ非サレハ其家ニ入ルコトヲ得ス

第一節 總則

第七百三十二條 戶主ノ親族ニシテ其家ニ在

ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス

戶主ノ變更アリタル場合ニ於テハ舊戶主及

ヒ其家族ハ新戶主ノ家族トス

第七百三十三條 子ハ父ノ家ニ入ル

父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入ル

父母共ニ知レサル子ハ一家ヲ創立ス

第七百三十四條 父カ子ノ出生前ニ離婚又ハ

離婚ニ因リテ其家ヲ去リタルトキハ前條第

一項ノ規定ハ懷胎ノ始ニ遡リテ之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ父母カ共ニ其家ヲ去リタル場

合ニハ之ヲ適用セス但母カ子ノ出生前ニ復

籍ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

第七百三十五條 家族ノ庶子及私生子ハ戶主

ノ同意アルニ非サレハ其家ニ入ルコトヲ得ス

庶子カ父ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ母

ノ家ニ入ル

私生子カ母ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ

一家ヲ創立ス

第七百三十六條 女戶主カ夫婚姻ヲ爲シタ

ルトキハ夫ハ其家ノ戶主ト爲ル但當事者

カ婚姻ノ當時反對ノ意思ヲ表示シタルトキ

ハ此限ニ在ラス

第七百三十七條 戶主ノ親族ニシテ他家ニ在

戶主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
前項ニ掲ケタル者カ未成年者ナルトキハ親
權ヲ行フ父若クハ母又ハ後見人ノ同意ヲ得
ルコトヲ要ス
第七百三十八條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ
他家ニ入りタル者カ其配偶者又ハ養親ノ親
族ト非サル自己ノ親族ヲ婚家又ハ養家ノ家
族ト爲サント欲スルトキハ前條ノ規定ニ依
ル外其配偶者又ハ養親ノ同意ヲ得ルコトヲ
要ス
婚家又ハ養家ヲ去リタル者カ其家ニ在ル自
己ノ直系卑屬ヲ自家ノ家族ト爲サント欲ス
ルトキ亦同シ
第七百三十九條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ
他家ニ入りタル者ハ離婚又ハ離縁ノ場合ニ
於テ實家ニ復籍ス
第七百四十條 前條ノ規定ニ依リテ實家ニ復
籍スヘキ者カ實家ノ廢絶ニ因リテ復籍ヲ爲
スコト能ハサルトキハ一家ヲ創立ス但實家
ヲ再興スルコトヲ妨ケス
第七百四十一條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ
他家ニ入りタル者カ更ニ婚姻又ハ養子縁組
ニ因リテ他家ニ入ラント欲スルトキハ婚家
又ハ養家及實家ノ戶主ノ同意ヲ得ルコトヲ
要ス
前項ノ場合ニ於テ同意ヲ爲ササリシ戶主ハ
婚姻又ハ養子縁組ノ日ヨリ一年内ニ復籍ヲ

拒ムコトヲ得
第七百四十二條 離婚セラレタル家族ハ一家
ヲ創立ス他家ニ入りタル後復籍ヲ拒マレタ
ル者カ離婚又ハ離縁ニ因リテ其家ヲ去リタ
ルトキ亦同シ
第七百四十三條 家族ハ戶主ノ同意アルトキ
ハ他家ヲ相續シ、分家ヲ爲シ又ハ廢絶シタ
ル本家、分家、同家其他親族ノ家ヲ再興ス
ルコトヲ得但未成年者ハ親權ヲ行フ父若ク
ハ母又ハ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
家族カ分家ヲ爲ス場合ニ於テハ戶主ノ同意
ヲ得テ自己ノ直系卑屬ヲ分家ノ家族ト爲ス
コトヲ得
前項ノ場合ニ於テ直系卑屬カ滿十五年以上
ナルトキハ其同意ヲ得ルコトヲ要ス
第七百四十四條 法定ノ推定家督相續人ハ他
家ニ入り又ハ一家ヲ創立スルコトヲ得ス但
本家相續ノ必要アルトキハ此限ニ在ラス
前項ノ規定ハ第七百五十條第二項ノ適用ヲ
妨ケス
第七百五十條第二項 家族カ前項ノ規定
ニ違反シテ婚姻又ハ養子縁組を爲シたる
ときは戶主ハ其婚姻又ハ養子縁組の日よ
り一年内に離婚を爲シ又ハ復籍を拒むこ
とを得
第七百四十五條 夫カ他家ニ入り又ハ一家ヲ
創立シタルトキハ妻ハ之ニ隨ヒテ其家ニ入

第七百四十六條 戸主及ヒ家族ノ權利義務ノ義務ヲ負フ

第七百四十七條 戸主ハ其家族ニ對シテ扶養ノ義務ヲ負フ

第七百四十八條 家族カ自己ノ名ニ於テ得ル財產ハ其特有財產トス

第七百四十九條 戸主又ハ家族ノ執レニ屬スルカ分明ナラサル財產ハ戸主ノ財產ト推定ス

第七百五十條 家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス

第七百五十一條 家族カ前項ノ規定ニ違反シテ指定シタル居所ニ在ラサル間ハ戸主ハ之ニ對シテ扶養ノ義務ヲ免ル

第七百五十二條 前項ノ場合ニ於テ戸主ハ相當ノ期間ヲ定メ其指定シタル場所ニ居所ヲ轉スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ家族カ其催告ニ應セザルトキハ戸主ハ之ヲ離籍スルコトヲ得但シ其家族カ未成年者ナルトキハ此限ニ在ラス

第七百五十三條 家族カ前項ノ規定ニ違反シテ指定シタル居所ニ在ラサル間ハ戸主ハ之ニ對シテ扶養ノ義務ヲ免ル

第七百五十四條 家族カ前項ノ規定ニ違反シテ指定シタル居所ニ在ラサル間ハ戸主ハ之ニ對シテ扶養ノ義務ヲ免ル

第七百五十五條 家族カ前項ノ規定ニ違反シテ指定シタル居所ニ在ラサル間ハ戸主ハ之ニ對シテ扶養ノ義務ヲ免ル

定ニ從ヒ離籍セラレタルトキハ其養子ハ養親ニ隨ヒテ其家ニ入ル

第七百五十一條 戸主カ其權利ヲ行フコト能ハサルトキハ親族會之ヲ行フ但戸主ニ對シテ親權ヲ行フ者又ハ其後見人アルトキハ此限ニ在ラス

第三節 戸主權ノ喪失

第七百五十二條 戸主ハ左ニ掲ケタル條件ノ具備スルニ非サレハ隱居ヲ爲スコトヲ得ス

一 滿六十一年以上ナルコト

二 完全ノ能力ヲ有スル家督相續人カ相續ノ單純承認ヲ爲スコト

第七百五十三條 戸主カ疾病、本家ノ相續又ハ再興其他已ムコトヲ得サル事由ニ因リテ爾後家政ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ前條ノ規定ニ拘ハラズ裁判所ノ許可ヲ得テ隱居ヲ爲スコトヲ得但シ法定ノ推定家督相續人アラサルトキハ豫メ家督相續人タルヘキ者ヲ定メ其承認ヲ得ルコトヲ要ス

第七百五十四條 戸主カ前條ノ規定ニ從ヒ隱居ヲ爲スコトヲ得ルコトハ前條ノ規定ニ從ヒ隱居ニ因リ他家ニ入ラント欲スル場合ニ於テ(戸籍吏)カ其届出ヲ受理シタルトキハ其戸主ハ隱居ノ日ニ於テ隱居ヲ爲シタルモノト看做ス

第七百五十五條 女戸主ハ年齢ニ拘ハラズ隱

居ヲ爲スコトヲ得

有夫ノ女戸主カ隱居ヲ爲スニハ其夫ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但夫ハ正當ノ理由アルニ非サレハ其同意ヲ拒ムコトヲ得ス

第七百五十六條 無能力者カ隱居ヲ爲スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス

第七百五十七條 隱居ハ隱居者及ヒ其家督相續人ヨリ之ヲ(戸籍吏)ニ届出ツルニ因リテ其效力ヲ生ス

第七百五十八條 隱居者ノ親族及ヒ檢事ハ隱居届出ノ日ヨリ三個月内ニ第七百五十二條又ハ第七百五十三條ノ規定ニ違反シタル隱居ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

女戸主カ第七百五十五條第二項ノ規定ニ違反シテ隱居ヲ爲シタルトキハ夫ハ前項ノ期間内ニ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第七百五十九條 隱居者又ハ家督相續人カ詐欺又ハ強迫ニ因リテ隱居ノ届出ヲ爲シタルトキハ強迫ニ因リテ隱居ノ届出ヲ爲シタル見シ又ハ強迫ヲ免レタル時ヨリ一年内ニ隱居ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但シ追認ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

隱居者又ハ家督相續人カ詐欺ヲ發見セス又ハ強迫ヲ免レサル間ハ其親族又ハ檢事ヨリ隱居ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但シ其請求ノ後隱居者又ハ家督相續人カ追認ヲ爲シタルトキハ取消權ハ之ニ因リテ消滅ス

前二項ノ取消權ハ隱居届出ノ日ヨリ十年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第七百六十條 隱居ノ取消前ニ家督相續人ノ債權者ト爲リタル者ハ其取消ニ因リテ戸主但家督相續人ニ對スル請求ヲ爲スコトヲ得債權者カ債權取得ノ當時隱居取消ノ原因ノ存スルコトヲ知りタルトキハ家督相續人ニ對シテノミ辨濟ノ請求ヲ爲スコトヲ得家督相續人カ家督相續前ヨリ負擔セル債務及ヒ其一身ニ專屬スル債務ニ付キ亦同シ

第七百六十一條 隱居又ハ入夫婚姻ニ因ル戸主權ノ喪失ハ前戸主又ハ家督相續人ヨリ前戸主ノ債權者及ヒ債務者ニ其通知ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ其債權者及ヒ債務者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七百六十二條 新ニ家ヲ立ツタル者ハ其家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者ハ其家督相續ニ因リテ得ス但本家ノ相續又ハ再興其他正當ノ事由ニ因リ裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第七百六十三條 戸主カ適法ニ隱居シテ他家ニ入りタルトキハ其家族モ亦其家ニ入ル

第七百六十四條 戸主ヲ失ヒタル家ニ家督相續人ナキトキハ絶家シタルモノトシ其家族ハ各一家ヲ創立ス但子ハ父ニ隨ヒ又父カ知

レサルトキ、他家ニ在ルトキ若クハ死亡シタルトキハ母ニ隨ヒテ其家ニ入ル

前項ノ規定ハ第七百四十五條ノ適用ヲ妨ケス

第七百四十五條 夫カ他家に入り又ハ一家を創立したるときは妻は之に隨ヒテ其家に入る

第三章 婚姻

第一節 婚姻ノ成立

第七百六十五條 男ハ滿十七年女ハ滿十五年ニ至ラサレハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

第七百六十六條 配偶者アル者ハ重ネテ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

第七百六十七條 女ハ前婚ノ解消又ハ取消ノ日ヨリ六個月ヲ經過シタル後ニ非サレハ再婚ヲ爲スコトヲ得ス

女カ前婚ノ解消又ハ取消ノ前ヨリ懷胎シタル場合ニ於テハ其分娩ノ日ヨリ前項ノ規定ヲ適用セス

第七百六十八條 姦通ニ因リテ離婚又ハ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ相姦者ト婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

第七百六十九條 直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スヲ得ス但養子ト養方ノ傍系血族トノ間ハ此限ニ在ラス

第七百七十條 直系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス第七百二十九條ノ規定ニ依リ姻族關係カ止ミタル後亦同シ

第七百七十一條 姻族關係ハ婚姻ニ因リテ止ム

夫婦ノ一方カ死亡したるときは存続ニ於テ生存配偶者カ其家を去りたる時亦同シ

第七百七十二條 繼父母ト繼子ト又嫡母ト庶子トノ間ニ於テハ親子間ニ於けると同一ノ親族關係を生ズ

第七百七十三條 養子、其配偶者、直系卑屬又ハ其配偶者ト養親又ハ其直系尊屬トノ間ニ於テハ第七百三十條ノ規定ニ依リ親族關係カ止ミタル後モ婚姻ヲ爲スヲ得ス

第七百七十四條 養子ト養親及ヒ其血族トノ親族關係ハ養親ニ因リテ止ム

養親カ養家を去りたるときは其者及ヒ其實方ノ血族ト養子トノ親族關係ハ之ニ因リテ止ム

養子ノ配偶者、直系卑屬又ハ其配偶者カ養子ノ離縁に因リテ之と共に養家を去りたるときは其者と養親及ヒ其血族トノ親族關係ハ之に因リテ止ム

第七百七十二條 子カ婚姻ヲ爲スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但男カ滿三十年女カ滿二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス

父母ノ一方カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコトハサルトキハ他ノ一方ノ同意ノミヲ以テ足ル
父母共ニ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコトハサルトキハ未成年者ハ其後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
第七百七十三條 繼父母又ハ嫡母カ子ノ婚姻ニ同意セサルトキハ子ハ親族會ノ同意ヲ得テ婚姻ヲ爲スコトヲ得
第七百七十四條 禁治産者カ婚姻ヲ爲スニハ其後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス
第七百七十五條 婚姻ハ之ヲ(戸籍吏)ニ届出ツルニ因リテ其效力ヲ生ス
前項ノ届出ハ當事者雙方及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ口頭ニテ又ハ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス
第七百七十六條 (戸籍吏)ハ婚姻カ第七百四十一條第一項、第七百四十四條第一項、第七百五十條第一項、第七百五十四條第一項、第七百六十五條乃至第七百七十三條及ヒ前條第二項ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス但婚姻カ第七百四十一條第一項又ハ第七百五十條第一項ノ規定ニ違反スル場合ニ於テ(戸籍吏)カ注意ヲ爲シタルニ

拘ハラス當事者カ其届出ヲ爲サント欲スルトキハ此限ニ在ラス
第七百四十一條第一項 婚姻又ハ養子縁組に因リテ他家に入りたる者カ更に婚姻又ハ養子縁組に因リテ他家に入らんと欲するときは婚家又は養家及ヒ實家の戸主ノ同意を得ることを要ス
第七百四十四條第一項 法定の推定家督相續人は他家に入り又は一家を創立することを得ず但本家相續の必要あるときは此限に在らす
第七百五十條第一項 家族カ婚姻又ハ養子縁組を爲すには戸主の同意を得ることヲ要ス
第七百五十四條第一項 戸主カ婚姻に因リテ他家に入らんと欲するときは前條の規定に從ヒ隱居を爲すことを得
第七百五十三條 戸主カ疾病、本家の相續又ハ再興其他已むことを得ざる事由に因リテ爾後家政を執ること能はざるに至りたるときは前條の規定に拘はらず裁判所の許可を得テ隱居を爲すことを得但法定の推定家督相續人あらざるときは豫め家督相續人たるべき者を定め其承認を得ることを要ス
第七百七十七條 外國ニ在ル日本人間ニ於テ婚姻ヲ爲サント欲スルトキハ其國ニ駐在ス

ル日本ノ公使又ハ領事ニ其届出ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ前二條ノ規定ヲ準用ス
第七百七十八條 婚姻ハ左ノ場合ニ限り無効トス
一 人違其他ノ事由ニ因リ當事者間ニ婚姻ヲ爲ス意思ナキトキ
二 當事者カ婚姻ノ届出ヲ爲ササルトキ但届出カ第七百七十五條第二項ニ掲ケタル條件ヲ缺クニ止マルトキハ婚姻ハ之カ爲メニ其效力ヲ妨ケララルコトナシ
第七百七十九條 婚姻ハ後七條ノ規定ニ依ルニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス
第七百八十條 第七百六十五條乃至第七百七十一條ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ各當事者、其戸主、親族又ハ檢事ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但檢事ハ當事者ノ一方カ死亡シタル後ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス
第七百六十六條乃至第七百六十八條ノ規定ニ違反シタル婚姻ニ付テハ當事者ノ配偶者又ハ前配偶者モ亦其取消ヲ請求スルコトヲ得
第七百六十五條 男は滿十七年女は滿十五年に至らざれば婚姻を爲すことを得ず
第七百六十六條 配偶者ある者は重ねて

婚姻を爲すことを得ず
第七百六十七條 女は前婚の解消又は取消の日より六ヶ月を経過したる後に非ざれば再婚を爲すことを得ず
女カ前婚の解消又は取消の前より懐胎したる場合に於ては其分娩の日より前項の規定を適用せず
第七百六十八條 姦通に因リテ離婚又は刑の宣告を受けたる者は相姦者と婚姻を爲すことを得ず
第七百六十九條 直系血族又は三親等内の傍系血族の間に於ては婚姻を爲すことを得ず但養子と養方の傍系血族との間は此限に在らす
第七百七十條 直系姻族の間に於ては婚姻を爲すことを得ず第七百二十九條の規定に依リ姻族關係が止みたる後亦同し
第七百二十九條 姻族關係及ヒ前條の親族關係は離婚に因リテ止む
第七百二十八條 繼父母と繼子と又嫡母と庶子との間に於ては親子間に於けると同一の親族關係を生ず
夫婦の一方カ死亡したる場合に於て生存配偶者カ其家を去りたる時亦同し
第七百七十一條 養子、其配偶者、直系卑屬又ハ其配偶者と養親又ハ其直系尊屬との間に於ては第七百三十條の規定に依

り親族關係が止みたる後と雖も婚姻を爲すことを得ず
第七百三十條 養子と養親及ヒ其血族との親族關係は縁縁に因リテ止む
養親カ養家を去りたるときは其者及ヒ其實方の血族と養子との親族關係は之に因リテ止む
養子の配偶者、直系卑屬又ハ其配偶者カ養子の縁縁に因リテ之と共に養家を去りたるときは其者と養親及ヒ其血族との親族關係は之に因リテ止む
第七百八十一條 第七百六十五條ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ不適齡者カ適齡ニ達シタルトキハ其取消ヲ請求スルコトヲ得ス
第七百六十五條 男は滿十七年女は滿十五年に至らざれば婚姻を爲すことを得ず不適齡者ハ適齡ニ達シタル後尙ホ三ヶ月間其婚姻ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但適齡ニ達シタル後追認ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス
第七百八十二條 第七百六十七條ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ前婚ノ解消若クハ取消ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シ又ハ女カ再婚後懐胎シタルトキハ其取消ヲ請求スルコトヲ得ス
第七百六十七條 女は前婚の解消又は取消の日より六ヶ月を経過したる後に非ざれば再婚を爲すことを得ず

女カ前婚の解消又は取消の前より懐胎したる場合に於ては其分娩の日より前項の規定を適用せず
第七百八十三條 第七百七十二條ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ同意ヲ爲ス權利ヲ有セシ者ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得同意力詐欺又ハ強迫ニ因リタルトキ亦同し
第七百七十二條 子カ婚姻を爲すには其家に在る父母の同意を得ることを要す但男カ滿三十年女カ滿二十五年に達したる後は此限に在らす
父母の一方カ知れざる時、死亡したるとき、家を去りたる時又ハ其意思を表示すること能はざる時は又ハ其意思を表示するのみを以て足る
父母共ニ知れざる時、死亡したるとき、家を去りたる時又ハ其意思を表示すること能はざる時は又ハ其意思を表示するのみを以て足る
第七百八十四條 前條ノ取權ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス
一 同意ヲ爲ス權利ヲ有セシ者カ婚姻ヲ行タルコトヲ知リタル後又ハ詐欺ヲ發見シ若クハ強迫ヲ免レタル後六ヶ月ヲ經過シタルトキ
二 同意ヲ爲ス權利ヲ有セシ者カ追認ヲ爲シタルトキ

三 婚姻届出ノ日ヨリ二年ヲ経過シタルトキ

第七百八十五條 詐欺又ハ強迫ニ因リテ婚姻ヲ爲シタル者ハ其婚姻ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

任ス

第七百八十八條 妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル

テ婚姻ノ後日本ノ国籍ヲ取得シ又ハ日本ニ住所ヲ定メタルトキハ一年内ニ其契約ヲ登記スルニ非サレハ日本ニ於テハ之ヲ以テ夫

第七百九十六條 夫ハ妻ノ財產關係ハ婚姻届出ノ後ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

夫又ハ女戸主ハ其配偶者ノ財產ノ果實中ヨリ其債務ノ利息ヲ拂フコトヲ要ス

第八百條 第五百九十五條及ヒ第五百九十八條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五百九十八條

借主ハ借用物を原狀に復して之に附屬せしめたる物を收去することを不得

スルコトヲ得ス

第八百五條 夫カ妻ノ財產ヲ管理シ又ハ妻カ夫ノ代理ヲ爲ス場合ニ於テハ自己ノ爲メニ

第八百九條 滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離婚ヲ爲スニハ第七百七十二條及ヒ第七百七十三條ノ規定ニ依リ其婚姻ニ付キ同意ヲ爲ス權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

二人以上より口頭にて又は署名したる書面を以て之を爲すことを要す 第八百一十一條 (戶籍吏)ハ離婚カ第七百七十五條第二項及ヒ第八百九條ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス

三 夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ 四 配偶者カ偽造、賄賂、猥褻、竊盜、強盜、詐欺取財、受寄財物費消、贓物ニ關スル罪若クハ刑法第七十五條第二、六十條ニ掲ケタル罪ニ因リテ輕罪以上ノ刑ニ處セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ(重禁錮)三年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

前條第一號乃至第七號ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ他ノ一方又ハ其直系尊屬ノ行爲ヲ宥恕シタルトキ亦同シ 第八百十五條 第八百十三條第四號ニ掲ケタル處刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ其配偶者ニ同一ノ事由アルコトヲ理由トシテ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス

スルコトヲ得 第八百二十二條 協議上ノ離婚を爲したる者カ其協議を以て子の監護を爲すへき者を定めざりしときは其監護は父に屬す 父カ離婚に因リテ婚家を去りたる場合に於ては子の監護は母に屬す

定代理人ニ對スル訴ニ依リテ之ヲ行フ但夫カ子ノ法定代理人ナルトキハ裁判所ハ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス 第八百二十四條 夫カ子ノ出生後ニ於テ其嫡出ナルコトヲ承認シタルトキハ其否認權ヲ失フ

非サレハ之ヲ認知スルコトヲ得ス
 第八百三十一條 父ハ胎内ニ在ル子ト雖モ之ヲ認知スルコトヲ得此場合ニ於テハ母ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス
 父又ハ母ハ死亡シタル子ト雖モ其直系卑屬アルトキニ限り之ヲ認知スルコトヲ得此場合ニ於テ其直系卑屬カ成年者ナルトキハ其承諾ヲ得ルコトヲ要ス
 第八百三十二條 認知ハ出生ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス但第三者カ既に取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス
 第八百三十三條 認知ヲ爲シタル父又ハ母ハ其認知ヲ取消スルコトヲ得ス
 第八百三十四條 子其他ノ利害關係人ハ認知ニ對シテ反對ノ事實ヲ主張スルコトヲ得
 第八百三十五條 子其直系卑屬又ハ此等ノ者ノ法定代理人ハ父又ハ母ニ對シテ認知ヲ求ムルコトヲ得
 第八百三十六條 庶子ハ其父母ノ婚姻ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得ス
 婚姻中父母カ認知シタル私生子ハ其認知ノ時ヨリ嫡出子タル身分ヲ取得ス
 前二項ノ規定ハ子カ既に死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

爲スコトヲ得
 第八百三十八條 尊屬又ハ八年長者ハ之ヲ養子ト爲スコトヲ得ス
 第八百三十九條 法定ノ推定家督相續人タル男子アル者ハ男子ヲ養子ト爲スコトヲ得ス但女婿ト爲ス爲ニスル場合ハ此限ニ在ラス
 第八百四十條 後見人ハ被後見人ヲ養子ト爲スコトヲ得ス其任務カ終了シタル後未タ管理ノ計算ヲ終ハラサル間亦同シ
 前項ノ規定ハ第八百四十八條ノ場合ニハ之ヲ適用セス
 第八百四十八條 養子ヲ爲さんと欲する者は遺言を以て其意思を表示することを要ス
 此場合ニ於テハ遺言執行者、養子ト爲るべき者又ハ第八百四十三條ノ規定ニ依リ之ニ代はりて承諾を爲したる者及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ遺言カ效力を生じたる後遺滞なく縁組ノ届出を爲すことを要ス
 前項ノ届出ハ養親ノ死亡ノ時に遡りて其效力ヲ生ズ
 第八百四十一條 配偶者アル者ハ其配偶者ト共ニスルニ非サレハ縁組ヲ爲スコトヲ得ス夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ子ヲ養子ト爲スニハ他ノ一方ノ同意ヲ得ルヲ以テ足ル
 第八百四十二條 前條第一項ノ場合ニ於テ夫

婦ノ一方カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ハ雙方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ爲スコトヲ得
 第八百四十三條 養子ト爲ルヘキ者カ十五年未滿ナルトキハ其家ニ在ル父母之ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ爲スコトヲ得
 繼父母又ハ嫡母カ前項ノ承諾ヲ爲スニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
 第八百四十四條 成年ノ子カ養子ヲ爲シ又ハ滿十五年以上ノ子カ養子ト爲ルニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
 第八百四十五條 縁組又ハ婚姻ニ因リテ他家ニ入りタル者カ更ニ養子トシテ他家ニ入ラント欲スルコトキハ實家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但妻カ夫ニ隨ヒテ他家ニ入ルハ此限ニ在ラス
 第八百四十六條 第七百七十二條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前三條ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第七百七十二條第二項第三項 父母ノ一方カ知れざるとき、死亡したるとき、家を去りたるるとき又ハ其意思を表示すること能はざるときは他ノ一方ノ同意のみを以て足る
 父母共に知れざるとき、死亡したるとき、家を去りたるるとき又ハ其意思を表示すること能はざるときは未成年は其後見人及ヒ親族會ノ同意を得ることを要ス

第七百七十三條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第七百七十三條 繼父母又ハ嫡母カ子の婚姻ニ同意せざるときは子は親族會ノ同意を得て婚姻を爲すことを得
 第八百四十七條 第七百七十四條及ヒ第七百七十五條ノ規定ハ縁組ニ之ヲ準用ス
 第七百七十四條 禁治産者カ婚姻を爲すには其後見人ノ同意を得ることを要セス
 第七百七十五條 婚姻ハ之を(戸籍吏)に届出づるに因りて其效力ヲ生ズ
 前項ノ届出ハ當事者雙方及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ口頭にて又は署名したる書面を以て之を爲すことを要ス
 第八百四十八條 養子ヲ爲サント欲スル者ハ遺言ヲ以テ其意思ヲ表示スルコトヲ得此場合ニ於テハ遺言執行者、養子ト爲ルヘキ者又ハ第八百四十三條ノ規定ニ依リ之ニ代ハリテ承諾ヲ爲シタル者及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ遺言カ效力ヲ生シタル後遺滞ナク縁組ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス
 前項ノ届出ハ養親ノ死亡ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ズ
 第八百四十九條 (戸籍吏)ハ縁組カ第七百四十一條第一項、第七百四十四條第一項、第七百五十條第一項及ヒ前十二條ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非

サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス
 第七百七十六條 但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第七百四十一條第一項 婚姻又ハ養子縁組ニ因りて他家に入りたる者カ更に婚姻又ハ養子縁組ニ因りて他家に入らんと欲するときは婚家又ハ養家及ヒ實家ノ戸主ノ同意を得ることを要ス
 第七百四十四條第一項 法定ノ推定家督相續人ハ他家に入り又ハ一家を創立することを得ず但本家相續ノ必要あるときは此限ニ在ラス
 第七百五十條第一項 家族カ婚姻又ハ養子縁組を爲すには戸主ノ同意を得ることを要ス
 第七百七十六條 但書 婚姻カ第七百四十一條第一項又ハ第七百五十條第一項ノ規定ニ違反する場合に於テ(戸籍吏)カ注意を爲したるに拘はらず當事者カ其届出を爲さんと欲するときは此限ニ在ラス
 第八百五十條 外國ニ在ル人間ニ於テ縁組ヲ爲サント欲スルトキハ其國ニ駐在スル日本ノ公使又ハ領事ニ其届出ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ第七百七十五條及ヒ前二條ノ規定ヲ準用ス
 第七百七十五條 婚姻ハ之を戸籍吏に届出づるに因りて其效力ヲ生ズ

前項ノ届出ハ當事者雙方及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ口頭にて又は署名したる書面を以て之を爲すことを要ス
 第八百五十一條 縁組ハ左ノ場合ニ限り無効トス
 一 人通其他ノ事由ニ因リ當事者間ニ縁組ヲ爲ス意思ナキトキ
 二 當事者カ縁組ノ届出ヲ爲サルトキ但其届出カ第七百七十五條第二項及ヒ第八百四十八條第一項ニ掲ケタル條件ヲ缺クニ止マルトキハ縁組ハ之カ爲メニ其效力ヲ妨ケラルコトナシ
 第七百七十五條第二項 前項ノ届出ハ當事者雙方及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ口頭にて又は署名したる書面を以て之を爲すことを要ス
 第八百五十二條 縁組ハ後七條ノ規定ニ依リニ非サレハ之ヲ取消スルコトヲ得ス
 第八百五十三條 第八百三十七條ノ規定ニ違反シタル縁組ハ養親又ハ其法定代理人ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但養親カ成年ニ達シタル後六個月ヲ經過シ又ハ追認ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス
 第八百三十七條 成年に達したる者は養子ヲ爲すことを得
 第八百三十八條 又ハ第八百

三十九條ノ規定ニ違反シタル縁組ハ各當事者、其戸主又ハ親族ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第八百三十八條 尊屬又は年長者は之を養子と爲すことを得ず

第八百三十九條

法定の推定家督相續人たる男子ある者は男子を養子と爲すことを得ず但女婿と爲す爲めにする場合ハ此限に在らず

第八百四十條 縁組ハ養子又ハ其實方ノ親族ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但管理ノ計算力終ハリタル後養子カ追認ヲ爲シ又ハ六個月ヲ経過シタルトキハ此限ニ在ラス

第八百四十一條 後見人は被後見人を養子と爲すことを得ず其任務が終了したる後未だ管理ノ計算を終はらざる間亦同し前項ノ規定ハ第八百四十八條ノ場合には之を適用せず

第八百四十二條 成年の子が養子と爲し又は滿十五年以上の子が養子と爲るには其家に在る父母ノ同意を得ることを要す

第七百七十二條第二項第三項 父母の一方が知れざるとき、死亡したるとき、家を去りたるとき又は其意思を表示すること能はざるときは他の一方の同意のみを以て足る

但婚姻ノ無効又ハ取消ノ請求ニ附帯シテ縁組ノ取消ヲ請求スルコトヲ妨ケス

第八百四十九條

第七百八十五條及ヒ第七百八十七條ノ規定ハ縁組ニ之ヲ準用ス但第七百八十五條第二項ノ期間ハ之ヲ六個月トス

第七百八十五條 詐欺又は強迫に因りて婚姻を爲したる者は其婚姻ノ取消を裁判所に請求することを得

前項ノ取消權ハ當事者カ詐欺を發見し若クハ強迫を免れたる後三個月を経過し又は追認を爲したるときは消滅す

第八百六十條

縁組ノ效力 養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ嫡

出子タル身分ヲ取得ス 第八百六十一條 養子ハ縁組ニ因リテ養親ノ家ニ入ル

第四款 離縁

第八百六十二條 縁組ノ當事者ハ其協議ヲ以テ離縁ヲ爲スコトヲ得

養子カ十五年未滿ナルトキハ其離縁ハ養親ト養子ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ爲ス權利ヲ有スル者トノ協議ヲ以テ之ヲ爲ス

第八百六十三條 滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離縁ヲ爲スニハ第八百四十四條ノ規定ニ依リ其縁組ニ付キ同意ヲ爲ス權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百六十四條 成年の子が養子と爲し又は滿十五年以上の子が養子と爲るには其家に在る父母ノ同意を得ることを要す

第七百七十二條第二項、第三項及ヒ第七百七十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

家を去りたるとき又は其意思を表示すること能はざるときは未成年者は其後見人及ヒ親族會ノ同意を得ることを要す

二 他ノ一方ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ
 三 養親ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
 四 他ノ一方カ(重禁錮)一年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
 五 養子ニ家名ヲ遺シ又ハ家産ヲ傾クヘキ重大ナル過失アリタルトキ
 六 養子カ逃亡シテ三年以上復歸セザルトキ
 七 養子ノ生死カ三年以上分明ナラザルトキ
 八 他ノ一方カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ
 九 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離婚アリタルトキ又ハ養子カ家女ト離婚ヲ爲シタル場合ニ於テ離婚若クハ婚姻ノ取消アリタルトキ
 第八百六十七條 養子カ滿十五年ニ達セザル間ハ其縁組ニ付キ承諾權ヲ有スル者ヨリ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
 第八百四十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第八百四十三條第二項 繼父母又ハ嫡母カ前項ノ承諾を爲すには親族會ノ同意を得ることヲ要ス

第八百六十八條 第八百六十六條第一號乃至第六號ノ場合ニ於テ當事者ノ一方カ他ノ一方又ハ直系尊屬ノ行爲ヲ宥恕シタルトキハ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス
 第八百六十九條 第八百六十六條第四號ノ場合ニ於テ當事者ノ一方カ他ノ一方ノ行爲ニ同意シタルトキハ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス
 第八百六十六條第四號ニ掲ケタル刑ニ處セラレタル者ハ他ノ一方ニ同一ノ事由アルコトヲ理由トシテ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス
 第八百七十條 第八百六十六條第一號乃至第五號及ヒ第八號ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ之ヲ提起スル權利ヲ有スル者カ離婚ノ原因タル事實ヲ知りタル時ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス其事實發生ノ時ヨリ十年ヲ經過シタル後亦同シ
 第八百七十一條 第八百六十六條第六號ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ養親カ養子ノ復歸シタルコトヲ知りタル時ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス其復歸ノ時ヨリ十年ヲ經過シタル後亦同シ
 第八百七十二條 第八百六十六條第七號ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ養子ノ生死カ分明ト爲リタル後ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス
 第八百六十六條第七號 養子ノ生死カ三

年以上分明ならざるトキ
 第八百七十三條 第八百六十六條第九號ノ場合ニ於テ離婚又ハ婚姻取消ノ請求ヲ爲スコトヲ得
 第八百六十六條第九號ノ事由ニ因ル離婚ノ訴ハ當事者カ離婚又ハ婚姻ノ取消アリタルコトヲ知りタル後六個月ヲ經過シ又ハ離婚ノ請求ノ權利ヲ拋棄シタルトキハ之ヲ提起スルコトヲ得ス
 第八百六十六條第九號 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離婚ありたるトキ又ハ養子カ家女ト離婚を爲したる場合に於テ離婚若クハ婚姻ノ取消ありたるトキ
 第八百七十四條 養子カ戸主ト爲リタル後ハ離婚ヲ爲スコトヲ得ス但シテ居ヲ爲シタル後ハ此限ニ在ラス
 第八百七十五條 養子ハ離婚ニ因リ其實家ニ於テ有セシ身分ヲ回復ス但シテ第三者カ既に取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス
 第八百七十六條 夫婦カ養子ト爲リ又ハ養子カ養親ノ他ノ養子ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ妻カ離婚ニ因リテ養家ヲ去ルヘキトキハ夫ハ其選擇ニ從ヒ離婚又ハ離婚ヲ爲スコトヲ要ス

第五章 親權 第一節 總則

第八百七十七條 子ハ其家ニ在ル父ノ親權ニ服ス但シテ獨立ノ生計ヲ立ツル成年者ハ此限ニ在ラス
 父カ知レザルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ親權ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フ
 第八百七十八條 繼父、繼母又ハ嫡母カ親權ヲ行フ場合ニ於テハ次章ノ規定ヲ準用ス
 第二節 親權ノ效力
 第八百七十九條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ監護及ヒ教育ヲ爲ス權利ヲ有シ義務ヲ負フ
 第八百八十條 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母カ指定シタル場所ニ其居所ヲ定ムルコトヲ要ス但シテ第七百四十九條ノ適用ヲ妨ケス
 第七百四十九條 家族ハ戸主ノ意に反シテ其居所を定むることを得ず
 家族カ前項ノ規定に違反シテ戸主ノ指定シタル居所に在らざる間は戸主は之に對して扶養ノ義務を免る
 前項の場合に於テ戸主ハ相當ノ期間を定め其指定シタル場所に居所を轉スヘキ旨を催告することを得若シ家族カ其催告に應ぜざるときは戸主は之を離籍することを得但シテ家族カ未成年者なるトキは此限ニ在ラス
 第八百八十一條 未成年ノ子カ兵役ヲ出願ス

ルニハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス
 第八百八十二條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ必要ナル範圍内ニ於テ自ラ其子ヲ懲戒シ又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ懲戒場ニ入ルルコトヲ得
 子ヲ懲戒場ニ入ルル期間ハ六個月以下ノ範圍内ニ於テ裁判所之ヲ定ム但シテ期間ハ父又ハ母ノ請求ニ因リ何時ニテモ之ヲ短縮スルコトヲ得
 第八百八十三條 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルニ非サレハ職業ヲ營ムコトヲ得ス
 父又ハ母ハ第六條第二項ノ場合ニ於テハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得
 第六條 一種又ハ數種ノ營業を許されたる未成年者は其營業に關しては成年者ト同一ノ能力を有す
 前項の場合に於テ未成年者カ未タ其營業に堪へざる事跡あるトキは其法定代理人ハ親族編ノ規定に從ヒ其許可を取消シ又ハ之を制限することを得
 第八百八十四條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ財産ヲ管理シ又ハ其財産ニ關スル法律行為ニ付キ其子ヲ代表ス但シテ其子ノ行爲ヲ目的トスル債務ヲ生スヘキ場合ニ於テハ本人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百八十五條 未成年ノ子カ其配偶者ノ財産ヲ管理スヘキ場合ニ於テハ親權ヲ行フ父又ハ母之ニ代ハリテ其財産ヲ管理ス
 第八百八十六條 親權ヲ行フ母カ未成年ノ子ニ代ハリテ左ニ掲ケタル行爲ヲ爲シ又ハ子ノ之ヲ爲スコトニ同意スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
 一 營業ヲ爲スコト
 二 借財又ハ保證ヲ爲スコト
 三 不動産又ハ重要ナル動産ニ關スル權利ノ喪失ヲ目的トスル行爲ヲ爲スコト
 四 不動産又ハ重要ナル動産ニ關スル和解又ハ仲裁契約ヲ爲スコト
 五 相続ヲ拋棄スルコト
 六 贈與又ハ遺贈ヲ拒絕スルコト
 第八百八十七條 親權ヲ行フ母カ前條ノ規定ニ違反シテ爲シ又ハ同意ヲ與ヘタル行爲ハ子又ハ其法定代理人ニ於テ之ヲ取消スルコトヲ得此場合ニ於テハ第十九條ノ規定ヲ準用ス
 第十九條 無能力者ノ相手方ハ其無能力者カ能力者と爲りたる後之に對して一個月以上ノ期間内に其取消し得ヘキ行爲を追認するヤ否ヤを確答スヘキ旨を催告することを得若シ無能力者カ其期間内に確答を發せざるときは其行爲を追認したるものと看做す
 無能力者カ未タ能力者とならざる時に於

て夫又は法定代理人に對し前項の催告を爲すも其期間内に確答を發せざるとき亦同し但法定代理人に對しては其權限内の行為に付てのみ此催告を爲すことを得特別の方式を要する行為に付ては右の期間内に其方式を踐みたる通知を發せざるときは之を取消したるものと看做す

第二百二十四條 追認は取消の原因たる情況の止みたる後之を爲すに非ざれば其効なし

コトヲ親族會ニ請求スルコトヲ要ス 父又ハ母カ數人ノ子ニ對シテ親權ヲ行フ場合ニ於テ其一人ト他ノ子トノ利益相反スル行為ニ付テハ其一方ノ爲メ前項ノ規定ヲ準用ス

理者ノ權限カ消滅シ又ハ之ヲ改任スル必要アル場合ニ於テ第三者カ更ニ管理者ヲ指定セサルトキ亦同シ

良を目的とする行為 第二十九條 裁判所は管理人をして財産の管理及び返還に付き相當の擔保を供せしむることを得

シタルトキハ前項ノ期間ハ其子カ成年ニ達シ又ハ後任ノ法定代理人カ就職シタル時ヨリ之ヲ起算ス

二 禁治産ノ宣告アリタルトキ

第九百一節 後見ノ選任

第九百一節 未成年者ニ對シテ最後ニ親權ヲ行フ者ハ遺言ヲ以テ後見人ヲ指定スルコトヲ得但管理權ヲ有セサル者ハ此限ニ在ラス親權ヲ行フ父ノ生前ニ於テ母カ豫メ財産ノ管理ヲ辭シタルトキハ父ハ前項ノ規定ニ依リテ後見人ノ指定ヲ爲スコトヲ得

第九百二節 親權ヲ行フ父又ハ母ハ禁治産者ノ後見人ト爲ル

妻カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ夫其後見人ト爲ル夫カ後見人タラサルトキハ前項ノ規定ニ依ル

夫カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ妻其後見人ト爲ル妻カ後見人タラサルトキ又ハ夫カ未成年者ナルトキハ第一項ノ規定ニ依ル

第九百三節 前二條ノ規定ニ依リテ家族ノ後見人タル者アラサルトキハ戶主其後見人ト爲ル

第九百四節 前三條ノ規定ニ依リテ後見人タル者アラサルトキハ後見人ハ親族會之ヲ選任ス

第九百五節 母カ財産ノ管理ヲ辭シ、後見人カ其任務ヲ辭シ、親權ヲ行ヒタル父若クハ母カ家ヲ去リ又ハ戶主カ居ヲ爲シタルニ因リ後見人ヲ選任スル必要ヲ生シタルトキハ

後見

ハ其父、母又ハ後見人ハ選任ナク親族會ヲ召集シ又ハ其召集ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第九百六節 後見人ハ一人タルコトヲ要ス

第九百七節 後見人ハ婦女ヲ除ク外左ノ事由アルニ非サレハ其任務ヲ辭スルコトヲ得ス

- 一 軍人トシテ現役ニ服スルコト
- 二 被後見人ノ住所ノ市又ハ郡以外ニ於テ公務ニ従事スルコト
- 三 自己ヨリ先ニ後見人タルヘキ者ニ付キ本條又ハ次條ニ掲ケタル事由ノ存セシ場合ニ於テ其事由カ消滅シタルコト
- 四 禁治産者ニ付テハ十年以上後見ヲ爲シタルコト但配偶者、直系血族及ヒ戶主ハ此限ニ在ラス
- 五 此他正當ノ事由

第九百八節 左ニ掲ケタル者ハ後見人タルコトヲ得ス

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及ヒ準禁治産者
- 三 剝奪公權者及ヒ停止公權者
- 四 裁判所ニ於テ免職セラレタル法定代理人又ハ保佐人
- 五 破産者
- 六 被後見人ニ對シテ訴訟ヲ爲シ又ハ爲シタル者及ヒ其配偶者並ニ直系血族
- 七 行方ノ知レサル者

八 裁判所ニ於テ後見ノ任務ニ堪ヘサル

事跡、不正ノ行爲又ハ著シキ不行跡アリト認メタル者

第九百九節 前七條ノ規定ハ保佐人ニ之ヲ準用ス

保佐人又ハ其代表スル者ト準禁治産者トノ利益相反スル行爲ニ付テハ保佐人ハ臨時保佐人ノ選任ヲ親族會ニ請求スルコトヲ要ス

第九百十節 後見人ヲ指定スルコトヲ得ル者ハ遺言ヲ以テ後見人ヲ指定スルコトヲ得

第九百十一節 前條ノ規定ニ依リテ指定シタル後見監督人ナキトキハ法定後見人又ハ指定後見人ハ其任務ニ著手スル前親族會ノ召集ヲ裁判所ニ請求シ後見監督人ヲ選任セシムルコトヲ要ス若シ之ニ違反シタルトキハ親族會ハ其後見人ヲ選任シタルトキハ親族會ニ於テ後見人ヲ選任シタルトキハ直チニ後見監督人ヲ選任スルコトヲ要ス

第九百十二節 後見人就職ノ後後見監督人ノ缺ケタルトキハ後見人ハ選任ナク親族會ヲ召集シ後見監督人ヲ選任セシムルコトヲ要ス

第九百十三節 後見人ノ更迭アリタルトキハ親族會ハ後見監督人ヲ改選スルコトヲ要ス但前後見監督人ヲ再選スルコトヲ妨ケス

新後見人カ親族會ニ於テ選任シタル者ニ非

サルトキハ後見監督人ハ選任ナク親族會ヲ召集シ前項ノ規定ニ依リテ改選ヲ爲サシムルコトヲ要ス若シ之ニ違反シタルトキハ後見人ノ行爲ニ付キ之ニ連帶シテ其責任ヲ負フ

第九百十四節 後見人ノ配偶者、直系血族又ハ兄弟姉妹ハ後見監督人タルコトヲ得ス

第九百十五節 後見監督人ノ職務左ノ如シ

- 一 後見人ノ事務ヲ監督スルコト
- 二 後見人ノ缺ケタル場合ニ於テ選任ナク其後任者ノ任務ニ就クコトヲ促シ若シ後任者ナキトキハ親族會ヲ召集シテ其選任ヲ爲サシムルコト
- 三 急迫ノ事情アル場合ニ於テ必要ナル處分ヲ爲スコト
- 四 後見人又ハ其代表スル者ト被後見人トノ利益相反スル行爲ニ付キ被後見人ヲ代表スルコト

第九百十六節 第六百四十四條、第九百七條及ヒ第九百九條ノ規定ハ後見監督人ニ之ヲ準用ス

第六百四十四條 受任者は委任の本旨に従ひ善良なる管理者の注意を以て委任事務を處理する義務を負ふ

第九百七條 後見人は婦女を除く外左の事由あるに非ざれば其任務を辭することを得ず

一 軍人として現役に服すること

二 被後見人の住所の市又は郡以外に於て公務に従事すること

三 自己ヨリ先ニ後見人たるヘキ者に付キ本條又ハ次條に掲ケタル事由の存セシ場合に於テ其事由カ消滅したること

四 禁治産者に付テハ十年以上後見を爲シタルコト但配偶者、直系血族及ヒ戶主ハ此限に在ラス

五 此他正當の事由

第九百九節 左に掲けたる者は後見人たることを得ず

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及ヒ準禁治産者
- 三 剝奪公權者及ヒ停止公權者
- 四 裁判所に於テ免職せられたる法定代理人又ハ保佐人
- 五 破産者
- 六 被後見人に對シテ訴訟を爲し又ハ爲したる者及ヒ其配偶者並ニ直系血族
- 七 行方ノ知れざる者
- 八 裁判所に於テ後見ノ任務に堪ヘサル事跡、不正ノ行爲又ハ著シキ不行跡ありと認めたる者

第九百十節 後見ノ事務

第九百十一節 後見人ハ選任ナク被後見人ノ財産ノ調査ニ著手シ一個月内ニ其調査ヲ終

ハリ且其目録ヲ調製スルコトヲ要ス但此期間ハ親族會ニ於テ之ヲ伸長スルコトヲ得

財産ノ調査及ヒ其目録ノ調製ハ後見監督人ノ立會ヲ以テ之ヲ爲スニ非サレハ其效ナシ

後見人カ前二項ノ規定ニ從ヒ財産ノ目録ヲ調製セサルトキハ親族會ハ之ヲ免職スルコトヲ得

第九百十八節 後見人ハ目録ノ調製ヲ終ハルマテハ急迫ノ必要アル行爲ノミヲ爲ス權限ヲ有ス但之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第九百十九節 後見人カ被後見人ニ對シ債權ヲ有シ又ハ債務ヲ負フトキハ財産ノ調査ニ著手スル前ニ之ヲ後見監督人ニ申出ツルコトヲ要ス

後見人カ被後見人ニ對シ債權ヲ負フコトヲ知リテ之ヲ申出テサルトキハ其債權ヲ失フ

後見人ニ對シ債權ヲ負フコトヲ知リテ之ヲ申出テサルトキハ親族會ハ其後見人ヲ免職スルコトヲ得

第九百二十節 前三條ノ規定ハ後見人就職ノ被後見人カ包括財産ヲ取得シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九百二十一節 未成年者ノ後見人ハ第八百七十九條乃至第八百九十三條及ヒ第八百八十五條ニ定メタル事項ニ付キ親權ヲ行フ父又ハ母ト同一ノ權利義務ヲ有ス但親權ヲ行

フ父又ハ母カ定メタル教育ノ方法及ヒ居所ヲ變更シ、未成年者ヲ懲戒場ニ入レ、營業ヲ許可シ、其許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百七十九條 親權を行ふ父又は母は未成年の子の監護及び教育を爲す權利を有し義務を負ふ

第八百八十條 未成年の子は親權を行ふ父又は母カ指定したる場所に其居所を定むることを要す但第七百四十九條の適用を妨けず

第七百四十九條 家族は戸主の意に反して其居所を定むることを得ず

家族が前項の規定に違反して戸主の指定したる居所に在らざる間は戸主は之に對して扶養の義務を免る

前項の場合に於て戸主は相當の期間を定め其指定したる場所に居所を轉すへき旨を催告することを得若し家族が其催告に應ぜざるときは戸主は之を離籍することを得但家族が未成年者なるときは此限に在らず

第八百八十一條 未成年の子カ兵役を出願するには親權を行ふ父又は母の許可を得ることを要す

第八百八十二條 親權を行ふ父又は母は必要なる範圍内に於て自ら其子を懲戒し

又ハ裁判所の許可を得て之を懲戒場に入ることを得

子を懲戒場に入る期間は六ヶ月以下の範圍内に於て裁判所之を定む但此期間は父又は母の請求に因り何時にても之を短縮することを得

第八百八十三條 未成年の子は親權を行ふ父又は母の許可を得るに非ざれば職業を營むことを得ず

父又は母は第六條第二項の場合に於ては前項の許可を取消し又は之を制限することを得

第六條第二項 前項の場合に於て未成年者カ未タ其營業に堪へざる事跡あるときは其法定代理人ハ親族會ノ規定に従ひ其許可を取消し又は之を制限することを得

第八百八十五條 未成年の子カ其配偶者ノ財産を管理すへき場合に於ては親權を行ふ父又は母之に代はりて其財産を管理す

第九百二十二條 禁治産者ノ後見人ハ禁治産者ノ資力ニ應ジテ其療養看護ヲカムルコトヲ要ス

禁治産者ヲ癲癩病院ニ入レ又ハ私宅ニ監置スルト否トハ親族會ノ同意ヲ得テ後見人ノヲ定ム

第九百二十三條 後見人ハ被後見人ノ財産ヲ

管理シ又其財産ニ關スル法律行為ニ付キ被後見人ヲ代表ス

第八百八十四條 但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八百八十四條 但書 但其子の行為を目的とする債務を生ずべき場合に於ては本人の同意を得ることを要す

第九百二十四條 後見人ハ其就職ノ初ニ於テ親族會ノ同意ヲ得テ被後見人ノ生活、教育又ハ療養看護及ヒ財産ノ管理ノ爲メ毎年費スヘキ金額ヲ豫定スルコトヲ要ス

前項ノ豫定額ハ親族會ノ同意ヲ得ルニ非ザレハ之ヲ變更スルコトヲ得ズ但已ムコトヲ得サル場合ニ於テ豫定額ヲ超ユル金額ヲ支出スルコトヲ妨ケス

第九百二十五條 親族會ハ後見人及ヒ被後見人ノ資力其他ノ事情ニ依リ被後見人ノ財産中ヨリ相當ノ報酬ヲ後見人ニ與フルコトヲ得但後見人カ被後見人ノ配偶者、直系血族又ハ戸主ナルトキハ此限ニ在ラス

第九百二十六條 後見人ハ親族會ノ同意ヲ得テ有給ノ財産管理者ヲ使用スルコトヲ得但第六條ノ適用ヲ妨ケス

第九百二十七條 法定代理人ハ其責任を以テ復代理人を選任することを得但已むことを得ざる事由ありたるときは前條第一項に定めたる責任のみを負ふ

第五百五條第一項 代理人カ前條の場合に於て復代理人を選任したるときは選任及ヒ監督に付き本人に對して其責に任す

第九百二十七條 親族會ハ後見人就職ノ初ニ於テ後見人カ被後見人ノ爲メニ受取りタル金銭カ何程ノ額ニ達セハ之ヲ寄託スヘキカヲ定ムルコトヲ要ス

後見人カ被後見人ノ爲メニ受取りタル金銭カ親族會ノ定メタル額ニ達スルモ相當ノ期間内ニ之ヲ寄託セサルトキハ其法定利息ヲ拂フコトヲ要ス

金銭ヲ寄託スヘキ場所ハ親族會ノ同意ヲ得テ後見人ノヲ定ム

第九百二十八條 指定後見人及ヒ選定後見人ハ毎年少タトモ一回被後見人ノ財産ノ狀況ヲ親族會ニ報告スルコトヲ要ス

第九百二十九條 後見人カ被後見人ニ代ハリテ營業若クハ第十二條第一項ニ掲ケタル行為ヲ爲シ又ハ未成年者ノ之ヲ爲スコトニ同意スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但元本ノ領收ニ付テハ此限ニ在ラス

第十二條第一項 禁治産者カ左に掲げたる行為を爲すには其保佐人の同意を得ることを要す

一元本を領收し又は之を利用すること

二借財又は保證を爲すこと

三不動産又は重要なる動産に關する權

利の得喪を目的とする行為を爲すモ四訴訟行為を爲すこと

五贈與、和解又は仲議契約を爲すこと

六相續を承認し又は之を拋棄すること

七贈與若クハ遺贈を拒絶し又は負擔附の贈與若クハ遺贈を受諾すること

八新築、改築、増築又は大修繕を爲すこと

第六百二條に定めたる期間を越ゆる貸借を爲すこと

第六百二條 處分の能力又は權限を有せざる者カ貸借を爲す場合に於ては其貸借は左の期間を越ゆることを得ず

一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の貸借は十年

二 其他の土地の貸借は五年

三 建物の貸借は三年

四 動産の貸借は六個月

第九百三十條 後見人カ被後見人ノ財産又ハ被後見人ニ對スル第三者ノ權利ヲ讓受ケタルトキハ被後見人ハ之ヲ取消スコトヲ得此場合ニ於テハ第十九條ノ規定ヲ準用ス

第十九條 無能力者の相手方は其無能力者カ能力者と爲りたる後之に對して一個月以上の期間内に其取消し得べき行為を追認するや否やを確答すへき旨を催告することを得若し無能力者カ其期間内に確

答を發せざるときは其行為を追認したるものと看做す

無能力者カ未タ能力者とならざる時に於て夫又は法定代理人に對し前項の催告を爲すも其期間内に確答を發せざるとき亦同じ但法定代理人に對しては其權限内の行為に付てのみ此催告を爲すことを得

特別の方式を要する行為に付ては右の期間内に其方式を踐みたる通知を發せざるときは之を取消したるものと看做す(第四項略)

前項ノ規定ハ第九百二十一條乃至第九百二十六條ノ適用ヲ妨ケス

第九百二十一條 取消したる行為は初より無効なりしものと看做す但無能力者は其行為に因りて現に利益を受くる限度に於て價還の義務を負ふ

第九百二十二條 取消し得べき行為は第九百二十條に掲げたる者カ之を追認したるときは初より有效なりしものと看做す但第三者の權利を害することを得ず

第九百二十條 取消し得べき行為は無能力者若クハ瑕疵ある意思表示を爲したる者、其代理人又は承繼人に限り之を取消すことを得

妻カ爲したる行為は夫も亦之を取消すことを得

第二百二十三條 取消し得べき行為の相手方が確定せる場合に於て其取消又は追認は相手方に對する意思表示に依りて之を爲す

第二百二十四條 追認は取消の原因たる情況の止みたる後之を爲すに非ざれば其效なし

禁治産者か能力を回復したる後其行為を了知したるときは其了知したる後に非ざれば追認を爲すことを得ず

前二項の規定は夫又は法定代理人か追認を爲す場合には之を適用せず

第二百二十五條 前條の規定に依り追認を爲すことを得る時より後取消し得べき行為に付き左の事實ありたるときは追認を爲したるものと看做す但異議を留めたるときは此限に在らず

一 全部又は一部の履行
二 履行の請求
三 更改
四 擔保の供與
七 取消し得べき行為に因りて取得したる權利の全部又は一部の讓渡

六 強制執行

第二百二十六條 取消は追認を爲すことを得る時より五年間之を行はざる時は時効に因りて消滅す行為の時より二十年

第九百三十一條 後見人ハ親族會ノ同意ヲ得ルニ非サレハ被後見人ノ財産ヲ貸借スルコトヲ得ス

第九百三十二條 後見人カ其任務ヲ曠クスルトキハ親族會ハ臨時管理人ヲ選任シ後見人ノ責任ヲ以テ被後見人ノ財産ヲ管理セシムルコトヲ得

第九百三十三條 親族會ハ後見人ヲシテ被後見人ノ財産ノ管理及ヒ返還ニ付キ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第九百三十四條 被後見人カ戸主ナルトキハ後見人ハ之ニ代ハリテ其權利ヲ行フ但家族ヲ離籍シ、其復籍ヲ拒ミ又ハ家族カ分家ヲ爲シ若クハ廢絶家ヲ再興スルコトニ同意スルニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

後見人ハ未成年者ニ代ハリテ親權ヲ行フ但第九百十七條乃至第九百二十一條及ヒ前十條ノ規定ヲ準用ス

第九百十七條 後見人は遲滞なく被後見人の財産の調査に著手し一个月内に其調査を終はり且其目録を調製することを要す但此期間は親族會に於て之を伸長することを得

財產の調査ハ其目録の調製は後見監督人の立會を以て之を爲すに非ざれば其效なし

後見人か前二項の規定に従ひ財産の目録を調製せざるときは親族會は之を免職することを得

第九百十八條 後見人は目録の調製を終はるまでは急迫の必要ある行為のみを爲す權限を有す但之を以て善意の第三者に對抗することを得ず

第九百十九條 後見人か被後見人に對し債權を有し又は債務を負ふときは財産の調査に著手する前に之を後見監督人に申出づることを要す

後見人か被後見人に對し債權を有することを知りて之を申出てさるときは其債權を失ふ

後見人か被後見人に對し債務を負ふことを知りて之を申出てさるときは親族會は其後見人を免職することを得

第九百二十條 前三條の規定は後見人就職の後被後見人か包括財産を取得したる場合に之を準用す

第九百二十一條 未成年者の後見人は第八百七十九條乃至第八百八十三條及ヒ第八百八十五條に定めたる事項に付き親權を行ふ父又は母と同一の權利義務を有す但親權を行ふ父又は母か定めたる教育の方法及ヒ居所を變更し、未成年者を懲戒場に入れ、營業を許可し、其許可を取消

し又は之を制限するには親族會の同意を得ることを要す

第八百七十九條 親權を行ふ父又は母は未成年の子の監護及ヒ教育を爲す權利を有し義務を負ふ

第八百八十條 未成年の子は親權を行ふ父又は母か指定したる其居所に其居所を定むることを要す但第七百四十九條の適用を妨けず

第七百四十九條 家族は戸主の意に反して其居所を定むることを得ず

家族か前項の規定に違反して戸主の指定したる居所に在らざる間は戸主は之に對して扶養の義務を免る

前項の場合に於て戸主は相當の期間を定め其指定したる場所に居所を轉すへき旨を催告することを得若し家族か其催告に應ぜざるときは戸主は之を離籍することを得但家族か未成年者なるときは此限に在らず

第八百八十一條 未成年の子か兵役を出願するには親權を行ふ父又は母の許可を得ることを要す

第八百八十二條 親權を行ふ父又は母は必要なる範圍内に於て自ら其子を懲戒し又は裁判所の許可を得て之を懲戒場に入るることを得

子を懲戒場に入るる期間は六ヶ月以下の範圍内に於て裁判所之を定む但此期間は父又は母の請求に因り何時にても之を短縮することを得

第八百八十三條 未成年の子は親權を行ふ父又は母の許可を得るに非ざれば職業を營むことを得ず

父又は母は第六條第二項の場合に於ては前項の許可を取消し又は之を制限することを得

第六條第二項 前項の場合に於て未成年者か未だ其營業に堪へざる事跡あるときは其法定代理人は親族會の規定に従ひ其許可を取消し又は之を制限することを得

第八百八十五條 未成年の子か其配偶者の財産を管理すへき場合に於ては親權を行ふ父又は母之に代はりて其財産を管理す

第九百三十五條 親權ヲ行フ者カ管理權ヲ有セサル場合ニ於テハ後見人ハ財産ニ關スル權限ノミヲ有ス

第九百三十六條 第六百四十四條、第八百八十七條、第八百八十九條第二項及ヒ第八百九十二條ノ規定ハ後見ニ之ヲ準用ス

第六百四十四條 受任者は委任の本旨に従ひ善良なる管理者の注意を以て委任事務を處理する義務を負ふ

第八百八十七條 親權を行ふ母か前條の規定に違反して爲し又は同意を與へたる行為は子又は其法定代理人に於て之を取消すことを得此場合に於ては第十九條の規定を準用す

第八百八十六條 親權を行ふ母か未成年の子に代はりて左に掲げたる行為を爲し又は子の之を爲すことに同意するには親族會の同意を得ることを要す

一 營業を爲すこと
二 借財又は保證を爲すこと
三 不動産又は重要な動産に關する權利の喪失を目的とする行為を爲すこと
四 不動産又は重要な動産に關する和解又は仲裁契約を爲すこと
五 相續を拋棄すること
六 贈與又は遺贈を拒絶すること

第十九條 無能力者の相手方は其無能力者か能力者と爲りたる後に對して一個月以上の期間内に其取消し得べき行為を追認するや否やを確答すへき旨を催告することを得若し無能力者か其期間内に確答を發せざるときは其行為を追認したるものと看做す

無能力者か未だ能力者とならざる時に於て夫又は法定代理人に對し前項の催告を爲す其期間内に確答を發せざるとき亦

同じ但法定代理人に對しては其権限内の行為に付てのみ此催告を爲すことを得る特別の方式を要する行為に付ては右の期間内に其方式を踐みたる通知を發せざる時は之を取消したるものと看做す

第百二十三條 取消し得べき行為の相手方が確定せる場合に於て其取消又は追認は相手方に對する意思表示に依りて之を爲す

を經過したるとき亦同し 第百八十九條第二項 母は親族會の同意を得て爲したる行為に付ても其責を免るることを得ず但母に過失なかりしときは此限に在らず

右の外總て裁判所か不在者の財産の保存に必要と認むる處分は之を管理人に命ずることを得 第百二十八條 管理人が第百三條に定めたる権限を超ゆる行為を必要とするときは裁判所の許可を得て之を爲すことを得

立會ヲ以テ之ヲ爲ス 後見人ノ更迭アリタル場合ニ於テハ後見ノ計算ハ親族會ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス 第百二十九條 未成年者カ成年ニ達シタル後見人ノ計算ノ終了前ニ其者ト後見人又ハ其相續人トノ間ニ爲シタル契約ハ其者ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得其者カ後見人又ハ其相續人ニ對シテ爲シタル單獨行為亦同シ

其行為を追認すへき旨を催告することを得 第百二十一條 取消したる行為は初より無効なりしものと看做す但無能力者は其行為に因りて現に利益を受くる限度に於て價還の義務を負ふ

第九百四十一條 第六百五十四條及第六百五十五條ノ規定ハ後見ニ之ヲ準用ス
 第六百五十四條 委任終了の場合に於て急迫の事情あるときは受任者、其相續人又は法定代理人は委任者、其相續人又は法定代理人が委任事務を處理することを得るに至るまで必要なる處分を爲すことを要す
 第六百五十五條 委任終了の事由は其委任者に出でたる受任者に出でたることを問はず之を相手方に通知し又は相手方から之を知りたる時に非されは之を以て其相手方に對抗することを得ず
 第九百四十二條 第八百九十四條ニ定メタル時効ハ後見人、後見監督人又ハ親族會員ト被後見人トノ間ニ於テ後見ニ關シテ生シタル債權ニ之ヲ準用ス
 第八百九十四條 親權を行ひたる父若クハ母又ハ親族會員と其子との間に財産の管理に付て生じたる債權は其管理權消滅の時より五年間之を行はざる時は時効に因りて消滅す
 子か未成年に達せざる間に管理權が消滅したるときは前項の期間は其子が成年に達し又は後任の法定代理人が就職したる時より之を起算す
 前項ノ時効ハ第九百三十九條ノ規定ニ依リ

第九百四十一條 第六百五十四條及第六百五十五條ノ規定ハ後見ニ之ヲ準用ス
 第六百五十四條 委任終了の場合に於て急迫の事情あるときは受任者、其相續人又は法定代理人は委任者、其相續人又は法定代理人が委任事務を處理することを得るに至るまで必要なる處分を爲すことを要す
 第六百五十五條 委任終了の事由は其委任者に出でたる受任者に出でたることを問はず之を相手方に通知し又は相手方から之を知りたる時に非されは之を以て其相手方に對抗することを得ず
 第九百四十二條 第八百九十四條ニ定メタル時効ハ後見人、後見監督人又ハ親族會員ト被後見人トノ間ニ於テ後見ニ關シテ生シタル債權ニ之ヲ準用ス
 第八百九十四條 親權を行ひたる父若クハ母又ハ親族會員と其子との間に財産の管理に付て生じたる債權は其管理權消滅の時より五年間之を行はざる時は時効に因りて消滅す
 子か未成年に達せざる間に管理權が消滅したるときは前項の期間は其子が成年に達し又は後任の法定代理人が就職したる時より之を起算す
 前項ノ時効ハ第九百三十九條ノ規定ニ依リ

第七章 親族會
 第九百四十四條 本法其ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ親族會ヲ開クヘキ場合ニ於テハ會議ヲ要スル事件ノ本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、檢事又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ裁判所之ヲ召集ス
 第九百四十五條 親族會員ハ三人以上トシ親族其他本人又ハ其家ニ縁故アル者ノ中ヨリ裁判所之ヲ選定ス
 後見人ヲ指定スルコトヲ得ル者ハ遺言ヲ以テ親族會員ヲ選定スルコトヲ得
 第九百四十六條 遠隔ノ地ニ居住スル者其他正當ノ事由アル者ハ親族會員タルコトヲ辭スルコトヲ得
 後見人、後見監督人及ヒ保佐人ハ親族會員タルコトヲ得ス
 第九百八條ノ規定ハ親族會員ニ之ヲ準用ス
 第九百八條 左に掲けたる者は後見人たることを得ず
 一 未成年者
 二 禁治産者及ヒ準禁治産者

三 割當公權者及ヒ停止公權者
 四 裁判所に於て免職せられたる法定代理人又ハ保佐人
 五 破産者
 六 被後見人に対して訴訟を爲し又は爲したる者及ヒ其配偶者並ニ直系血族七行方の知れざる者
 八 裁判所に於て後見の任務に堪へざる事跡、不正の行爲又は著しき不行跡ありと認めたる者
 第九百四十七條 親族會ノ議事ハ會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス
 會員ハ自己ノ利害ニ關スル議事ニ付キ表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス
 第九百四十八條 本人、戸主、家ニ在ル父母、配偶者、本家並ニ分家ノ戸主、後見人、後見監督人及ヒ保佐人ハ親族會ニ於テ其意見ヲ述フルコトヲ得
 親族會ノ召集ハ前項ニ掲ケタル者ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス
 第九百四十九條 無能力者ノ爲メニ設ケタル親族會ハ其者ノ無能力ノ止ムマテ繼續ス此親族會ハ最初ノ召集ノ場合ヲ除ク外本人、其法定代理人、後見監督人、保佐人又ハ會員之ヲ召集ス
 第九百五十條 親族會ニ缺員ヲ生シタルトキハ會員ハ補缺員ヲ選定シ裁判所ニ請求スル

第八章 扶養ノ義務
 第九百五十四條 直系血族及ヒ兄弟姉妹ハ互ニ扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ
 夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系尊屬ニシテ其家ニ在ル者トノ間亦同シ
 第九百五十五條 扶養ノ義務ヲ負フ者數人アル場合ニ於テハ其義務ヲ履行スヘキ者ノ順序左ノ如シ
 第一 配偶者
 第二 直系尊屬
 第三 直系尊屬
 第四 配偶者
 第九百五十四條第二項ニ掲ケタル者
 第五 兄弟姉妹
 第六 前五號ニ掲ケタル者ニ非サル家族ニ之ヲ準用ス
 第九百五十八條 同順位ノ扶養權利者數人アル場合ニ於テハ其取

第八章 扶養ノ義務
 第九百五十四條 直系血族及ヒ兄弟姉妹ハ互ニ扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ
 夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系尊屬ニシテ其家ニ在ル者トノ間亦同シ
 第九百五十五條 扶養ノ義務ヲ負フ者數人アル場合ニ於テハ其義務ヲ履行スヘキ者ノ順序左ノ如シ
 第一 配偶者
 第二 直系尊屬
 第三 直系尊屬
 第四 配偶者
 第九百五十四條第二項ニ掲ケタル者
 第五 兄弟姉妹
 第六 前五號ニ掲ケタル者ニ非サル家族ニ之ヲ準用ス
 第九百五十八條 同順位ノ扶養權利者數人アル場合ニ於テハ其取

ルトキハ各其需要ニ應ジテ扶養ヲ受クルコトヲ得

第九百五十六條 但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第九百五十九條 扶養ノ義務ハ扶養ヲ受クヘキ者カ自己ノ資産又ハ勞務ニ依リテ生活ヲ爲スコト能ハサルトキニ存在ス自己ノ資産ニ依リテ教育ヲ受クルコト能ハサルトキ亦同シ

第九百六十條 扶養ノ程度ハ扶養權利者ノ需要ト扶養義務者ノ身分及ヒ資力トニ依リテ之ヲ定ム

第九百六十一條 扶養義務者ハ其選擇ニ從ヒ扶養權利者ヲ取引リテ之ヲ養ヒ又ハ之ヲ引取ラスシテ生活ノ資料ヲ給付スルコトヲ要ス但正當ノ事由アルトキハ裁判所ハ扶養權利者ノ請求ニ因リ扶養ノ方法ヲ定ムルコトヲ得

第九百六十二條 扶養ノ程度又ハ方法カ判決ニ因リテ定マリタル場合ニ於テ其判決ノ根據ト爲リタル事情ニ變更ヲ生シタルトキハ當事者ハ其判決ノ變更又ハ取消ヲ請求スルコトヲ得

第九百六十三條 扶養ヲ受クル權利ハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第五編 相続

第一章 家督相続

第一節 總則

第九百六十四條 家督相続ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス

一 戸主ノ死亡、隱居又ハ國籍喪失
二 戸主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其家ヲ去リタルトキ
三 女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫ノ離婚ニ於テ開始ス

第九百六十五條 家督相続ハ被相続人ノ住所ニ於テ開始ス

第九百六十六條 家督相続回復ノ請求權ハ家督相続人又ハ其法定代理人カ相續權侵害ノ事實ヲ知リタル時ヨリ五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス相續開始ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第九百六十七條 相續財產ニ關スル費用ハ其財產中ヨリ之ヲ支辨ス但家督相続人ノ過失ニ因ルモノハ此限ニ在ラス
前項ニ掲ケタル費用ハ遺留分權利者カ贈與ノ減殺ニ因リテ得タル財產ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ要セス

第二節 家督相続人

第九百六十八條 胎兒ハ家督相続ニ付テハ既ニ生マレタルモノト看做ス

第九百六十九條 左ニ掲ケタル者ハ家督相続人タルコトヲ得ス

一 故意ニ被相続人又ハ家督相続ニ付キ先順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者
二 被相続人ノ殺害セラレタルコトヲ知リテ之ヲ告發又ハ告訴セザリシ者但其自己ノ配偶者若クハ直系血族ナリシトキハ此限ニ在ラス

三 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相続人カ相續ニ關スル遺言ヲ爲シ、之ヲ取消シ又ハ之ヲ變更スルコトヲ妨ケタル者
四 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相続人ヲシテ相續ニ關スル遺言ヲ爲サシメ、之ヲ取消サシメ又ハ之ヲ變更セシメタル者
五 相續ニ關スル被相続人ノ遺言書ヲ偽造、變造、毀滅又ハ藏匿シタル者

第九百七十條 被相続人ノ家族タル直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ家督相続人ト爲ル

一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス
二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ

先ニス

三 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス

四 親等ノ同シキ嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス

五 前四號ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第八百三十六條ノ規定ニ依リ又ハ養子縁組ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得シタル者ハ家督相続ニ付テハ其嫡出子タル身分ヲ取得シタル時ニ生マレタルモノト看做ス

第八百三十八條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得ス婚姻中父母カ認知シタル私生子ハ其認知の時より嫡出子タル身分ヲ取得ス前二項ノ規定ハ子カ既に死亡シタル場合に之ヲ適用ス

第九百七十一條 前條ノ規定ハ第七百三十六條ノ適用ヲ妨ケス

第七百三十六條 女戸主カ入夫婚姻を爲シタルときは入夫ハ其家ノ戸主ト爲る但當事者カ婚姻ノ當時反對ノ意思を表示シタルときは此限ニ在ラス

第九百七十二條 第七百三十七條及ヒ第七百三十八條ノ規定ニ依リテ家族ト爲リタル直系卑屬ハ嫡出子又ハ庶子タル他ノ直系卑屬

ナキ場合ニ限リ第九百七十條ニ定メタル順序ニ從ヒテ家督相続人ト爲ル

第七百三十七條 戸主ノ親族にして他家ニ在ル者は戸主ノ同意を得テ其家族ト爲ることを得但其他家ノ家族タルときは其家ノ戸主ノ同意を得ることを要ス

前項ニ掲ケタル者カ未成年者ナルときは親權を行フ父若クハ母又ハ後見人ノ同意を得ることを要ス

第七百三十八條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家に入りたる者カ其配偶者又ハ養親ノ親族ニ非ざる自己ノ親族を婚家又は養家ノ家族ト爲さんと欲するときは前條ノ規定ニ依ル外其配偶者又ハ養親ノ同意を得ることを要ス

婚家又ハ養家を去りたる者カ其家に在ル自己ノ直系卑屬を自家ノ家族ト爲さんと欲するときは亦同シ

第九百七十三條 法定ノ推定家督相続人ハ其姉妹ノ爲メニスル養子縁組ニ因リテ其相續權ヲ害セラルルコトナシ

第九百七十四條 第九百七十條及ヒ第九百七十二條ノ規定ニ依リテ家督相続人タルヘキ者カ家督相続ノ開始前ニ死亡シ又ハ其相續權ヲ失ヒタル場合ニ於テ其直系卑屬アルトキハ其直系卑屬ハ第九百七十條及ヒ第九百七十二條ニ定メタル順序ニ從ヒ其者ト

同順位ニ於テ家督相続人ト爲ル

第九百七十五條 法定ノ推定家督相続人ニ付キ左ノ事由アルトキハ被相続人ハ其推定家督相続人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

一 被相続人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルコト
二 疾病其他身體又ハ精神ノ狀況ニ因リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルヘキコト
三 家名ニ汚辱ヲ及ボスヘキ罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルコト
四 浪費者トシテ準禁治産ノ宣告ヲ受ケ改悛ノ望ナキコト

此他正當ノ事由アルトキハ被相続人ハ親族會ノ同意ヲ得テ其廢除ヲ請求スルコトヲ得

第九百七十六條 被相続人カ遺言ヲ以テ推定家督相続人ヲ廢除スル意思ヲ表示シタルトキハ遺言執行者ハ其遺言カ效力ヲ生シタル後遺言ナク裁判所ニ廢除ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テ廢除ハ被相続人ノ死亡ノ時ニ溯リテ其效力ヲ生ス

第九百七十七條 推定家督相続人廢除ノ原因止ミタルトキハ被相続人又ハ推定家督相続人ハ廢除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第九百七十五條第一項第一號ノ場合ニ於テハ被相続人ハ何時ニテモ廢除ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

スルコトヲ得
前二項ノ規定ハ相續開始ノ後ハ之ヲ適用セ
ス
前條ノ規定ハ廢除ノ取消ニ之ヲ準用ス
第九百七十八條 推定家督相續人ノ廢除又ハ
其取消ノ請求アリタル後其裁判確定前ニ相
續カ開始シタルトキハ裁判所ハ親族ノ利害
關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ戸主權ノ行使
及ヒ遺產ノ管理ニ付キ必要ナル處分ヲ命ス
ルコトヲ得廢除ノ遺言アリタルトキ亦同シ
裁判所カ管理人ヲ選任シタル場合ニ於テハ
第二十七條乃至第二十九條ノ規定ヲ準用ス
第二十七條 前二條ノ規定ニ依リ裁判所
に於テ選任シタル管理人は其管理すヘキ
財産ノ目録を調製することを要す但其費
用は不在者ノ財産を以テ之を支辨す
不在者ノ生死分明ならざる場合に於テ利
害關係人又ハ檢事ノ請求あるときは裁判
所は不在者カ讀きたる管理人に前項の
手續を命ずることを得
右の外總て裁判所カ不在者ノ財産ノ保存
に必要と認むる處分は之を管理人に命ず
ることを得
第二十八條 管理人カ第三百三條に定めら
る權限を超ゆる行為を必要とするときは
裁判所ノ許可を得テ之を爲すことを得不
在者ノ生死分明ならざる場合に於テ其管

理人カ不在者ノ定め置きたる權限を超ゆ
る行為を必要とするとき亦同シ
第二十九條 裁判所は管理人を以テ財産
ノ管理及ヒ返還に付き相當の擔保を供せ
しむることを得
裁判所は管理人と不在者との關係其他の
事情に依リ不在者ノ財産中より相當の報
酬を管理人に與ふることを得
第九百七十九條 法定ノ推定家督相續人ナキ
トキハ被相續人ハ家督相續人ヲ指定スルコ
トヲ得此指定ハ法定ノ推定家督相續人アル
ニ至リタルトキハ其效力ヲ失フ
家督相續人ノ指定ハ之ヲ取消スコトヲ得
前二項ノ規定ハ死亡又ハ隱居ニ因ル家督相
續ノ場合ニノミ之ヲ適用ス
第九百八十條 家督相續人ノ指定及ヒ其取消
ハ之ヲ(戸籍吏)ニ届出ツルニ因リテ其效力
ヲ生ス
第九百八十一條 被相續人カ遺言ヲ以テ家督
相續人ノ指定又ハ其取消ヲ爲ス意思ヲ表示
シタルトキハ遺言執行者ハ其遺言カ效力ヲ
生シタル後遺言ナク之ヲ(戸籍吏)ニ届出ツ
ルコトヲ要ス此場合ニ於テ指定又ハ其取消
ハ被相續人ノ死亡ノ時ニ適リテ其效力ヲ生
ス
第九百八十二條 法定又ハ指定ノ家督相續人
ナキ場合ニ於テ其家ニ被相續人ノ父アルト

キハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ
表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニ
アラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能
ハサルトキハ親族會ハ左ノ順序ニ從ヒ家族
中ヨリ家督相續人ヲ選定ス
第一 配偶者但家女ナルトキ
第二 兄弟
第三 姉妹
第四 第一號ニ該當セサル配偶者
第五 兄弟姉妹ノ直系卑屬
第九百八十三條 家督相續人ヲ選定スヘキ者
ヲ得テ前條ニ掲ケタル順序ヲ變更シ又ハ選
定ヲ爲ササルコトヲ得
第九百八十四條 第九百八十二條ノ規定ニ依
リテ家督相續人タル者ナキトキハ家ニ在ル
直系卑屬中親等ノ最モ近キ者家督相續人ト
爲ル但親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ
先ニス
第九百八十五條 前條ノ規定ニ依リテ家督相
續人タル者ナキトキハ親族會ハ被相續人ノ
親族、家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分
家ノ家族中ヨリ家督相續人ヲ選定ス
前項ニ掲ケタル者ノ中ニ家督相續人タルヘ
キ者ナキトキハ親族會ハ他人ノ中ヨリ之ヲ
選定ス
親族會ハ正當ノ事由アル場合ニ限り前二項

ノ規定ニ拘ハラス裁判所ノ許可ヲ得テ他人
ヲ選定スルコトヲ得

第三節 家督相續ノ效力

第九百八十六條 家督相續人ハ相續開始ノ時
ヨリ前戸主ノ有セシ權利義務ヲ承繼ス但前
戸主ノ一身ニ專屬セルモノハ此限ニ在ラス
第九百八十七條 系譜、祭具及ヒ墳墓ノ所有
權ハ家督相續ノ特權ニ屬ス
第九百八十八條 隱居者及ヒ入夫婚姻ヲ爲ス
女戸主ハ確定日附アル證書ニ依リテ其財産
ヲ留保スルコトヲ得但家督相續人ノ遺留分
ニ關スル規定ニ違反スルコトヲ得ス
第九百八十九條 隱居又ハ入夫婚姻ニ因ル家
督相續ノ場合ニ於テハ前戸主ノ債權者ハ其
前戸主ニ對シテ辨濟ノ請求ヲ爲スコトヲ得
入夫婚姻ノ取消又ハ入夫ノ離婚ニ因ル家督
相續ノ場合ニ於テハ入夫カ戸主タリシ間ニ
負擔シタル債務ノ辨濟ハ其入夫ニ對シテ之
ヲ請求スルコトヲ得
前二項ノ規定ハ家督相續人ニ對スル請求ヲ
妨ケス
第九百九十條 國籍喪失者ノ家督相續人ハ戸
主權及ヒ家督相續ノ特權ニ屬スル權利ノミ
ヲ承繼ス但遺留分及ヒ前戸主カ特ニ指定シ
タル相續財產ヲ承繼スルコトヲ妨ケス
國籍喪失者カ國籍ノ喪失ニ因リテ其有スル

權利ヲ享有スルコトヲ得サルニ至リタル場
合ニ於テ一年内ニ之ヲ讓渡ササルトキハ其
權利ハ家督相續人ニ歸屬ス
第九百九十一條 國籍喪失ニ因ル家督相續ノ
場合ニ於テハ前戸主ノ債權者ハ家督相續人
ニ對シテハ其受ケタル財産ノ限度ニ於テノ
ミ辨濟ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二章 遺産相續

第一節 總則

第九百九十二條 遺産相續ハ家族ノ死亡ニ因
リテ開始ス
第九百九十三條 第九百六十五條乃至第九百
六十八條ノ規定ハ遺産相續ニ之ヲ準用ス
第九百六十五條 家督相續は被相續人の
住所に於て開始す
第九百六十六條 家督相續回復の請求權
は家督相續人又は其法定代理人カ相續權
侵害の事實を知りたる時より五年間之を
行はざるときは時効に因りて消滅す相續
開始の時より二十年を経過したるとき亦
同シ
第九百六十七條 相續財產に關する費用
は其財産中より之を支辨す但家督相續人
の過失に因るものは此限に在らず
前項に掲けたる費用は遺留分權利者カ贈

與の滅殺に因りて得たる財産を以テ之を
支辨することを要せず
第九百六十八條 胎兒は家督相續に付テ
は既に生まれたるものと看做す
前項の規定は胎兒カ死體にて生まれたる
ときは之を適用せず

第二節 遺産相續人

第九百九十四條 被相續人ノ直系卑屬ハ左ノ
規定ニ從ヒ遺産相續人ト爲ル
一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ
其近キ者ヲ先ニス
二 親等ノ同シキ者ハ同順位ニ於テ遺産
相續人ト爲ル
第九百九十五條 前條ノ規定ニ依リテ遺産相
續人タルヘキ者カ相續ノ開始前ニ死亡シ又
ハ其相續權ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直
系卑屬アルトキハ其直系卑屬ハ前條ノ規定
ニ從ヒ其者ト同順位ニ於テ遺産相續人ト爲
ル
第九百九十六條 前二條ノ規定ニ依リテ遺産
相續人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ遺産相續
ヲ爲スヘキ者ノ順位左ノ如シ
第一 配偶者
第二 直系尊屬
第三 戸主
前項第二號ノ場合ニ於テハ第九百九十四條
ノ規定ヲ準用ス

第九百九十七條 左ニ掲ケタル者ハ遺產相續人タルコトヲ得ス

一 故意ニ被相續人又ハ遺產相續ニ付キ先順位若クハ同順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者

二 第九百六十九條第二號乃至第五號ニ掲ケタル者

第九百六十九條第二號乃至第五號ニ左に掲けたる者は家督相續人たることを得ず

二 被相續人の殺害せられたることを知りて之を告發又は告訴せざりし者但其者に是非の辨別なきとき又は殺害者か自己の配偶者若くは直系血族なりしときは此限に在らず

三 詐欺又は強迫に因り被相續人か相續に關する遺言を爲し、之を取消し又は之を變更することを妨けたる者

四 詐欺又は強迫に因り被相續人をして相續に關する遺言を爲さしめ、之を取消さしめ又は之を變更せしめたる者

五 相續に關する被相續人の遺言書を偽造、變造、毀滅又は隠匿し

第九百九十八條 遺留分ヲ有スル推定遺產相續人カ被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキハ被相續人ハ其推定遺產相續人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第九百九十九條 被相續人ハ何時ニテモ推定遺產相續人廢除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第一千條 第九百七十六條及ヒ第九百七十八條ノ規定ハ推定遺產相續人ノ廢除及ヒ其取消ニ之ヲ準用ス

第九百七十六條 被相續人カ遺言を以て推定家督相續人を廢除する意思を表示したるときは遺言執行者は其遺言カ效力を生じたる後遲滞なく裁判所に廢除の請求を爲すことを要す此場合に於て廢除は被相續人の死亡の時に遡りて其效力を生ず

第九百七十八條 推定家督相續人の廢除又は其取消の請求ありたる後其裁判確定前に相續が開始したるときは裁判所は親族、利害關係人又は廢除の請求に因り戶主權の行使及び遺產の管理に付き必要なる處分を命ずることを得廢除の遺言ありたるるとき亦同し

裁判所カ管理人を選任したる場合に於ては第二十七條乃至第二十九條の規定を準

用す 第二十七條 前二條の規定に依り裁判所に於て選任したる管理人は其管理すべき財產の目録を調製することを要す但其費用は不在者の財產を以て之を支辨す

不在者の生死分明ならざる場合に於て利害關係人又は檢事の請求あるときは裁判所は不在者カ置きたる管理人にも前項の手續を命ずることを得

右の外總て裁判所カ不在者の財產の保存に必要と認むる處分は之を管理人に命ずることを得

第二十八條 管理人カ第三百三條に定めたる權限を越ゆる行為を必要とするときは裁判所の許可を得て之を爲すことを得不在者の生死分明ならざる場合に於て其管理人が不在者の定め置きたる權限を越ゆる行為を必要とするとき亦同し

第三百三條 權限の定なき代理人は左の行為のみを爲す權限を有す

一 保存行為
二 代理の目的たる物又は權利の性質を變せざる範圍内に於て其利用又は改良を目的とする行為
第二十九條 裁判所は管理人をして財產の管理及び返還に付き相當の擔保を供せしむることを得

裁判所は管理人と不在者との關係其他の事情に依り不在者の財産中より相當の報酬を管理人に與ふることを得

第三節 遺產相續ノ效力

第一節 總則

第一千條 遺產相續人ハ相續開始ノ時ヨリ被相續人ノ財產ニ屬セシ一切ノ權利義務ヲ承繼ス但被相續人ノ一身ニ專屬セシモノハ此限ニ在ラス

第一千二條 遺產相續人數人アルトキハ相續財產ハ其共有ニ屬ス

第一千三條 各共同相續人ハ其相續分ニ應ジテ被相續人ノ權利義務ヲ承繼ス

第一千四條 同順位ノ相續人數人アルトキハ其各自ノ相續分ハ相均シキモノトス但直系卑屬數人アルトキハ庶子及ヒ私生子ノ相續分ハ嫡出子ノ相續分ノ二分ノ一トス

第一千五條 第九百九十五條ノ規定ニ依リテ相續人タル直系卑屬ノ相續分ハ其直系尊屬カ受クヘカリシモノニ同シ但直系尊屬數人アルトキハ其各自ノ直系尊屬カ受クヘカリシ部分ニ付キ前條ノ規定ニ從ヒテ其相續分ヲ定ム

第九百九十五條 前條の規定に依りて遺產相續たるべき者が相續の開始前に死亡し又は其相續權を失ひたる場合に於て其

者に直系卑屬あるときは其直系卑屬は前條の規定に從ひ其者と同順位に於て遺產相續人と爲る

第九百九十四條 被相續人の直系卑屬は左の規定に從ひ遺產相續人と爲る

一 親等の異なりたる者の間に在りては其近き者を先にす

二 親等の同しき者は同順位に於て遺產相續人と爲る

第一千六條 被相續人ハ前二條ノ規定ニ拘ハラズ遺言ヲ以テ共同相續人ノ相續分ヲ定メ又ハ之ヲ定ムルコトヲ第三者ニ委託スルコトヲ得但被相續人又ハ第三者ハ遺留分ニ關スル規定ニ違反スルコトヲ得ス

第一千七條 共同相續人中被相續人ヨリ遺贈ヲ受ケ又ハ婚姻、養子縁組、分家、廢絶家再興ノ爲メ若クハ生計ノ資木トシテ贈與ヲ受ケタル者アルトキハ被相續人カ相續開始ノ時ニ於テ有セシ財產ノ價額ニ其贈與ノ價額ヲ加ヘタルモノヲ相續財產ト看做シ前三條ノ規定ニ依リテ算定シタル相續分ノ中ヨリ其遺贈又ハ贈與ノ價額ヲ控除シ其殘額ヲ以テ其者ノ相續分トス

遺贈又ハ贈與ノ價額カ相續分ノ價額ニ等シク又ハ之ニ超ユルトキハ受遺者ハ又ハ受贈者ハ其相續分ヲ受クルコトヲ得ス

被相續人カ前二條ノ規定ニ異ナリタル意思ヲ表示シタルトキハ其意思表示ハ遺留分ニ關スル規定ニ反セサル範圍内に於テ其效力ヲ有ス

第一千八條 前條ニ掲ケタル贈與ノ價額ハ受贈者ノ行為ニ因リ其目的タル財產カ減失シ又ハ其價格ノ増減アリタルトキト雖モ相續開始ノ當時仍ホ原狀ニテ存スルモノト看做シテ之ヲ定ム

第一千九條 共同相續人ノ一人カ分割前ニ其相續分ヲ第三者ニ讓渡シタルトキハ他ノ共同相續人ハ其價額及ヒ費用ヲ償還シテ其相續分ヲ讓受クルコトヲ得

前項ニ定メタル權利ハ一个月内ニ之ヲ行使スルコトヲ要ス

第三節 遺產ノ分割

第一千十條 被相續人ハ遺言ヲ以テ分割ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ定ムルコトヲ第三者ニ委託スルコトヲ得

第一千十一條 被相續人ハ遺言ヲ以テ相續開始ノ時ヨリ五年ヲ超エサル期間内分割ヲ禁スルコトヲ得

第一千十二條 遺產ノ分割ハ相續開始ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス

第一千十三條 各共同相續人ハ相續開始前ヨリ存スル事由ニ付キ他ノ共同相續人ニ對シ賣主ト同シク其相續分ニ應シテ擔保ノ責ニ任ス

第一千十四條 各共同相續人ハ其相續分ニ應シテ他ノ共同相續人カ分割ニ因リテ受ケタル債權ニ付キ分割ノ當時ニ於ケル債務者ノ資力ヲ擔保ス

第一千十五條 擔保ノ責ニ任スル共同相續人中ニ於ケル債務者ノ資力ヲ擔保ス

第一千十六條 前條ノ規定ハ被相續人カ遺言ヲ以テ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ之ヲ適用セス

第一千十七條 相續人ハ自己ノ爲メニ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ三個月内ニ單純若クハ限定ノ承認又ハ拋棄ヲ爲スコトヲ要ス但此期間ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ裁判所ニ於テ之ヲ伸長スルコトヲ得

第一千十八條 相續人ハ承認又ハ拋棄ヲ爲ス前ニ相續財產ノ調査ヲ爲スコトヲ得

第一千十九條 相續人カ承認又ハ拋棄ヲ爲サスシテ死亡シタルトキハ前條第一項ノ期間ハ其者ノ相續人カ自己ノ爲メニ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ之ヲ起算ス

第一千二十條 相續人カ無能力者ナルトキハ第一千十七條第一項ノ期間ハ其法定代理人カ無能力者ノ爲メニ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ之ヲ起算ス

第一千二十一條 法定家督相續人ハ拋棄ヲ爲スコトヲ得ス但第九百八十四條ニ掲ケタル者ハ此限ニ在ラス

第一千二十二條 第九百八十二條ノ規定ニ依リテ家督相續人たる者なきときは家に在る直系尊屬中親等ノ最も近き者家督相續人と爲る但親等ノ同じき者ノ間に在りては男を先にす

第一千二十三條 法定又は指定の家督相續人なき場合に於テ其家に被相續人ノ父あるときは父、父あらずるときは父か其意思を表示すること能はざるときは母、父母共にあらずるときは父其意思を表示すること能はざるときは親族會は左ノ順序に従ひ家族中より家督相續人を選

定す

第一配偶者但家女なきとき

第二兄弟

第三姉妹

第四第一號に該當せざる配偶者

第五兄弟姉妹ノ直系卑屬

第一千二十一條 相續人ハ其固有財產ニ於ケルト同一ノ注意ヲ以テ相續財產ヲ管理スルコトヲ要ス但承認又ハ拋棄ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

第一千二十二條 裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ何時ニモ相續財產ノ保存ニ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第一千二十三條 裁判所カ管理人ヲ選任シタル場合ニ以テハ第二十七條乃至第二十九條ノ規定ヲ準用ス

第一千二十四條 前二條ノ規定ニ依リ裁判所ニ於テ選任シタル管理人ハ其管理すべき財產ノ目録を調製することを要ス但其費用は不在者ノ財產を以テ之を支辨ス

第一千二十五條 不在者ノ生死分明ならざる場合に於テ利害關係人又ハ檢事ノ請求あるときは裁判所ハ不在者カ置きたる管理人にも前項ノ手續を命ずることを得

第一千二十六條 右ノ外總て裁判所カ不在者ノ財產ノ保存ニ必要と認むる處分は之を管理人に命ずることを得

第一千二十七條 管理人カ第三百三條に定め

第一千十七條 相續人ハ自己ノ爲メニ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ三個月内ニ單純若クハ限定ノ承認又ハ拋棄ヲ爲スコトヲ要ス但此期間ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ裁判所ニ於テ之ヲ伸長スルコトヲ得

第一千十八條 相續人ハ承認又ハ拋棄ヲ爲ス前ニ相續財產ノ調査ヲ爲スコトヲ得

第一千十九條 相續人カ承認又ハ拋棄ヲ爲サスシテ死亡シタルトキハ前條第一項ノ期間ハ其者ノ相續人カ自己ノ爲メニ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ之ヲ起算ス

第一千二十條 相續人カ無能力者ナルトキハ第一千十七條第一項ノ期間ハ其法定代理人カ無能力者ノ爲メニ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ之ヲ起算ス

第一千二十一條 法定家督相續人ハ拋棄ヲ爲スコトヲ得ス但第九百八十四條ニ掲ケタル者ハ此限ニ在ラス

第一千二十二條 第九百八十二條ノ規定ニ依リテ家督相續人たる者なきときは家に在る直系尊屬中親等ノ最も近き者家督相續人と爲る但親等ノ同じき者ノ間に在りては男を先にす

第一千二十三條 法定又は指定の家督相續人なき場合に於テ其家に被相續人ノ父あるときは父、父あらずるときは父か其意思を表示すること能はざるときは母、父母共にあらずるときは父其意思を表示すること能はざるときは親族會は左ノ順序に従ひ家族中より家督相續人を選

第一千二十三條 相續人カ單純承認ヲ爲シタルトキハ無限ニ被相續人ノ權利義務ヲ承繼ス

第一千二十四條 左ニ掲ケタル場合ニ於テハ相續人ハ單純承認ヲ爲シタルモノト看做ス

一 相續人カ相續財產ノ全部又ハ一部ヲ處分シタルトキ但保存行為及ヒ第六百二條ニ定メタル期間ヲ超エサル貸貸ヲ爲スハ此限ニ在ラス

第六百二條 處分ノ能力又は權限を有せざる者カ貸貸を爲す場合に於ては其貸貸は左ノ期間を越ゆることを得

一 樹木ノ栽植又は伐採を目的とする山林ノ貸貸は十年

二 其他ノ土地ノ貸貸は五年

三 建物ノ貸貸は三年

四 動産ノ貸貸は六個月

第一千二十五條 相續人カ第一項ノ期間内ニ承認又ハ拋棄ヲ爲サザルシトキハ第一千十七條第一項ノ期間ハ自己ノ爲メニ相續ノ開始ありたることを知りたる時ヨリ三個月内ニ單純若クハ限定ノ承認又ハ拋棄を爲すことを要ス但此期間ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ裁判所ニ於テ之を伸長スルコトヲ得

第一千二十六條 相續人カ限定承認ヲ爲サント欲スルトキハ第一千十七條第一項ノ期間内ニ承認又ハ拋棄ヲ爲サズシテ之ヲ提出シ限

第一千二十七條 相續人ハ自己ノ爲メニ相續ノ開始ありたることを知りたる時ヨリ三個月内ニ單純若クハ限定ノ承認又ハ拋棄を爲すことを要ス但此期間ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ裁判所ニ於テ之を伸長スルコトヲ得

第一千二十八條 相續人カ限定承認ヲ爲シタルトキハ其被相續人ニ對シテ有セシ權利義務ハ消滅セザリシモノト看做ス

第一千二十九條 限定承認者ハ其固有財產ニ於ケルト同一ノ注意ヲ以テ相續財產ノ管理ヲ

第一千二十三條 相續人カ單純承認ヲ爲シタルトキハ無限ニ被相續人ノ權利義務ヲ承繼ス

第一千二十四條 左ニ掲ケタル場合ニ於テハ相續人ハ單純承認ヲ爲シタルモノト看做ス

一 相續人カ相續財產ノ全部又ハ一部ヲ處分シタルトキ但保存行為及ヒ第六百二條ニ定メタル期間ヲ超エサル貸貸ヲ爲スハ此限ニ在ラス

第六百二條 處分ノ能力又は權限を有せざる者カ貸貸を爲す場合に於ては其貸貸は左ノ期間を越ゆることを得

一 樹木ノ栽植又は伐採を目的とする山林ノ貸貸は十年

二 其他ノ土地ノ貸貸は五年

三 建物ノ貸貸は三年

四 動産ノ貸貸は六個月

第一千二十五條 相續人カ第一項ノ期間内ニ承認又ハ拋棄ヲ爲サザルシトキハ第一千十七條第一項ノ期間ハ自己ノ爲メニ相續ノ開始ありたることを知りたる時ヨリ三個月内ニ單純若クハ限定ノ承認又ハ拋棄を爲すことを要ス但此期間ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ裁判所ニ於テ之を伸長スルコトヲ得

第一千二十六條 相續人カ限定承認ヲ爲サント欲スルトキハ第一千十七條第一項ノ期間内ニ承認又ハ拋棄ヲ爲サズシテ之ヲ提出シ限

第一千二十七條 相續人ハ自己ノ爲メニ相續ノ開始ありたることを知りたる時ヨリ三個月内ニ單純若クハ限定ノ承認又ハ拋棄を爲すことを要ス但此期間ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ裁判所ニ於テ之を伸長スルコトヲ得

第一千二十八條 相續人カ限定承認ヲ爲シタルトキハ其被相續人ニ對シテ有セシ權利義務ハ消滅セザリシモノト看做ス

第一千二十九條 限定承認者ハ其固有財產ニ於ケルト同一ノ注意ヲ以テ相續財產ノ管理ヲ

第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十條第一項、第二項及ヒ第六百五十一條第二項、第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六百四十五條 受任者は委任者の請求あるときは何時にても委任事務處理の状況を報告し又委任終了の後は遅滞なく其顛末を報告することを要す

第六百四十六條 受任者は委任事務を處理するに當りて受取りたる金銭其他の物を委任者に引渡すことを要す其收取したる果實亦同し

受任者を委任者の爲めに自己の名を以て取得したる權利は之を委任者に移轉することを要す

第六百五十條第一項第二項 受任者か委任事務を處理するに必要と認むべき費用を出したるときは委任者に對して其費用及ヒ支出の日以後に於ける其利息の償還を請求することを得

受任者か委任事務を處理するに必要と認むべき債務を負擔したるときは委任者をして自己に代はりて其辨濟を爲さしめ又其債務が辨濟期に在らざるときは相當の擔保を供せしむることを得

第六百五十一條第二項第三項 裁判所は利害關係人又は檢事の請求に因り何時にても

も相続財産の保存に必要な處分を命ずることを得

裁判所か管理人を選任したる場合に於ては第二十七條乃至第二十九條の規定を準用す

第二十七條 前二條の規定に依り裁判所に於て選任したる管理人は其管理すべき財産の目録を調製することを要す但其費用は不在者の財産を以て之を支辨す

不在者の生死分明ならざる場合に於て利害關係人又は檢事の請求あるときは裁判所は不在者か置きたる管理人にも前項の手續を命ずることを得

右の外總て裁判所か不在者の財産の保存に必要なと認むる處分は之を管理人に命ずることを得

第二十八條 管理人か第三百三條に定めたる權限を超ゆる行為を必要とするときは裁判所の許可を得て之を爲すことを得

不在者の生死分明ならざる場合に於て其管理人か不在者の定め置きたる權限を超ゆる行為を必要とするとき亦同し

第三百三條 權限の定なき代理人は左の行為のみを爲す權限を有す

一 保存行為

二 代理の目的たる物又は權利の性質を變せざる範圍内に於て其利用又は改

良を目的とする行為

第二十九條 裁判所は管理人をして財産の管理及ヒ返還に付き相當の擔保を供せしむることを得

裁判所は管理人と不在者との關係其他の事情に依り不在者の財産中より相當の報酬を管理人に與ふることを得

第三十條 限定承認者ハ限定承認ヲ爲シタル後五日內ニ一切ノ相続債權者及ヒ受遺者ニ對シテ限定承認ヲ爲シタルコト及ヒ一定ノ期間內ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ス

第七十九條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十九條第二項第三項 前項の公告には債權者か期間内に申出を爲さざるときは其債權は清算より除外せらるべき旨を附記することを要す但清算人は知れたる債權者を除外することを得ず清算人は知れたる債權者には各別に其申出を催告することを要す

第三十條 限定承認者ハ前條第一項ノ期間満了前ニハ相続債權者及ヒ受遺者ニ對シテ辨濟ヲ拒ムコトヲ得

第三十一條 第三十條第一項ノ期間満了ノ後ハ限定承認者ハ相続財産ヲ以テ其期

間内ニ申出テタル債權者其他知レタル債權者ニ各其債權額ノ割合ニ應ジテ辨濟ヲ爲スコトヲ要ス但優先權ヲ有スル債權者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス

第三十二條 限定承認者ハ辨濟期ニ至ラサル債權ト雖モ前條ノ規定ニ依リテ之ヲ辨濟スルコトヲ要ス

條件附債權又ハ存續期間ノ不確定ナル債權ハ裁判所ニ於テ選任シタル鑑定人ノ評價ニ從ヒテ之ヲ辨濟スルコトヲ要ス

第三十三條 限定承認者ハ前二條ノ規定ニ依リテ各債權者ニ辨濟ヲ爲シタル後ニ非サレハ受遺者ニ辨濟ヲ爲スコトヲ得ス

第三十四條 前二條ノ規定ニ從ヒテ辨濟ヲ爲スニ付キ相続財産ノ賣却ヲ必要トスルトキハ限定承認者ハ之ヲ賣却ニ付スルコトヲ要ス但裁判所ニ於テ選任シタル鑑定人ノ評價ニ從ヒテ辨濟財產ノ全部又ハ一部ノ價額ヲ辨濟シテ其賣却止ムルコトヲ得

第三十五條 相続債權者及ヒ受遺者ハ自己ノ費用ヲ以テ相続財産ノ賣却又ハ鑑定ニ參加スルコトヲ得此場合ニ於テハ第二百六十條第二項ノ規定ヲ準用ス

第二百六十條第二項 前項の規定に依りて參加の請求ありたるに拘はらず其參加を待たずして分割を爲したるときは其分割は之を以て參加を請求したる者に對抗

第三十六條 限定承認者カ第三百二十九條ニ定メタル公告若クハ催告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ同條第一項ノ期間内ニ或債權者若クハ受遺者ニ辨濟ヲ爲シタルニ因リ他ノ債權者若クハ受遺者ニ辨濟ヲ爲スコト能ハサルニ至リタルトキハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス第三百三十條乃至第三十三條ノ規定ニ違反シテ辨濟ヲ爲シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ情ヲ知りテ不當ニ辨濟ヲ受ケタル債權者又ハ受遺者ニ對スル他ノ債權者又ハ受遺者ノ求償ヲ妨ケス

第七百二十四條ノ規定ハ前二項ノ場合ニモ亦之ヲ適用ス

第七百二十四條 不法行為に因る損害賠償の請求權は被害者又は其法定代理人か損害及び加害者を知りたる時より三年間之を行はざるときは時効に因りて消滅す不法行為の時より二十年を経過したるとき亦同し

第三十七條 第三十九條第一項ノ期間内ニ申出テサリシ債權者及ヒ受遺者ニシテ限定承認者ニ知レサリシ者ハ殘餘財産ニ付テノミ其權利ヲ行フコトヲ得但相続財産ニ付キ特別擔保ヲ有スル者ハ此限ニ在ラス

第三節 拋棄

第三十八條 相続ノ拋棄ヲ爲サント欲スル者ハ其旨ヲ裁判所ニ申述スルコトヲ要ス

第三十九條 拋棄ハ相続開始ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス

數人ノ遺産相続人アル場合ニ於テ其一人カ拋棄ヲ爲シタルトキハ其相続分ハ他ノ相続人ニ應ジテ之ニ歸屬ス

第四十條 相続ノ拋棄ヲ爲シタル者ハ其拋棄ニ因リテ相続人ト爲リタル者カ相続財産ノ管理ヲ始ムルコトヲ得ルマテ自己ノ財産ニ於ケルト同一ノ注意ヲ以テ其財産ノ管理ヲ繼續スルコトヲ要ス

第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十條第一項、第二項及ヒ第六百五十一條第二項、第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六百四十五條 受任者は委任者の請求あるときは何時にても委任事務處理の状況を報告し又委任終了の後は遅滞なく其顛末を報告することを要す

第六百四十六條 受任者は委任事務を處理するに當りて受取りたる金銭其他の物を委任者に引渡すことを要す其收取したる果實亦同し

受任者か委任者の爲めに自己の名を以て取得したる權利は之を委任者に移轉する

第六百五十條第一項第二項 受任者か委任事務を處理するに必要と認めべき費用を出したるときは委任者に對して其費用及び支出の日以後に於ける其利息の償還を請求することを得
受任者か委任事務を處理するに必要と認めべき債務を負担したるときは委任者をして自己に代はりて其辨濟を爲さしめ又其債務か辨濟期に在らざるときは相當の擔保を供せしむることを得
第一千二百一十一條第二項第三項 裁判所は利害關係人又は檢事の請求に因り何時にても相続財産の保存に必要な處分を命ずることを得
裁判所か管理人を選任したる場合に於ては第二十七條乃至第二十九條の規定を準用す
第二十七條 前二條の規定に依り裁判所に於て選任したる管理人は其管理すべき財産の目録を調製することを要す但其費用は不在者の財産を以て之を支辨す
不在者の生死分明ならざる場合に於て利害關係人又は檢事の請求あるときは裁判所は不在者か置きたる管理人にも前項の手續を命ずることを得
右の外總て裁判所か不在者の財産の保存に必要なと認むる處分は之を管理人に命ずることを得

第二十八條 管理人か第三百三條に定めたる權限を超ゆる行為を必要とするときは裁判所の許可を得て之を爲すことを得不在者の生死分明ならざる場合に於て其管理人か不在者の定め置きたる權限を超ゆる行為を必要とするとき亦同し
第三百三條 權限の定なき代理人は左の行爲のみを爲す權限を有す
一 保存行爲
二 代理の目的たる物又は權利の性質を變せざる範圍内に於て其利用又は改良を目的とする行爲
第二十九條 裁判所は管理人をして財産の管理及び返還に付相當の擔保を供せしむることを得
裁判所は管理人と不在者との關係其他の事情に依り不在者の財産中より相當の報酬を管理人に與ふることを得
第四章 財産ノ分離
第一千四十一條 相続債權者又ハ受遺者ハ相続開始ノ時ヨリ三個月内ニ相続人ノ財産中ヨリ相続財産ヲ分離セントシテ裁判所ニ請求スルコトヲ得其期間満了ノ後ト雖モ相続財産カ相続人ノ固有財産ト混合セサル間亦同シ裁判所カ前項ノ請求ニ因リテ財産ノ分離ヲ命ずることを得
第二十八條 管理人か第三百三條に定めたる權限を超ゆる行為を必要とするときは裁判所の許可を得て之を爲すことを得不在者の生死分明ならざる場合に於て其管理人か不在者の定め置きたる權限を超ゆる行為を必要とするとき亦同し
第三百三條 權限の定なき代理人は左の行爲のみを爲す權限を有す
一 保存行爲
二 代理の目的たる物又は權利の性質を變せざる範圍内に於て其利用又は改良を目的とする行爲
第二十九條 裁判所は管理人をして財産の管理及び返還に付相當の擔保を供せしむることを得
裁判所は管理人と不在者との關係其他の事情に依り不在者の財産中より相當の報酬を管理人に與ふることを得
第四章 財産ノ分離
第一千四十一條 相続債權者又ハ受遺者ハ相続開始ノ時ヨリ三個月内ニ相続人ノ財産中ヨリ相続財産ヲ分離セントシテ裁判所ニ請求スルコトヲ得其期間満了ノ後ト雖モ相続財産カ相続人ノ固有財産ト混合セサル間亦同シ裁判所カ前項ノ請求ニ因リテ財産ノ分離ヲ命ずることを得

命シタルトキハ其請求ヲ爲シタル者ハ五日内ニ他ノ相続債權者及ヒ受遺者ニ對シテ財産ノ命令アリタルコト及ヒ一定ノ期間内ニ配當加入ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ二個月ヲ下ルコトヲ得ス
第一千四十二條 財産分離ノ請求ヲ爲シタル者及ヒ前條第二項ノ規定ニ依リテ配當加入ノ申出ヲ爲シタル者ハ相続財産ニ付キ相続人ノ債權者ニ先チテ辨濟ヲ受ク
第一千四十三條 財産分離ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ相続財産ノ管理ニ付キ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得
裁判所カ管理人ヲ選任シタル場合ニ於テハ第二十七條乃至第二十九條ノ規定ヲ準用ス
第一千四十四條 相続人ハ單純承認ヲ爲シタル後ト雖モ財産分離ノ請求アリタルトキハ爾後其固有財産ニ於ケル同一ノ注意ヲ以テ相続財産ノ管理ヲ爲スコトヲ要ス但裁判所ニ於テ管理人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス
第六百四十五條乃至第六百四十七條及ヒ第六百五十條第一項、第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第六百四十五條 受任者は委任者の請求あるときは何時にても委任事務處理の状況を報告し又委任終了の後は遲滞なく其

願末を報告することを要す
第六百四十六條 受任者は委任事務を處理するに當りて受取りたる金銭其他の物を委任者に引渡すことを要す其收取したる果實亦同し
受任者か委任者の爲めに自己の名を以て取得したる權利は之を委任者に移轉することを要す
第六百四十七條 受任者か委任者に引渡すべき金額又は其利益の爲めに用ゆべき金額を自己の爲めに消費したるときは其消費したる日以後の利息を拂ふことを要す尙ほ損害ありたるときは其賠償の責に任す
第六百五十條第一項第二項 受任者か委任事務を處理するに必要と認めべき費用を出したるときは委任者に對して其費用及び支出の日以後に於ける其利息の償還を請求することを得
受任者か委任事務を處理するに必要と認めべき債務を負担したるときは委任者をして自己に代はりて其辨濟を爲さしめ又其債務か辨濟期に在らざるときは相當の擔保を供せしむることを得
第一千四十五條 財産ノ分離ハ不動産ニ付テハ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第一千四十六條 第三百四條ノ規定ハ財産分離ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百四條 先取特權は其目的物の賣却、貸貸、滅失又は毀損に因りて債權者か受くべき金銭其他の物に對して之を履行することを得但先取特權者は其拂渡又は引渡前に差押を爲すことを要す
債權者か先取特權の目的物の上に設定したる物權の對價に付キ亦同し
第一千四十七條 相続人ハ第四百一十一條第一項及ヒ第二項ノ期間満了前ニハ相続債權者及ヒ受遺者ニ對シテ辨濟ヲ拒ムコトヲ得
第一千四十一條 相続債權者又ハ受遺者は相続開始の時ヨリ三個月内ニ相続人の財産中ヨリ相続財産ヲ分離セントシテ裁判所に請求することを得其期間満了の後ト雖モ相続財産カ相続人の固有財産ト混合セサル間亦同し
裁判所カ前項ノ請求に因りて財産の分離を命じたるときは其請求を爲したる者は五日内に他の相続債權者及ヒ受遺者に對し財産分離の命令ありたること及び一定の期間内に配當加入の申出を爲すヘキ旨を公告することを要す但其期間は二個月を下ることを得す
第一千四十一條 請求アリタルトキハ相続人ハ第一千四十一條第二項ノ期間満了ノ後相続財産

ヲ以テ財産分離ノ請求又ハ配當加入ノ申出ヲ爲シタル債權者及ヒ受遺者ニ各其債權ノ割合ニ應ジテ辨濟ヲ爲スコトヲ要ス但優先權ヲ有スル債權者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス
第一千三十二條乃至第一千三十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第一千三十二條 限定承認者は辨濟期に至らざる債權と雖も前條の規定に依りて之を辨濟することを要す
條件附債權又は存續期間の不确定なる債權は裁判所に於て選任したる鑑定人の評價に從ひて之を辨濟することを要す
第一千三十三條 限定承認者は前二條の規定に依りて各債權者に辨濟を爲したる後に非されは受遺者に辨濟を爲すことを得す
第一千三十四條 前三條の規定に從ひて辨濟を爲すに付キ相続財産の賣却を必要とするときは限定承認者は之を賣却に付することを要す但裁判所に於て選任したる鑑定人の評價に從ひ相続財産の全部又は一部の價額を辨濟して其賣却を止むることを得
第一千三十五條 相続債權者及ヒ受遺者は自己の費用を以て相続財産の賣却又は鑑定に參加することを得此場合に於ては第

第二百六十條第二項の規定を準用す
 第二百六十條第二項 前項の規定に依りて参加の請求ありたるに拘はらず其参加を待たずして分割を爲したるときは其分割は之を以て参加を請求したる者に對抗することを得ず
 第三百二十六條 限定承認者が第三百二十九條に定めたる公告若くは催告を爲すことを怠り又は同條第一項の期間内に或債権者若くは受遺者に辨済を爲したるに因り他の債権者若くは受遺者に辨済を爲すこと能はざるに至りたるときは之に因りて生じたる損害を賠償する責に任す第三百三十條乃至第三百三十三條の規定に違反して辨済を爲したるとき亦同し
 第三百二十九條 限定承認者は限定承認を爲したる後五日内に一切の相續債権者及び受遺者に對し限定承認を爲したること及び一定の期間内に其請求の申出を爲すべき旨を公告することを要す但其期間は二个月を下ることを得ず
 第三百二十九條第二項及び第三項の規定は前項の場合に之を準用す
 第三百二十九條第三項 前項の公告には債権者か期間内に申出を爲さざるときは其債権は清算より除外せらるべき旨を附記することを要す但清算人は知れたる

債権者を除外することを得ず清算人は知れたる債権者には各別に其申出を催告することを要す
 第三百三十條 限定承認者は前條第一項の期間満了前には相續債権者及び受遺者に對して辨済を拒むことを得ず
 第三百三十一條 第三百二十九條第一項の期間満了の後には限定承認者は相續財産を以て其期間内に申出たる債権者其他知れたる債権者に各其債権額の割合に應じて辨済を爲すことを要す但優先権を有する債権者の権利を害することを得ず
 第三百二十九條 限定承認者は限定承認を爲したる後五日内に一切の相續債権者及び受遺者に對し限定承認を爲したること及び一定の期間内に其請求の申出を爲すべき旨を公告することを要す但其期間は二个月を下ることを得ず
 第三百三十二條 限定承認者は辨済期に至らざる債権と雖も前條の規定に依りて之を辨済することを要す
 第三百三十三條 限定承認者は前二條の規定に依りて各債権者に辨済を爲したる後に非されは受遺者に辨済を爲すことを得ず

前項の規定は情を知りて不當に辨済を受けたる債権者又は受遺者に對する他の債権者又は受遺者に對する他の債権者又は受遺者の求償を妨げず
 第七百二十四條の規定は前二項の場合にも亦之を適用す
 第七百二十四條 不法行爲に因る損害賠償の請求權は被害者又は其法定代理人か損害及び加害者を知りたる時より三年間之を行はざるときは時効に因りて消滅す不法行爲の時より二十年を経過したるとき亦同し
 第四百十八條 財産分産ノ請求ヲ爲シタル者及ヒ配當加入ノ申出ヲ爲シタル者ハ相續財産ヲ以テ全部ノ辨済ヲ受クルコト能ハサリシ場合ニ限リ相續人ノ固有財産ニ付キ其權利ヲ行フコトヲ得此場合ニ於テハ相續人ノ債権者ハ其者ニ先チテ辨済ヲ受クルコトヲ得
 第四百十九條 相續人ハ其固有財産ヲ以テ相續債権者若クハ受遺者ニ辨済ヲ爲シ又ハ之ニ相續ノ擔保ヲ供シテ財産分産ノ請求ヲ防止シ又ハ其效力ヲ消滅セシムルコトヲ得但相續人ノ債権者カ之ニ因リテ損害ヲ受クヘキコトヲ證明シテ異議ヲ述ヘタルトキハ此限ニ在ラス

第一千五十條 相續人カ限定承認ヲ爲スコトヲ得ル間又ハ相續財産カ相續人ノ固有財産ト混合セサル間ハ其債権者ハ財産分産ノ請求ヲ爲スコトヲ得
 第三百四條 先取特權は其目的物の賣却賃貸、滅失又は毀損に因りて債権者か受くべき金銭其他の物に對して之を行ふことを得但先取特權者は其拂渡又は引渡前に差押を爲すことを要す
 第三百四條 先取特權の目的物の上に設定したる物權の對價に付キ亦同し
 第三百二十七條 相續人カ限定承認を爲したるときは其被相續人に對して有せし權利義務は消滅せざりしものと看做す
 第三百二十九條 限定承認者は限定承認を爲したる後五日内に一切の相續債権者及び受遺者に對し限定承認を爲したること及び一定の期間内に其請求の申出を爲すべき旨を公告することを要す但其期間は二个月を下ることを得ず
 第七十九條第二項及び第三項の規定は前

項の場合に之を準用す
 第七十九條第二項第三項 前項の公告には債権者か期間内に申出を爲さざるときは其債権は清算より除外せらるべき旨を附記することを要す
 但清算人は知れたる債権者を除外することを得ず
 清算人は知れたる債権者には各別に其申出を催告することを要す
 第三百三十條 限定承認者は前條第一項の期間満了前には相續債権者及び受遺者に對して辨済を拒むことを得ず
 第三百三十一條 第三百二十九條第一項の期間満了の後には限定承認者は相續財産を以て其期間内に申出たる債権者其他知れたる債権者に各其債権額の割合に應じて辨済を爲すことを要す但優先権を有する債権者の権利を害することを得ず
 第三百三十二條 限定承認者は辨済期に至らざる債権と雖も前條の規定に依りて之を辨済することを要す
 第三百三十三條 限定承認者は前二條の規定に依りて各債権者に辨済を爲したる後に非されは受遺者に辨済を爲すことを得ず

第一千三十四條 前三條の規定に従ひて辨済を爲すに付キ相續財産の賣却を必要とするときは限定承認者之を賣却に付することを要す但裁判所に於て選任したる鑑定人の評價に従ひ相續財産の全部又は一部の價額を辨済して其賣却を止むることを得
 第一千三十五條 相續債権者及び受遺者は自己の費用を以て相續財産の賣却又は鑑定に参加することを得此場合に於ては第二百六十條第二項の規定を準用す
 第二百六十條第二項 前項の規定に依りて参加の請求ありたるに拘はらず其参加を待たずして分割を爲したるときは其分割は之を以て参加を請求したる者に對抗することを得ず
 第三百二十六條 限定承認者が第三百二十九條に定めたる公告若くは催告を爲すことを怠り又は同條第一項の期間内に或債権者若くは受遺者に辨済を爲したるに因り他の債権者若くは受遺者に辨済を爲すこと能はざるに至りたるときは之に因りて生じたる損害を賠償する責に任す第三百三十條乃至第三百三十三條の規定に違反して辨済を爲したるとき亦同し
 前項の規定は情を知りて不當に辨済を受

けたる債権者又は受遺者に対する他の債権者又は受遺者の求償を妨げず
 第七百二十四條の規定は前二項の場合にも亦之を適用す
 第七百二十四條 不法行為に因る損害賠償の請求は被害者又は其法定代理人が損害及び加害者を知りたる時より三年間之を行はざる時は時効に因りて消滅す不法行為の時より二十年を経過したるとき亦同し
 第千四十三條 財産分産の請求ありたるときは裁判所は相続財産の管理に付き必要なる處分を命ずるを得
 裁判所が管理人を選任したる場合に於ては第二十七條乃至第二十九條の規定を準用す
 第二十九條 前二條の規定に依り裁判所に於て選任したる管理人は其管理すべき財産の目録を調製することを要す但其費用は不在者の財産を以て之を支辨す
 不在者の生死分明ならざる場合に於て利害關係人又は檢事の請求あるときは裁判所は不在者が賦きたる管理人にも前項の手續を命ずることを得
 右の外總て裁判所が不在者の財産の保存に必要と認むる處分は之を管理人に命ずることを得

第二十八條 管理人が第三百三條に定めたる權限を越ゆる行為を必要とするときは裁判所の許可を得て之を爲すことを得不在者の生死分明ならざる場合に於て其管理人が不在者の定め置きたる權限を越ゆる行為を必要とするとき亦同し
 第三百三條 權限の定めなき代理人は左の行為のみを爲す權限を有す
 一 保存行為
 二 代理の目的たる物又は權利の性質を變せざる範圍内に於て其利用又は改良を目的とする行為
 第二十九條 裁判所は管理人をして財産の管理及び返還に付き相當の擔保を供せしむることを得
 裁判所は管理人と不在者との關係其他の事情に依り不在者の財産中より相當の報酬を管理人に與ふることを得
 第千四十四條 相続人は單純承認を爲したる後と雖も財産分産の請求ありたるときは爾後其固有財産に於けると同一の注意を以て相続財産の管理を爲すことを要す但裁判所に於て管理人を選任したるときは此限に在らず
 第六百四十五條乃至第六百四十七條及び第六百五十條第一項、第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第六百四十五條 受任者は委任者の請求あるときは何時にても委任事務處理の状況を報告し又委任終了の後は遲滞なく其顛末を報告することを要す
 第六百四十六條 受任者は委任事務を處理するに當りて受取りたる金銭其他の物を委任者に引渡すことを要す其收取したる果實亦同し
 受任者が委任者の爲めに自己の名を以て取得したる權利は之を委任者に移轉することを要す
 第六百四十七條 受任者が委任者に引渡すべき金額又は其利益の爲めに用ゆべき金額を自己の爲めに消費したるときは其消費したる日以後の利息を拂ふことを要す尙ほ損害ありたるときは其賠償の責に任す
 第六百五十條第一項第二項 受任者が委任事務を處理するに必要と認むべき費用を出したるときは委任者に對して其費用及び支出の日以後に於ける其利息の償還を請求することを得
 受任者が委任事務を處理するに必要と認むべき債務を負担したるときは委任者をして自己に代はりて其辨済を爲しめ又其債務が辨済期に在らざるときは相當の擔保を供せしむることを得

第千四十五條 財産の分産は不動産に付ては其登記を爲すに非ざれば之を以て第三者に對抗することを不得
 第千四十八條 財産分産の請求を爲したる者及び配當加入の申出を爲したる者は相続財産を以て全部の辨済を受けることは能はざりし場合に限り相続人の固有財産に付き其權利を行ふことを得此場合に於ては相続人の債権者は其者に先ちて辨済を受けることを得

第五章 相続人ノ曠缺

第千五十一條 相続人アルコト分明ナラサルトキハ相続財産ハ之ヲ法人トス
 第千五十二條 前條ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ相続財産ノ管理人ヲ選任スルコトヲ要ス
 裁判所ハ遲滞ナク管理人ノ選任ヲ公告スルコトヲ要ス
 第千五十三條 第二十七條乃至第二十九條ノ規定ハ相続財産ノ管理人ニ之ヲ準用ス
 第千五十四條 管理人ハ相続債権者又ハ受遺者ノ請求アルトキハ之ニ相続財産ノ狀況ヲ報告スルコトヲ要ス
 第千五十五條 相続人アルコト分明ナルニ至リタルトキハ法人ハ存立セザリシモノト看做ス但管理人力其權限内ニ於テ爲シタル行

爲ノ效力ヲ妨ケス
 第千五十六條 管理人ノ代理權ハ相続人カ相続ノ承認ヲ爲シタル時ニ於テ消滅ス
 前項ノ場合ニ於テハ管理人ハ遲滞ナク相続人ニ對シテ管理ノ計算ヲ爲スコトヲ要ス
 第千五十七條 第千五十二條第二項ニ定メタル公告アリタル後二个月内ニ相続人アルコト分明ナルニ至ラサルトキハ管理人ハ遲滞ナク一切ノ相続債権者及受遺者ニ對シテ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス
 第七十九條第二項、第三項及ヒ第千三十條乃至第千三十七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但第千三十四條但書ノ規定ハ此限ニ在ラス
 第七十九條第二項第三項 前項の公告には債権か期間内に申出を爲さざるときは其債権は清算より除外せらるべき旨を附記することを要す但清算人は知れたる債権者を除外することを不得
 清算人は知れたる債権者には各別に其申出を催告することを要す
 第千三十條 限定承認者は前條第一項の期間満了前には相続債権者及び受遺者に對して辨済を拒むことを得
 第千三十一條 第千二十九條第一項の期

間満了後は限定の承認者は相続財産を以て其期間内に申出たる債権者其他知れたる債権者に各其債権額の割合に應じて辨済を爲すことを要す但優先權を有する債権者の權利を害することを不得
 第千三十二條 限定承認者は辨済期に至らざる債権と雖も前條の規定に依りて之を辨済することを要す
 條件附債権又は存續期間の不確定なる債権は裁判所に於て選任したる鑑定人の評價に從ひて之を辨済することを要す
 第千三十三條 限定承認者は前二條の規定に依りて各債権者に辨済を爲したる後に非ざれば受遺者に辨済を爲すことを得
 第千三十四條 前三條の規定に從ひて辨済を爲すに付き相続財産の賣却を必要とするときは限定承認者は之を賣却に付することを要す但裁判所に於て選任したる鑑定人の評價に從ひて相続財産の全部又は一部の價額を辨済して其賣却を止むることを得
 第千三十五條 相続債権者及び受遺者は自己の費用を以て相続財産の賣却又は鑑定に參加することを得此場合に於ては第百六十條第二項の規定を準用す
 第百六十條第二項 前項の規定に依り

て参加の請求ありたるに拘はらず其参加を待たずして分割を爲したるときは其分割は之を以て参加を請求したる者に對抗することを得ず

第一千三百六十六條 限定承認者が第一千二十九條に定めたる公告若しくは催告を爲すことを怠り又は同條第一項の期間内に或債権者若しくは受遺者に辨済を爲したるに因り他の債権者若しくは受遺者に辨済を爲すこと能はざるに至りたるときは之に因りて生じたる損害を賠償する責に任す第一千三十條乃至第一千三十三條の規定に違反して辨済を爲したるとき亦同し

前項の規定は情を知りて不當に辨済を受けたる債権者又は受遺者に對する他の債権者又は受遺者の求償を妨げず

第七百二十四條の規定は前二項の場合にも亦之を適用す
第七百二十四條 不法行為に因る損害賠償の請求權は被害者又は其法定代理人か損害及び加害者を知りたる時より三年間之を行はざるときは時効に因りて消滅す不法行為の時より二十年を経過したるとき亦同し
第一千三十七條 第一千二十九條第一項の期間内に申出てさし債權者及び受遺者に對して限定承認者に知れざりし者は殘餘財

産に付てのみ其權利を行ふことを得但相續財産に付て特別擔保を有する者は此限に在らず
第一千二十九條第一項 限定承認者は限定承認を爲したる後五日以内に一切の相續債權者及び受遺者に對し限定承認を爲したること及び一定の期間内に其請求の申出を爲すべき旨を公告することを要す但其期間は二ヶ月を下ることを得ず

第一千五十八條 前條第一項ノ期間満了ノ後仍ホ相續人アルコト分明ナラサルトキハ裁判所ハ管理人又ハ檢事ノ請求ニ因リ相續人アルコトハ一定ノ期間内ニ其權利ヲ主張スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但期間ハ一年ヲ下ルコトヲ得ス
第一千五十九條 前條ノ期間内ニ相續人タル權利ヲ主張スル者ナキトキハ相續財産ハ國庫ニ歸屬ス此場合ニ於テハ第一千五十六條第二項ノ規定ヲ準用ス

第一千五十六條第二項 前項の場合に於ては管理人は遺言なく相續人に對して管理の計算を爲すことを要す
相續債權者及ヒ受遺者ハ國庫ニ對シテ其權利ヲ行フコトヲ得ス

第六節 遺言
第一千九十九條 左に掲げたる者は家督相續人たることを得ず
一 故意に被相續人又は家督相續に付き先順位に在る者を死に致し又は死に致さんとしたる爲め刑に處せられたる者
二 被相續人の殺害せられたることを知りて之を告發又は告訴せざりし者但其者に是非の辨別なきときは又は殺害者か自己の配偶者若しくは直系血族なりしときは此限に在らず
三 詐欺又は強迫に因り被相續人か相續に關する遺言を爲し、之を取消し又は之を變更することを妨げたる者
四 詐欺又は強迫に因り被相續人をして相續に關する遺言を爲さしめ、之を取消さしめ、又は之を變更せしめたる者

第一千六十條 遺言ハ本法ニ定メタル方式ニ從フニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
第一千六十一條 満十五年ニ達シタル者ハ遺言ヲ爲スコトヲ得
第一千六十二條 第四條、第九條、第十二條及ヒ第十四條ノ規定ハ遺言ニハ之ヲ適用セス
第十四條 未成年者か法律行為を爲すには其法定代理人の同意を得ることを要す但單に權利を得又は義務を免るべき行為は此限に在らず

前項の規定に反する行為は之を取消すことを得
第九條 禁治產者の行為は之を取消すことを得
第十二條 準禁治者か左に掲げたる行為を爲すには其保佐人の同意を得ることを要す
一元本を領收し又は之を利用すること
二 借財又は保證を爲すこと
三 不動産又は重要な動産に關する權利の得喪を目的とする行為を爲すこと
四 訴訟行為を爲すこと
五 贈與、和解又は仲裁契約を爲すこと
六 相續を承認し又は之を拋棄すること
七 贈與若しくは遺贈を拒絕し又は負擔附の贈與若しくは遺贈を受諾すること
八 新築、改築、増築又は大修繕を爲すこと

第一千六十八條 自筆證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ遺言者其全文、日附及ヒ氏名ヲ自書シ之ニ捺印スルコトヲ要ス
自筆證書中ノ挿入、削除其他ノ變更ハ遺言者其場所ヲ指示シ之ヲ變更シタル旨ヲ附記シテ特ニ之ヲ署名シ且其變更ノ場所ニ捺印スルニ非サレハ其效ナシ

第一千六十九條 公正證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ左ノ方式ニ從フコトヲ要ス
一 證人二人以上ノ立會アルコト
二 遺言者力遺言ノ趣旨ヲ公證人ニ口授スルコト
三 公證人カ遺言者ノ口述ヲ筆記シ之ヲ遺言者及ヒ證人ニ讀カスコト
四 遺言者及ヒ證人カ筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後各自之ニ署名、捺印スルコト但遺言者カ署名スルコト能ハサル場合ニ於テハ公證人其事由ヲ附記シテ署名ニ代フルコトヲ得
五 公證人カ其證書ハ前四號ニ掲ケタル

九第六百二條に定めたる期間を超ゆる

貸賃借を爲すこと

裁判所は場合に依り準禁治產者か前項に掲げたる行為を爲すにも亦其保佐人の同意あることを要する旨を宣告することを得

第二項の規定に反する行為は之を取消すことを得
第十四條 妻か左に掲げたる行為を爲すには夫の許可を受くることを要す
一 第十二條第一項第一號乃至第六號に掲げたる行為を爲すこと
二 贈與若しくは遺贈を受諾し又は之を拒絕すること
三 身體に屬する受くべき契約を爲すこと
前項の規定に反する行為は之を取消すことを得

第一千六十三條 遺言者ハ遺言ヲ爲ス時ニ於テ其能力ヲ有スルコトヲ要ス
第一千六十四條 遺言者ハ包括又ハ特定ノ名義ヲ以テ其財産ノ全部又ハ一部ヲ處分スルコトヲ得但遺言分ニ關スル規定ニ違反スルコトヲ得ス

第一千六十五條 第九百六十八條及ヒ第九百六十九條ノ規定ハ受遺者ニ之ヲ準用ス
第九百六十八條 胎兒は家督相續に付ては既に生まれたるものと看做す

第一千六十六條 被後見人カ後見ノ計算終了前ニ後見人又ハ其配偶者若クハ直系卑屬ノ利益ト爲ルヘキ遺言ヲ爲シタルトキハ其遺言ハ無効トス
前項ノ規定ハ直系血族、配偶者又ハ兄弟姉妹

前項の規定は胎兒か死體にて生まれたるときは之を適用せず

第一千六十九條 左に掲げたる者は家督相續人たることを得ず

一 故意に被相續人又は家督相續に付き先順位に在る者を死に致し又は死に致さんとしたる爲め刑に處せられたる者
二 被相續人の殺害せられたることを知りて之を告發又は告訴せざりし者但其者に是非の辨別なきときは又は殺害者か自己の配偶者若しくは直系血族なりしときは此限に在らず
三 詐欺又は強迫に因り被相續人か相續に關する遺言を爲し、之を取消し又は之を變更することを妨げたる者
四 詐欺又は強迫に因り被相續人をして相續に關する遺言を爲さしめ、之を取消さしめ、又は之を變更せしめたる者

四 相續に關する被相續人の遺言書を偽造、變造、毀滅又は隠匿したる者
第一千六十六條 被後見人カ後見ノ計算終了前ニ後見人又ハ其配偶者若クハ直系卑屬ノ利益ト爲ルヘキ遺言ヲ爲シタルトキハ其遺言ハ無効トス
前項ノ規定ハ直系血族、配偶者又ハ兄弟姉妹

第一千六十八條 自筆證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ遺言者其全文、日附及ヒ氏名ヲ自書シ之ニ捺印スルコトヲ要ス
自筆證書中ノ挿入、削除其他ノ變更ハ遺言者其場所ヲ指示シ之ヲ變更シタル旨ヲ附記シテ特ニ之ヲ署名シ且其變更ノ場所ニ捺印スルニ非サレハ其效ナシ

第一千六十九條 公正證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ左ノ方式ニ從フコトヲ要ス
一 證人二人以上ノ立會アルコト
二 遺言者力遺言ノ趣旨ヲ公證人ニ口授スルコト
三 公證人カ遺言者ノ口述ヲ筆記シ之ヲ遺言者及ヒ證人ニ讀カスコト
四 遺言者及ヒ證人カ筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後各自之ニ署名、捺印スルコト但遺言者カ署名スルコト能ハサル場合ニ於テハ公證人其事由ヲ附記シテ署名ニ代フルコトヲ得
五 公證人カ其證書ハ前四號ニ掲ケタル

第一千六十九條 公正證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ左ノ方式ニ從フコトヲ要ス
一 證人二人以上ノ立會アルコト
二 遺言者力遺言ノ趣旨ヲ公證人ニ口授スルコト
三 公證人カ遺言者ノ口述ヲ筆記シ之ヲ遺言者及ヒ證人ニ讀カスコト
四 遺言者及ヒ證人カ筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後各自之ニ署名、捺印スルコト但遺言者カ署名スルコト能ハサル場合ニ於テハ公證人其事由ヲ附記シテ署名ニ代フルコトヲ得
五 公證人カ其證書ハ前四號ニ掲ケタル

方式ニ從ヒテ作りタルモノナル旨ヲ附記シテ之ニ署名、捺印スルコト

第七十條 秘密證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ左ノ方式ニ從フコトヲ要ス

- 一 遺言者カ其證書ニ署名、捺印スルコト
- 二 遺言者カ其證書ヲ封シ證書ニ用キタル印章ヲ以テ之ニ封シタルコト
- 三 遺言者カ公證人一人及ヒ証人二人以上ノ前ニ封書ヲ提出シテ自己ノ遺言書ナル旨及ヒ其筆名ノ氏名、住所ヲ申述スルコト
- 四 公證人カ其證書提出ノ日附及ヒ遺言者ノ申述ヲ封紙ニ記載シタル後遺言者及ヒ証人ト共ニ之ニ署名、捺印スルコト

第六十八條ノ規定ハ秘密證書ニ依ル遺言ニ之ヲ準用ス

第七十一條 秘密證書ニ依ル遺言ハ前條ニ定メタル方式ニ缺タルモノアルモ第六十八條ノ方式ヲ具備スルトキハ自筆證書ニ依ル遺言トシテ其効力ヲ有ス

第七十二條 言語ヲ發スルコト能ハサル者カ秘密證書ニ依リテ遺言ヲ爲ス場合ニ於テハ遺言者ハ公證人及ヒ証人ノ前ニ於テ其證書ハ自己ノ遺言書ナル旨及ヒ其筆名ノ氏名、住所ヲ封紙ニ自書シテ第七十條第一

項第三號ノ申述ニ代フルコトヲ要ス

公證人ハ遺言者カ前項ニ定メタル方式ヲ踐ミタル旨ヲ封紙ニ記載シテ申述ノ記載ニ代フルコトヲ要ス

第七十三條 禁治産者カ本心ニ復シタル時ニ於テ遺言ヲ爲スニハ醫師二人以上ノ立會アルコトヲ要ス

遺言ニ立會ヒタル醫師ハ遺言者カ遺言ヲ爲ス時ニ於テ心神喪失ノ狀況ニ在ラザリシ旨ヲ遺言書ニ附記シテ之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス但秘密證書ニ依リテ遺言ヲ爲ス場合ニ於テハ其封紙ニ右ノ記載及ヒ署名、捺印ヲ爲スコトヲ要ス

第七十四條 左ニ掲ケタル者ハ遺言ノ證人又ハ立會人タルコトヲ得ス

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及ヒ準禁治産者
- 三 刺奪公權者及ヒ停止公權者
- 四 遺言者ノ配偶者
- 五 推定相続人、受遺者及ヒ其配偶者並ニ直系血族
- 六 公證人ト家ヲ同シクスル者及ヒ公證人ノ直系血族並ニ筆生、雇人

第七十五條 遺言ハ二人以上同一ノ證書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ス

第七十六條 疾病其他ノ事由ニ因リテ死亡

ノ危急ニ迫リタル者カ遺言ヲ爲サント欲スル、キハ證人三人以上ノ立會ヲ以テ其一人ニ遺言ノ趣旨ヲ口授シテ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ其口授ヲ受ケタル者之ヲ筆記シテ遺言者及ヒ他ノ證人ニ讀聞カセ各證人其筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リテ爲シタル遺言ハ遺言ノ日ヨリ二十日以内ニ證人一人又ハ利害關係人ヨリ裁判所ニ請求シテ其確認ヲ得ルニ非サレハ其効力ナシ

裁判所ハ遺言者ノ眞意ニ出テタル心證ヲ得ルニ非サレハ之ヲ確認スルコトヲ得ス

第七十七條 傳染病ノ爲メ行政處分ヲ以テ交通ヲ遮斷シタル場所ニ在ル者ハ警察官一人及ヒ証人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得

第七十八條 從軍中ノ軍人及ヒ軍屬ハ將校又ハ相當官一人及ヒ証人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得若シ將校及ヒ相當官カ其場所ニ在ラサルトキハ準士官又ハ下士一人ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

從軍中ノ軍人又ハ軍屬カ疾病又ハ傷疾ノ爲メ病院ニ在ルトキハ其院ノ醫師ヲ以テ前項ニ掲ケタル將校又ハ相當官ニ代フルコトヲ得

第七十九條 從軍中疾病、傷疾其他ノ事由ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リタル軍人及ヒ軍屬ハ證人二人以上ノ立會ヲ以テ口頭ニテ遺言ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ從ヒテ爲シタル遺言ハ證人其趣旨ヲ筆記シテ之ニ署名、捺印シ且證人一人又ハ利害關係人ヨリ遲滞ナク理事又ハ主理ニ請求シテ其確認ヲ得ルニ非サレハ其効力ナシ

第七十六條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十條 艦船中ニ在ル者ハ軍艦及ヒ海軍所屬ノ船舶ニ於テハ將校又ハ相當官一人及ヒ証人二人以上其他ノ船舶ニ於テハ船長又ハ事務員一人及ヒ証人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ將校又ハ相當官カ其艦船中ニ在ラサルトキハ準士官又ハ下士一人ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第八十一條 第七十九條ノ規定ハ艦船遭難ノ場合ニ之ヲ準用ス但海軍ノ所屬ニ非ザル船舶中ニ在ル者カ遺言ヲ爲シタル場合ニ於テハ其確認ハ之ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第八十二條 第七十七條、第七十八條及ヒ第八十條ノ場合ニ於テハ遺言者、筆者、立會人及ヒ証人ハ各自遺言書ニ署名、

捺印スルコトヲ要ス

第八十三條 第七十七條乃至第八十一條ノ場合ニ於テ署名又ハ捺印スルコト能ハサル者アルトキハ立會人又ハ證人ハ其事由ヲ附記スルコトヲ要ス

第七十七條 傳染病ノ爲メ行政處分ヲ以テ交通ヲ遮斷シタル場所ニ在ル者ハ警察官一人及ヒ証人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書を作ルコトヲ得

第七十八條 從軍中ノ軍人及ヒ軍屬ハ將校又ハ相當官一人及ヒ証人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書を作ルコトヲ得若シ將校及ヒ相當官カ其場所ニ在ラサルトキハ準士官又ハ下士一人ヲ以テ之ニ代ふるコトヲ得

從軍中ノ軍人又ハ軍屬カ疾病又ハ傷疾ノ爲メ病院ニ在るときは其院ノ醫師を以て前項に掲けたる將校又は相當官に代ふるコトを得

第七十九條 從軍中疾病、傷疾其他ノ事由に因りて死亡の危急に迫りたる軍人及ヒ軍屬は證人二人以上の立會を以て口頭にて遺言を爲すことを得

前項の規定に從ひて爲したる遺言は證人其趣旨を筆記して之に署名、捺印し且證人一人又は利害關係人より遲滞なく理事又は主理に請求して其確認を得るに

非されは其効力なし

第七十九條第三項の規定は前項の場合に之を準用す

第七十六條第三項 裁判所は遺言か遺言者の眞意に出でたる心證を得るに非ざれば之を確認することを得ず

第八十條 艦船中に在る者は軍艦及び海軍所屬の船舶に於ては將校又は相當官一人及び証人二人以上其他の船舶に於ては船長又は事務員一人及び証人二人以上の立會を以て遺言書を作ルことを得

前項の場合に於て將校又は相當官が其艦船中に在らざる時は準士官又は下士一人を以て之に代ふることを得

第八十一條 第七十九條の規定は艦船遭難の場合に之を準用す但海軍の所屬に非ざる船舶中に在る者か遺言を爲したる場合に於ては其確認は之を裁判所に請求することを要す

第八十四條 第七十八條第二項及ヒ第七十三條乃至第七十五條ノ規定ハ前八條ノ規定ニ依ル遺言ニ之ヲ準用ス

第六十八條第二項 自筆證書中の挿入、削除其他の變更は遺言者其場所を指示し之を變更したる旨を附記して特に之に署名し且其變更の場所に捺印するに非ざれば其効力なし

第一千七十三條 禁治産者か本心に復したる時に於て遺言を爲すには醫師二人以上の立會あることを要す

遺言に立會ひたる醫師は遺言者か遺言を爲す時に於て心神喪失の状況に在らざりし旨を遺言書に附記して之に署名、捺印することを要す但秘密證書に依りて遺言を爲す場合に於ては其封紙に右の記載及び署名、捺印を爲すことを要す

第一千七十四條 左に掲けたる者は遺言の證人又は立會人たることを得ず
一 未成年者
二 禁治産者及び準禁治産者
三 割當公権者及び停止公権者
四 遺言者の配偶者
五 推定相続人、受遺者及び其配偶者並びに直系血族
六 公證人と家を同じくする者及び公證人の直系血族並びに生、雇人

第一千七十五條 遺言は二人以上同一の證書を以て之を爲すことを得ず

第一千八十五條 前九條ノ規定ニ依リテ爲シタル遺言ハ遺言者カ普通方式ニ依リテ遺言ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ六ヶ月間生存スルトキハ其効ナシ

第一千八十六條 日本ノ領事ノ駐在スル地ニ在ル日本人カ公正證書又ハ秘密證書ニ依リテ

遺言ヲ爲サント欲スルトキハ公證人ノ職務ハ領事ノヲ行フ

第一千八十七條 遺言ハ遺言者ノ死亡ノ時ヨリ其効力ヲ生ス

遺言ニ停止條件ヲ附シタル場合ニ於テ其條件カ遺言者ノ死亡後ニ成就シタルトキハ遺言ハ條件成就ノ時ヨリ其効力ヲ生ス

第一千八十八條 受遺者ハ遺言者ノ死亡後何時ニテモ遺贈ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得

第一千八十九條 遺贈義務者其他ノ利害關係人ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ遺贈ノ承認又ハ拋棄ヲ爲スヘキ旨ヲ受遺者ニ催告スルコトヲ得若シ受遺者カ其期間内ニ遺贈義務者ニ對シテ其意思ヲ表示セサルトキハ遺贈ヲ承認シタルモノト看做ス

第一千九十條 受遺者カ遺贈ノ承認又ハ拋棄ヲ爲サスシテ死亡シタルトキハ其相続人ハ自己ノ相続權ノ範圍内ニ於テ承認又ハ拋棄ヲ爲スコトヲ得但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第一千九十一條 遺贈ノ承認及ヒ拋棄ハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第一千九十二條 第二項ノ規定ハ遺贈ノ承認及ヒ拋棄ニ之ヲ準用ス

第一千九十二條 包括受遺者ハ遺産相續人ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第一千九十三條 受遺者ハ遺贈カ辨濟期ニ至ラサル間ハ遺贈義務者ニ對シテ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得停止條件附遺贈ニ付キ其條件ノ成否未定ノ間亦同シ

第一千九十四條 受遺者ハ遺贈ノ履行ヲ請求スルコトヲ得ル時ヨリ果實ヲ取得ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第一千九十五條 遺贈義務者カ遺言者ノ死亡後遺贈ノ目的物ニ付キ費用ヲ出ダシタルトキハ第二項ノ規定ヲ準用ス

第一千九十九條 留置權者カ留置物に付キ必要費用を出したるときは所有者をし其償還を爲さしむることを得

留置權者カ留置物に付キ有益費用を出したるときは其價格の増加が現存する場合に限り所有者の選擇に従ひ其費したる金額又は増價額を償還せしむることを得但

裁判所は所有者の請求に因り之に相當の期限を許與することを得

果實ヲ收取スル爲メニ出ダシタル通常ノ必要費ハ果實ノ價格ヲ超エサル限度ニ於テ其償還ヲ請求スルコトヲ得

第一千九十六條 遺贈ハ遺言者ノ死亡前ニ受遺者カ死亡シタルトキハ其効力ヲ生セス

停止條件附遺贈ニ付テハ受遺者カ其條件ノ成就前ニ死亡シタルトキ亦同シ但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第一千九十七條 遺贈カ其効力ヲ生セサルトキ又ハ拋棄ニ因リ其効力ナキニ至リタルトキハ受遺者カ受クヘカリシモノハ相續人ニ歸屬ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第一千九十八條 遺贈ハ其目的タル權利カ遺言者ノ死亡ノ時ニ於テ相續財產ニ屬セサルトキハ其効力ヲ生セス但權利カ相續財產ニ屬セサルコトアルニ拘ハラズ之ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト認ムヘキトキハ此限ニ在ラス

第一千九十九條 相續財產ニ屬セサル權利ヲ目的トスル遺贈カ前條但書ノ規定ニ依リテ有效ナルトキハ遺贈義務者ハ其權利ヲ取得シテ之ヲ受遺者ニ移轉スル義務ヲ負フ若シ之ヲ取得スルコト能ハサルカ又ハ之ヲ取得ス

ルニ付キ過分ノ費用ヲ要スルトキハ其價額ヲ辨價スルコトヲ要ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第一千百條 不特定物ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ受遺者カ追奪ヲ受ケタルトキハ遺贈義務者ハ之ニ對シテ賣主ト同シク擔保ノ責ニ任ス

第一千百零一條 遺言者カ遺贈ノ目的物ノ滅失若クハ變造又ハ其占有ノ喪失ニ因リ第三者ニ對シテ價金ヲ請求スル權利ヲ有スルトキハ其權利ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト推定ス

遺贈ノ目的物カ他ノ物ト附合又ハ混合シタル場合ニ於テ遺言者カ第二百四十三條乃至第二百四十五條ノ規定ニ依リ合成物又ハ混和物ノ單獨所有者又ハ共有者ト爲リタルトキハ其全部ノ所有權又ハ共有權ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト推定ス

第一千百零三條 各別ノ所有者に屬する數個の動産カ附合に因り毀損するに非ざれば之を分離すること能はざるに至りたるときは其合成物の所有權は主たる動産の所有者に屬す分離の爲め過分の費用を

要するときは亦同シ

第一千百零四條 附合したる動産に付き主従の區別を爲すこと能はざるときは各動産の所有者は其附合の當時に於ける價格の割合に應じて合成物を共有す

第一千百零五條 前二條ノ規定は各別ノ所有者に屬する物カ混和して識別すること能はざるに至りたる場合に之を準用す

第一千百零六條 遺贈ノ目的タル物又ハ權利カ遺言者ノ死亡ノ時ニ於テ第三者ノ權利ノ目的タルトキハ受遺者ハ遺贈義務者ニ對シ其權利ヲ消滅セシムヘキ旨ヲ請求スルコトヲ得

但遺言者カ其遺言ニ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス

第一千百零七條 債權ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ遺言者カ辨濟ヲ受ケ且其受取リタル物カ尙ホ相續財產中ニ存スルトキハ其物ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト推定ス

金錢ヲ目的トスル債權ニ付テハ相續財產中ニ其債權額ニ相當スル金錢ナキト雖モ其金額ヲ以テ遺贈ノ目的ト爲シタルモノト推定ス

第一千百零八條 負擔附遺贈ヲ受ケタル者ハ遺贈ノ目的ノ價額ヲ超エサル限度ニ於テノミ其負擔シタル義務ヲ履行スル責任ヲ負フ

受遺者カ遺贈ノ拋棄ヲ爲シタルトキハ負擔

ノ利益ヲ受クヘキ者自ラ受遺者ト爲ルコトヲ得但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ
第千五百五條 負擔附遺贈ノ目的ノ價額カ相續ノ限定承認又ハ遺留分回復ノ訴ニ因リテ減少シタルトキハ受遺者ハ其減少ノ割合ニ應ジテ其負擔シタル義務ヲ免ル但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ

第千四百六條 遺言ノ執行 遺言ノ執行ノ開始ヲ知リタル後遺言ナク之ヲ裁判所ニ提出シテ其檢認ヲ請求スルコトヲ要ス遺言書ノ保管者ナキ場合ニ於テ相續人カ遺言書ヲ發見シタル後亦同シ
前項ノ規定ハ公正證書ニ依ル遺言ニハ之ヲ適用セス
封印アル遺言書ハ裁判所ニ於テ相續人又ハ其代理人ノ立會ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ開封スルコトヲ得ス
第千四百七條 前條ノ規定ニ依リテ遺言書ヲ提出スルコトヲ怠リ其檢認ヲ經スシテ遺言ヲ執行シ又ハ裁判所外ニ於テ其開封ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處セラル

第千四百八條 遺言者ハ遺言ヲ以テ一人又ハ數人ノ遺言執行者ヲ指定シ又ハ其指定ヲ第三者ニ委託スルコトヲ得

遺言執行者指定ノ委託ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク其指定ヲ爲シテ之ヲ相續人ニ通知スルコトヲ要ス
遺言執行者指定ノ委託ヲ受ケタル者カ其委託ヲ辭セントスルトキハ遲滞ナク其旨ヲ相續人ニ通知スルニトヲ要ス
第千四百九條 遺言執行者カ就職ヲ承諾シタルトキハ直チニ其任務ヲ行フコトヲ要ス
第千五百條 相續人其他ノ利害關係人ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ就職ヲ承諾スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ遺言執行者ニ催告スルコトヲ得若シ遺言執行者カ其期間内ニ相續人ニ對シテ確答ヲ爲ササルトキハ就職ヲ承諾シタルモノト看做ス
第千五百一條 無能力者及ヒ破産者ハ遺言執行者タルコトヲ得ス
第千五百二條 遺言執行者ナキトキ又ハ之ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リテ之ヲ選任スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ選任シタル遺言執行者ハ正當ノ理由アルニ非サレハ就職ヲ拒ムコトヲ得ス

第千五百三條 遺言執行者ハ遲滞ナク相續財産ノ目錄ヲ調製シテ之ヲ相續人ニ交付スルコトヲ要ス
遺言執行者ハ相續人ノ請求アルトキハ其立會ヲ以テ財産目錄ヲ調製シ又ハ公證人ヲシ

ヲシテ其任務ヲ行ハシムル場合ニ於テハ相續人ニ對シ第千五百五條ニ定メタル責任ヲ負フ
第千五百五條 代理人カ前條の場合ニ於テ復代理人を選任したるときは選任及ヒ監督に付き本人に對シ其責任を任す
代理人カ本人の指名に從ひて復代理人を任したるときは其不適任又は不誠實なることを知りて之を本人に通知し又は之を解任することを怠りたるに非ざれば其實に任せず
第千五百九條 數人ノ遺言執行者アル場合ニ於テハ其任務ノ執行ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス但遺言者カ其遺言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フ
各遺言執行者ハ前項ノ規定ニ拘ハラス保存行為ヲ爲スコトヲ得
第千六百二條 遺言執行者ハ遺言ニ報酬ヲ定メタルトキニ限り之ヲ受クルコトヲ得
裁判所ニ於テ遺言執行者ヲ選任シタルトキハ裁判所ハ事情ニ依リ其報酬ヲ定ムルコトヲ得
遺言執行者カ報酬ヲ受クヘキ場合ニ於テハ第千六百四十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ヲ準用ス
第千六百四十八條第二項第三項 受任者カ報酬を受クヘキ場合に於テは委任履行の

テ之ヲ調製セシムルコトヲ要ス
第千五百四條 遺言執行者ハ相續財産ノ管理其他遺言ノ執行ニ必要ナル一切ノ行為ヲ爲ス權利義務ヲ有ス
第千六百四十四條乃至第六百四十七條及ヒ第六百五十條ノ規定ハ遺言執行者ニ之ヲ準用ス
第千六百四十四條 受任者は委任の本旨に從ひ善良なる管理者の注意を以て委任事務を處理する義務を負ふ
第千六百四十五條 受任者は委任者の請求あるときは何時にても委任事務處理の状況を報告し又委任終了の後は遲滞なく其歸末を報告することを要す
第千六百四十六條 受任者は委任事務を處理するに當りて受取りたる金銭其他の物を委任者に引渡すことを要す其收取したる果實亦同シ
受任者カ委任者の爲めに自己の名を以て取得したる權利は之を委任者に移轉することを要す
第千六百四十七條 受任者カ委任者に引渡すヘキ金額又は其利益の爲めに用ゆヘキ金額を自己の爲めに消費したるときは其消費したる日以後の利息を拂ふことを要す尙ほ損害ありたるときは其賠償の責任を要す

後に非されは之を請求することを得ず但期間を以て報酬を定めたるときは第六百二十四條第二項ノ規定を準用す
第千六百二十四條第二項 期間を以て定めたる報酬は其期間の経過したる後之を請求することを得
委任者カ受任者の責に歸すヘカからざる事由に因リ其履行の半途に於テ終了したるときは受任者は其既に爲したる履行の割合に應じて報酬を請求することを得
第千六百二十一條 遺言執行者カ其任務ヲ怠リタルトキ其他正當ノ事由アルトキハ利害關係人ハ其解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得
遺言執行者ハ正當ノ事由アルトキハ就職ノ後ト雖モ其任務ヲ辭スルコトヲ得
第千六百二十二條 第六百五十四條及ヒ第六百五十五條ノ規定ハ遺言執行者ノ任務力終了シタル場合ニ之ヲ準用ス
第千六百五十四條 委任終了の場合に於テ急迫の事情あるときは受任者、其相續人又は法定代理人は委任者、其相續人又は法定代理人カ委任事務を處理することを得るに至るまで必要なる處分を爲すことを要す
第千六百五十五條 委任終了の事由は其委任者に出でたる委任者に出でたることを問はず之を相手方に通知し又は相手方が

第六百五十條 受任者カ委任事務を處理するに必要と認むヘキ費用を出したるときは委任者に對シ其費用及ヒ支出の日以後に於ける其利息の償還を請求することを得
受任者カ委任事務を處理するに必要と認むヘキ債務を負擔したるときは委任者をして自己に代はりて其辨濟を爲さしめ又其債務カ辨濟期に在らざるときは相當の擔保を供せしむることを得
受任者カ委任事務を處理する爲め自己に過失なくして損害を受けたるときは委任者に對シ其賠償を請求することを得
第千六百十五條 遺言執行者アル場合ニ於テハ相續人ハ相續財産ヲ處分シ其他遺言ノ執行ヲ妨クヘキ行為ヲ爲スコトヲ得ス
第千六百十六條 前三條ノ規定ハ遺言カ特定財産ニ關スル場合ニ於テハ其財產ニ付テメ之ヲ適用ス
第千六百十七條 遺言執行者ハ之ヲ相續人ノ代理人ト看做ス
第千六百十八條 遺言執行者ハ巴ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ第三者ヲシテ其任務ヲ行ハシムルコトヲ得ス但遺言者カ其遺言ニ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス
遺言執行者カ前項但書ノ規定ニ依リ第三者

第六百五十條 受任者カ委任事務を處理するに必要と認むヘキ費用を出したるときは委任者に對シ其費用及ヒ支出の日以後に於ける其利息の償還を請求することを得
受任者カ委任事務を處理するに必要と認むヘキ債務を負擔したるときは委任者をして自己に代はりて其辨濟を爲さしめ又其債務カ辨濟期に在らざるときは相當の擔保を供せしむることを得
受任者カ委任事務を處理する爲め自己に過失なくして損害を受けたるときは委任者に對シ其賠償を請求することを得
第千六百十五條 遺言執行者アル場合ニ於テハ相續人ハ相續財産ヲ處分シ其他遺言ノ執行ヲ妨クヘキ行為ヲ爲スコトヲ得ス
第千六百十六條 前三條ノ規定ハ遺言カ特定財産ニ關スル場合ニ於テハ其財產ニ付テメ之ヲ適用ス
第千六百十七條 遺言執行者ハ之ヲ相續人ノ代理人ト看做ス
第千六百十八條 遺言執行者ハ巴ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ第三者ヲシテ其任務ヲ行ハシムルコトヲ得ス但遺言者カ其遺言ニ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス
遺言執行者カ前項但書ノ規定ニ依リ第三者

遺言執行者指定ノ委託ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク其指定ヲ爲シテ之ヲ相續人ニ通知スルコトヲ要ス
遺言執行者指定ノ委託ヲ受ケタル者カ其委託ヲ辭セントスルトキハ遲滞ナク其旨ヲ相續人ニ通知スルニトヲ要ス
第千四百九條 遺言執行者カ就職ヲ承諾シタルトキハ直チニ其任務ヲ行フコトヲ要ス
第千五百條 相續人其他ノ利害關係人ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ就職ヲ承諾スルヤ否ヤヲ確答スヘキ旨ヲ遺言執行者ニ催告スルコトヲ得若シ遺言執行者カ其期間内ニ相續人ニ對シテ確答ヲ爲ササルトキハ就職ヲ承諾シタルモノト看做ス
第千五百一條 無能力者及ヒ破産者ハ遺言執行者タルコトヲ得ス
第千五百二條 遺言執行者ナキトキ又ハ之ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リテ之ヲ選任スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ選任シタル遺言執行者ハ正當ノ理由アルニ非サレハ就職ヲ拒ムコトヲ得ス
第千五百三條 遺言執行者ハ遲滞ナク相續財産ノ目錄ヲ調製シテ之ヲ相續人ニ交付スルコトヲ要ス
遺言執行者ハ相續人ノ請求アルトキハ其立會ヲ以テ財産目錄ヲ調製シ又ハ公證人ヲシ

第六百四十八條第二項第三項 受任者カ報酬を受クヘキ場合に於テは委任履行の後に非されは之を請求することを得ず但期間を以て報酬を定めたるときは第六百二十四條第二項ノ規定を準用す
第千六百二十四條第二項 期間を以て定めたる報酬は其期間の経過したる後之を請求することを得
委任者カ受任者の責に歸すヘカからざる事由に因リ其履行の半途に於テ終了したるときは受任者は其既に爲したる履行の割合に應じて報酬を請求することを得
第千六百二十一條 遺言執行者カ其任務ヲ怠リタルトキ其他正當ノ事由アルトキハ利害關係人ハ其解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得
遺言執行者ハ正當ノ事由アルトキハ就職ノ後ト雖モ其任務ヲ辭スルコトヲ得
第千六百二十二條 第六百五十四條及ヒ第六百五十五條ノ規定ハ遺言執行者ノ任務力終了シタル場合ニ之ヲ準用ス
第千六百五十四條 委任終了の場合に於テ急迫の事情あるときは受任者、其相續人又は法定代理人は委任者、其相續人又は法定代理人カ委任事務を處理することを得るに至るまで必要なる處分を爲すことを要す
第千六百五十五條 委任終了の事由は其委任者に出でたる委任者に出でたることを問はず之を相手方に通知し又は相手方が

理人之ニ代ハリ民法第七百三十七條第一項ノ規定ニ依リテ分家ノ家族ト爲ル手續ヲ爲スコトヲ得

第七百三十七條第一項 戸主の親族にして他家に在る者は戸主の同意を得て其家族と爲ることを得但其者か他家の家族たるときは其家の戸主の同意を得ることを要す

民法施行前ニ分家ヲ爲シタル者ノ直系卑屬ニシテ民法第七百三十七條ノ規定ニ依リテ分家ノ家族ト爲リタル者ニ付テハ同法第九百七十二條ノ規定ヲ適用セス但第三者カ既ニ取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス

民法施行法

(明治三十一年六月二十一日) 法律三三三

改正 明治三三三法律七九 明治三三九法律一三九 大正一一一法律七一

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル民法施行法ヲ議可シ茲ニ之ヲ公布セシ

第一章 通則

第一條 民法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外民法ノ規定ヲ適用セス 第二條 (大正十一年法律第七十一號破産法附則ヲ以テ削除) 第三條 (同上) 第四條 證書ハ確定日附アルニ非サレハ第三者ニ對シ其作成ノ日ニ付キ完全ナル證據力ヲ有セス 第五條 證書ハ左ノ場合ニ限り確定日附アルモノトス 一 公正證書ナルトキハ其日附ヲ以テ確定日附トス

十二 登記所ハ公證人役場ニ於テ私署證書ニ日附アル印章ヲ捺シタルトキハ其印章ノ日附ヲ以テ確定日附トス 三 私署證書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日附アルモノトス 四 確定日附アル證書中ニ私署證書ヲ引用シタルトキハ其證書ノ日附ヲ以テ引用シタル私署證書ノ確定日附トス 五 官廳又ハ公署ニ於テ私署證書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其證書ノ確定日附トス 第六條 私署證書ニ確定日附ヲ付スルコトヲ登記所又ハ公證人役場ニ請求スル者アルトキハ登記官又ハ公證人ハ確定日附簿ニ署名者ノ氏名又ハ其一人ノ氏名ニ外何名ト附記シタルモノ及ヒ件名ヲ記載シ其證書ニ登簿番號ヲ記入シ帳簿及ヒ證書ニ日附アル印章ヲ捺シ且其印章ヲ以テ帳簿ト證書トニ別印ヲ爲スコトヲ要ス 證書力數紙ヨリ成レル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル印章ヲ以テ毎紙ノ綴目又ハ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス 第七條 確定日附簿ニハ豫メ登簿番號ヲ印刷シ請求願ヲ以テ前條ノ規定ニ從ヒ記入ヲ爲スコトヲ要ス 確定日附簿ニハ地方裁判所長其紙數ヲ表紙

ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ捺シ且職印ヲ以テ毎紙ノ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス 第八條 私署證書ニ確定日附ヲ付スルコトヲ登記所又ハ公證人役場ニ請求スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルヲ要ス 第九條 左ノ法令ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス 一 明治五年第二百九十五號布告 二 明治六年第二十一號布告 三 同年第二十八號布告 四 同年第四十號布告 五 同年第六十二號布告 六 同年第七十七號布告 七 同年第九十五號布告代人規則 八 同年第二百五十二號布告 九 同年第三百六號布告動産不動産書入金費貸借規則 十 同年第三百六十二號布告出訴期限規則 十一 明治七年第二十七號布告 十二 明治八年第六號布告 十三 同年第六十三號布告 十四 同年第一百二十三號布告金費貸借請人證人辨償規則 十五 同年第一百四十八號布告建物書入買規則及ヒ建物買渡規則

十二 登記所ハ公證人役場ニ於テ私署證書ニ日附アル印章ヲ捺シタルトキハ其印章ノ日附ヲ以テ確定日附トス 三 私署證書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日附アルモノトス 四 確定日附アル證書中ニ私署證書ヲ引用シタルトキハ其證書ノ日附ヲ以テ引用シタル私署證書ノ確定日附トス 五 官廳又ハ公署ニ於テ私署證書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其證書ノ確定日附トス 第六條 私署證書ニ確定日附ヲ付スルコトヲ登記所又ハ公證人役場ニ請求スル者アルトキハ登記官又ハ公證人ハ確定日附簿ニ署名者ノ氏名又ハ其一人ノ氏名ニ外何名ト附記シタルモノ及ヒ件名ヲ記載シ其證書ニ登簿番號ヲ記入シ帳簿及ヒ證書ニ日附アル印章ヲ捺シ且其印章ヲ以テ帳簿ト證書トニ別印ヲ爲スコトヲ要ス 證書力數紙ヨリ成レル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル印章ヲ以テ毎紙ノ綴目又ハ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス 第七條 確定日附簿ニハ豫メ登簿番號ヲ印刷シ請求願ヲ以テ前條ノ規定ニ從ヒ記入ヲ爲スコトヲ要ス 確定日附簿ニハ地方裁判所長其紙數ヲ表紙

ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ捺シ且職印ヲ以テ毎紙ノ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス 第八條 私署證書ニ確定日附ヲ付スルコトヲ登記所又ハ公證人役場ニ請求スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルヲ要ス 第九條 左ノ法令ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス 一 明治五年第二百九十五號布告 二 明治六年第二十一號布告 三 同年第二十八號布告 四 同年第四十號布告 五 同年第六十二號布告 六 同年第七十七號布告代人規則 七 同年第二百五十二號布告 八 同年第三百六號布告動産不動産書入金費貸借規則 十 同年第三百六十二號布告出訴期限規則 十一 明治七年第二十七號布告 十二 明治八年第六號布告 十三 同年第六十三號布告 十四 同年第一百二十三號布告金費貸借請人證人辨償規則 十五 同年第一百四十八號布告建物書入買規則及ヒ建物買渡規則

理人之二代ハリ民法第七百三十七條第一項ノ規定ニ依リテ分家ノ家族ト爲ル手續ヲ爲スコトヲ得

第七百三十七條第一項 戸主の親族にして他家に在る者は戸主の同意を得て其家族と爲ることを得但其者か他家の家族たるときは其家の戸主の同意を得ることを要す

本法施行前ニ分家ヲ爲シタル者ノ直系卑屬ニシテ民法第七百三十七條ノ規定ニ依リテ分家ノ家族ト爲リタル者ニ付テハ同法第九百七十二條ノ規定ヲ適用セス但第三者カ既ニ取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス

民法第七百三十七條第一項ノ規定ニ依リテ分家ノ家族ト爲ル手續ヲ爲スコトヲ得

第七百三十七條第一項 戸主の親族にして他家に在る者は戸主の同意を得て其家族と爲ることを得但其者か他家の家族たるときは其家の戸主の同意を得ることを要す

本法施行前ニ分家ヲ爲シタル者ノ直系卑屬ニシテ民法第七百三十七條ノ規定ニ依リテ分家ノ家族ト爲リタル者ニ付テハ同法第九百七十二條ノ規定ヲ適用セス但第三者カ既ニ取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス

民法第七百三十七條第一項ノ規定ニ依リテ分家ノ家族ト爲ル手續ヲ爲スコトヲ得

第七百三十七條第一項 戸主の親族にして他家に在る者は戸主の同意を得て其家族と爲ることを得但其者か他家の家族たるときは其家の戸主の同意を得ることを要す

本法施行前ニ分家ヲ爲シタル者ノ直系卑屬ニシテ民法第七百三十七條ノ規定ニ依リテ分家ノ家族ト爲リタル者ニ付テハ同法第九百七十二條ノ規定ヲ適用セス但第三者カ既ニ取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス

民法第七百三十七條第一項ノ規定ニ依リテ分家ノ家族ト爲ル手續ヲ爲スコトヲ得

第七百三十七條第一項 戸主の親族にして他家に在る者は戸主の同意を得て其家族と爲ることを得但其者か他家の家族たるときは其家の戸主の同意を得ることを要す

本法施行前ニ分家ヲ爲シタル者ノ直系卑屬ニシテ民法第七百三十七條ノ規定ニ依リテ分家ノ家族ト爲リタル者ニ付テハ同法第九百七十二條ノ規定ヲ適用セス但第三者カ既ニ取得シタル權利ヲ害スルコトヲ得ス

民法施行法

(明治三十一年六月二十一日)

改正 明治三三三法律七七一
明治三三九法律三九一
大正一一一法律七一

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル民法施行法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ

第一章 通則

第一條 民法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外民法ノ規定ヲ適用セス

第二條 (大正十一年法律第七十一號破産法附則ヲ以テ削除)

第三條 (同上)

第四條 證書ハ確定日附アルニ非サレハ第三者ニ對シ其作成ノ日ニ付キ完全ナル證據力ヲ有セス

第五條 證書ハ左ノ場合ニ限り確定日附アルモノトス

一 公正證書ナルトキハ其日附ヲ以テ確定日附トス

民法施行法 第一章 通則

民法施行法

(明治三十一年六月二十一日)

改正 明治三三三法律七七一
明治三三九法律三九一
大正一一一法律七一

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル民法施行法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ

第二章 登記

第二條 登記所ハ公證人役場ニ於テ私署證書ニ日附アル印章ヲ捺シタルトキハ其印章ノ日附ヲ以テ確定日附トス

第三條 私署證書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日附アルモノトス

第四條 確定日附アル證書中ニ私署證書ヲ引用シタルトキハ其證書ノ日附ヲ以テ引用シタル私署證書ノ確定日附トス

第五條 官廳又ハ公署ニ於テ私署證書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其證書ノ確定日附トス

第六條 私署證書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所又ハ公證人役場ニ請求スル者アルトキハ登記官吏又ハ公證人ハ確定日附簿ニ署名者ノ氏名又ハ其一人ノ氏名ニ外何名ト附記シタルモノ及ヒ件名ヲ記載シ其證書ニ登録番號ヲ記入シ帳簿及ヒ證書ニ日附アル印章ヲ捺シ且其印章ヲ以テ帳簿ト證書トニ割印ヲ爲スコトヲ要ス

第七條 證書カ數紙ヨリ成レル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル印章ヲ以テ毎紙ノ綴目又ハ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第八條 確定日附簿ニハ豫メ登録番號ヲ印刷シ請求願ヲ以テ前條ノ規定ニ從ヒ記入ヲ爲スコトヲ要ス

第九條 確定日附簿ニハ地方裁判所長其紙數ヲ表紙

民法施行法 第二章 登記

第三章 公證

第一條 公證人ハ左ノ場合ニ限り公證人トシ得ルモノトス

一 公正證書ナルトキハ其日附ヲ以テ確定日附トス

二 登記所ハ公證人役場ニ於テ私署證書ニ日附アル印章ヲ捺シタルトキハ其印章ノ日附ヲ以テ確定日附トス

三 私署證書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日附アルモノトス

四 確定日附アル證書中ニ私署證書ヲ引用シタルトキハ其證書ノ日附ヲ以テ引用シタル私署證書ノ確定日附トス

五 官廳又ハ公署ニ於テ私署證書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其證書ノ確定日附トス

六 私署證書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所又ハ公證人役場ニ請求スル者アルトキハ登記官吏又ハ公證人ハ確定日附簿ニ署名者ノ氏名又ハ其一人ノ氏名ニ外何名ト附記シタルモノ及ヒ件名ヲ記載シ其證書ニ登録番號ヲ記入シ帳簿及ヒ證書ニ日附アル印章ヲ捺シ且其印章ヲ以テ帳簿ト證書トニ割印ヲ爲スコトヲ要ス

七 證書カ數紙ヨリ成レル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル印章ヲ以テ毎紙ノ綴目又ハ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

八 確定日附簿ニハ豫メ登録番號ヲ印刷シ請求願ヲ以テ前條ノ規定ニ從ヒ記入ヲ爲スコトヲ要ス

九 確定日附簿ニハ地方裁判所長其紙數ヲ表紙

民法施行法 第三章 公證

十六 明治九年第七十五號布告
 十七 同年第九十九號布告
 十八 明治十年第五十號布告
 十九 明治十四年第七十三號布告
 二十 明治十七年第二十號布告
 二十一 明治二十三年法律第九十四號財產委棄法
 二十二 同年勅令第二百十七號辨濟提供規則
 明治六年第十八號布告地所賣入書入規則ハ第一條ヲ除外民法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
 第十條(明治三十九年法律第十三號ヲ以テ削除)
 第十一條 本法ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二章 總則編ニ關スル規定

第十四條 刑罰第十條第三號、第三十五條、第三十六條、刑罰附則第四十一條、陸軍刑法第十八條第四號及海軍刑法第九條第四號、第二十二條ハ之ヲ削除ス
 第十五條 刑罰第五十五條中「行政ノ處分ヲ以テ治罪ノ禁ノ幾分ヲ免スルコトヲ得但」ノ二十三字及陸軍刑法第三十二條中「第三十五條第三十六條」ノ十字ハ之ヲ削除ス
 第十六條 民法施行ノ日ニ於テ刑事禁治產者タル者ハ其施行ノ日ヨリ能力ヲ回復ス
 第十七條 民法施行前ヨリ刑事禁治產者ノ財產ヲ管理スル者ハ刑事禁治產者又ハ刑事禁治產者カ定メタル他ノ管理力カ其財產ヲ管理スルコトヲ得ルマテ管理ヲ繼續スルコトヲ要ス
 第十八條 前項ノ場合ニ於テ管理者ハ民法第三百三條ニ定メタル權限ヲ有ス但刑事禁治產者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス
 第十九條 民法第二十五條乃至第二十九條ノ

規定ハ民法施行前ニ住所又ハ居所ヲ去リタル者ニ付テモ亦之ヲ適用ス
 第二十條 民法施行前ヨリ不在者ノ財產ヲ管理スル者ハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ其管理ヲ繼續ス
 第二十一條 民法第三十條及第三十一條ノ規定ハ民法施行前ヨリ生死分明ナラサル者ニモ亦之ヲ適用ス
 第二十二條 民法施行前既ニ民法第三十條ノ期間ヲ經過シタル者ニ付テハ直チニ失踪ノ宣告ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ失踪者ハ民法ノ施行ト同時ニ死亡シタルモノト爲ス
 第二十三條 民法施行前ヨリ獨立ノ財產ヲ有スル社團又ハ財團ニシテ民法第三十四條ニ掲ケタル目的ヲ有スルモノハ之ヲ法人トス
 第二十四條 前項ノ法人ノ代表者ハ民法第三十七條又ハ第三十九條ニ掲ケタル事項ヲ記載シタル書面ヲ附者カ定メタル事項ヲ記載シタル書面ヲ作リ民法施行ノ日ヨリ三個月内ニ之ヲ主務官廳ニ提出シ其認可ヲ請フコトヲ要ス此場合ニ於テ主務官廳ハ其書面カ民法其他ノ法令ニ反スルトキ又ハ公益ノ爲メ必要ト認ムルトキハ其變更ヲ命スルコトヲ要ス
 第二十五條 前項ノ規定ニ從ヒテ認可ヲ得タル書面ハ定款又ハ寄附行爲ト同一ノ效力ヲ有ス
 第二十六條 法人ノ代表者カ前條第二項ノ規定ニ從ヒ主務官廳ノ認可ヲ得タルトキハ二週

間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス
 一 民法第四十六條第一項第一號乃至第三號及第五號乃至第八號ニ掲ケタル事項
 二 主務官廳ノ認可ノ年月日
 前項ノ期間ハ主務官廳ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス
 第一項ノ規定ニ從ヒテ爲シタル登記ハ民法第四十六條第一項ニ定メタル登記ト同一ノモノト爲ス
 第二十一條 第十九條第一項ノ法人カ財產目錄又ハ社員名簿ヲ備ヘサルトキハ民法施行ノ後遲滞ナク之ヲ作ルコトヲ要ス
 第二十二條 法人ノ代表者カ前條ノ規定ニ反シ認可ヲ受ケ、登記ヲ爲シ又ハ財產目錄若クハ社員名簿ヲ作ルコトヲ怠リタルトキハ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處セラル
 第二十三條 第十九條第一項ノ法人カ其目的以外ノ事業ヲ爲シ又ハ認可ノ條件ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務官廳ハ其解散ヲ命スルコトヲ得
 第二十四條 民法ノ規定ニ據リ法人ニ關シテ登記シタル事項ハ裁判權ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス
 第二十五條 主務官廳カ正當ノ理由ナクシテ法人ノ設立許可ヲ取消シ又ハ其解散ヲ命シ

タルトキハ其法人ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
 第二十六條 法人ノ清算人カ民法第七十九條及第八十一條第一項ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告ハ裁判所カ爲スヘキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス
 第二十七條 清算公權者及ヒ停止公權者ハ法人ノ理事、監事又ハ清算人タルコトヲ得ス
 第二十八條 民法中法人ニ關スル規定ハ當分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ佛堂ニハ之ヲ適用セス
 第二十九條 民法施行前ニ出訴期限ヲ經過シタル債權ハ時効ニ因リテ消滅シタルモノト爲ス
 第三十條 民法施行前ニ出訴期限ヲ經過セサル債權ニ付テハ民法中時効ニ關スル規定ヲ適用ス
 第三十一條 民法施行前ニ進行ヲ始メタル出訴期限カ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ舊法ノ規定ニ從フ但其廢期カ民法施行ノ日ヨリ起算シ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ヲ適用ス
 第三十二條 前條但書ノ規定ハ舊法ニ出訴期限ナキ權利ニ之ヲ適用ス
 第三十三條 前條ノ場合ニ於テ民法中時効ノ中斷及ヒ停止ニ關スル規定ハ民法施行ノ

第三章 物權編ニ關スル規定

日ヨリ之ヲ適用ス
 第三十四條 第三十條乃至第三十二條ノ規定ハ時効期間ノ性質ヲ有セサル法定期間ニ之ヲ適用ス
 第三十五條 慣習上物權ト認メタル權利ニシテ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ後ハ民法其他ノ法律ニ定ムルモノニ非サレハ物權タル效力ヲ有セス
 第三十六條 民法ニ定メタル物權ハ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル效力ヲ有ス
 第三十七條 民法又ハ不動産登記法ノ規定ニ依リ登記スヘキ權利ハ從來登記ナクシテ第三者ニ對抗スルコトヲ得ヘカリシモノト雖モ民法施行ノ日ヨリ一年内ニ之ヲ登記スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
 第三十八條 民法施行前ヨリ占有又ハ準占有ヲ爲ス者ニハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ヲ適用ス
 第三十九條 民法施行前ヨリ動產ヲ占有スル者カ民法第九十二條ノ條件ヲ具備スルトキハ民法ノ施行ト同時ニ其動產ノ上ニ行使スル權利ヲ取得ス
 第四十條 遺失物ハ明治九年第五十六號布告

遺失物取扱規則第二條ニ依リ榜示ヲ爲シタル一年內ニ其所有者ノ知レザルキハ民法施行前ニ其榜示ヲ爲シタルトキハ民法者其所有權ヲ取得ス但漂著物ニ付テハ明治八年第六十六號布告內國船難破及漂流物取扱規則ノ規定ニ從フ

第四十一條 埋藏物ニ付テハ特別法ノ施行ニ至ルマテ遺失物ト同一ノ手續ニ依リテ公告ヲ爲スコトヲ要ス

第四十二條 民法施行前ヨリ民法第二百四十二條乃至第二百四十六條ノ規定ニ依レハ所有權ヲ取得スヘカリシ狀況ニ在ル者ハ民法ノ施行ト同時ニ民法ノ規定ニ從ヒテ所有權ヲ取得ス但第三者カ正當ニ取得シタル權利ヲ妨ケス

第四十三條 共有者カ民法施行前ニ於テ五年ヲ超ユル期間內共有物ノ分割ヲ爲ササル契約ヲ爲シタルトキハ其契約ハ民法施行ノ日ヨリ五年ヲ超ユル範圍內ニ於テ其効力ヲ有ス

第四十四條 民法施行前ニ設定シタル地上權ニシテ存續期間ノ定ナキモノニ付キ當事者カ民法第二百六十八條第二項ノ請求ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ設定ノ時ヨリ二十年以下民法施行ノ日ヨリ五十年以下ノ範圍內ニ於テ其存續期間ヲ定ム

地上權者カ民法施行前ヨリ有シタル建物又ハ竹木アルトキハ地上權ハ其建物ノ朽廢又ハ其竹木ノ伐採期ニ至ルマテ存續ス地上權者カ前項ノ建物ニ修繕又ハ變更ヲ加ヘタルトキハ地上權ハ原建物ノ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅ス

第四十五條 明治三十四年法律第三十九號ヲ以テ廢止

第四十六條 民法第二百七十五條及ヒ第二百七十六條ノ期間ハ民法施行前ヨリ同條ニ定メタル事實カ始マリタルトキト雖モ其始ヨリ之ヲ起算ス

第四十七條 民法施行前ニ設定シタル永小作權ハ其存續期間カ五十年ヨリ長キトキト雖モ其効力ヲ存ス但其期間カ民法施行ノ日ヨリ起算シテ五十年ヲ超ユルトキハ其日ヨリ起算シテ之ヲ短縮ス

民法施行前ニ期間ヲ定メシテ設定シタル永小作權ノ存續期間ハ慣習ニ依リ五十年ヨリ短キ場合ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ五十年トス

民法施行前ニ永久存續スヘキモノトシテ設定シタル永小作權ハ民法施行ノ日ヨリ五十年ヲ經過シタル後一年內ニ所有者ニ於テ相當ノ價金ヲ拂ヒテ其消滅ヲ請求スルコトヲ得若シ所有者カ此權利ヲ放棄シ又ハ一年內ニ此權利ヲ行使セザルトキハ爾後一年內ニ永小作人ニ於テ相當ノ代價ヲ拂ヒテ所有權ヲ買取ルコトヲ要ス(明治三十三年法律第七十一號ヲ以テ本項追加)

第四十八條 民法ノ規定ニ從ヘハ民法施行前ヨリ先取特權ヲ有スヘカリシ債權者ハ其施行ノ日ヨリ先取特權ヲ有ス

第四十九條 民法第三百七十條ノ規定ハ民法施行前ニ抵當權ノ目的タル不動産ニ附加シタル物ニモ亦之ヲ適用ス

第五十條 民法第三百七十四條ノ規定ハ民法施行前ニ設定シタル抵當權ニモ亦之ヲ適用ス但民法施行ノ日ヨリ一年內ニ特別ノ登記ヲ爲シタル利息其他ノ定期金ニ付テハ元本ト同一ノ順位ヲ以テ抵當權ヲ行フコトヲ得

第五十一條 民事訴訟法第六百四十九條第二項及ヒ第三項ヲ改メテ左ノ三項トス

第一 不動產ノ上ニ存スル一切ノ先取特權及ヒ抵當權ハ賣却ニ因リテ消滅ス

第二 留置權カ不動產ノ上ニ存スル場合ニ於テハ賣却人ハ其留置權ヲ以テ擔保スル債權ヲ辨濟スル責ニ任ス

第三 質權カ不動產ノ上ニ存スル場合ニ於テハ賣却人ハ其質權ヲ以テ擔保スル債權及ヒ質權者ニ對シテ優先權ヲ有スル者ノ債權ヲ辨濟スル責ニ任ス

第四章 債權編ニ關スル規定 第五十二條 明治十年第六十六號布告利息制

限法第三條ハ之ヲ削除ス

第五十三條 民法施行前ヨリ債務ヲ負擔スル者カ其施行ノ後ニ至リ債務ヲ履行セザルトキハ民法ノ規定ニ從ヒ不履行ノ責ニ任ス前項ノ規定ハ債權者カ債務ノ履行ヲ受クルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受クルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

第五十四條 民事訴訟法第七百三十三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

民法第四百十四條第二項及ヒ第三項ノ場合ニ於テハ第一審ノ受訴裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ第一審ノ受訴裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ相當ノ期間ヲ定メ債務者カ其期間內ニ履行ヲ爲ササルトキハ其遲延ノ期間ニ應ジ一定ノ賠償ヲ爲スヘキコト又ハ直チニ損害ノ賠償ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ要ス

第五十六條 金錢ヲ目的トスル債務ヲ負擔シタル者カ民法施行前ヨリ其履行ヲ怠リタルトキハ損害賠償ノ額ハ其施行ノ日以後ハ民法第四百四條ニ定メタル利率ニ依リテ之ヲ定ム但民法第四百十九條第一項但書ノ適用ヲ妨ケス

第五十七條 指名證券、無記名證券及ヒ民法

第四百七十一條ニ掲ケタル證券ハ公示催告ノ手續ニ依リテ之ヲ無効ト爲スコトヲ得

第五十八條 民法施行前ニ發生シタル債務ト雖モ相殺ニ因リテ之ヲ免ルルコトヲ得雙方ノ債務カ民法施行前ヨリ互ニ相殺ヲ爲スニ適シタルトキハ相殺ノ意思表示ハ民法施行ノ日ニ適リテ其効力ヲ生ス

第五十九條 民法第六百五條ノ規定ハ民法施行前ニ爲シタル不動産ノ賃貸借ニモ亦之ヲ適用ス

第六十條 第四十五條ノ規定ハ外國人又ハ外國法人ニ土地ヲ賃貸シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條 刑法附則第五十四條乃至第六十條ハ之ヲ削除ス

第五章 親族編ニ關スル規定

第六十二條 民法施行ノ際家族タル者ハ民法ノ規定ニ依レハ家族タルコトヲ得サル者ト雖モ之ヲ家族トス

第六十三條 民法ノ規定ニ依リ民法ノ規定ニ從ヒテ戸主權ニ服ス

第六十四條 民法ノ規定ニ依レハ父又ハ母ノ家ニ入ルヘキ者ト雖モ民法施行ノ際他家ニ在ル者ニハ其規定ヲ適用セス

第六十五條 民法施行前ニ隱居者又ハ家督相續人カ詐欺又ハ強迫ニ因リ隱居ヲ爲シ又ハ

第六十六條 民法第七百六十七條第一項ノ期間ハ前婚カ民法施行前ニ解消シ又ハ取消サレタルトキト雖モ其解消又ハ取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第六十七條 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ依リ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ノ原因タルヘキトキハ其婚姻又ハ養子縁組ハ之ヲ取消スコトヲ得但其事實カ既ニ民法ニ定メタル期間ヲ經過シタルモノナルトキハ此限ニ在ラス

第六十八條 民法施行前ニ爲シタル婚姻又ハ養子縁組ト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル効力ヲ生ス

第六十九條 民法施行前ニ婚姻ヲ爲シタル者カ夫婦ノ財產ニ付キ別段ノ契約ヲ爲サザリシトキハ其財產關係ハ民法施行ノ日ヨリ法定財產制ニ依ル

相續ヲ承認シタルトキハ民法第七百五十九條ノ規定ニ依リテ之ヲ取消スコトヲ得但第三十二條及ヒ第三十四條ノ適用ヲ妨ケス

民法第七百六十條ノ規定ハ民法施行前ニ家督相續人ノ債權者ト爲リタル者ニモ亦之ヲ適用ス

第六十五條 民法施行前ニ爲シタル婚姻又ハ養子縁組カ其當時ノ法律ニ依レハ無効ナルトキト雖モ民法ノ規定ニ依リ有效ナルヘキトキハ民法施行ノ日ヨリ有效トス

第六十六條 民法第七百六十七條第一項ノ期間ハ前婚カ民法施行前ニ解消シ又ハ取消サレタルトキト雖モ其解消又ハ取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第六十七條 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ依リ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ノ原因タルヘキトキハ其婚姻又ハ養子縁組ハ之ヲ取消スコトヲ得但其事實カ既ニ民法ニ定メタル期間ヲ經過シタルモノナルトキハ此限ニ在ラス

第六十八條 民法施行前ニ爲シタル婚姻又ハ養子縁組ト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル効力ヲ生ス

第六十九條 民法施行前ニ婚姻ヲ爲シタル者カ夫婦ノ財產ニ付キ別段ノ契約ヲ爲サザリシトキハ其財產關係ハ民法施行ノ日ヨリ法定財產制ニ依ル

民法施行前ニ夫婦カ其財産ニ付キ契約ヲ爲シタルトキハ其契約ハ婚姻届出ノ後ニ爲シタルモノト雖モ其效力ヲ存ス但其契約カ法定財産制ニ異ナルトキハ民法施行ノ日ヨリ六个月内ニ其登記ヲ爲スニ非サレバ之ヲ以テ夫婦ノ承継人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七十條 民法施行前ニ生シタル事實カ民法ニ依リ離婚又ハ離婚ノ原因タルヘキトキハ夫婦又ハ養子縁組ノ當事者ノ一方ハ離婚又ハ縁組ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第六十七條 但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十一條 嫡出ノ推定及ヒ否認ニ關スル民法ノ規定ハ民法施行前ニ懷胎シタル子ニモ亦之ヲ適用ス

第七十二條 子ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ父又ハ母ノ親權ニ服ス

第七十三條 裁判所ハ民法施行前ニ生シタル事實ニ據リテ親權又ハ管理權ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得

第七十四條 民法第九百條第一號ノ場合ニ於テ民法施行ノ際未成年者ノ後見人タル者アルトキハ其後見人ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ其任務ヲ行フ

第七十五條 民法第九百條第一號ノ場合ニ於テ民法施行ノ際未成年者カ後見人ヲ有セザルトキハ民法ニ定メタル者其後見人ト爲ル

第七十六條 民法施行前ニ民法第七條又ハ第十一條ニ掲ケタル原因ノ爲メニ後見人ヲ附シタル者アル場合ニ於テ後見人其他民法第七條ニ掲ケタル者ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣言アリタルトキハ後見人ハ其宣告ノ時ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ後見人ノ任務ヲ行ヒ準禁治産ノ宣告アリタルトキハ保佐人ノ任務ヲ行フ

第七十七條 民法施行前ニ未成年又ハ民法第七條若クハ第十一條ニ掲ケタル原因ニ非サル事由ノ爲メニ選任シタル後見人ノ任務ハ民法施行ノ日ヨリ終了ス

第七十八條 民法第九百三十七條及ヒ第九百四十二條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十九條 第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ依リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ後見監督人ヲ選任セシムル爲メ選任シタル親族會ノ召集ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス若シ之ニ違反シタルトキハ親族會ハ其後見人ヲ免

第八十條 第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ依リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ選任シタル親族會ニ調査シ其目録ヲ調製スルコトヲ要ス

民法第九百十七條第二項、第三項、第九百十八條及ヒ第九百十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十一條 民法第九百二十四條及ヒ第九百二十七條ノ規定ハ後見人カ第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ依リテ其任務ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

第八十二條 民法第九百三十條ノ規定ハ後見人カ民法施行前ニ被後見人ノ財産又ハ被後見人ニ對スル第三者ノ權利ヲ讓受ケタル場合ニ之ヲ適用ス

第八十三條 後見人カ民法施行前ヨリ被後見人ノ財産ヲ賃借セルトキハ後見監督人ヲ選任セシムル爲メ召集シタル親族會ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス若シ親族會カ同意ヲ爲サザリシトキハ賃借ハ其效力ヲ失フ

第六章 相続編ニ關スル規則

第八十四條 民法施行前ニ民法第九百六十九條及ヒ第九百七十七條ニ掲ケタル行爲ヲ爲シタル者ト雖モ相続人タルコトヲ得ス

第八十五條 民法第九百七十四條及ヒ第九百

九十五條ノ規定ハ相続人タルヘキ者カ民法施行前ニ死亡シ又ハ其相続權ヲ失ヒタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第八十六條 相続人廢除ノ原因タル事實カ民法施行前ニ生シタルトキト雖モ廢除ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第八十七條 相続人廢除ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ廢除シタル相続人ニモ亦之ヲ適用ス

第八十八條 家督相続人指定ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ指定シタル家督相続人ニモ亦之ヲ適用ス

第八十九條 民法第九百八十九條ノ規定ハ民法施行前ニ前主ノ債權者ト爲リタル者ニモ亦之ヲ適用ス

第九十條 民法第九百八條ノ規定ハ民法施行前ニ爲シタル贈與ニモ亦之ヲ適用ス

第九十一條 相続ノ承認、拋棄及ヒ財産ノ分割ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相続ニハ之ヲ適用セス

第九十二條 相続人曠缺ノ場合ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相続ニ付テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

第九十三條 相続財産ノ管理人カ民法第九百五十七條ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告ハ裁判所カ同法第九十八條ノ規定ニ依リ爲スヘキ

公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十四條 遺言ノ成立及ヒ取消ニ付テハ其當時ノ法律ヲ適用シ其效力ニ付テハ遺言者ノ死亡ノ時ノ法律ヲ適用ス

第九十五條 民法第九百三十二條乃至第九百三十六條及ヒ第九百三十八條乃至第九百四十五條ノ規定ハ民法施行前ニ爲シタル贈與ニモ亦之ヲ適用ス

利息制限法

(明治十年九月十一日大政官布告第六十六號)
改正 (明治三十一法律第一號)
大正八法律第九號

利息制限法ノ通相定候條此旨布告候事

第一條 凡ソ金銀貸借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ利息ト法律上ノ利息トス

第二條 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百圓未滿ハ一ケ年ニ付百分ノ十五(一割五分)百圓以上千圓未滿ハ百分ノ十二(一割二分)千圓以上百分ノ十(一割)以下トス若シ此制限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ(大正八年法律第五十九號ヲ以テ本條改正)

第三條 (民法施行法第五十二條ヲ以テ削除)

第四條 第二條ニ依リテ定限利息ノ外總テ人民相互ノ契約ヲ以テ禮金利率等ノ名目ヲ用ル者アルトモ總テ裁判上無効ノ者トス

第五條 返還期限ヲ違フルトキハ賃借主ヨリ債主ニ對シ若干ノ罰金罰金違約金料等ヲ差出スヘキコトヲ約定スルコトアルトモ概シテ損害ノ補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事實受ケタル損害ノ補償ニ不當ナリト思量スルトキハ之レニ相當ノ減少ヲ爲スコトヲ得(商法施行法第十七條參照)

利息制限法

年齡計算ニ關スル法律

(明治三十五年十二月一日)
法律第五十號
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル年齡計算ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
年齡ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス
民法第百四十三條ノ規定ハ年齡ノ計算ニ之ヲ準用ス
明治六年第三十六號布告ハ之ヲ廢止ス

失火ノ責任ニ關スル法律

(明治三十二年三月八日)
法律第四十號
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル失火ノ責任ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
民法第七百九條ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ關スル法律

(明治三十七年四月一日)
法律第七號
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
民法第三百六十四條第一項ノ規定ハ記名ノ國債ニハ之ヲ適用セス

供託法

(明治三十二年二月八日)
法律第十五號
改正、大正一〇一法律六九號
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル供託法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 法令ノ規定ニ依リテ供託スル金錢及ヒ有價證券ハ供託局ニ於テ之ヲ保管ス(大正十年法律第六十九號ヲ以テ本條改正)
第一條ノ二 前條ノ規定ニ依ル供託ニ關スル事務ノ監督ニ付テハ司法行政ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス(大正十年法律第六十九號ヲ以テ本條追加)
第一條ノ三 利害關係人ハ供託官吏ノ處分ニ對シ供託局ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ抗告ヲ爲スコトヲ得(同上)
第一條ノ四 抗告ヲ受ケタル裁判所ハ抗告ニ關スル書類ヲ供託官吏ニ送付シテ其意見ヲ求ムルコトヲ要ス(同上)
第一條ノ五 供託官吏ハ抗告ヲ理由アリト認ムルトキハ處分ヲ變更シテ其旨ヲ裁判所及ヒ抗告人ニ通知スルコトヲ要ス(同上)
抗告ヲ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ附シ書類ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ五日內ニ之ヲ

裁判所ニ返還スルコトヲ要ス
第一條ノ六 裁判所ハ抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ却下シ理由アリトスルトキハ供託官吏ニ相當ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス(同上)
抗告ヲ却下シ又ハ處分ヲ命スル裁判所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲シ供託官吏及ヒ抗告人ニ送達スルコトヲ要ス
第一條ノ七 前條ノ規定ニ依リテ抗告ヲ却下スル決定ニ對シテハ法律違背ヲ理由トスルトキニ限り非訟事件手續法ノ規定ニ從ヒテ抗告ヲ爲スコトヲ得(同上)
前項ノ抗告ニ付爲シタル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
第二條 供託局ニ供託ヲ爲サント欲スル者ハ司法大臣力定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ差出タスコトヲ要ス(大正十年法律第六十九號ヲ以テ本條改正)

第三條 供託金ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ利息ヲ付スルコトヲ要ス(同上)
第四條 供託局ハ供託物ヲ受取ルヘキ者ノ請求ニ因リ供託ノ目的タル有價證券ノ償還金、利息又ハ配當金ヲ受取リ供託物ニ代ヘ又ハ其從トシテ之ヲ保管ス但シ保證金ニ代ヘテ有價證券ヲ供託シタル場合ニ於テハ供託者ハ其利息又ハ配當金ノ拂渡ヲ請求スルコトヲ得(同上)
第五條 司法大臣ハ法令ノ規定ニ依リテ供託スル金錢又ハ有價證券ニ非サル物品ヲ保管スヘキ倉庫營業者又ハ銀行ヲ指定スルコトヲ得(同上)
第六條 倉庫營業者又ハ銀行ニ供託ヲ爲サント欲スル者ハ司法大臣力定メタル書式ニ依リテ供託書ヲ作り供託物ニ添ヘテ之ヲ交付スルコトヲ要ス(同上)
第七條 倉庫營業者又ハ銀行ハ第五條第一項ノ規定ニ依リテ供託物ヲ受取ルヘキ者ニ對シ一般ニ同種ノ物ニ付テ請求スル保管料ヲ請求スルコトヲ得(同上)
第八條 供託物ノ還付ヲ請求スル者ハ司法大臣力定ムル所ニ依リテ其權利ヲ證明スルコトヲ要ス(同上)
第九條 供託者ハ民法第四百九十六條ノ規定ニ依リテ供託力錯誤ニ出テシコト又ハ其原因力消滅シタルコトヲ證明スルニ非サレハ供託物ヲ取戻スコトヲ得ス
第十條 供託者力供託物ヲ受取ル權利ヲ有セサル者ヲ指定シタルトキハ其供託ハ無効トス
第十條 供託物ヲ受取ルヘキ者力反對給付ヲ

爲スヘキ場合ニ於テハ供託者ノ書面又ハ裁判、公正證書其他ノ公正ノ書面ニ依リテ其給付アリタルコトヲ證明スルニ非サレハ供託物ヲ受取ルコトヲ得ス(同上)
附則
第十一條 本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第十二條 本法施行前ニ供託シタル金錢ニハ其施行ノ月ヨリ拂渡請求ノ前月マテ第三條ノ利息ヲ附スルコトヲ要ス
第十三條 第四條、第八條及ヒ第十條ノ規定ハ本法施行前ニ供託シタル物ニモ亦之ヲ適用ス
第十四條 明治二十三年勅令第四百十五號供託規則ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
附則 (大正十年法律第六十九號附則)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十一年勅令第二十八號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行ス)

本法施行前爲シタル供託ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
供託局所在地ニ於テハ司法大臣ハ當分ノ內其ノ適當ト認ムル銀行ヲシテ第一條ノ規定ニ依リテ供託事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

供託物取扱規則

(大正十一年三月一日
司省令第二號)

改正 (大正一、二、三法律第七號
昭和三、一法律第八號)

供託物取扱規則左ノ通相定ム

- 第一條 金錢及有價證券ノ供託ニ關スル手續ハ本令ニ依ル
- 第二條 供託ヲ爲サムトスル者ハ第一號書式ノ供託書ニ通テ供託局ニ提出スヘシ但シ併濟供託ニ付テハ第二號書式ノ供託通知書ヲ添付スヘシ
- 第三條 供託書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 一 供託者ノ氏名住所、官吏公吏其ノ職務上爲ス供託ニ付テハ其ノ官公職氏名及所屬官公署ノ名稱、代理人ニ依ル場合ニ於テハ其ノ代理人ノ氏名住所
 - 二 供託金額、有價證券ニ付テハ其ノ種類記號番號枚數券面額及拂込額
 - 三 供託ノ原因タル事實及法令ノ條項
 - 四 供託物ヲ受取ルヘキ者ノ指定ヲ要スル場合ハ其ノ者ノ表示若シ之ヲ確知スルコト能ハサルトキハ其ノ事由
 - 五 反對給付ヲ受クルコトヲ要スル場合

ハ其ノ反對給付ノ目的物ノ表示其ノ他供託物ヲ受取ルニ付テノ條件

- 第三條 供託官吏供託ヲ受理スヘキモノト認ムルトキハ大藏大臣ノ定ムル預金部預金ノ取扱ニ關スル規定又ハ供託有價證券ノ取扱ニ關スル規定ニ從ヒ拂込書ヲ作成シ且供託書ニ供託受理ノ記載ヲ爲シテ之ニ捺印シ拂込書及供託書ノ一通ヲ供託者ニ交付シ供託物ヲ日本銀行ニ納入セシムヘシ
- 第四條 供託官吏日本銀行ヨリ大藏大臣ノ定ムル預金部預金取扱ニ關スル規定又ハ日本銀行ノ供託有價證券ノ取扱ニ關スル規定ニ依リ供託物受領ノ證書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ前條第一項ノ供託通知書ヲ債權者ニ發送スヘシ
- 第五條 供託金又ハ供託有價證券ノ受入ヲ取扱フ供託局ニ金錢又ハ有價證券ノ供託ヲ爲サムトスル者ハ第二條ノ供託書ト共ニ供託金又ハ供託有價證券ヲ提出スヘシ(大正十二年司法省令第七號ヲ以テ本條追加)
- 第六條 昭和三年司法省令第八號ヲ以テ本條改正) 供託官吏供託ヲ受理スヘキモノト認ムルトキハ供託書ノ一通ニ受領ノ證書ヲ捺印シテ之ヲ供託者ニ交付シ且第二條第一項ノ供託通知書ヲ債權者ニ發送スヘシ
- 第七條 供託ノ目的タル有價證券ノ償還金、利息、又ハ配當金ノ代供託又ハ附屬供託ヲ

請求セムトスル者ハ第三號書式ノ代供託請求書又ハ附屬供託請求書ニ通テ供託局ニ提出スヘシ

- 第五條 供託物ノ還付ヲ受ケムトスル者ハ第四號書式ノ供託物還付請求書(供託物力有價證券ナルトキハ請求書ニ通)ニ左ニ掲ケル書類ヲ添付シテ之ヲ供託局ニ提出スヘシ
 - 一 供託物受入ノ記載アル供託書
 - 二 辨濟供託ニ在リテハ供託通知書
 - 三 法令ニ依リテ定マリタル者ハ其ノ受取ルヘキ事由ヲ證明スルニ足ル書類
 - 四 裁判ニ依リテ定マリタルトキハ執行力アル裁判ノ正本又ハ裁判所ノ命令書
 - 五 反對給付ヲ爲スヘキトキハ供託法第十條ノ規定ニ依リ證明書類
- 第六條 供託物ノ取戻ヲ爲サムトスル者ハ第五號書式ノ供託物取戻請求書(供託物力有價證券ナルトキハ請求書ニ通)ニ左ニ掲ケ

ル書類ヲ添付シテ之ヲ供託局ニ提出スヘシ

- 一 供託物受入ノ記載アル供託書
- 二 債權者力供託ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載シタル債權者ノ書面及供託ヲ有效ト宣告シタル確定判決ヲキコトヲ證明スル書面
- 三 民法第四百九十六條第二項ノ場合ニ該當セサルコトヲ證明スル書面
- 四 供託ノ原因消滅シ又ハ供託力錯誤ニ由テタル場合ニ於テハ其ノ事實ヲ證明スルニ足ル裁判ノ正本其ノ他ノ書面
- 第七條 供託者供託ヲ爲シタル預金取扱店タル日本銀行所在地外ノ日本銀行ニ於テ供託金ノ還付又ハ取戻ヲ爲サムトスルトキハ第五條又ハ前條ノ請求書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ
- 第八條 供託官吏供託金ノ還付又ハ取戻ノ請求理由アリト認ムルトキハ請求書ニ其ノ旨ヲ記載シ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振出しテ供託書ト引換ニ請求者ニ交付スヘシ但シ内渡ノ場合ニ於テハ供託書ニ其ノ額ヲ記載シテ之ヲ請求者ニ返還スヘシ
- 第九條 供託金ノ還付又ハ取戻ニ付前條ノ請求アリタルトキハ供託官吏ハ大藏大臣ノ定ムル預金部預金ノ他店拂ニ關スル規定ニ依リ手續ヲ爲シ第六號書式ノ供託金支拂通知書ヲ請求者ニ交付シ指定ノ日本銀行ヨリ供託金ノ

還付又ハ下戻ヲ受ケシムヘシ

- 第九條 供託官吏供託有價證券ノ還付又ハ取戻ノ請求理由アリト認ムルトキハ供託物還付請求書又ハ供託物取戻請求書ノ一通ニ其ノ旨ヲ記載シ之ニ捺印シテ請求者ニ交付シ日本銀行ヨリ有價證券ノ還付又ハ下戻ヲ受ケシムヘシ
- 第十條 請求者力第五條及第六條ノ規定ニ依リ書類ヲ提出スルコト能ハサルトキハ供託官吏ハ利害關係人ニ對シ供託物ノ還付又ハ下戻ニ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス
- 第十一條 供託官吏前項ノ期間經過後ニ非サレハ供託物ノ還付又ハ下戻ノ手續ヲ爲スコトヲ得
- 第十二條 前二項ノ規定ハ請求者力利害關係人ノ承諾書ヲ提出シタルトキハ之ヲ適用セス
- 第十三條 配當其ノ他供託物ノ分割拂渡ヲ爲スヘキ場合ニ於テ供託者ハ第七號書式ノ支拂委託書ニ供託物受入ノ記載アル供託書ヲ添付シテ之ヲ供託局ニ送付シ分割拂渡ヲ受ケヘキ者ニ第八號書式ノ證明書ヲ交付スヘシ
- 第十四條 分割拂渡ヲ受ケヘキ者カ前項ノ證明書ヲ提出シテ供託物拂渡ノ請求ヲ爲シタルトキハ供託官吏ハ第八條及第九條ノ規定ニ準シ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第十二條 保證金ニ代ヘテ有價證券ヲ供託シタル者利札ヲ受取ラムトスルトキハ第九號書式ノ供託有價證券利札請求書ニ通テ供託局ニ提出スヘシ

- 第十三條 供託金ノ利息ハ元金ト同時ニ拂渡スヘキモノトス但シ元金ノ受取人ト利息ノ受取人ト異ニスルトキハ元金拂渡ノ後利息ヲ拂渡スヘシ
- 第十四條 保證トシテ金錢ヲ供託シタル場合ニ於テ供託力一年以上繼續スルトキハ其ノ利息ハ毎年六月ニ於テ前月迄ニ生シタル金額ヲ計算シ供託者又ハ之ヲ受取ルヘキ者ニ拂渡スヘシ
- 第十五條 前條第一項ノ利息ノ拂渡ヲ受ケムトスル者ハ第十號書式ノ供託金利息請求書ニ通テ、同條第二項ノ利息ノ拂渡ヲ受ケムトスル者ハ第十一號書式ノ供託金利息請求書ニ通テ供託局ニ提出スヘシ
- 第十六條 供託官吏前項ノ請求理由アリト認ムルトキハ前項ノ請求書ニ其ノ旨ヲ記載シ之ニ捺印シテ其ノ一通ヲ請求者ニ交付シ日本銀行ヨリ利息ヲ受取ラシムヘシ

供託金ノ利息規定

(大正十一年三月一日 司法省令第三號)

供託法第三條ニ依ル供託金ノ利息ハ一箇年三歩六厘ト定ム
前項ノ利息ハ供託金受入ノ月及拂渡ノ月ハ其ノ金額ニ對シテ之ヲ付セス供託金ノ一箇年未滿ノ端數ニ對シ亦同シ

附則
本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ關スル件

(大正十一年三月二十九日 勅令第七十五號)

供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル者カ其ノ還付又ハ取戻ノ請求ニ付司法大臣ノ定ムル書類

ヲ提出スルコト能ハサル場合ニ於テ供託官吏必要ト認ムルトキハ請求者ヲシテ其ノ還付又ハ取戻ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ノ擔保トシテ現金又ハ國債ヲ提供セシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ供託官吏カ司法大臣ノ定ムル公告ノ手續ヲ爲ストキハ供託官吏ハ請求者ヲシテ公告費用ヲ豫納セシムルコトヲ得
前二項ニ規定スル司法大臣ノ職務ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督暨臺灣ニ在リテハ臺灣總督之ヲ行フ

附則
本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

信託法

(大正十一年四月二十日 法律第六十二號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル信託法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

信託法

第一條 本法ニ於テ信託ト稱スルハ財產權ノ移轉其ノ他ノ處分ヲ爲シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財產ノ管理又ハ處分ヲ爲サシムルヲ謂フ
第二條 信託ハ遺言ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得
第三條 登記又ハ登錄スヘキ財產權ニ付テハ信託ハ其ノ登記又ハ登錄ヲ爲スニ非ザルハ之ヲ以テ第三三者ニ對抗スルコトヲ得ス
有價證券ニ付テハ信託ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ證券ニ信託財產ナルコトヲ表示シ株券及社債券ニ付テハ尙株主名簿又ハ社債原簿ニ信託財產タル旨ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ第三三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第四條 受託者ハ信託行為ノ定ムル所ニ從ヒ信託財產ノ管理又ハ處分ヲ爲スコトヲ要ス
第五條 未成年者、禁治產者、準禁治產者及破產者ハ受託者ト爲ルコトヲ得ス
妻カ信託ノ引受ヲ爲スニハ夫ノ許可ヲ受ク

ルコトヲ要ス

民法第十四條第二項及第十五條乃至第二十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 信託ノ引受ハ營業トシテ之ヲ爲ストキハ之ヲ商行爲トス

第七條 信託行為ニ依リ受託者トシテ指定セラレタル者ハ當然信託利益ヲ享受ス但シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

第八條 不特定ノ受託者又ハ未タ存在セザル受託者アル場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託管理人ヲ選任スルコトヲ得但シ信託行為ヲ以テ信託管理人ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 信託管理人ハ前項ノ受託者ノ爲自己ノ名ヲ以テ信託ニ關スル裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有ス

第十條 裁判所ハ事情ニ依リ信託財產中ヨリ相當ノ報酬ヲ信託管理人ニ與フルコトヲ得

第十一條 受託者ハ共同受託者ノ一人タル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス

第十二條 法令ニ依リ或財產權ヲ享有スルコトヲ得サル者ハ受託者トシテ其ノ權利ヲ有スルト同一ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス

第十三條 信託ハ訴訟行為ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第十四條 信託行為ニ依リ受託者トシテ指定セラレタル者ハ當然信託利益ヲ享受ス但シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

第十五條 不特定ノ受託者又ハ未タ存在セザル受託者アル場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託管理人ヲ選任スルコトヲ得但シ信託行為ヲ以テ信託管理人ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 信託管理人ハ前項ノ受託者ノ爲自己ノ名ヲ以テ信託ニ關スル裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有ス

第十七條 裁判所ハ事情ニ依リ信託財產中ヨリ相當ノ報酬ヲ信託管理人ニ與フルコトヲ得

第十八條 受託者ハ共同受託者ノ一人タル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス

第十九條 法令ニ依リ或財產權ヲ享有スルコトヲ得サル者ハ受託者トシテ其ノ權利ヲ有スルト同一ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス

第二十條 信託ハ訴訟行為ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第十三條 受託者ハ信託財產ノ占有ニ付委託者ノ占有ノ瑕疵ヲ承繼ス
第十四條 信託財產ノ管理、處分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財產ハ信託財產ニ屬ス

第十五條 信託財產ハ信託者ノ相續財產ニ屬セス

第十六條 信託財產ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル權利又ハ信託事務ノ處理ニ付生シタル權利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財產ニ對シ強制執行ヲ爲シ又ハ之ヲ質賣スルコトヲ得ス

第十七條 債權者カ其ノ債權者ヲ害スルコトヲ知リテ信託ヲ爲シタル場合ニ於テハ債權者ハ受託者カ善意ナルトキト雖民法第四百二十四條第一項ニ規定スル取消權ヲ行フコトヲ得

第十八條 前項ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ受託者カ既ニ受ケタル利益ニ影響ヲ及ボサス但シ受託者ノ債權カ消滅期ニ到ラサルトキ又ハ受託者カ其ノ利益ヲ受ケタル當時債權者ヲ害スヘキ事實ヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 受託者ハ信託財產ノ占有ニ付委託者ノ占有ノ瑕疵ヲ承繼ス

第二十條 信託財產ノ管理、處分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財產ハ信託財產ニ屬ス

第二十一條 信託財產ハ信託者ノ相續財產ニ屬セス

第二十二條 信託財產ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル權利又ハ信託事務ノ處理ニ付生シタル權利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財產ニ對シ強制執行ヲ爲シ又ハ之ヲ質賣スルコトヲ得ス

第二十三條 債權者カ其ノ債權者ヲ害スルコトヲ知リテ信託ヲ爲シタル場合ニ於テハ債權者ハ受託者カ善意ナルトキト雖民法第四百二十四條第一項ニ規定スル取消權ヲ行フコトヲ得

第二十四條 前項ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ受託者カ既ニ受ケタル利益ニ影響ヲ及ボサス但シ受託者ノ債權カ消滅期ニ到ラサルトキ又ハ受託者カ其ノ利益ヲ受ケタル當時債權者ヲ害スヘキ事實ヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 受託者ハ信託財產ノ占有ニ付委託者ノ占有ノ瑕疵ヲ承繼ス

第二十六條 信託財產ノ管理、處分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財產ハ信託財產ニ屬ス

第二十七條 信託財產ハ信託者ノ相續財產ニ屬セス

第二十八條 信託財產ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル權利又ハ信託事務ノ處理ニ付生シタル權利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財產ニ對シ強制執行ヲ爲シ又ハ之ヲ質賣スルコトヲ得ス

第二十九條 債權者カ其ノ債權者ヲ害スルコトヲ知リテ信託ヲ爲シタル場合ニ於テハ債權者ハ受託者カ善意ナルトキト雖民法第四百二十四條第一項ニ規定スル取消權ヲ行フコトヲ得

第三十條 前項ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ受託者カ既ニ受ケタル利益ニ影響ヲ及ボサス但シ受託者ノ債權カ消滅期ニ到ラサルトキ又ハ受託者カ其ノ利益ヲ受ケタル當時債權者ヲ害スヘキ事實ヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 受託者ハ信託財產ノ占有ニ付委託者ノ占有ノ瑕疵ヲ承繼ス

第三十二條 信託財產ノ管理、處分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財產ハ信託財產ニ屬ス

第三十三條 信託財產ハ信託者ノ相續財產ニ屬セス

第三十四條 信託財產ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル權利又ハ信託事務ノ處理ニ付生シタル權利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財產ニ對シ強制執行ヲ爲シ又ハ之ヲ質賣スルコトヲ得ス

第三十五條 債權者カ其ノ債權者ヲ害スルコトヲ知リテ信託ヲ爲シタル場合ニ於テハ債權者ハ受託者カ善意ナルトキト雖民法第四百二十四條第一項ニ規定スル取消權ヲ行フコトヲ得

第三十六條 前項ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ受託者カ既ニ受ケタル利益ニ影響ヲ及ボサス但シ受託者ノ債權カ消滅期ニ到ラサルトキ又ハ受託者カ其ノ利益ヲ受ケタル當時債權者ヲ害スヘキ事實ヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十七條 受託者ハ信託財產ノ占有ニ付委託者ノ占有ノ瑕疵ヲ承繼ス

ニ因リ信託財産ニ付權利ヲ承継スルコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ第十八條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條 信託行為ノ當時豫見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ニ因リ信託財産ノ管理方法カ受益者ノ利益ニ適セサルニ至リタルトキハ委託者、其ノ相續人、受益者又ハ受託者ハ其ノ變更ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ裁判所ノ定メタル管理方法ニ付之ヲ準用ス

第二十四條 受託者數人アルトキハ信託財産ハ其ノ合有トス

前項ノ場合ニ於テ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外信託事務ノ處理ハ受託者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ其ノ一人ニ對シテ爲シタル意思表示ハ他ノ受託者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生ス

第二十五條 受託者數人アルトキハ信託行為ニ因リ受益者ニ對シテ負擔スル債務ハ之ヲ連帶トシ信託事務ノ處理ニ付負擔スル債務亦同シ

第二十六條 受託者ハ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り他人ヲシテ自己ニ代リテ信託事務ヲ處理セシムルコトヲ得

付テノミ其ノ責任ニ任ス信託行為ニ依リ他人ヲシテ信託事務ヲ處理セシメタルトキ亦同シ

受託者ニ代リテ信託事務ヲ處理スル者ハ受託者ト同一ノ責任ヲ負フ

第二十七條 受託者カ管理ノ失當ニ因リテ信託財産ニ損失ヲ生セシメタルトキ又ハ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ處分シタルトキハ委託者、其ノ相續人、受益者及他ノ受託者ハ其ノ受託者ニ對シテ損失ノ填補又ハ信託財産ノ復舊ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條 信託財産ハ固有財産及他ノ信託財産ト分別シテ之ヲ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産タル金錢ニ付テハ各別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル

第二十九條 第二十七條ノ規定ハ受託者カ前條ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ管理シタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ信託財産ニ損失ヲ生シタルトキハ受託者ハ分別シテ管理ヲ爲シタル場合ニ於テモ損失ヲ生スヘカリシコトヲ證明スルニ非サレハ不可抗力ヲ理由トシテ其責ヲ免ルルコトヲ得

第三十條 信託財産ニ付附合、混和又ハ加工アリタル場合ニ於テハ各信託財産及固有財産ハ各別ノ所有者ニ屬スルモノト看做シ民法第二百四十二條乃至第二百四十八條ノ規定ヲ適用ス

第三十一條 受託者カ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ處分シタルトキハ受益者ハ相手方又ハ轉得者ニ對シテ其ノ處分ヲ取消スコトヲ得但シ信託ノ登記若ハ登録アリタルトキ又ハ登記若ハ登録スヘカラサル信託財産ニ付テハ相手方及轉得者ニ於テ其ノ處分カ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限ル

第三十二條 受益者數人アル場合ニ於テ其ノ一人カ前條ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ他ノ受益者ノ爲ニ其ノ效力ヲ生ス

第三十三條 第三十一條ニ規定スル取消權ハ受益者又ハ信託管理人カ取消ノ原因アルコトヲ知リタル時ヨリ一月内ニ之ヲ行ハサルトキハ消滅ス處分ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第三十四條 受託者タル法人カ其ノ任務ニ背キタルトキハ之ニ干與シタル理事又ハ之ニ準スヘキ者亦連帶シテ其ノ責任ヲ負フ

第三十五條 受託者ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ爲ス場合ヲ除ク外特約アルニ非サレハ報酬ヲ受クルコトヲ得

第三十六條 受託者ハ信託財産ニ關シテ負擔スル租稅、公課其ノ他ノ費用又ハ信託事務ヲ處理スル爲自己ニ過失ナクシテ受ケタ

ル損害ノ補償ニ付テハ信託財産ヲ賣却シ他ノ權利者ニ先チテ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

受託者ハ受益者ニ對シテ前項ノ費用又ハ損害ニ付テハ補償ヲ請求シ又ハ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得但シ受益者カ不特定ナルトキ及未タ存在セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ受益者カ其ノ權利ヲ拋棄シタル場合ニ之ヲ適用セズ

第三十七條 前條ノ規定ハ受託者カ信託財産ヨリ報酬ヲ受クヘキ場合ニ其ノ報酬ニ付テハ費用又ハ受託者カ受益者ヨリ報酬ヲ受クヘキ場合亦同シ

第三十八條 第三十六條又ハ前條ニ規定スル受託者ノ權利ハ受託者カ第二十七條又ハ第二十九條ノ規定ニ依リ損失ノ填補及信託財産復舊ノ義務ヲ履行シタル後ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得

第三十九條 受託者ハ帳簿ヲ備ヘ各信託ニ付其ノ事務ノ處理及計算ヲ明ニスルコトヲ要ス

受託者ハ信託引受ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於テ各信託ニ付財産目録ヲ作ルコトヲ要ス

第四十條 利害關係人ハ何時ニテモ前條ノ書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

委託者、其ノ相續人及受益者ハ信託事務ノ

處理ニ關スル書類ノ閲覧ヲ請求シ且信託事務ノ處理ニ付説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十一條 信託事務ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ爲ス場合ヲ除ク外裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職務ヲ以テ信託事務ノ處理ニ付検査ヲ爲シ且検査役ヲ選任シ其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第四十二條 受託者カ死亡シタルトキ又ハ破産、禁治産若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス受託者タル法人カ解散シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ受託者ノ相續人、其ノ法定代理人、破産管財人、後見人、保佐人又ハ清算人ハ新受託者カ信託事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至ル迄信託財産ヲ保管シ且信託事務ノ引繼ニ必要ナル行為ヲ爲スコトヲ要ス法人合併ノ場合ニ於テ合併ニ因リテ設立シタル法人又ハ合併後存続スル法人亦同シ

第四十三條 受託者ハ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外受益者及委託者ノ承諾アルニ非サレハ其ノ任務ヲ辭スルコトヲ得

第四十四條 信託行為ニ依リ特定ノ資格ニ基キ受託者ト爲リタル者其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス

第四十五條 第四十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ任務終了シタル者ハ新受託者カ信託事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至ル迄仍受託者ノ權利義務ヲ有ス

第四十六條 已ムコトヲ得サル事由アルトキハ受託者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辭スルコトヲ得

第四十七條 受託者カ其ノ任務ニ背キタルトキ其ノ他重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ委託者、其ノ相續人又ハ受益者ノ請求ニ因リ受託者ヲ解任スルコトヲ得

第四十八條 第四十六條又ハ前條ノ規定ニ依リ受託者其ノ任務ヲ辭シ又ハ解任セラレタルトキハ裁判所ハ信託財産ノ管理人ヲ選任シ其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第四十九條 受託者ノ任務終了ノ場合ニ於テハ利害關係人ハ新受託者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ遺言ニ依リ受託者トシテ指定セラレタル者カ信託ノ引受ヲ爲サス又ハ之ヲ爲スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セズ

第八條第三項ノ規定ハ受託者ニ付之ヲ準用ス

第五十條 受託者ノ更迭アリタルトキハ信託財産ハ前受託者ノ任務終了ノ時ニ於テ新受

託者ニ讓渡サレタルモノト看做ス
 受託者數人アル場合ニ於テ其ノ一人ノ任務
 終了シタルトキハ信託財産ハ當然他ノ受託
 者ニ歸ス
 第五十一條 第二十七條又ハ第二十九條ニ規
 定スル權利ハ新受託者亦之ヲ行フコトヲ得
 第五十二條 受託者ノ更迭アリタルトキハ新
 受託者ハ前受託者カ信託行爲ニ因リ受益者
 ニ對シテ負擔シタル債務ヲ承繼ス
 前項ノ規定ハ第五十條第二項ノ場合ニ之ヲ
 準用ス
 信託事務ノ處理ニ付シタル債權ハ信託財
 産ノ限成ニ於テ新受託者ニ對シテモ亦之ヲ
 行フコトヲ得
 第五十三條 信託財産ニ對スル強制執行又ハ
 裁賣手續ハ新受託者ニ對シテ之ヲ續行スル
 コトヲ得
 第五十四條 前受託者ハ第三十六條第一項ニ
 規定スル費用若ハ損害ノ補償ヲ受クル權利
 又ハ第三十七條ニ規定スル報酬ヲ受クル權利
 利ニ基キ新受託者ニ對シ信託財産ニ付強制
 執行ヲ爲シ又ハ之ヲ裁賣スルコトヲ得
 前受託者ハ前項ノ權利ヲ行フ爲信託財産ヲ
 留置スルコトヲ得
 第五十五條 受託者更迭ノ場合ニ於テハ信託
 事務ノ計算ヲ爲シ受益者又ハ信託管理人ノ
 立會ヲ以テ事務ノ引繼ヲ爲スコトヲ要ス

受益者又ハ信託管理人カ前項ノ計算ヲ承認
 シタルトキハ前受託者ノ其ノ受益者ニ對ス
 ル引繼ニ關スル責任カ之ニ因リテ解除セラ
 レタルモノト看做ス
 第五十六條 信託行爲ヲ以テ定メタル事由發
 生シタルトキ又ハ信託ノ目的ヲ達シ若ハ達
 スルコト能ハザルニ至リタルトキハ信託ハ
 之ニ因リテ終了ス
 第五十七條 委託者カ信託利益ノ全部ヲ享受
 スル場合ニ於テハ委託者又ハ其ノ相續人ハ
 何時ニテモ信託ヲ解除スルコトヲ得此ノ場
 合ニ於テハ民法第六百五十一條第二項ノ規
 定ヲ準用ス
 第五十八條 前條ノ場合ヲ除クノ外受益者カ
 信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テ信託
 財産ヲ以テスルニ非サレハ其ノ債務ヲ完済
 スルコト能ハザルトキ其ノ他已ムコトヲ得
 サル事由アルトキハ裁判所ハ受益者又ハ利
 害關係人ノ請求ニ因リ信託ヲ解除ヲ命スル
 コトヲ得
 第五十九條 第五十七條及前條ノ規定ニ拘ラ
 ス信託ノ解除ニ關シ信託行爲ニ別段ノ定メ
 ルトキハ其ノ定メ從フ
 第六十條 信託ノ解除ハ將來ニ向テノ其ノ
 效力ヲ生ス
 第六十一條 第五十七條又ハ第五十八條ノ規

定ニ依リ信託カ解除セラレタルトキハ信託
 財産ハ受益者ニ歸屬ス
 第六十二條 信託終了ノ場合ニ於テ信託行爲
 ニ定メタル信託財産ノ歸屬權利者ナキトキ
 ハ其ノ信託財産ハ委託者又ハ其ノ相續人ニ
 歸屬ス
 第六十三條 信託終了ノ場合ニ於テ信託財産
 カ其ノ歸屬權利者ニ移轉スル迄ハ仍信託ハ
 存續スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ歸
 屬權利者ヲ受益者ト看做ス
 第六十四條 第五十三條及第五十四條ノ規定
 ハ信託ノ終了ニ因リ信託財産カ受益者其ノ
 他ノ者ニ歸屬シタル場合ニ之ヲ準用ス
 第六十五條 信託終了ノ場合ニ於テハ受託者
 ハ信託事務ノ最終ノ計算ヲ爲シ受益者ノ承
 認ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ第五十
 五條第二項ノ規定ヲ準用ス
 第六十六條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝
 其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信
 託トシ其ノ監督ニ付テハ後六條ノ規定ヲ適
 用ス
 第六十七條 公益信託ハ主務官廳ノ監督ニ屬
 ス
 第六十八條 公益信託ノ引受ニ付テハ受託者
 ハ主務官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス
 第六十九條 主務官廳ハ何時ニテモ公益信託
 事務ノ處理ニ付検査ヲ爲シ且財産ノ供託其

ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得
 受託者ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ信託事
 務及財産ノ狀況ヲ公告スルコトヲ要ス
 第七十條 公益信託ニ付信託行爲ノ當時豫見
 スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ヲ生シタル
 トキハ主務官廳ハ信託ノ本旨ニ反セザル限
 リ信託ノ條項ノ變更ヲ命スルコトヲ得
 第七十一條 公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ
 得サル事由アル場合ニ限リ主務官廳ノ許可
 ヲ受テ其ノ任務ヲ辭スルコトヲ得
 第七十二條 公益信託ニハ第八條第一項
 第三項、第二十二條第一項但書及第四十七
 條乃至第四十九條ニ規定スル裁判所ノ權限
 ハ主務官廳ニ屬ス但シ第七十七條及第四十
 九條ニ規定スル權限ニ付テハ職權ヲ以テ之
 ヲ行フコトヲ得
 第七十三條 公益信託終了ノ場合ニ於テ信託
 財産ノ歸屬權利者ナキトキハ主務官廳ハ其
 ノ信託ノ本旨ニ從ヒ類似ノ目的ノ爲ニ信託
 ヲ繼續セシムルコトヲ得
 附則
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正
 十一年勅令第五百十二號ヲ以テ大正十二年一
 月一日ヨリ之ヲ施行ス)

**有價證券ノ信託財産ニ屬
 表示及信託財産ニ屬
 スル金銭ノ管理ニ關
 スル件** (大正十一年十二月二十八日
 勅令第五百十九號)
 第一條 信託法第三條第二項ノ規定ニ依ル信
 託財産ナルコトノ表示ハ委託者又ハ受託者
 ノ請求ニ因リ公債、株式又ハ社債ニ付テハ
 發行者又ハ公證人、其ノ他ノ有價證券ニ付
 テハ公證人之ヲ爲ス但シ國債ニ付テハ日本
 銀行ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得
 第二條 公證人前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ
 信託表示簿ニ證券ノ種類及番號並委託者及
 受託者ノ氏名ヲ記載シ證券ニハ信託財産ナ
 ルコト及番號番號ヲ記載シテ日附アル印章
 ヲ捺シ、尙其ノ印章ヲ以テ信託表示簿ト證
 券ト 動印ヲ爲スヘシ
 第三條 信託表示簿ニハ豫メ番號ヲ印刷シ請求
 順ヲ以テ前項ノ規定ニ從ヒ記入ヲ爲スコト
 ヲ要ス
 第四條 信託表示簿ニハ地方裁判所長其ノ紙數ヲ表
 紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ捺シ
 シ且職印ヲ以テ毎紙ノ綴ニ契印ヲ爲スコト
 ヲ要ス

第三條 發行者又ハ日本銀行第一條ノ請求ヲ
 受ケタルトキハ證券ニ信託財産ナルコトヲ
 記載シ其ノ年月日ヲ附記シ記名捺印スヘシ
 第四條 第一條、第二條第一項及前條ノ規定
 ハ受託者カ信託財産ナルコトノ表示ノ抹消
 ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス
 第五條 規定スル表示ノ抹消ハ受益者モ亦之
 ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ
 事由ヲ證スル書面ヲ申請書ニ添付スルコト
 ヲ要ス
 第六條 信託財産ニ屬スル金銭ノ運用ハ信託
 行爲ヲ以テ別段ノ定メ爲シタル場合ヲ除ク
 ノ外左ノ方法ニ依ルコトヲ要ス
 一 公債及特別ノ法令ニ依リテ設立シタ
 ル會社ノ社債ノ應募、引受又ハ買入
 二 國債其ノ他前號ノ有價證券ヲ擔保ト
 スル貸付
 三 郵便貯金
 四 貯蓄銀行及特別ノ法令ニ依リテ設立
 シタル銀行ヘノ預金
 五 前號ノ銀行以外ノ銀行ヘノ預金
 前項第五號ノ方法ニ依ル運用ハ當該方法ニ
 依ルノ已ムコトヲ得サレ事由アリト認メラ
 ルル場合ニ限ル
 附則
 本令ハ信託法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

有價證券ノ信託財産表示及信託財産ニ屬スル金銭ノ管理ニ關スル件

遺失物法

(明治三十二年三月二十四日)
法律第二十號
改正、大正二一法律第四號
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル遺失物法ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 他人ノ遺失シタル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ遺失者又ハ所有者其ノ他物件同復ノ請求權ヲ有スル者ニ其ノ物件ヲ返還シ又ハ警察官署ニ之ヲ差出スヘシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ハ返還スルノ限ニ在ラス
物件ヲ警察官署ニ差出シタルトキハ警察官署ハ物件ヲ返還ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ若シ返還ヲ受クヘキノ氏名又ハ居所ヲ知ルコト能ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ爲スヘシ
第二條 警察官署ハ其ノ保管ノ物件滅失又ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ相當ノ費用若ハ手數ヲ要スルコトキハ命令ノ定ムル方法ニ從ヒ之ヲ賣却スルコトヲ得
賣却ノ費用ハ賣却代金ヨリ支辨ス
賣却費用ヲ控除シタル賣却代金ノ殘額ハ拾得物ト看做シテ之ヲ保管ス

賣却處分ニ對シテハ出訴スルコトヲ得ス
第三條 拾得物ノ保管費公告費其ノ他必要ナル費用ハ物件ヲ返還ヲ受タル者又ハ物件ノ所有權ヲ取得シ之ヲ引取ル者ノ負擔トシ民法第二百九十五條乃至第三百二條ノ規定ヲ適用ス
第四條 物件ノ返還ヲ受クル者ハ物件ノ價格百分ノ五ヨリ少カラス二十ヨリ多カラサル報勞金ヲ拾得者ニ給スヘシ但シ國庫其ノ他公ノ法人ハ報勞金ヲ請求スルコトヲ得ス
第五條 第二條ニ依リ賣却シタル物件ニ付テハ賣却代金ノ額ヲ以テ物件ノ價格トス
第六條 第三條ノ費用及第四條ノ報勞金ハ物件ヲ返還シタル後一個月ヲ過タルトキハ之ヲ請求スルコトヲ得ス
第七條 拾得者ハ豫メ申告シテ拾得物ニ關スル一切ノ權利ヲ拋棄シ義務ヲ免ルルコトヲ得
第八條 物件ノ返還ヲ受クヘキ者ハ其ノ權利ヲ拋棄シテ第三條ノ費用及第四條ノ報勞金辨償ノ義務ヲ免ルルコトヲ得
物件ノ返還ヲ受クヘキ各權利者其ノ權利ヲ拋棄シタルトキハ拾得者其ノ物件ノ所有權ヲ取得ス但シ拾得者其ノ取得權ヲ拋棄シ第一項ノ例ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ得
法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ヲ拾得シタル者ハ所有權ヲ取

得スルノ限ニ在ラス
第九條 拾得物其ノ他本法ノ規定ヲ準用スル物件ヲ領シタルニ依リ處罰セラントル者及拾得ノ日ヨリ七日内ニ第一條第一項又ハ第十一條第一項ノ手續ヲ爲ササル者ハ第三條ノ費用及第四條ノ報勞金ヲ受タルノ權利ヲ失フ(大正二年法律第四號ヲ以テ本條改正)
第十條 管守者アル船車建築物其ノ他公衆ノ通行ヲ禁シタル構内ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者ハ其ノ物件ヲ管守者ニ交付スヘシ
前項ノ場合ニ於テハ船車建築物等ノ占有者ヲ以テ拾得者トス自己ノ管守スル場所ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者亦同シ
本條ノ場合ニ於テ報勞金ハ前項ノ占有者ト現ニ物件ヲ拾得シタル者ト折半スヘシ
第十一條 犯罪者ノ置去リタルモノト認ムル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ此ノ物件ヲ警察官署ニ差出スヘシ
前項ノ物件ニ關シテハ法律ノ規定ニ依リ沒收スルモノヲ除ク外民法及民法第二百四十條ノ規定ヲ準用ス但シ公訴權消滅ノ日ヨリ一箇年間運付ヲ受タル者ナキトキニ限り拾得者ニ於テ所有權ヲ取得ス
犯罪捜査ノ爲必要ナルトキハ警察官ニ於テ公訴權消滅ノ日マテ公告ヲ爲ササルコトヲ

第十二條 誤テ占有シタル物件他人ノ置去リタル物件又ハ逃走ノ家畜ニ關シテハ本法及民法第二百四十條ノ規定ヲ準用ス但シ誤テ占有シタル物件ニ關シテハ第三條ノ費用及第四條ノ報勞金ヲ請求スルコトヲ得ス

第十三條 埋藏物ニ關シテハ第十條ノ外本法ノ規定ヲ準用ス
學術技藝若ハ考古ノ資料ニ供スヘキ埋藏物ニシテ其ノ所有者知レサルトキハ其ノ所有權ハ國庫ニ歸屬ス此ノ場合ニ於テハ國庫ハ埋藏物ノ發見者及埋藏物ヲ發見シタル土地ノ所有者ニ通知シ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ給スヘシ

第十四條 埋藏物ノ發見者ト埋藏物ヲ發見シタル土地ノ所有者ト異ルトキハ前項ノ金額ハ折半シテ之ヲ給スヘシ

第十五條 本法ノ規定ニ依リ警察官署ニ保管スル物件ニシテ交付ヲ受タル者ナキトキハ

其ノ所有權國庫ニ歸屬ス
第十六條 (同上ヲ以テ本條削除)
第十七條 明治九年第五十六號布告遺失物取扱規則ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

戶籍法

(大正三年三月十日)
法律第二十號
改正 (大正一〇一法律第四十八號)
(大正一三〇一法律第二十號)
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル戶籍法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一章 戶籍事務ノ管掌
第一條 戶籍ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ管掌ス
第二條 市町村長ハ自己又ハ自己ト家ヲ同シクスル者ニ關スル戶籍事件ニ付キ其職務ヲ行フコトヲ得ス
第三條 戶籍事務ハ市役所又ハ町村役場ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ノ一人ノ判事又ハ監督判事之ヲ監督ス
戶籍事務ノ監督ニ付テハ司法行政ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス
第四條 市町村長方其職務ノ執行ニ付キ届出人其他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其損害カ市町村長ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限り之ヲ賠償スル責任

第五條 市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ本法中市、市長及ヒ市役所ニ關スル規定ハ區、區長及ヒ區役所ニ之ヲ準用ス

第六條 市制町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ本法中市町村、市町村長及ヒ市役所並ニ町村役場ニ關スル規定ハ之ニ相當スル地區、吏員及ヒ公署ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ市町村長ノ職務ヲ行フ吏員ノ事務ヲ代理スル吏員ナキ地ニ在リテハ其地ヲ管轄スル地方裁判所ノ長司法大臣ノ認可ヲ得テ豫メ其代理者ヲ定ム

第七條 第二條及ヒ第四條ノ規定ハ戶籍事務ヲ管掌スル吏員ノ代理者ニ之ヲ準用ス

第八條 本法ノ規定ニ依リテ納付スル手数料ハ之ヲ市町村ノ收入トス

手数料ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 戶籍簿

第九條 戶籍ハ市町村ノ區域内ニ本籍ヲ定メタル者ニ付キ戶籍ヲ本トシテ一戶毎ニ之ヲ編製ス

第十條 戶籍ハ地番號ノ順序ニ從ヒ之ヲ編製シテ帳簿ト爲ス

一ノ市町村内ニ各別ニ地番號ヲ附シタル二個以上ノ區畫アル場合ニ於テハ其區畫ノ順序ハ市町村長之ヲ定ム

第十一條 戶籍ハ正副二本ヲ設ク
正本ハ之ヲ市役所又ハ町村役場ニ備ヘ副本ハ監督區裁判所之ヲ保存ス

第十二條 新ニ戶籍ヲ編製シタルトキハ市町村長ハ遲滞ナク其副本ヲ監督區裁判所ニ送付スルコトヲ要ス

第十三條 戶籍簿ハ事變ヲ避クル爲メニスル場合ヲ除ク外市役所又ハ町村役場外ニ之ヲ持出スコトヲ得ス

第十四條 戶籍簿ヲ閱覽シ又ハ戶籍ノ原本若クハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ手数料ヲ納付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ原本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

市町村長ハ正當ノ理由アル場合ニ限リ前二項ノ請求ヲ拒ムコトヲ得此場合ニ於テハ書面ヲ以テ其旨ヲ請求者ニ告知スルコトヲ要ス

原本又ハ抄本ハ市町村長之ヲ作り原本ト相違ナキ旨ヲ附記シ且之ニ職氏名ヲ署シ職印ヲ捺捺スルコトヲ要ス

第十五條 戶籍簿ノ全部若クハ一部力滅失シタルトキ又ハ滅失ノ虞アルトキハ司法大臣ハ其再製又ハ補完ニ付キ必要ナル處分ヲ命ス但滅失ノ場合ニハ其旨ヲ告示スルコトヲ要ス

第十六條 家督相續、廢絶家其他ノ事由ニ因

リ戶籍ノ全部ヲ抹消シタルトキハ其戶籍ハ之ヲ戶籍簿ヨリ除キ別ニ編製シ除籍簿トシテ之ヲ保存ス

除籍簿ノ保存期間ハ司法大臣之ヲ定ム

第十七條 第十三條乃至第十五條ノ規定ハ除籍簿及ヒ除カレタル戶籍ニ之ヲ準用ス

第三章 戶籍ノ記載手續

第十八條 戶籍ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 戶主、前戶主及ヒ家族ノ氏名

二 戶主ノ本籍

三 戶主カ華族又ハ士族ナルトキハ其族稱

四 家族カ戶主ト族稱ヲ異ニスルトキハ其族稱

五 戶主及ヒ家族ノ出生ノ年月日

六 戶主又ハ家族ト爲リタル原因及ヒ年月日

七 戶主及ヒ家族ノ實父母ノ氏名及ヒ戶主及ヒ家族ト實父母トノ續柄

八 戶主又ハ家族カ養子ナルトキハ其養親及ヒ實父母ノ氏名及ヒ養子ト養親及ヒ實父母トノ續柄

九 戶主ト前戶主及ヒ家族トノ續柄

十 家族ノ配偶者又ハ家族ヲ經テ戶主ト親族關係ヲ有スル者ニ付テハ其家族ト

ノ續柄

十一 他家ヨリ入りテ家族ト爲リタル者カ他ノ家族トノ親族關係ヲ有スルトキハ其續柄

十二 他家ヨリ入りテ戶主又ハ家族ト爲リタル者ニ付テハ其原籍、原籍ノ戶主ノ氏名及ヒ其戶主ト戶主又ハ家族ト爲リタル者トノ續柄

十三 後見人又ハ保佐人アル者ニ付テハ後見人又ハ保佐人ノ氏名、本籍及ヒ其就職及ヒ任務終了ノ年月日

十四 其他戶主又ハ家族ノ身分ニ關スル事項

第十九條 戶主及ヒ家族ノ氏名ノ記載ハ左ノ順序ニ依ル

第一 戶主

第二 戶主ノ直系尊屬

第三 戶主ノ配偶者

第四 戶主ノ直系卑屬及ヒ其配偶者

第五 戶主ノ傍系親及ヒ其配偶者

第六 戶主ノ親族ニ非サル者

直系尊屬ノ間ニ在リテハ親等ノ遠キ者ヲ先ニシ直系卑屬又ハ傍系親ノ間ニ在リテハ親等ノ近キ者ヲ先ニス

戶籍ヲ編製シタル後家族ト爲リタル者ニ付テハ戶籍ノ末尾ニ記載スルコトヲ要ス

第二十條 戶籍ノ記載ハ届出、報告、申請若

クハ請求、證書若クハ航海日誌ノ原本又ハ裁判ニ依リ之ヲ爲ス

第二十一條 戶籍ニハ第十八條ニ掲ケタルモノノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 届出又ハ申請ノ受附ノ年月日、事件ノ本人ニ非サル者ノ届出又ハ申請ニ係ル場合ニ於テハ届出人又ハ申請人ノ資格及ヒ氏名、他ノ市町村長又ハ官廳ヨリ届書又ハ申請書ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テハ其受附ノ年月日及ヒ發送者ノ職氏名

二 報告又ハ請求ノ受附ノ年月日及ヒ報告者又ハ請求者ノ職氏名

三 證書又ハ航海日誌ノ原本ノ受附ノ年月日及ヒ證書又ハ航海日誌ノ作製者並ニ原本發送者ノ職氏名

四 戶籍ノ記載ヲ命シタル裁判ノ年月日及ヒ裁判所

第二十二條 市町村長カ届書報告書其他ノ書類ヲ受理シタルトキハ其書類ニ受附ノ番號及ヒ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

本籍地ノ市町村長ハ前項ノ手續ヲ爲シタル後遲滞ナク戶籍ノ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 家督相續、家督相續回復其他ノ事由ニ因リ生スル事項ニ付キ届出、申請又ハ請求アリタルトキハ其届出、申請又ハ請求及ヒ前戶主又ハ戶主ノ名義ヲ有セシ者

ノ戶籍ニ依リテ新戶籍ヲ編製スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ前戶主又ハ戶主ノ名義ヲ有セシ者ノ戶籍ニ事由ヲ記載シテ之ヲ抹消スルコトヲ要ス

家督相續人カ胎兒ナルトキハ其出生ノ記載ヲ爲スマテハ前二項ノ手續ヲ爲スコトヲ要セス此場合ニ於テハ前戶主ノ戶籍中戶主ニ關スル部分ヲ抹消シ家督相續人カ胎兒ナル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十四條 復籍拒絕ノ届出アリタルトキハ復籍拒絕者ノ戶籍ニ届出ノ要旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ手續ヲ爲シタル後新戶籍ヲ編製スルトキハ之ニ復籍拒絕ニ關スル事項ヲ移記スルコトヲ要ス

復籍ヲ拒絕セラレタル者カ死亡シ其他復籍スルコトナキニ至リタルトキハ復籍拒絕ニ關スル事項ヲ抹消スルコトヲ要ス

第二十五條 家督相續人指定ノ届出アリタルトキハ其指定ヲ爲シタル者ノ戶籍ニ届出ノ要旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十六條 離籍又ハ廢家ニ因リ除籍ノ手續ハ離籍セラレタル者ノ一家創立又ハ廢家ヲ爲ス者ノ入籍ノ手續アリタル後之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十七條 一戶ノ全員又ハ一戶内ノ一人若

クハ數人ヲ戶籍ヨリ除クヘキトキハ事由ヲ記載シテ戶籍ノ全部又ハ一部ヲ抹消スルコトヲ要ス

除籍セラルヘキ者ノ本籍カ他ノ市町村ニ轉入スル場合ニ於テハ前項ノ手續ハ入籍ノ通知ヲ受ケタル後之ヲ爲スコトヲ要ス但入籍地ノ市町村長カ届出ヲ受理シタルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ一家創立ノ届出ニ因リ除籍ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十八條 戶籍ノ記載ヲ爲スニハ略字又ハ符號ヲ用キテ字畫明瞭ナルコトヲ要ス

年月日ヲ記載スルニハ壹貳叁拾ノ文字ヲ用ウルコトヲ要ス

字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス若シ訂正補入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其字數ヲ欄外ニ記載シ又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ市町村長之ニ認印シ其削除ニ係ル文字ハ尙ホ明カニ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存スルコトヲ要ス

第二十九條 戶籍ノ記載ヲ爲スニハ市町村長ハ其文末ニ認印スルコトヲ要ス

第三十條 戶籍用紙中ノ一部分ヲ用キ盡シタルトキハ掛紙ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ市町村長ハ職印ヲ以テ掛紙ト本紙トニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第三十一條 届出事件ノ本人ノ本籍カ一ノ市町村ヨリ他ノ市町村ニ轉入スル場合ニ於テ

ハ届出ヲ受理シタル市町村長ハ戶籍ノ記載ヲ爲シタル後遲滞ナク届書ノ一通ヲ他ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス

第三十二條 前條ノ場合ヲ除ク外他ノ市町村長カ戶籍ノ記載ヲ爲スヘキ必要アル場合ニ於テハ届出ヲ受理シタル市町村長ハ遲滞ナク届書ノ一通ヲ他ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス

第三十三條 本籍分明ナラサル者又ハ本籍ナキ者ニ付キ届出ヲ受理シタル後其者ノ本籍カ分明ト爲リタル旨又ハ其者カ本籍ヲ有スルニ至リタル旨届出アリタル場合ニ於テハ前二條ノ規定ハ其届書及ヒ前ニ受理シタル届書ニ付キ之ヲ適用ス

第三十四條 前三條ノ規定ハ届書ニ非サル書面ニ因リ戶籍ノ記載ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ市町村長ハ其受附ケタル書面ノ謄本ヲ作り其謄本ヲ送付スルコトヲ要ス

第三十五條 届書事件ノ本人ノ本籍カ他ノ市町村ニ轉入スル場合ニ於テハ入籍地ノ市町村長ハ戶籍ノ記載ヲ爲シタル後除籍地ノ市町村長ニ入籍ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス但入籍地ノ市町村長カ届出ヲ受理シタルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ市町村長カ一家創立ノ届出ニ因リ除籍ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 戶籍ノ記載手續ヲ完了シタルトキハ届書其他受理シタル書類ハ本籍人及ヒ非本籍人ニ區別シ本籍人ニ關スルモノハ戶籍編綴ノ順序ニ從ヒテ之ヲ編綴シ非本籍人ニ關スルモノハ事件ノ種類ニ依リ各別ニ之ヲ編綴シ且各目録ヲ附スルコトヲ要ス

戶籍ノ記載ヲ要セサル事項ニ付キ受理シタル書類ハ之ヲ合綴シ且目録ヲ附スルコトヲ要ス日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル事項ニ付キ受理シタル書類亦同シ

第三十七條 前條第一項ノ書類ハ一个月毎ニ遲滞ナク之ヲ監督區裁判所ニ送付スルコトヲ要ス

第三十八條 第三十六條ノ書類ノ保存期間ハ司法大臣之ヲ定ム

第三十九條 戶籍ノ記載カ法律上許スヘカラサルモノナルコト又ハ其記載ニ錯誤若クハ遺漏アルコトヲ發見シタル場合ニ於テハ市町村長ハ遲滞ナク届出又ハ届出事件ノ本人ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス但其錯誤又ハ遺漏カ市町村長ノ過誤ニ出テタルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ通知ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ通知ヲ爲シタルモ戶籍訂正ノ申請ヲ爲ス者ナキトキハ市町村長ハ監督區裁判所ノ許可ヲ得テ戶籍ノ訂正ヲ爲スコトヲ得前項但書ノ場合亦同シ

裁判所其他ノ官廳、檢事又ハ吏員カ其職務上戶籍ノ記載ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク届出事件ノ本人ノ本籍地ノ市町村長ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第四十條 同一ノ事件ニ付キ數人ノ届出義務者ヨリ各別ニ届出アリタル場合ニ於テ後ニ受理シタル届出ニ因リテ戶籍ノ記載ヲ爲シタルトキハ前ニ受理シタル届出ニ基キ其戶籍ノ訂正ヲ爲スコトヲ要ス

第四十一條 行政區畫又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタルトキハ戶籍ノ記載ハ訂正セラレタルモノト看做ス但其記載ヲ更正スルコトヲ妨ケス

地番號ノ變更アリタルトキハ戶籍ノ記載ヲ更正スルコトヲ要ス

第四十二條 市町村ノ區域ノ變更アリタルトキハ戶籍及ヒ之ニ關スル書類ハ之ヲ當該市町村ニ引繼クコトヲ要ス

第四十三條 第三十一條乃至第三十四條及ヒ第三十五條第一項ノ規定ハ共通法第三條ノ規定ニ依リテ内地ノ家ヲ去リタル者及ヒ他ノ地域ノ家ヲ去リテ内地ノ家ニ入りタル者ノ戶籍ノ記載手續ニ付キ之ヲ準用ス

(大正十年法律第四十八號ヲ以テ本條追加)

第一節 通則

第四十三條 届出ハ届出事件ノ本人ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第四十四條 日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル届出ハ其寄留地又ハ届出人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

所在地ノ市町村長カ届書ヲ受理シタルトキハ之ヲ寄留地ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス

第四十五條 本籍分明ナラサル者又ハ本籍ナキ者ニ付キ届出アリタル後其者ノ本籍カ分明ト爲リタルトキ又ハ其者カ本籍ヲ有スルニ至リタルトキハ届出人又ハ届出事件ノ本人ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ届出事件ヲ表示シテ届出ヲ受理シタル市町村長ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

第四十六條 届出ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ届出人ノ署名、捺印スルコトヲ要ス

一 届出事件

二 届出ノ年月日

三 届出人ノ出生ノ年月日及ヒ本籍

届出事件ニ因リ届出事件ノ本人ニ隨ヒテ家ヲ去リ、他家ニ入り其他身分ニ變更ヲ生スル者アル場合ニ於テハ届書ニ其者ノ氏名、

出生ノ年月日及ヒ本籍及ヒ身分變更ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十八條 届出人ト届出事件ノ本人ト異ナルトキハ届書ニ其續柄ヲ記載スルコトヲ要ス

届出人カ家族ナルトキハ届書ニ戶主ノ氏名及ヒ届出ノト戸主トノ續柄ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十九條 届出ヲ爲スヘキ者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ以テ届出義務者トス但出生、死亡其他單純ノ事實ニ關スル届出ハ未成年者又ハ禁治産者モ亦之ヲ爲スコトヲ得

親權ヲ行フ者又ハ後見人カ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 届出ヲ爲スヘキ者ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍

二 無能力ノ原因

三 届出人カ親權ヲ行フ者又ハ後見人ナラシムルコト

第五十條 無能力者カ其法定代理人ノ同意ヲ得シテ爲スコトヲ得ヘキ行爲ニ付テハ無能力者之ヲ届出ツルコトヲ要ス

禁治産者カ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ届出事件ノ性質及ヒ效果ヲ理會スルニ足ルヘキ能力ヲ有スルコトヲ證スヘキ診斷書ヲ

添付スコトヲ要ス

第五十一條 籍人ヲ要スル事件ノ届出ニ付テハ籍人ハ届書ニ出生ノ年月日及ヒ本籍ヲ記載シテ署名、捺印スコトヲ要ス

第五十二條 届出人、届出事件ノ本人又ハ證人カ本籍ニ在ラサルトキハ届書ニ其所在ヲ記載スコトヲ要ス

第五十三條 届書ニ記載スヘキ事項ニシテ存セザルモノ又ハ知レザルモノアルトキハ其旨ヲ記載スコトヲ要ス但市町村長ハ特ニ重要ト認ムル事項ヲ記載セザル届書ヲ受理スルコトヲ得ス

第五十四條 届書ニハ本法其他ノ法令ニ定メタル事項ノ外戸籍ニ記載スヘキ事項ヲ明瞭ナラシムル爲メ必要ナルモノハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第五十五條 第二十八條第一項及ヒ第三項ノ規定ハ届書ニ之ヲ準用ス

第五十六條 二箇所以上ノ市役所又ハ町村役場ニ於テ戸籍ノ記載ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ市役所又ハ町村役場ノ數ト同數ノ届書ヲ提出スルコトヲ要ス

本籍地外ニ於テ届出ヲ爲ストキハ前項ノ規定ニ依リモノノ外尙ホ一連ノ届書ヲ提出スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テ相當ト認ムルトキハ市町村長ハ届書ノ原本ヲ作り之ヲ以テ届書ニ

代フルコトヲ得

第五十七條 口頭ヲ以テ届出ヲ爲スニハ届出人ハ市役所又ハ町村役場ニ出頭シ届書ニ記載スヘキ事項ヲ陳述スルコトヲ要ス

市町村長ハ届出人ノ陳述ヲ筆記シ届出ノ年月日ヲ記載シテ届出人ニ讀聞カセ且届出人ヲシテ其書面ニ署名、捺印セシムルコトヲ要ス

届出人カ疾病其他ノ事故ニ因リ出頭スルコト能ハサルトキハ代理人ヲ以テ届出ヲ爲スコトヲ得

第五十八條 届出事件ニ付キ戸主、父母、後見人、親族會其他ノ者ノ同意、承諾又ハ承認ヲ要スルトキハ届書ニ其同意、承諾又ハ承認ヲ證スル書面ヲ添付スコトヲ要ス但同意、承諾又ハ承認ヲ爲シタル者ヲシテ届書ニ其旨ヲ附記シ署名、捺印セシムルヲ以テ足ル

届出事件ニ付キ官廳ノ許可ヲ要スルトキハ届書ニ許可書ノ原本ヲ添付スコトヲ要ス

第五十九條 届書ニ關スル規定ハ第五十七條第二項及ヒ前條第一項ノ書面ニ之ヲ準用ス

第六十條 外國ニ在ル日本人ハ本法ノ規定ニ從ヒ其國ニ駐在スル日本人ハ本法ノ規定ニ從ヒ其國ニ駐在スル日本人カ其國ノ方式ニ從ヒ届出事件ニ關スル證書ヲ作ラシメタ

ルトキハ一个月内ニ其國ニ駐在スル日本人ノ大使、公使又ハ領事ニ其證書ノ原本ヲ提出スルコトヲ要ス

大使、公使又ハ領事カ其國ニ駐在セザルトキハ一个月内ニ本籍地ノ市町村長ニ證書ノ原本ヲ發送スコトヲ要ス

第六十二條 大使、公使又ハ領事ハ前二條ノ規定ニ依リ受理シタル書類ヲ一个月内ニ外務大臣ニ發送シ外務大臣ハ十日以内ニ之本籍地ノ市町村長ニ發送スルコトヲ要ス

第六十三條 届出期間ハ届出事件發生ノ日ヨリ起算ス

裁判確定ノ日ヨリ期間ヲ起算スヘキ場合ニ於テ裁判力發送又ハ交付前確定シタルトキハ其發送又ハ交付ノ日ヨリ起算ス

第六十四條 市町村長カ届出ヲ怠リタル者アルコトヲ知リタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ届出義務者ニ對シ其期間内ニ届出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス

届出義務者カ前項ノ期間内ニ届出ヲ爲ササルトキハ市町村長ハ更ニ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲スコトヲ得

第三十九條第二項ノ規定ハ前二項ノ催告ヲ爲スコト能ハサル場合及ヒ催告ヲ爲スモ届出ヲ爲ササル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ裁判所其他ノ官廳、檢察又ハ吏員カ届出ヲ

怠リタル者アルコトヲ知リタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 市町村長カ届出ヲ受理シタル場合ニ於テ届書ニ欠缺アル爲メ戸籍ノ記載ヲ爲スコト能ハサルトキハ届出義務者ヲシテ其追完ヲ爲サシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第六十六條 届出期間經過後ノ届出ト雖モ市町村長ハ之ヲ受理スルコトヲ要ス

第六十七條 届出人ハ届出ノ受理又ハ不受理ノ證明書ヲ請求スルコトヲ得但受理ノ證明書ヲ請求スル場合ニ於テハ手数料ヲ納付スルコトヲ要ス

利害關係人ハ手数料ヲ納付シテ第三十六條ノ書類ノ閲覧ヲ請求シ又ハ其書類ニ記載シタル事項ニ付キ證明書ヲ請求スルコトヲ得第十四條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

利害關係人ハ特別ノ理由アル場合ニ限り第三十七條ノ書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

第六十八條 届出人其他ノ者カ署名、捺印スルヲ以テ足ル署名スコト能ハサルトキハ署名スルヲ以テ足ル署名スコト能ハサルトキハ氏名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ足ル署名スコト能ハス且捺印スルヲ有セザルトキハ氏名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ足ル署名スコト能ハス

前項ノ場合ニ於テハ書面ニ其事由ヲ記載ス

ルコトヲ要ス

第二節 出生

第六十九條 出生ノ届出ハ十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 子ノ氏名及ヒ男女ノ別
- 二 子カ私生子又ハ庶子ナルトキハ其旨
- 三 出生ノ年月日時及ヒ場所
- 四 父母ノ氏名、本籍及ヒ職業
- 五 子ノ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 六 子カ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因及ヒ場所
- 七 日本ノ國籍ヲ有セザル者ノ子ナルトキハ其旨

第七十條 出生ノ届出ハ出生地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 汽車又ハ航海日誌ヲ備ヘサル船舶中ニテ出生アリタル場合ニ於テハ到着地ニ於テ届出ヲ爲スコトヲ得

第七十二條 嫡出子出生ノ届出ハ父之ヲ爲シ父カ届出ヲ爲スコト能ハサル場合又ハ民法第七百三十四條第一項、第二項但書ノ場合ニ於テハ母之ヲ爲スコトヲ要ス

庶子出生ノ届出ハ父之ヲ爲シ私生子出生ノ届出ハ母之ヲ爲スコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スヘキ者カ届出ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ左ニ掲ケタル者ハ其順序ニ從ヒ届出ヲ爲スコトヲ要ス

- 第一 戸主
- 第二 同居者
- 第三 分産ニ立會ヒタル醫師又ハ重要第四 分産ヲ介抱シタル者
- 第七十三條 嫡出子否認ノ訴ヲ提起シタルトキト雖モ出生ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス
- 第七十四條 民法第八百二十條ノ規定ニ依リ裁判所カ父ヲ定ムヘキトキハ出生ノ届出ハ母之ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ届書ニ父ノ未定ナル事由ヲ記載スルコトヲ要ス
- 第七十二條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第七十五條 航海中ニ出生アリタルトキハ艦長又ハ船長ハ二十四時内ニ第六十九條第二項ニ掲ケタル事項ヲ航海日誌ニ記載シテ署名、捺印スルコトヲ要ス
- 前項ノ手續ヲ爲シタル後艦船カ日本ノ港ニ著シタルトキハ艦長又ハ船長ハ運滞ナク出生ニ關スル航海日誌ノ原本ヲ其地ノ市町村長ニ發送スルコトヲ要ス
- 艦船カ外國ノ港ニ著シタルトキハ艦長又ハ船長ハ運滞ナク出生ニ關スル航海日誌ノ原本

本邦其國ニ駐在スル日本ノ大使、公使又ハ領事ニ發送シ大使、公使又ハ領事ハ一個月内ニ之ヲ外務大臣ニ發送シ外務大臣ハ十日内ニ之ヲ本籍地ノ市町村長ニ發送スルコトヲ要ス

第七十六條 病院、監獄其他ノ公設所ニ於テ出生アリタル場合ニ於テ父母共ニ届出ヲ爲スコト能ハサルトキハ公設所ノ長又ハ管理人届出ヲ爲スコトヲ要ス

第七十七條 出生ノ届出前ニ子カ死亡シタルトキハ死亡ノ届出ト共ニ出生ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第七十八條 棄兒ヲ發見シタル者又ハ棄兒發見ノ申告ヲ受ケタル警察官ハ二十四時内ニ其旨ヲ市町村長ニ申出ツルコトヲ要ス

前項ノ申出アリタルトキハ市町村長ハ氏名ヲ命シ本籍ヲ定メ且附屬品、發見ノ場所、年月日時其他ノ狀況及ヒ氏名、男女ノ別、出生ノ推定年月日及ニ本籍ヲ調査ニ記載スルコトヲ要ス其調査ハ之ヲ届書トシテ做ス

第七十九條 父又ハ母カ棄兒ヲ引取ルトキハ一個月内ニ第六十九條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シ且戸籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十條 第七十八條第一項又ハ前條ノ手續ヲ爲ス前ニ棄兒カ死亡シタルトキハ死亡ノ届出ト共ニ其手續ヲ爲スコトヲ要ス

第三節 認知

第八十一條 私生子認知ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 子ノ氏名、男女ノ別、出生ノ年月日及ヒ本籍
- 二 死亡シタル子ヲ認知スル場合ニ於テハ死亡ノ年月日
- 三 父カ認知ヲ爲ス場合ニ於テハ母ノ氏名及ヒ本籍及ヒ父ノ職業
- 四 子カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、本籍及ヒ戸主ト子トノ續柄

第八十二條 胎内ニ在ル子ヲ認知スル場合ニ於テハ届書ニ其旨、母ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載シ認知者ノ本籍地ニ於テ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

第八十三條 父カ庶子出生ノ届出ヲ爲シタルトキハ其届出ハ認知届出ノ效力ヲ有ス民法第八百三十六條第二項ノ規定ニ依リ嫡出子タルヘキ者ニ付キ父母カ嫡出子出生ノ届出ヲ爲シタルトキ亦同シ

第八十四條 認知ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ第八十一條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要ス其届書ニハ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

第八十五條 遺言ニ依ル認知ノ場合ニ於テハ遺言執行者ハ其就職ノ日ヨリ十日内ニ認知

ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添附シ第八十一條又ハ第八十二條ノ規定ニ從ヒテ其届出ヲ爲スコトヲ要ス

第八十六條 認知セラレタル胎兒カ死體ニテ生レタルトキハ出生届出義務者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十四日内ニ認知ノ届出地ニ於テ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス但遺言執行者カ前條ノ届出ヲ爲シタル場合ニ於テハ遺言執行者其届出ヲ爲スコトヲ要ス

第八十七條 第五十七條第三項ノ規定ハ第八十一條及ヒ第八十二ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第四節 養子縁組

第八十八條 縁組ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍及ヒ職業
- 二 養子ノ實父母ノ氏名及ヒ本籍
- 三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、本籍及ヒ戸主トノ續柄

養家又ハ養家ヨリ更ニ縁組ニ因リテ他家ニ入ル者ニ付テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外實家ノ戸主、前養親ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス

第八十九條 配偶者ノ一方カ雙方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ其事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十條 民法第八百四十三條ノ規定ニ依リテ縁組ノ承諾ヲ爲シタル場合ニ於テハ届出ハ其承諾ヲ爲シタル者ノ爲スコトヲ得

第九十一條 民法第八百四十八條ノ規定ニ依リ縁組ノ届出ヲ爲ストキハ縁組ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第九十二條 縁組ノ届出ハ養親ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十三條 縁組取消ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名及ヒ本籍
- 二 養子ノ實父母ノ氏名及ヒ本籍
- 三 養子ノ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 四 養子カ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因及ニ場所但實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興ノ場所
- 五 裁判確定ノ日

第九十四條 第五十七條第三項ノ規定ハ縁組ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第五節 養子縁組

第九十五條 縁組ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名、本籍及ヒ職業

- 二 養子ノ實父母ノ氏名及ヒ本籍
- 三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 四 養子ノ復籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 五 養子カ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因及ニ場所但實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興ノ場所

第九十六條 民法第八百六十二條第二項ノ規定ニ依リテ縁組ノ協議ヲ爲シタル場合ニ於テハ届出ハ其協議ヲ爲シタル者ノ爲スコトヲ得

第九十七條 民法第八百六十二條第三項ノ規定ニ依リテ縁組ヲ爲ス場合ニ於テハ養子其届出ヲ爲スコトヲ得

第九十八條 縁組ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ第九十五條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要ス其届書ニハ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十九條 第五十七條第三項ノ規定ハ第九十五條乃至第九十七條ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第六節 婚姻

第一百條 婚姻ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍

- 二 父母ノ氏名及ヒ本籍
- 三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、本籍及ヒ戸主トノ續柄
- 四 入夫婚姻又ハ婿養子縁組ナルトキハ其旨
- 五 入夫婚姻ノ場合ニ於テ入夫カ戸主ト爲ルトキハ其旨

當事者ノ一方カ養家又ハ養家ヨリ更ニ婚姻ニ因リテ他家ニ入ル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外實家ノ戸主、養親ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス

第一百一條 婚姻ノ届出ハ夫ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但入夫婚姻又ハ婿養子縁組ノ場合ニ於テハ妻ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第一百二條 第九十三條ノ規定ハ婚姻取消ノ裁判カ確定シタル場合ニ之ヲ適用ス

捨事カ訴ヲ提起シタル場合ニ於テハ裁判確定ノ後遲滞ナク戸籍記載ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第一百三條 第五十七條第三項ノ規定ハ婚姻ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第七節 離婚

第一百四條 離婚ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 當事者ノ氏名、本籍及ヒ職業
 二 父母ノ氏名及ヒ本籍
 三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 四 婚家ヲ去ル者ノ復籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 五 婚家ヲ去ル者カ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因並ニ場所但實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興ノ場所ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ際本ヲ添附シ前條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要ス其届書ニハ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

第六條 第五十七條第三項ノ規定ハ第四百條ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第八節 親權及ヒ後見
 第七條 父カ親權又ハ管理權ノ喪失ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ母其權利ヲ行フトキハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ際本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス其届書ニハ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十三條 第一項ノ規定ハ失權宣告取消ノ裁判カ確定シタル場合ニ之ヲ適用ス此場合ニ於テハ届書ニ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

第九條 後見開始ノ届出ハ後見人其就職ノ

日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 後見人及ヒ被後見人ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍
 二 被後見人カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 三 後見開始ノ原因及ヒ年月日
 四 後見人就職ノ年月日

第十條 後見人更迭ノ場合ニ於テハ後任者ハ就職ノ日ヨリ十日内ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用ス

第十一條 遺言ニ依ル後見人指定ノ場合ニ於テハ指定ニ關スル遺言ノ原本ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス

後見人選任ノ場合ニ於テハ選任ヲ證スル書面ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス

第十二條 後見終了ノ届出ハ後見人十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 一 被後見人ノ氏名及ヒ本籍
 二 後見終了ノ原因及ヒ年月日

第十三條 前四條ノ届出ハ被後見人ノ本籍地又ハ後見人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十四條 後見人ニ關スル本節ノ規定ハ保佐人ニ之ヲ適用ス

第九節 隠居
 第十五條 隠居ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 隠居者ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍
 二 家督相續人ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍及ヒ家督相續人ト隠居者トノ續柄
 三 隠居ノ原因

第十條 死亡及ヒ失踪
 第十六條 死亡ノ届出ハ届出義務者カ死亡ノ事實ヲ知リタル日ヨリ七日内ニ診断書若クハ検案書又ハ検視圖書ノ原本ヲ添附シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十七條 死亡ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 死亡者ノ氏名、本籍及ヒ職業
 二 死亡ノ年月日時及ヒ場所
 三 死亡者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ戸主ト死亡者トノ續柄

第十七條 左ニ掲ケタル者ハ其順序ニ從ヒ死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス但順序ニハラス届出ヲ爲スコトヲ得
 第一 戸主
 第二 同居者
 第三 家主、地主又ハ家屋若クハ土地ノ管理人

第十八條 死亡ノ届出ハ死亡地ニ於テ之ヲ

爲スコトヲ得
 第十九條 水難、火災其他ノ事變ニ因リ死亡シタル者アル場合ニ於テハ其取調ヲ爲シタル官廳又ハ公署ハ死亡者ノ本籍地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條 死刑ノ執行アリタルトキハ監獄ノ長ハ遺滞ナク監獄所在地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ在監中死亡シタル者ノ引取人ナキ場合ニ之ヲ適用ス此場合ニ於テハ報告書ニ診断書又ハ検案書ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十一條 前二條ノ報告書ニハ第十六條第二項ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十二條 死亡者ノ本籍分明ナラス又ハ死亡者ヲ認識スルコト不能ハサル場合ニ於テハ警察官ハ検視圖書ヲ作り之ヲ添附シテ遺滞ナク死亡地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

死亡者ノ本籍分明ナルニ至リ又ハ死亡者ヲ認識スルコト得ルニ至リタルトキハ警察官ハ遺滞ナク其旨ヲ報告スルコトヲ要ス

第一項ノ報告アリタル後第十七條第一號及ヒ第二號ニ掲ケタル者カ死亡者ヲ認識シタルトキハ十日内ニ死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 第七十一條、第七十五條及ヒ第七十六條ノ規定ハ死亡ノ届出ニ之ヲ適用ス

第二十四條 失踪宣告ノ届出ハ其宣告ヲ請求シタル者裁判ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ際本ヲ添附シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 失踪者ノ氏名及ヒ本籍
 二 民法第三十條ニ定メタル期間満了ノ日
 三 失踪者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ戸主ト失踪者トノ續柄

第十一節 家督相續
 第二十五條 家督相續ノ届出ハ戸主ト爲リタル者相續ノ事實ヲ知リタル日ヨリ一個月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但入夫婚姻ニ因リテ戸主ト爲リタル者ハ此限ニ在ラス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 家督相續ノ原因及ヒ戸主ト爲リタル年月日
 二 前戸主ノ氏名及ヒ前戸主ト戸主トノ續柄

戸主ト爲リタル者カ外國ニ在ル場合ニ於テハ三個月内ニ届書ヲ發送スルヲ以テ足ル

第二十六條 選定ニ因ル家督相續人カ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ選定ヲ證スル書面ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス

第二十七條 家督相續人カ胎兒ナルトキハ母ハ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル日ヨリ一個月内ニ診断書ヲ添附シ家督相續ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 家督相續ノ原因及ヒ相續開始ノ年月日
 二 家督相續人カ胎兒ナルコト
 三 前戸主ノ氏名及ヒ前戸主ト家督相續人トノ續柄

第二十五條第三項ノ規定ハ前項ノ届出ニ之ヲ適用ス

第二十八條 前條ノ届出ヲ爲シタル後胎兒カ死體ニテ生レタルトキハ母ハ一個月内ニ醫師又ハ産婆ノ検案書ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

母カ前項ノ届出ヲ爲ササルトキハ家督相續人ハ分娩ノ事實ヲ知リタル日ヨリ一個月内ニ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第二十九條 家督相續回復ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ一個月内ニ裁判ノ際本ヲ添附シ第百二十五條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要ス

第三十條 第百二十五條及ヒ前三條ノ届出ハ被相續人ノ本籍地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十二節 推定家督不續人ノ廢除
 第三百一十一條 推定家督不續人ノ廢除ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ廢本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 一 廢除セラレタル者ノ氏名及ヒ本籍
 二 廢除ノ原因
 三 裁判確定ノ日
 第三百一十二條 廢除取消ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ廢本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 一 廢除セラレタル者ノ氏名及ヒ本籍
 二 裁判確定ノ日
 第十三節 家督相續人ノ指定
 第三百一十三條 家督相續人指定ノ届書ニハ指定セラレタル者ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス
 第三百一十四條 家督相續人指定取消ノ届書ニハ指定家督相續人ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス
 第三百一十五條 遺言ニ依ル家督相續人ノ指定又ハ指定取消ノ場合ニ於テハ指定又ハ指定取消ニ關スル遺言ノ廢本ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス

第三百一十六條 指定家督相續人カ死亡シタルトキハ指定者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 第十四節 入籍、離籍及ヒ復籍拒絕
 第三百一十七條 民法第七百三十七條ノ規定ニ依リ家族ト爲ラント欲スル者ハ左ノ事項ヲ届書ニ記載シテ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 一 入籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 二 入籍スヘキ家ノ戸主ト入籍スヘキ者トノ續柄
 三 原籍ノ戸主ノ氏名、本籍及ヒ其戸主ト入籍スヘキ者トノ續柄
 第三百一十八條 民法第七百三十八條ノ規定ニ依リ自己ノ親族ヲ家族ト爲サント欲スル者ハ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 届書ニハ前條ニ掲ケタル事項ノ外入籍スヘキ者ノ氏名及ヒ出生ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス
 第三百一十九條 戸主カ其家族ヲ離籍セント欲スルトキハ左ノ事項ヲ届書ニ記載シテ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 一 離籍セラレヘキ者ノ氏名
 二 離籍ノ原因
 第三百二十條 離籍ニ因リテ一家ヲ創立シタル者ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 離籍者ノ氏名及ヒ本籍
 二 離籍ノ原因及ヒ年月日
 第三百二十一條 戸主カ其家族タリシ者ノ復籍ヲ拒マント欲スルトキハ左ノ事項ヲ届書ニ記載シテ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 一 復籍ヲ拒マルヘキ者ノ氏名及ヒ本籍
 二 復籍ヲ拒マルヘキ者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名
 三 復籍拒絕ノ原因
 第三百二十二條 復籍拒絕又ハ復籍スヘキ家ノ廢絶ニ因リテ一家ヲ創立シタル者カ縁組若クハ婚姻ノ取消又ハ離縁若クハ離婚ノ届書ニ其場所ヲ記載セザリシトキハ一家創立ノ事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ其届出ヲ爲スコトヲ要ス
 届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 復籍拒絕者又ハ廢絶家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 二 復籍拒絕ノ原因及ヒ年月日又ハ廢絶ノ年月日
 第十五節 廢家及ヒ絶家
 第三百二十三條 廢家ヲ爲サント欲スル者ハ其者カ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍ヲ届書ニ記載シテ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス但家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者ニ非サルトキハ其旨ヲ届書ニ記載スルコトヲ要ス

第四百四條 絶家ノ家族ハ絶家ノ事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ一家創立ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス
 届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 絶家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 二 絶家ノ原因及ヒ年月日
 第十六節 分家及ヒ廢絶家再興
 第四百四十五條 分家ヲ爲サント欲スル者ハ左ノ事項ヲ届書ニ記載シテ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 一 本家ノ戸主ノ氏名、本籍及ヒ其戸主ト分家ノ戸主トノ續柄
 二 民法第七百四十三條第二項ノ規定ニ依リ分家ノ家族ト爲ルヘキ者アルトキハ其氏名及ヒ出生ノ年月日
 三 分家ノ戸主及ヒ家族ト爲ルヘキ者ノ父母ノ氏名及ヒ本籍
 第四百四十六條 廢絶家ヲ再興セント欲スル者ハ左ノ事項ヲ届書ニ記載シテ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 一 廢絶家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 二 廢絶ノ年月日
 三 廢絶家ト再興ヲ爲ス者ノ家トノ續柄
 四 再興ヲ爲ス者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍
 第十七節 國籍ノ得喪
 第四百四十七條 外國人カ養子縁組又ハ婚姻ニ

因リテ日本ノ國籍ヲ取得スヘキトキハ縁組又ハ婚姻ノ届書ニ國籍取得者ノ原國籍ヲ記載スルコトヲ要ス
 第四百四十八條 外國人カ認知ニ因リテ日本ノ國籍ヲ取得スヘキトキハ認知ノ届書ニ子ノ原國籍ヲ記載スルコトヲ要ス
 認知者カ父ナルトキハ届書ニ母ノ國籍ヲ記載スルコトヲ要ス
 第四百四十九條 歸化ノ届出ハ許可ノ日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 一 歸化ヲ爲シタル者ト共ニ日本ノ國籍ヲ取得シタル者アルトキハ其氏名、出生ノ年月日及ヒ其者ト歸化人トノ續柄
 二 日本ノ國籍ヲ取得セザルトキハ届書ニ其事由ヲ記載スルコトヲ要ス
 第三百五十條 國籍喪失ノ届出ハ戸主又ハ家督相續人其事實ヲ知リタル日ヨリ一个月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 一 國籍喪失者ノ氏名及ヒ本籍
 二 國籍喪失ノ原因及ヒ年月日
 三 新ニ國籍ヲ取得シタルトキハ其國籍

第四百五十一條 國籍喪失者カ滿十七年以上ノ男子ナルトキハ其者カ陸海軍ノ現役ニ服シタルコト又ハ之ニ服スル義務ナキコトヲ證スヘキ書面ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス但シ國籍法第二十條ノ二又ハ第二十二條ノ三ノ規定ニ依ル國籍喪失者ニ付テハ此限ニ在ラズ(大正十三年法律第二十號ヲ以テ但書追加)
 國籍喪失者カ日本ノ官職ヲ帶ヒタル者ナルトキハ其官職ヲ失ヒタルコトヲ證スヘキ書面ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス
 第四百五十二條 國籍回復ノ届出ハ許可ノ日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 一 日本ノ國籍ヲ失ヒタル原因及ヒ年月日
 二 國籍回復前ニ有セシ國籍
 三 許可ノ年月日
 四 國籍回復者ト共ニ日本ノ國籍ヲ取得シ又ハ之ヲ回復シタル者アルトキハ其氏名、出生ノ年月日及ヒ其者ト國籍回復者トノ續柄
 第四百五十三條 氏名變更ノ届出ハ許可ノ日ヨリ
 第十八節 氏名、族稱ノ變更
 及ヒ國籍

リ十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 一 變更前ノ氏名
 二 變更シタル氏名
 三 許可ノ年月日
 第百五十四條 新ニ華族ニ列セラレ又ハ士族ニ編入セラレタル者ハ十日内ニ辭令書又ハ許可書ノ原本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 一 新舊族稱
 二 族稱變更ノ原因
 三 辭令又ハ許可ノ年月日
 第百五十五條 第百五十四條ノ者ハ辭令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ十日内ニ其原本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 第百五十六條 華族又ハ士族ノ族稱ヲ喪失シタル場合ニ於テハ戶主ハ十日内ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 第百五十七條 前條ノ規定ハ處刑ニ因リテ族稱ヲ喪失シタル場合ニハ之ヲ適用セス此場合ニ於テハ裁判所ハ本人ノ本籍地ノ市町村職ニ其旨ヲ報告スルコトヲ要ス

第十九節 轉籍及ヒ就籍
 第百五十八條 轉籍セント欲スルトキハ新本籍ノ届書ニ記載シ戶主其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス
 他ノ市町村ニ轉籍スル場合ニ於テハ戶籍ノ原本ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス
 第百五十九條 轉籍ノ届出ハ轉籍地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得
 第百六十條 本籍ヲ有セザル者ハ其就籍セント欲スル地ヲ管轄スル區裁判所ノ許可ヲ得テ十日内ニ就籍ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス
 届書ニハ第十八條ニ掲ケタル事項ノ外就籍許可ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス
 第百六十一條 就籍ノ届出ハ就籍地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得
 第百六十二條 就籍許可ノ裁判ヲ得タル者カ就籍ノ届出ヲ爲サザルトキハ戶主之ヲ爲スコトヲ要ス
 第百六十三條 第百六十條ノ規定ハ確定判決ニ因リテ就籍ノ届出ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ適用ス此場合ニ於テハ判決ノ原本ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス
 第五章 戶籍ノ訂正
 第百六十四條 戶籍ノ記載力法律上許スヘカラサルモノナルコト又ハ其記載ニ錯誤若クハ遺漏アルコトヲ發見シタル場合ニ於テハ

利害關係人ハ其戶籍ノ存スル市役所又ハ町村役場ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ノ許可ヲ得テ戶籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ得
 第百六十五條 届出ニ因リ效力ヲ生スヘキ行爲ニ付キ戶籍ノ記載ヲ爲シタル後其行爲ノ無効ナルコトヲ發見シタルトキハ届出人又ハ届出事件ノ本人ハ前條ノ區裁判所ノ許可ヲ得テ戶籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ得
 第百六十六條 前二條ノ許可ノ裁判アリタルトキハ一個月内ニ其原本ヲ添附シ戶籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ要ス
 第百六十七條 確定判決ニ因リ戶籍ノ訂正ヲ爲スヘキトキハ訴ヲ提起シタル者ハ判決確定ノ日ヨリ一個月内ニ判決ノ原本ヲ添附シ訂正ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス
 檢察力訴ヲ提起シタル場合ニ於テハ判決確定ノ後遲滞ナク戶籍ノ訂正ヲ請求スルコトヲ要ス
 第百六十八條 第四十三條、第四十六條乃至第五十條、第五十二條乃至第五十九條及第六十三條乃至第六十八條ノ規定ハ戶籍訂正ノ申請ニ之ヲ適用ス
 第六章 抗告
 第百六十九條 戶籍事件ニ付キ市町村長ノ處分ヲ不當トスル者ハ市役所又ハ町村役場ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

トヲ得
 第百七十條 抗告ハ管轄區裁判所ニ抗告狀ヲ提出シテ之ヲ爲ス
 抗告狀ニハ届書又ハ申請書及ヒ關係書類ヲ添附スルコトヲ要ス
 第百七十一條 抗告ヲ受ケタル裁判所ハ抗告ニ關スル書類ヲ市町村長ニ送付シテ其意見ヲ求ムルコトヲ要ス
 第百七十二條 市町村長ハ抗告ヲ理由アリト認ムルトキハ處分ヲ變更シテ其旨ヲ裁判所及ヒ抗告人ニ通知スルコトヲ要ス
 抗告ヲ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ附シ送付ヲ受ケタル日ヨリ五日内ニ書類ヲ裁判所ニ返還スルコトヲ要ス
 第百七十三條 裁判所ハ抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ却下シ理由アリトスルトキハ市町村長ニ相當ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス
 抗告ヲ却下シ又ハ處分ヲ命スル裁判所ハ決定ヲ以テ之ヲ爲シ市町村長及ヒ抗告人ニ送達スルコトヲ要ス
 第百七十四條 裁判所ノ決定ニ對シテハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ限り非訟事件手續法ノ規定ニ從ヒテ抗告ヲ爲スコトヲ得
 抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
 第百七十五條 抗告ノ費用ニ付テハ非訟事件

手續法ノ規定ヲ準用ス
 第七章 罰則
 第百七十六條 正當ノ理由ナクシテ期間内ニ爲スヘキ届出又ハ申請ヲ爲サザル者ハ十圓以下ノ過料ニ處ス
 第百七十七條 第六十四條ノ規定ニ依リ市町村長カ期間ヲ定メテ届出又ハ申請ノ催告ヲ爲シタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ其期間内ニ届出又ハ申請ヲ爲サザル者ハ二十圓以下ノ過料ニ處ス
 第百七十八條 市町村長ハ左ノ場合ニ於テハ三十圓以下ノ過料ニ處ス
 一 正當ノ理由ナクシテ届出又ハ申請ヲ受理セザルトキ
 二 戶籍ノ記載ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ
 三 正當ノ理由ナクシテ戶籍簿、除籍簿又ハ第三十六條ノ書類ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ
 四 正當ノ理由ナクシテ戶籍若クハ除籍カレタル戶籍ノ原本、抄本又ハ第六十七條ノ證明書ヲ交付セザルトキ
 五 其他戶籍事件ニ付キ職務ヲ怠リタルトキ
 第百七十九條 過料ノ裁判ハ過料ニ處セザルヘキ者ノ住所又ハ居所ノ地ヲ管轄スル區裁

判所之ヲ爲ス其裁判及ヒ裁判ノ執行ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス
 第百八十條 戶籍ノ記載ヲ要セザル事項ニ付キ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス日本ノ國籍ヲ有セザル者ニ關スル事項ニ付キ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者亦同シ
 第百八十一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正三年勅令第百二十一號ヲ以テ同四年一月一日ヨリ施行ス)
 第百八十二條 本法ノ施行ニ關スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム
 第百八十三條 本法ノ規定ハ本法施行前ノ届出其他ノ事由ニ因リテ戶籍ノ記載ヲ爲シ又ハ新ニ戶籍ヲ編製スル場合ニモ亦之ヲ適用ス
 第百八十四條 舊法ノ規定ニ依ル戶籍ハ本法ノ規定ニ依ル戶籍トシテ其效力ヲ有ス但本法ノ規定ニ依リ戶籍ニ記載スヘキ事項ニシテ舊法ノ規定ニ依ル戶籍ニ記載ナキモノハ身分登記ニ依リ之ヲ記載スルコトヲ得
 司法大臣ハ前項ノ規定ニ拘ハラズ本法ノ規定ニ依リ戶籍ヲ改製スヘキコトヲ命スルコトヲ得
 第百八十五條 舊法ノ規定ニ依リテ改製セザリシ戶籍ハ司法大臣ノ命スル所ニ依リ本法ノ規定ニ依リテ之ヲ改製スルコトヲ要ス但

記載ヲ要スル事項ニシテ從前ノ戶籍ニ依リ
其實質ヲ知ルコト能ハサルモノハ其記載ヲ
省クコトヲ得

第八十六條 身分登記簿及ヒ舊法ニ保存期
間ノ定アル帳簿並ニ書類ノ保存期間ハ司法
大臣之ヲ定ム

附則 (大正十年法律第四十八號附則)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正
十年勅令第二百八十三號ヲ以テ同年七月一日
ヨリ施行ス)

附則 (大正十三年法律第二十號附則)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正
十三年勅令第二百六十三號ヲ以テ同年十二月
一日ヨリ施行ス)

戶籍法施行細則

(大正三年十月三日
司法省令第七號)

改正
大正四一司法省令第六號、第六號
大正九一司法省令第一二號
大正一三一司法省令第三號

戶籍法施行細則左ノ通相定ム

第一條 戶籍用紙ハ強靱ナル美濃紙ヲ用キ附
録第一號様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ
第二條 戶籍カ敷葉ニ涉ルトキハ職印ヲ以テ
每葉ノ綴目ニ契印スヘシ
舊法ノ規定ニ依ル戶籍ノ用紙ヲ用キ盡シタ
ルトキハ前條ノ戶籍用紙ヲ用キテ其記載ヲ
繼續スヘシ
第三條 戶籍簿ニハ附録第二號様式ニ依ル表
紙ヲ附スヘシ
戶籍簿ハ之ヲ分冊スルコトヲ得此場合ニ於
テハ其表紙ニ番號ヲ記載シ地區ニ依リテ分
冊シタルトキハ其地區ノ名稱ヲモ記載スヘ
シ
第四條 除籍簿ハ年毎ニ之ヲ別冊トシ其表紙
ニ「大正何年除籍簿」ト記載スヘシ
前條ノ規定ハ各年度ノ除籍簿ニ之ヲ準用ス

市町村長ハ相當ト認ムルトキハ數年度ノ除
籍簿ヲ合綴スルコトヲ得此場合ニ於テハ更
ニ表紙ヲ附シ「自大正何年至大正何年除籍
簿」ト記載スヘシ

第五條 戶籍ノ全部ヲ抹消シタルトキハ市町
村長ハ遲滞ナク其戶籍ノ副本ヲ監督區裁判
所ニ送付スヘシ

第六條 區裁判所ハ前項ノ規定ニ拘ハラズ何時ニテ
モ戶籍ノ副本ヲ徵スルコトヲ得戶籍法施行
前ノ戶籍簿ヨリ除カレタル戶籍ノ副本亦同シ

第七條 區裁判所カ前條第一項ノ規定ニ依リ
テ送付ヲ受ケタル副本及ヒ同條第二項ノ規
定ニ依リテ徵シタル除籍ノ副本ハ市町村ノ
區別ニ從ヒ之ヲ編綴シ除籍簿ノ副本トシテ
之ヲ保存スヘシ

第八條 市町村長ハ戶籍簿及ヒ除籍簿ニ付キ
各別ニ見出帳ヲ調製シ之ニ戶主ノ氏名及ヒ
本籍ヲ記載スヘシ

第九條 市町村長ハ戶主ノ氏名(イ)(ロ)(ハ)順ニ
依リテ之ヲ爲スヘシ

第十條 市町村長カ屆書其他ノ書類ヲ受理シ
又ハ其送付ヲ受ケタルトキハ其書類ニ受附
ノ番號及ヒ年月日ノ外本籍人及ヒ非本籍人
ノ區別ニ從ヒ受附ノ順序ニ依リ種類番號ヲ
記載スヘシ

市町村長カ戶籍法第三十九條第二項又ハ第

六十四條第三項ノ規定ニ依リ監督區裁判所
ノ許可ヲ得テ戶籍ノ訂正又ハ記載ヲ爲スト
キハ前項ニ掲ケタル事項ハ許可書ニ之ヲ記
載スヘシ

第九條 事件ノ種類ハ戶籍法第四章第二節乃
至第十九節ニ掲ケタル事件ノ區別ニ從ヒテ
之ヲ定ムヘシ

第十條 市町村長ハ附録第三號様式ニ因リ毎
年受附帳ヲ調製シ其年度内ニ受理シタル事
件ニ付キ受附ノ順序ニ從ヒ姓名、届出事件
ノ本人ノ氏名並ニ本籍、受附ノ番號並ニ年
月日及ヒ種類番號ヲ記載スヘシ

第十一條 戶籍ノ副本又ハ屆書其他ノ書類若
クハ其原本ノ送付ハ送付スヘキ書類ニ發送
ノ年月日及ヒ發送者ノ職氏名ヲ記載シテ之
ヲ爲スヘシ

第十二條 戶籍ノ記載ハ附録第一號様式附屬
雛形ニ定メタル相當欄ニ之ヲ爲スヘシ

第十三條 直系尊屬、直系卑屬若クハ傍系親ノ間ニ在
リテ親等ノ同シキ者又ハ戶主ノ親族ニ非ザ
ル者ハ親族順位ニ因リ親族順位ノ同シキ者

第十四條 復籍拒絕及ヒ家督相續人ノ指定ニ
關スル事項ハ戶主ノ事項欄ニ之ヲ記載スヘ
シ

第十五條 戶籍法第五十八條第二項ノ場合
ニ於テハ屆書ニ添附シタル戶籍ノ原本ニ記
載シタル事項ハ婚姻其他ノ事由ニ因リ除籍
者ニ關スルモノヲ除ク外之ヲ轉籍地ノ戶籍
ニ記載スヘシ(大正九年司法省令第十二號
ヲ以テ本條改正)

第十六條 本籍地變更ノ後原籍地ノ市町村長
カ受理シタル屆書其他ノ書類ハ之ヲ新本籍
地ノ市町村長ニ送付シ其書類ニ因リテ爲シ
タル戶籍ノ記載ハ之ヲ抹消シ且其事由ヲ戶
籍ニ記載スヘシ

第十七條 離婚又ハ離婚ニ因リ實家ニ復籍シ
タル者ニ付テハ戶籍ニ離婚又ハ離婚ニ關ス

ハ出生ノ前後ニ因リテ之ヲ記載スヘシ
事項欄ノ記載ハ附録第四號記載例ニ從ヒ事
件毎ニ行フ更メテ之ヲ爲スヘシ

第十三條 婚姻及ヒ離婚ニ關スル事項ハ夫及
ヒ妻ノ事項欄ニ之ヲ記載スヘシ

第十四條 復籍拒絕及ヒ家督相續人ノ指定ニ
關スル事項ハ戶主ノ事項欄ニ之ヲ記載スヘ
シ

第十五條 戶籍法第五十八條第二項ノ場合
ニ於テハ屆書ニ添附シタル戶籍ノ原本ニ記
載シタル事項ハ婚姻其他ノ事由ニ因リ除籍
者ニ關スルモノヲ除ク外之ヲ轉籍地ノ戶籍
ニ記載スヘシ(大正九年司法省令第十二號
ヲ以テ本條改正)

第十六條 本籍地變更ノ後原籍地ノ市町村長
カ受理シタル屆書其他ノ書類ハ之ヲ新本籍
地ノ市町村長ニ送付シ其書類ニ因リテ爲シ
タル戶籍ノ記載ハ之ヲ抹消シ且其事由ヲ戶
籍ニ記載スヘシ

第十七條 離婚又ハ離婚ニ因リ實家ニ復籍シ
タル者ニ付テハ戶籍ニ離婚又ハ離婚ニ關ス

第十八條 前條ノ規定ハ縁組又ハ婚姻ノ無効
又ハ取消其他ノ事由ニ因リ戶籍ノ記載ヲ同
復スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 復籍拒絕ニ關スル記載ヲ抹消スル
トキハ其事由ヲ記載スヘシ

第二十條 指定家督相續人ニ付キ死亡、指定ノ取消又
ハ指定ノ效力ヲ失フヘキ事由ノ届出アリタ
ル場合ニ於テハ事由ヲ記載シテ家督相續人
ノ指定ニ關スル戶籍ノ記載ヲ抹消スヘシ

第二十一條 戶籍ノ訂正ヲ爲スニハ訂正ノ趣
旨及ヒ事由ヲ記載シ附録第六號様式ニ依リ
訂正スヘキ記載ヲ朱抹スヘシ

第二十二條 行政區畫、土地ノ名稱又ハ地番
號ノ更正ヲ爲スニハ事項欄ニ更正ノ事由ヲ
記載シ附録第七號様式ニ依リ更正スヘキ事
項ノ記載ヲ訂正スヘシ

行政區畫又ハ土地ノ名稱ヲ更正スル場合ニ
於テハ戶籍簿ノ表紙ニ記載シタル名稱ヲ更
正シ表紙ノ裏面ニ其事由ヲ記載スヘシ

第二十三條

戶籍法第八十四條第一項但書ノ規定ニ依リ身分登記ニ依リテ戸籍ノ記載ヲ爲シタルトキハ其旨ヲ記載スヘシ

第二十四條

戶籍法第八十五條但書ノ規定ニ依リ戸籍ノ記載ヲ省クトキハ其事由ヲ記載スヘシ

第二十五條

市町村長ノ代理者カ戸籍ノ記載ヲ爲ストキハ其文末ニ代理資格ヲ記載シテ認印スヘシ

第二十六條

戶籍法第三十七條ノ書類ニシテ非本籍人ニ關スルモノハ其書類ヲ受理シタル市役所又ハ町村役場ノ區別ニ從ヒ年毎ニ各別ニ之ヲ編綴スヘシ但分綴スルコトヲ妨ケス

第二十七條

戶籍法第三十六條第二項ノ書類ハ年毎ニ各別ニ之ヲ編綴スヘシ但分綴スルコトヲ妨ケス

第二十八條

區裁判所カ新戸籍ノ副本及ヒ第五條第一項ノ戸籍ノ副本ノ送付ヲ受ケタルトキ又ハ第五條第二項ノ規定ニ依リ戸籍ノ副本ヲ徴シタルトキハ前ニ送付ヲ受ケタル戸籍ノ副本ハ其戸籍ニ關スル書類其他ノ書類ト共ニ別ニ編綴シ之ヲ應書簿ト爲スヘシ但第六條ノ帳簿ニ編綴スヘキモノハ此限ニ在ラス(大正四年司法省令第六號ヲ以テ本條追加)

第二十九條

區裁判所カ戸籍法施行前ノ戸籍ノ證明書ハ附錄第十一號書式ニ依リテ之ヲ作ルヘシ但市町村長ハ證明ヲ求ムル事項ヲ記載シタル書面又ハ其符號ニ證明ノ趣旨及ヒ年月日ヲ記載シテ署名、捺印シ之ヲ以テ證明書ニ代フルコトヲ得(大正五年司法省令第一號ヲ以テ本項改正)

第四十條

身分登記簿ノ閱覽及ヒ身分登記ノ原本並ニ抄本ノ交付ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第四十一條

市町村長カ届出、申請又ハ其追完ヲ怠リタル者ニ對シ戸籍法第六十四條又ハ第六十五條ニ依リ爲スヘキ催告ハ附錄第十二號書式ニ依リ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四十二條

市町村長カ届出、申請又ハ其追完ヲ怠リタル者アルコトヲ知リタルトキハ届出事件ヲ具シ其旨ヲ管轄區裁判所ニ通知スヘシ

第四十三條

届出地カ届出事件ノ本人ノ寄留地ナルトキハ届出人ハ届書ニ其旨ヲ記載スヘシ

第四十四條

戶籍法第四十四條第一項ノ規定ニ依リ日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル事項ニ付キ届出人ノ所在地ニ於テ届出ヲ爲ストキハ届書ニ本人ノ寄留地ヲ記載スヘシ

第四十三條

同一市町村ニ於テ二以上ノ

第三十條

市町村ノ區域ノ變更アリタル場合ニ於テ戸籍及ヒ之ニ關スル書類ノ引繼ヲ完了シタルトキハ引繼ヲ受ケタル市町村長ヨリ其旨ヲ監督區裁判所ニ報告スヘシ

第三十一條

戶籍簿及ヒ届書其他ノ書類ハ領アル書籍ニ屬メ其保存ヲ嚴ニシ尙ホ倉庫アルトキハ倉庫ニ藏置クヘシ

第三十二條

市役所又ハ町村役場外ニ持出シタル戸籍ハ通滞ナク其旨ヲ監督區裁判所ニ報告スヘシ

第三十三條

戶籍簿又ハ除籍簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタルトキハ市町村長ハ通滞ナク其事由、年月日、帳簿ノ名稱、冊數其他必要ナル事項ヲ記載シ監督區裁判所ニ申報スヘシ

第三十四條

監督區裁判所前項ノ申報ヲ受ケタルトキハ必要ノ調査ヲ爲シタル後其再製又ハ補充ノ

第三十五條

方法ヲ具シ之ヲ管轄地方裁判所長及ヒ司法大臣ニ具申スヘシ

第三十六條

戶籍簿又ハ除籍簿ノ全部又ハ一部カ滅失スル虞アルトキハ前條ノ例ニ準シ申報及ヒ具申ヲ爲スヘシ

第三十七條

戶籍簿、除籍簿又ハ届書其他ノ書類ノ閱覽ハ吏員ノ面前ニ於テ之ヲ爲サシムヘシ

第三十八條

戶籍又ハ除籍簿ノ原本及ヒ抄本ハ原本ト同一様式ノ用紙ヲ以テ之ヲ作ルヘシ

第三十九條

戶籍簿又ハ抄本ニハ其記載ニ接續シテ附錄第八號書式ニ依リ附記ヲ爲スヘシ

第四十條

原本又ハ抄本カ數葉ニ涉ルトキハ職印ヲ以テ每葉ノ綴目ニ契印スヘシ

第四十一條

前項ノ規定ハ原本又ハ抄本ニ掛紙ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十二條

前條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ市町村長ノ作ルヘキ届書其他ノ書類ノ原本ニ之ヲ準用ス

第四十三條

戶籍法第十四條第三項ニ依リ告知ノ書面ハ附錄第九號書式ニ依リテ之ヲ作ルヘシ

第四十四條

届出又ハ申請ノ受理又ハ不受理ノ證明書ハ附錄第十號書式ニ依リ届書申請書其他ノ書類ニ記載シタル事項ヲ證明書其他法令ノ規定ニ依リテ交付スヘキ戸籍ニ關

第四十九條

本籍人ノ身分登記簿ノ正本並ニ副本、非本籍人ノ身分登記簿ノ正本並ニ副本及ヒ非本籍人ノ身分ニ關スル届書並ニ附屬書類ノ保存期間ハ戶籍法施行ノ日ヨリ三年トス但第五十一條第一項第三號ニ掲ケタルモノハ此限ニ在ラス本籍人ノ身分登記簿ノ副本ノ保存期間ハ戶籍法施行ノ日ヨリ五年トス但區裁判所カ第五條第二項ノ規定ニ依リ市町村長ニ戸籍及ヒ戶籍法施行前ノ戸籍簿ヨリ除カレタル戸籍ノ原本ノ全部ノ送付ヲ受ケタル翌年ヨリ三年間之ヲ保存スルヲ以テ足ル

第五十條

戶籍法施行前ノ戸籍簿ノ副本ハ新戸籍ノ副本ノ送付アルマテ又ハ戶籍法第八十四條第二項若クハ第八十五條ノ規定ニ依リ戸籍ノ改製ヲ爲スマテ之ヲ保存スヘシ

第五十一條

前二條ニ掲ケタルモノヲ除ク外戶籍法施行前ノ帳簿及ヒ書類ノ保存期間ハ左ノ區別ニ依ル

一 除籍簿

舊戶籍法第二百一十一條第一項ニ依リ戸籍ヲ改製シタル場合ニ於ケル原戸籍

二 戶籍簿

戶籍ノ記載ヲ要セサル事項並ニ日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル事項ニ付テノ届書及ヒ附屬書類

三 戶籍簿

戶籍及ヒ本籍人ノ身分ニ關スル届書及ヒ附屬書類

四 戶籍簿

十年

五 戶籍簿

十年

六 戶籍簿

十年

七 戶籍簿

十年

八 戶籍簿

十年

九 戶籍簿

十年

十 戶籍簿

十年

十一 戶籍簿

十年

十二 戶籍簿

十年

十三 戶籍簿

十年

十四 戶籍簿

十年

十五 戶籍簿

十年

五 受附帳 三年
前項第一號及第三號乃至第五號ノ帳簿及ヒ書類ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ第二號ノ原戶籍ノ保存期間ハ改製ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス

第五十二條 前條第一項第二號ニ掲ケタルモノヲ除ク外舊戶籍法施行前ノ帳簿及ヒ書類ノ保存期間ハ從前ノ規定ニ依ル

第五十三條 市町村長カ保存期間ヲ經過シタル帳簿又ハ書類ヲ廢毀セントスルトキハ目錄ヲ作り監督區裁判所ノ認可ヲ受クヘシ

第五十四條 戶籍事務ノ取扱ニ關シ疑義ヲ生シタルトキハ市町村長ハ監督區裁判所ヲ經由シテ司法大臣ニ稟創スルコトヲ得

附則
本令ハ大正四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
(附錄略)

戶籍手數料規則

(大正三年九月五日)
(勅令第百八十三號)
改正、大正九一勅令第一三七號
朕戶籍手數料規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戶籍手數料規則
第一條 戶籍簿、除籍簿又ハ戶籍法第三十六

寄留法

(大正三年三月三十日)
(法律第二十七號)
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル寄留法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

寄留法
第一條 九十日以上本籍外ニ於テ一定ノ場所ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ハ之ヲ寄留者トス本籍ナキ者、本籍分明ナラサル者及日本ノ國籍ヲ有セサル者ニシテ九十日以上一定ノ場所ニ居住スルモノ亦同シ

寄留ニ關スル事項ハ屆出ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ寄留簿ニ記載スルコトヲ要ス

附則
本令ハ大正四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

寄留手續令

(大正三年十月二十七日)
(勅令第百二十六號)
改正、大正九一勅令第一三八號
朕寄留手續令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

寄留手續令
第一條 本令ニ於テ住所又ハ居所ト稱スルハ九十日以上本籍外ニ於テ居住スル目的ヲ以テ定メタル住所又ハ居所ヲ謂フ

第二條 寄留ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ管掌ス

第三條 寄留ニ關スル之ヲ準用ス

第四條 寄留ニ關スル屆出、届出義務者、届出期間、寄留簿其ノ他寄留ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 寄留ニ關スル屆出ヲ怠リタル者ハ五圓以下ノ過料ニ處ス

第六條 戶籍法第七十九條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付テ之ヲ準用ス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正三年勅令第百二十一號ヲ以テ大正四年一月一日ヨリ施行)

第二條 寄留簿ハ住所寄留簿及居所寄留簿ノ二種トス

第三條 寄留簿ハ市町村内ノ寄留者ニ付寄留ノ場所ノ地番號ノ順序ニ從ヒ世帯ヲ同クスル者ニ付テハ世帯毎ニ區別シテ之ヲ編製ス一ノ市町村内ニ各別ニ地番號ヲ附シタル二箇以上ノ區畫アル場合ニ於テハ其ノ區畫ノ順序ハ戶籍編製ノ順序ニ從フ

第四條 寄留簿ヲ閱覽シ又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ手數料ヲ納付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

寄留簿ノ閱覽ニ付テノ手續料ハ一回ニ付十錢、寄留簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ニ付テノ手續料ハ一枚ニ付十錢トス一枚ニ滿タサルトキハ亦同シ(大正九年勅令第百三十八號ヲ以テ本項改正)

第五條 住所寄留簿ニハ市町村内ニ住所ヲ有スル者、居所寄留簿ニハ市町村内ニ居所ヲ有スル者ニ付左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 寄留者ノ氏名及職業
二 世帯主ノ氏名及世帯主ト寄留者トノ續柄
三 寄留者ノ本籍、華士族ノ稱及出生ノ年月日
四 寄留者カ家族ナルトキハ戶主ノ氏名及戶主ト寄留者トノ續柄

寄留手續令

五 配偶者アル者ニ付テハ其ノ配偶者ノ氏名

六 本籍ナキ者及本籍分明ナラサル者ニ付テハ其ノ事由

七 日本ノ國籍ヲ有セサル寄留者ニ付テハ其ノ者ノ國籍又ハ其ノ者カ國籍ヲ有セサルコト

八 寄留ノ年月日及場所

九 寄留地ヲ變更シタル者ニ付テハ原寄留地

住所外ニ寄留スル者ニ付テハ住所寄留簿ニハ其ノ住所外ノ寄留ノ年月日及場所、居所寄留簿ニハ其ノ住所ヲ記載スルコトヲ要ス

第六條 寄留簿ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ變更ノ年月日ヲ記載シテ其ノ事項ニ關スル記載ヲ更正スルコトヲ要ス

第七條 寄留者カ其ノ住所ヲ居所ニ又ハ居所ヲ住所ニ變更シタルトキハ住所寄留簿又ハ居所寄留簿ニ記載ヲ居所寄留簿又ハ住所寄留簿ニ移記シ且變更ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス但シ住所又ハ居所ノ變更カ世帯ヲ同クスル寄留者ノ全員ニ關スルトキハ移記ニ代ヘ其ノ寄留簿ノ用紙ヲ當該寄留簿中ニ編製スルコトヲ得

第八條 市町村長屆出ニ因リテ寄留簿ノ記載ヲ爲ストキハ其ノ旨ヲ記載シ職權ヲ以テ寄留簿ノ記載ヲ爲ストキハ其ノ事由ヲ記載ス

第九條 寄留地又ハ原寄留地ノ市町村長寄留ニ關スル屆出ヲ受ケタルトキハ寄留簿ノ記載ヲ爲シタル後遲滞ナク本籍地ノ市町村長ニ屆書ヲ送付スルコトヲ要ス但シ住所外ノ寄留ニ關スル屆書ハ住所外ノ市町村長ニ之ヲ送付スルコトヲ要ス

寄留地、原寄留地又ハ本籍地ノ市町村長寄留ニ關スル屆出ヲ受ケタル場合ニ於テ原寄留地又ハ住所外ノ寄留地ニ於テ寄留簿ノ記載ヲ爲スヘキトキハ遲滞ナク屆書ノ謄本ヲ作り原寄留地又ハ住所外ノ寄留地ノ市町村長ニ之ヲ送付スルコトヲ要ス

第十條 前條ノ規定ニ依リ屆書又ハ其ノ謄本ノ送付ヲ受ケタル市町村長ハ其ノ屆書又ハ謄本ニ依リ遲滞ナク寄留ニ關スル記載ヲ爲スルコトヲ要ス

第十一條 寄留者ノ本籍地ノ市町村長ハ其ノ者ノ戶籍ニ用紙ヲ添附シ之ニ其ノ氏名、寄留ノ場所及年月日並寄留ノ場所ノ住所又ハ居所ナルコトヲ記載スルコトヲ要ス但シ住所外ノ寄留ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 第四條及第六條ノ規定ハ前條ノ用紙ニ付テ之ヲ準用ス

第十三條 第四條及前條ノ規定ニ依ル手續料ハ之ヲ市町村ノ收入トス

第十四條 戶籍ニ記載シタル事項ノ變更ニ因リ寄留簿ノ記載ヲ更正スルハ抹消スヘキ場合ニ於テハ本籍地ノ市町村長ハ第十一條ノ用紙ニ記載シタル寄留地ノ市町村長ニ更正スル抹消スヘキ事項ヲ通知スルコトヲ要ス

住所ノ市町村長住所外ニ寄留スル者ニ付前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ住所寄留簿ノ記載ヲ更正スル抹消シタル後遲滞ナク住所外ノ寄留地ノ市町村長ニ更正スル抹消シタル事項ヲ通知スルコトヲ要ス

第十五條 前條第一項ノ規定ハ寄留地ノ市町村長カ戸籍ニ關スル届書其ノ他ノ書類ヲ受ケタル場合ニハ之ヲ適用セス此ノ場合ニ於テハ寄留地ノ市町村長ハ其ノ書類ニ依リ寄留簿ノ記載ヲ更正スル抹消シタル後遲滞ナク本籍地ノ市町村長ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

住所外ノ寄留地ノ市町村長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ住所外ノ市町村長ニ住所外ノ寄留地ノ市町村長ニ受ケタルトキハ住所外ノ寄留地ノ市町村長ニ更正スル抹消シタル事項ヲ通知スルコトヲ要ス

第十六條 寄留者寄留地ヲ退去シタルトキハ其ノ者ニ關スル原寄留地ノ寄留簿ノ記載ハ之ヲ抹消シ世帯ヲ同クスル寄留者ノ全員退去シタル場合ニ於テハ其ノ寄留ニ關スル用紙ヲ閉鎖シ之ヲ寄留簿ヨリ除クコトヲ要ス

前項ノ規定ハ同一市町村内ニ於テ寄留所及本籍ヲ有スル寄留者本籍ニ復歸シ又ハ住所及居所ヲ有スル寄留者住所若ハ居所ヲ退去シタル場合ニテ準用ス寄留者カ寄留ノ場所ニ本籍ヲ定メタル場合、第七條ノ規定ニ依リ寄留簿ノ記載ヲ移記シタル場合其ノ他寄留者ヲ寄留簿ヨリ除クヘキ場合亦同シ

第十七條 前條ノ規定ハ第十一條ノ用紙ニテ準用ス但シ寄留者カ住所外ノ寄留所ヲ退去シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 市町村長職權ヲ以テ寄留簿ノ記載ヲ爲シタルトキハ届出義務者ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ第十五條第二項ノ規定ニ準シ寄留簿ニ記載シタル事項ヲ通知スルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テ寄留ノ場所及年月日ニ關スル記載ヲ爲シタルトキハ本籍地ノ市町村長ニモ其ノ事項ヲ通知スルコトヲ要ス但シ住所外ノ寄留ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 市町村長第十四條、第十五條又ハ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク寄留ニ關スル記載ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條 寄留者カ其ノ本籍ヲ他ノ市町村ニ轉シタルトキハ原籍地ノ市町村長ハ第十一條ノ用紙ヲ新本籍地ノ市町村長ニ送付シ新本籍地ノ市町村長ハ寄留者ノ新戶籍ニ之ヲ

添付スルコトヲ要ス

第二十一條 市町村長ハ地方裁判所長ノ許可ヲ得テ何時ニテモ寄留簿及第十一條ノ用紙ヲ改製スルコトヲ得

第二十二條 寄留者寄留ノ場所ヲ退去シタル場合ニ於テ原寄留地ノ市町村長寄留簿ノ記載ヲ爲シタルトキハ世帯ニ屬シタル者ニ付テハ世帯主第二十五條ノ寄留者ニ付テハ場屋ノ管理者其ノ他ノ寄留者ニ付テハ原寄留所ノ家主又ハ家屋ノ管理人ニ遲滞ナク其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス但シ世帯ニ屬スル者又ハ第二十五條ノ寄留者ニ付テハ第三十四條ノ届出ヲ爲スヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 寄留ニ關スル帳簿及書類ノ保存期間ハ司法大臣之ヲ定ム

第二十四條 寄留ニ關スル届出ハ寄留者世帯ヲ同クスル者ニ付テハ世帯主之ヲ爲スコトヲ要ス

寄留者届出ヲ爲スコト能ハサルトキハ同居者、世帯主届出ヲ爲スコト能ハサルトキハ之ニ代リテ世帯ヲ管理スル者其ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 寄留所、宿舍其ノ他ノ多數同居ヲ目的トスル場屋ノ寄留者ニ付テハ其ノ場屋ノ管理ヲ爲ス者寄留ニ關スル届出ヲ爲スコトヲ要ス

第二十六條 寄留ニ關スル届出ハ別段ノ規定

アル場合ヲ除クノ外本人ノ寄留地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十七條 寄留ニ關スル届出ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 届書ニハ本人ノ氏名及届出ノ年月日ヲ記載シ届出人又ハ其ノ代理人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第二十九條 口頭ヲ以テ届出ヲ爲スニハ届出人又ハ其ノ代理人市役所又ハ町村役場ニ出頭シ届書ニ記載スヘキ事項ヲ陳述スルコトヲ要ス

市町村長ハ前項ノ陳述ヲ筆記シ届出ノ年月日ヲ記載シテ届出人又ハ其ノ代理人ニ讀ミ聞カセ且之ヲシテ其ノ書面ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス

届書ニ關スル規定ハ前項ノ書面ニ之ヲ準用ス

第三十條 前二條ノ場合ニ於テ署名スルコト能ハサル者ハ氏名ヲ代筆セシメ印ヲ有セサル者ハ捺印スルヲ以テ足ル但シ自ラ署名スル者ハ捺印スルコトヲ要セス

第三十一條 寄留ノ届出ハ住所又ハ居所ヲ定メタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ第五條ニ掲ケタル事項及寄留ノ場所ノ住所又ハ居所ナルコトヲ記載スルコトヲ要ス

届書ニハ家主若ハ家屋ノ管理人ノ承諾書ヲ添付シ又ハ其ノ者ヲシテ承諾ヲ爲シタル旨ヲ記載シ署名捺印セシムルコトヲ要ス但シ世帯ニ屬スル者ニ關スル届出及第二十五條ノ届出ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 寄留者同一市町村内ニ於テ寄留ノ場所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

届書ニハ原寄留所、新寄留所及變更ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

前條第三項ノ規定ハ前項ノ届書ニ之ヲ準用ス

第三十三條 寄留者本籍又ハ住所ニ復歸シタルトキハ復歸ノ日ヨリ十日以内ニ本籍地又ハ住所地ニ於テ其ノ旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

届書ニハ本籍又ハ住所及復歸ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十四條 前條ノ場合ヲ除クノ外寄留者カ新ニ寄留ノ場所ヲ定メスル寄留地ヲ退去シ又ハ朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島若ハ外國ニ居住スル目的ヲ以テ寄留地ヲ退去スルトキハ豫メ其ノ旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

(大正十三年勅令第八十九號ヲ以テ本條改正)

第三十五條 寄留者カ其ノ住所ヲ居所ニ又ハ居所ヲ住所ニ變更シタルトキハ十日以内ニ其ノ旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

届書ニハ變更ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十六條 第十四條第一項及前四條ノ場合並行政區畫、土地ノ名稱又ハ地番號ノ變更アリタル場合ヲ除クノ外寄留簿ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ十日以内ニ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

届書ニハ變更ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十七條 第二十二條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケヘキ者カ寄留者ノ退去ノ後二十日以内ニ其ノ通知ヲ受ケサルトキハ爾後十日以内ニ原寄留地ニ於テ退去ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

寄留ノ場所ヲ退去シタル寄留者ノ原寄留地又ハ退去先カ權太ニ在ル場合ニ於テハ前項ノ届出ハ寄留者ノ退去ノ後四十日以内ニ第二十二條ノ通知ヲ受ケサルトキニ之ヲ爲スコトヲ以テ足ル(大正十三年勅令第八十九號ヲ以テ本項追加)

届書ニハ退去ノ年月日及知レタル退去先ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十八條 届書ニハ前數條ニ定メタル事項ノ外寄留簿ニ記載スヘキ事項ヲ明瞭ナラシムル爲必要ナルモノヲ記載スルコトヲ要ス

第三十九條 市町村長カ届出ヲ怠リタル者アルコトヲ知りタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ届出義務者ニ對シ其ノ期間内ニ届出ヲ爲ス

へキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス
届出義務者カ前項ノ期間内ニ届出ヲ爲サザルトキハ市町村長ハ更ニ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲スコトヲ得

第四十條 本令ニ規定スル届出ヲ爲スヘキ期間ハ標準ニ在リテハ之ヲ二倍トス(大正十三年勅令第八十九號ヲ以テ本條追加、第四十條ヲ第四十一條トス)

第四十一條 本令ノ施行ニ關スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム(同上ヲ以テ編上ク)

附則(大正三年勅令第二百二十六號附則)
本令ハ大正四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ヨリ引續キ寄留スル者ニシテ從前ノ規定ニ依リテ寄留ノ届出ヲ爲ササルモノハ本令ニ從ヒ本令施行ノ日ヨリ十四日內ニ寄留ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

市町村長ハ本令施行前寄留ノ届出ヲ爲シタル者ニ付第三十九條ノ規定ニ準ジ本令ニ依リテ寄留簿ノ記載ヲ爲スニ必要ナル事項ノ届出ヲ爲サシムルコトヲ得

附則(大正十三年勅令第八十九號附則)
本令ハ大正十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ヨリ引續キ標準ニ居住スル者ニ付テハ本令ニ規定スル届出ヲ爲スヘキ期間ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

寄留手續細則

(大正三年十月二十九日) 司法省令第十號

寄留手續細則左ノ通相定ム

第一條 寄留簿ノ用紙ハ附錄第一號様式ニ依リ寄留手續令第十一條ノ用紙ハ附錄第二號様式ニ依リテ之ヲ調製スヘシ但シ市町村長ハ地方裁判所長ノ許可ヲ得テ別ニ其ノ様式ヲ定ムルコトヲ得

第二條 寄留簿ハ世帯ヲ同クスル者ニ付テハ一世帯毎ニ一用紙ヲ備フヘシ

前項ノ寄留者ヲ除クノ外同一番地ニ寄留スル者ハ之ヲ一用紙ニ列記スヘシ但シ其ノ一人又ハ數人ニ付一用紙ヲ備フルコトヲ得

第三條 寄留簿ニハ附錄第三號様式ニ依ル表紙ヲ附スヘシ

寄留簿ヲ分冊シタル場合ニ於テハ其ノ表紙ニ番號ヲ記載シ地區ニ依リテ分冊シタルキハ其ノ地區ノ名稱ヲモ記載スヘシ

第四條 寄留手續令第十一條ノ用紙ヲ編綴スルニハ戸主ノ氏ノ(イ)(ロ)(ハ)順ニ依ルヘシ

前項ノ用紙級ニハ附錄第四號様式ニ依ル表紙ヲ附スヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ用紙級ニ付テハ準用ス

第五條 市町村長ハ寄留簿ニ付見出帳ヲ備フヘシ但シ地方裁判所長ノ許可ヲ得タルトキハ之ヲ備ヘサルコトヲ得

第六條 寄留簿ノ記載ハ附錄第五號記載例ニ依リテ之ヲ爲スヘシ

寄留簿ノ記載ハ附錄第一號様式附屬雛形、寄留手續令第十一條ノ用紙ノ記載ハ附錄第二號様式附屬雛形ニ定メタル相當欄ニ之ヲ爲シ其ノ欄ヲ用キ盡シタルトキハ掛紙ニ之ヲ爲スヘシ

掛紙ヲ爲シタルトキハ市町村長ハ職印ヲ以テ掛紙ト本紙トニ契印スヘシ

第七條 世帯ヲ同クスル寄留者又ハ同一用紙ニ列記シタル寄留者ノ一人又ハ數人同一市町村內ニ於テ寄留ノ場所ヲ變更シタルトキハ其ノ者又ハ他ノ寄留者ニ關スル記載ヲ抹消シ新ナル用紙ニ之ヲ移記スヘシ

退去其ノ他ノ事由ニ因リ同一用紙ニ列記シタル寄留者ノ全員ヲ寄留簿ヨリ除クヘキ場合ニ於テハ其ノ用紙ヲ閉鎖シ之ヲ寄留簿ヨリ除クヘシ

第八條 寄留簿ノ用紙又ハ寄留手續令第十一條ノ用紙ノ記載ヲ更正又ハ抹消スルニハ其ノ事由及年月日ヲ記載シ附錄第六號様式ニ依リ更正又ハ抹消スヘキ記載ヲ朱抹スヘシ

第九條 第七條第二項又ハ寄留手續令第十六條若ハ第十七條ノ規定ニ依リテ用紙ヲ閉鎖スルトキハ之ニ其ノ事由及年月日ヲ記載スヘシ

第十條 市町村ノ區域ノ變更アリタルトキハ寄留簿及之ニ關スル書類ハ之ヲ當該市町村ニ引續クヘシ

前項ノ引續ク完了シタルトキハ引續ク受ケタル市町村長ハ其ノ旨ヲ監督區裁判所ニ報告スヘシ

第十一條 寄留簿ノ記載ヲ爲ス毎ニ市町村長ハ其ノ文末ニ認印スヘシ

市町村長ノ代理者寄留簿ノ記載ヲ爲ストキハ其ノ文末ニ代理資格ヲ記載シテ認印スヘシ

第十二條 寄留簿及寄留手續令第十一條ノ用紙ノ閱覽ハ吏員ノ面前ニ於テ之ヲ爲サシムヘシ

第十三條 寄留簿又ハ寄留手續令第十一條ノ用紙ノ膠本又ハ抄本ハ原本ト同一様式ノ用紙ヲ以テ之ヲ作ルヘシ

膠本又ハ抄本ニハ其ノ記載ニ接續シテ附錄第七號様式ニ依ル附記ヲ爲スヘシ

膠本又ハ抄本數葉ニ涉ルトキハ職印ヲ以テ每葉ノ綴目ニ契印スヘシ

前項ノ規定ハ膠本又ハ抄本ニ掛紙ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 前條第二項及第三項ノ規定ハ市町村長ノ作ルヘキ届書ノ膠本ニ之ヲ準用ス

第十五條 市町村長届出ヲ怠リタル者ニ對シ寄留手續令第三十九條ニ依リテ爲スヘキ催告ハ附錄第八號様式ニ依リ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十六條 市町村長届出ヲ怠リタル者アルコトヲ知リタルトキハ届出事件ヲ具シ其ノ旨ヲ管轄區裁判所ニ通知スヘシ

第十七條 第七條第二項又ハ寄留手續令第十六條若ハ第十七條ノ規定ニ依リ閉鎖シタル用紙ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ三年トス

第十八條 寄留手續令第十一條ニ依リ寄留簿ノ全部又ハ一部ヲ改製シタル場合ニ於テハ原寄留簿又ハ改製セラレタル用紙ノ保存期間ハ改製ノ翌年ヨリ三年トス

前項ノ規定ハ寄留手續令第十一條ノ用紙ヲ改製シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 寄留ニ關スル届書其ノ他ノ附屬書類ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ二年トス

第二十條 從前ノ規定ニ依ル入寄留簿又ハ出寄留簿ニ記載シタル寄留者ニ付寄留簿又ハ寄留手續令第十一條ノ用紙ノ記載ヲ爲シタルトキハ原寄留簿ノ保存期間ハ其ノ記載ヲ爲シタル翌年ヨリ三年トス

第二十一條 前條ニ掲ケタルモノヲ除クノ外從前ノ帳簿及書類ノ保存期間ハ從前ノ規定ニ依ル

第二十二條 市町村長保存期間ノ經過シタル帳簿又ハ書類ヲ廢毀セムトスルトキハ目錄ヲ作り監督區裁判所ノ認可ヲ受クヘシ

附則
本令ハ大正四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
(附錄略)

國籍法

(明治三十二年三月十六日)

改正(大正五)法律第二七
同一三一法律第一九
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル國籍法ヲ裁可シ茲
ニ之ヲ公布セシム

第一條 子ハ出生ノ時其父カ日本人ナルトキ
ハ之ヲ日本人トス其出生前ニ死亡シタル父
カ死亡ノ時日本人ナリシトキ亦同シ
第二條 父カ子ノ出生前ニ離婚又ハ離縁ニ因
リテ日本ノ國籍ヲ失ヒタルトキハ前條ノ規
定ハ懷胎ノ始ニ適用シテ之ヲ適用ス
前項ノ規定ハ父母カ共ニ其家ヲ去リタル場
合ニハ之ヲ適用セズ但母カ子ノ出生前ニ復
籍ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス
第三條 父カ知レサル場合又ハ國籍ヲ有セザ
ル場合ニ於テ母カ日本人ナルトキハ其子ハ
之ヲ日本人トス
第四條 日本ニ於テ生マレタル子ノ父母カ共
ニ知レサルトキ又ハ國籍ヲ有セザルトキハ
其子ハ之ヲ日本人トス
第五條 外國人ハ左ノ場合ニ於テ日本ノ國籍
ヲ取得ス
一 日本人ノ妻ト爲リタルトキ
二 日本人ノ入夫ト爲リタルトキ

三 日本人タル父又ハ母ニ依リテ認知セ
ラレタルトキ
四 日本人ノ養子ト爲リタルトキ
五 歸化ヲ爲シタルトキ
第六條 外國人カ認知ニ因リテ日本ノ國籍ヲ
取得スルニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要
ス
一 本國法ニ依リテ未成年ナルコト
二 外國人ノ妻ニ非サルコト
三 父母ノ中先ツ認知ヲ爲シタル者カ日
本ナルコト
四 父母カ同時ニ認知ヲ爲シタルトキハ
父カ日本人ナルコト
第七條 外國人ハ內務大臣ノ許可ヲ得テ歸化
ヲ爲スコトヲ得
內務大臣ハ左ノ條件ヲ具備スル者ニ非サレ
ハ其歸化ヲ許可スルコトヲ得ス
一 引續キ五年以上日本ニ住所ヲ有スル
コト
二 滿二十年以上ニシテ本國法ニ依リ能
カヲ有スルコト
三 品行端正ナルコト
四 獨立ノ生計ヲ營ムニ足ルヘキ資産又
ハ技能アルコト
五 國籍ヲ有セズ又ハ日本ノ國籍ノ取得
ニ因リテ其國籍ヲ失フヘキコト
第八條 外國人ノ妻ハ其夫ト共ニスルニ非サ

第九條 左ニ掲ケタル外國人カ現ニ日本ニ住
所ヲ有スルトキハ第七條第二項第一號ノ條
件ヲ具備セザルトキト雖モ歸化ヲ爲スコト
ヲ得
一 父又ハ母ノ日本人タリシ者
二 妻ノ日本人タリシ者
三 日本ニ於テ生マレタル者
四 引續キ十年以上日本ニ居所ヲ有スル
者
前項第一號乃至第三號ニ掲ケタル者ハ引續
キ三年以上日本ニ居所ヲ有スルニ非サレハ
歸化ヲ爲スコトヲ得ス但第三號ニ掲ケタル
者ノ父又ハ母カ日本ニ於テ生マレタル者ナ
ルトキハ此限ニ在ラス
第十條 外國人ノ父又ハ母カ日本人ナル場合
ニ於テ其外國人カ現ニ日本ニ住所ヲ有スル
トキハ第七條第二項第一號、第二號及ヒ第
四號ノ條件ヲ具備セザルトキト雖モ歸化ヲ
爲スコトヲ得
第十一條 日本ニ特別ノ功勞アル外國人ハ第
七條第二項ノ規定ニ拘ハラズ內務大臣勅裁
ヲ經テ其歸化ヲ許可スルコトヲ得
第十二條 歸化ハ之ヲ官報ニ告示スルコトヲ
要ス
歸化ハ其告示アリタル後ニ非サレハ之ヲ以
テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

國籍法

(明治三十二年三月十六日)

第十三條 日本ノ國籍ヲ取得スル者ノ妻ハ夫
ト共ニ日本ノ國籍ヲ取得ス
前項ノ規定ハ妻ノ本國法ニ反對ノ規定アル
トキハ之ヲ適用セズ
第十四條 日本ノ國籍ヲ取得シタル者ノ妻カ
前條ノ規定ニ依リテ日本ノ國籍ヲ取得セザ
リシトキハ第七條第二項ニ掲ケタル條件ヲ
具備セザルトキト雖モ歸化ヲ爲スコトヲ得
第十五條 日本ノ國籍ヲ取得スル者ノ子カ其
本國法ニ依リテ未成年者ナルトキハ父又ハ
母ト共ニ日本ノ國籍ヲ取得ス
前項ノ規定ハ子ノ本國法ニ反對ノ規定アル
トキハ之ヲ適用セズ
第十六條 歸化人、歸化人ノ子ニシテ日本ノ
國籍ヲ取得シタル者及ヒ日本人ノ養子又ハ
入夫ト爲リタル者ハ左ニ掲ケタル權利ヲ有
セス
一 國務大臣ト爲ルコト
二 樞密院ノ議長、副議長又ハ顧問官ト
爲ルコト
三 宮内勅任官ト爲ルコト
四 特命全權公使ト爲ルコト
五 陸海軍ノ將官ト爲ルコト
六 大審院長、會計検査院長又ハ行政裁
判所長官ト爲ルコト
七 帝國議會ノ議員ト爲ルコト
第十七條 前條ニ定メタル制限ハ第十一條ノ

規定ニ依リテ歸化ヲ許可シタル者ニ付テハ
國籍取得ノ時ヨリ五年ノ後其他ノ者ニ付テ
ハ十年ノ後內務大臣勅裁ヲ經テ之ヲ解除ス
ルコトヲ得
第十八條 日本人カ外國人ノ妻ト爲リ夫ノ國
籍ヲ取得シタルトキハ日本ノ國籍ヲ失フ
第十九條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ日本ノ
國籍ヲ取得シタル者ハ離婚又ハ離縁ノ場合
ニ於テ其外國ノ國籍ヲ有スヘキトキニ限り
日本ノ國籍ヲ失フ
第二十條 自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ
取得シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ
第二十一條 勅令ヲ以テ指定スル外國ニ於
テ生マレタルニ因リテ其國ノ國籍ヲ取得シ
タル日本人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本ノ
國籍ヲ留保スルノ意思ヲ表示スルニ非サレ
ハ其出生ノ時ニ適リテ日本ノ國籍ヲ失フ
前項ノ規定ニ依リ日本ノ國籍ヲ留保シタル
者又ハ前項ノ規定ニ依ル指定前其指定セラ
レタル外國ニ於テ生マレタルニ因リテ其國
ノ國籍ヲ取得シタル日本人當該外國ノ國籍
ヲ有シ且其國ニ住所ヲ有スルトキハ其志望
ニ依リ日本ノ國籍ノ離脱ヲ爲スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ國籍ノ離脱ヲ爲シタル者
ハ日本ノ國籍ヲ失フ
第二十二條 前條第一項ノ外國以外ノ外國
ニ於テ生マレタルニ因リテ其國ノ國籍ヲ取

得シタル日本人カ其國ニ住所ヲ有スルトキ
ハ內務大臣ノ許可ヲ得テ日本ノ國籍ノ離脱
ヲ爲スコトヲ得
前條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ國籍
ノ離脱ヲ爲シタル者ニ之ヲ適用ス
第二十一條 日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ノ妻及
ヒ子カ其者ノ國籍ヲ取得シタルトキハ日本
ノ國籍ヲ失フ
第二十二條 前條ノ規定ハ離婚又ハ離縁ニ因
リテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ノ妻及ヒ子ニ
ハ之ヲ適用セズ但妻カ夫ノ離縁ノ場合ニ於
テ離婚ヲ爲サズ又ハ子カ父ニ隨ヒテ其家ヲ
去リタルトキハ此限ニ在ラス
第二十三條 日本人タル子カ認知ニ因リテ外
國ノ國籍ヲ取得シタルトキハ日本ノ國籍ヲ
失フ但日本人ノ妻、入夫又ハ養子ト爲リタ
ル者ハ此限ニ在ラス
第二十四條 滿十七年以上ノ男子ハ第十九
條、第二十條及前條ノ規定ニ拘ハラズ既
ニ陸海軍ノ現役ニ服シタルトキ又ハ之ニ服
スル義務ナキトキニ非サレハ日本ノ國籍ヲ
失ハス
現ニ文武ノ官職ヲ帶フル者ハ前八條ノ規定
ニ拘ハラズ其官職ヲ失ヒタル後ニ非サレハ
日本ノ國籍ヲ失ハス
第二十五條 婚姻ニ因リテ日本ノ國籍ヲ失ヒ
タル者カ婚姻解消ノ後日本ニ住所ヲ有スル

トキハ内務大臣ノ許可ヲ得テ日本ノ國籍ヲ回復スルコトヲ得

第二十六條 第二十條乃至第二十一條ノ規定ニ依リテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者カ日本ニ住所ヲ有スルトキハ内務大臣ノ許可ヲ得テ日本ノ國籍ヲ回復スルコトヲ得但第十六條ニ掲ケタル者カ日本ノ國籍ヲ失ヒタル場合ハ此限ニ在ラス

第二十七條 第十三條乃至第十五條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ適用ス

第二十七條ノ二 國籍ノ離脱及回復ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

國籍法施行規則

(大正十三年十一月十七日) (内務省令第二十六號)

國籍法施行規則左ノ通り定ム

第一條 國籍法第七條第一項ノ規定ニ依リ歸化ヲ爲サムトスル者ハ歸化ニ必要ナル條件ヲ具備スルコトヲ證スヘキ書類ヲ添ヘ其ノ住所ヲ管轄スル地方廳ヲ經テ内務大臣ニ其ノ許可ヲ申請スヘシ

第二條 國籍法第二十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ國籍ヲ留保セムトスルトキハ戶籍法第七十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ出生ノ届出ヲ爲ス者戶籍法第六十九條ノ期間内ニ出生ノ届出ニ添ヘ其ノ旨ヲ届出ツヘシ天災又ハ遷移ヘカラサル事由ニ因リ前項ノ期間内ニ國籍ノ留保ノ届出ヲ爲ス能ハサル場合ニ於テハ其ノ期間ハ届出ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ之ヲ起算ス

第三條 國籍法第二十條ノ二第二項ノ規定ニ依リ國籍ヲ添付スルコトニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

依リ國籍ノ離脱ヲ爲サムトスル者ハ其ノ國ニ駐在スル日本ノ大使公使又ハ領事ヲ經テ内務大臣ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ハ國籍ノ離脱ヲ爲ス者カ十五年未滿ナルトキハ法定代理人ヨリ之ヲ爲シ十五年以上ノ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ法定代理人ノ同意ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ要ス

繼父、繼母、嫡母又ハ後見人カ前項ノ届出又ハ届出ノ同意ヲ爲スニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第四條 前條ノ届書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 戶籍謄本
- 二 出生シタル國ノ當該官憲ノ發給シ若ハ證明アル出生證書
- 三 前條第二項又ハ第三項ニ規定スル同意ヲ要スルモノニアリテハ其ノ同意書

第五條 國籍法第二十條ノ三第一項ノ規定ニ依リ國籍ノ離脱ヲ爲サムトスル者ハ第三條及前條ノ規定ニ準シ内務大臣ニ其ノ許可ヲ申請スヘシ

第六條 國籍ノ離脱ノ許可ハ許可書ノ日附ノ翌日ヨリ起算シ三十日ヲ經過シタル時ニ於テ其ノ效力ヲ生ス

第七條 内務大臣ハ國籍ノ離脱ノ届出ヲ受理シタルトキ又ハ國籍ノ離脱ヲ許可シタルト

キハ之ヲ告示ス

第八條 國籍法第二十五條又ハ同法第二十六條ノ規定ニ依リ國籍ノ回復ヲ爲サムトスル者ハ第一條ノ規定ニ準シ内務大臣ニ其ノ許可ヲ申請スヘシ

前項ニ規定スル許可ノ申請ハ國籍法第二十條ノ二又ハ同法第二十五條ノ三ノ規定ニ依リ國籍ヲ失ヒタル者カ十五年未滿ナルトキハ父、父之ヲ爲スコト能ハサルトキハ母、母之ヲ爲スコト能ハサルトキハ祖母、祖父之ヲ爲スコト能ハサルトキハ祖母ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス

附則

本令ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正五年内務省令第八號ハ之ヲ廢止ス

大正十三年勅令第二百六十二號ニ依リ指定セラレタル外國ニ於テ生レタルニ因リテ其ノ國ノ國籍ヲ取得シタル日本人ニ關シ本令施行前大正五年内務省令第八號ノ規定ニ依リテ爲シタル國籍ノ離脱ノ許可ノ申請ハ本令施行ノ日ニ於テ本令ニ依リテ爲シタル國籍ノ離脱ノ届出ト看做ス

國籍法第二十條ノ二 第一項ニ依ル外國指定

(大正十三年十一月十七日) (勅令第二百六十二號)

- 國籍法第二十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ外國指定スルコト左ノ如シ
- 一 亞米利加合衆國
 - 二 亞爾然了國
 - 三 伯利西爾國
 - 四 加奈陀
 - 五 智利國
 - 六 秘露國
- 附則

國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律

(明治三十二年三月二十九日) (法律第九十四號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル國籍喪失者ノ權利ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ法律

(明治三十一年七月十二日) (法律第二十一號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル明治六年第三百三號布告改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治六年第三百三號布告左ノ通改正ス

第一條 日本人カ外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スニハ内務大臣ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第二條 内務大臣ハ外國人カ左ノ條件ヲ具備スルニ非サレハ前條ノ許可ヲ與フルコトヲ得ス

- 一 引續キ一年以上日本ニ住所又ハ居所ヲ有スルコト
- 二 品行端正ナルコト

代國人土賦志

國籍法第二十條ノ二第一項ニ依ル外國指定

外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ法律

外國人土地法

(大正十四年四月一日)
法律第四十二號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル外國人土地法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

外國人土地法

第一條 帝國臣民又ハ帝國法人ニ對シ土地ニ關スル權利ノ享有ニ付禁止ヲ爲シ又ハ條件若ハ制限ヲ附スル國ニ屬スル外國人又ハ外國法人ニ對シテハ勅令ヲ以テ帝國ニ於ケル土地ニ關スル權利ノ享有ニ付同一若ハ類似ノ禁止ヲ爲シ又ハ同一若ハ類似ノ條件若ハ制限ヲ附スルコトヲ得

第二條 帝國法人又ハ外國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半數以上若ハ議決權ノ過半數カ前條ノ外國人又ハ外國法人ニ屬スルモノニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ其ノ外國人又ハ外國法人ト同一ノ國ニ屬スルモノト看做シ前條ノ規定ヲ適用ス

第三條 外國ノ一部ニシテ土地ニ關シ特別ノ立法權ヲ有スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ國ト看做ス

第四條 國防上必要ナル地區ニ於テハ勅令ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ土地ニ關スル權利ノ取得ニ付禁止ヲ爲シ又ハ條件若ハ制限ヲ附スルコトヲ得

第五條 帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半數以上若ハ議決權ノ過半數カ外國人又ハ外國法人ニ屬スルモノニ對シテハ前條ノ規定ヲ適用ス

第六條 資本ノ額又ハ議決權ノ數ノ計算ニ付テハ第二條第二項ノ規定ヲ準用ス

第七條 土地ニ關スル權利ヲ有スル者カ本法ニ依リテ其ノ權利ヲ享有スルコトヲ得サルニ至リタル場合ニ於テハ一年內ニ之ヲ讓渡スルコトヲ要ス

第八條 前項ノ規定ニ依ル權利ノ讓渡ナカリシ場合ニ於テ其ノ權利ノ處分ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 前二項ノ規定ハ土地ニ關スル權利ヲ有スル者ノ相續人又ハ他ノ包括繼承人カ本法ニ依リテ其ノ權利ヲ取得スルコトヲ得サル場合ニ之ヲ準用ス但シ第一項ノ規定スル期間ハ之ヲ三年トス

第十條 第一項及前項ノ規定スル期間ハ過シテ三年ヲ超ユルコトヲ得ス

第七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十五年勅令第三百三十二號ヲ以テ同年十一月十日ヨリ施行ス)

第八條 本法ノ施行ニ伴フ不動産登記法ニ關スル特例ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 明治六年第十八號布告及明治四十二年法律第五十一號ハ之ヲ廢止ス

第十條 明治三十二年法律第六十七號中「土地ノ抵當權者ナル外國人カ」ヲ「抵當權者カ抵當權ノ目的タル權利ヲ享有スルコトヲ得サル場合ニ於テ」ニ改ム

第十一條 民法第九百九十九條中「日本人ニ非サルハ享有スルコトヲ得サル權利ヲ有スル場合」ヲ「國籍ノ喪失ニ因リテ其有スル權利ヲ享有スルコトヲ得サルニ至リタル場合」ニ改メ「日本人」ヲ削ル

外國人ノ抵當權ニ關スル法律

(明治三十二年三月十六日)
法律第六十七號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル外國人ノ抵當權ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

コトヲ得サル場合ニ於テ増價競賣ヲ請求スルニハ若シ競賣ニ於テ第三取得者カ提供シタル金額ヨリ十分ノ一以上高價ニ抵當權ノ目的タル權利ヲ賣却スルコト能ハサルキハ提供金額二十分ノ一ヲ加ヘタルモノト競落價額トノ差額ヲ負擔スヘキ旨ヲ附言スルコトヲ要ス

永代借地權ニ關スル法律

(明治三十四年九月二十二日)
法律第三十九號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル永代借地權ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 政府ノ永代借地券ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ爲ニ設定シタル永代借地權ハ之ヲ物權トシ民法中所有權ニ關スル規定ヲ準用ス

第二條 永代借地權ハ民法ノ規定ニ從ヒ他ノ權利ノ目的タルコトヲ得

第三條 條約又ハ法令ニ別段ノ定メアル場合ニハ前二項ノ規定ヲ適用セス

第四條 永代借地權ノ移轉アリタルトキハ其ノ土地ノ所在地ヲ管轄スル地方廳ニ於テ地券ニ其ノ旨ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ

永代借地權ニ關スル法律

第三條ノ二 永代借地權ノ競賣ニ付テハ本法ニ別段ノ定メアルモノヲ除クノ外民事訴訟法及競賣法中不動産ノ競賣ニ關スル規定ヲ準用ス

第四條 競賣ノ申立書ニハ永代借地券ヲ添附スヘシ申立人地券ヲ提出スルコト能ハサルトキハ地方廳ノ認證アル地券ノ謄本ヲ添附スヘシ

第五條 裁判所ハ競賣開始ノ決定ヲ爲スト同時ニ職權ヲ以テ競賣ノ申立アリタルコトヲ地方廳ニ通知スヘシ

第六條 地方廳ニ於テ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ競賣手續中地券ニ移轉ノ記載ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 民事訴訟法第七百條第一項又ハ競賣法第三十三條第一項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ競賣人カ取得シタル永代借地權ノ移轉ノ記載ヲ地方廳ニ囑託スヘシ

第八條 前項ノ場合ニ於テ申立人ヨリ提出シタル地券アルトキハ囑託書ニ之ヲ添附スヘシ

第九條 地方廳ニ於テ前條ノ囑託ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク地券ニ永代借地權ノ移轉ノ記載ヲ爲シ之ヲ裁判所ニ返還スヘシ

第十條 地方廳カ第二條ノ五ノ囑託ヲ受ケタル場合ニ於テ囑託書ニ地券ノ添附ナキトキハ地券名義人ニ對シ地券ノ提出ヲ命ス

第一條ノ九 前條第一項ノ規定ニ依リ發給スヘキ地券ハ地方廳ノ記録ニ基キ原地券ノ全文ヲ掲ケテ之ヲ作成シ且競賣人ノ氏名、國籍、住所、新地券發給ノ原因、其ノ日附及地方長官ノ官氏名ヲ記入シ官印ヲ押捺スヘシ

第二條ノ十 地方廳カ第二條ノ八第一項ノ規定ニ依リ新地券ヲ發給スルコトキハ其ノ地券ニ永代借地權ノ移轉ノ記載ヲ爲シ遲滞ナク之ヲ裁判所ニ送付スヘシ

第三條ノ十一 地券カ第二條ノ八第二項ノ規定ニ依リ其ノ效力ヲ失ヒタルトキハ地方廳ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ舊地券名義人ニ通知シ且官報及新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第四條ノ十二 地方廳ニ於テ永代借地權ノ移轉ヲ地券ニ記載シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ通知スヘシ

前項ノ通知書ニハ地券ノ原本ヲ添附スヘシ
第二條ノ十三 管轄登記所ニ於テ前條ノ通知
ヲ受ケタルトキハ職權ヲ以テ永代借地權ノ
移轉、競落ニ因リテ消滅シタル永代借地權
上ノ負擔記ハ抹消及競賣申立記入ノ抹消ノ
登記ヲ爲スヘシ
第二條ノ十四 裁判所ハ第二條ノ六ノ規定ニ
依リ地券ノ返還ヲ受ケタルトキ又ハ第二條
ノ七第二項及第二條ノ十ノ規定ニ依リ地券
ノ送付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ競落
人ニ交付スヘシ
第二條ノ十五 競落ヲ爲サスシテ競賣手續ヲ
完結シタルトキハ裁判所ハ遲滞ナク其ノ旨
ヲ地方廳ニ通知スヘシ
第二條ノ十六 永代借地權ノ競賣ニ關スル規
定ハ競賣ニ代ヘテ入札拂フ爲メ場合ニ之ヲ
準用ス
第三條 水代借地權又ハ之ヲ目的トスル權利
ニ關スル登記ニ付テハ登録稅ヲ課セス
第四條 永代借地權又ハ之ヲ目的トスル權利
ニ關スル登記及永代借地ノ上ニ存スル建物
ニ關スル登記ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規
定ヲ設クルコトヲ得

外國人ノ永代借地權 ヲ帝國臣民取得ノ場 合ニ關スル件

(明治三十四年九月二十一日
勅令第百七十九號)

第七條 水代借地權又ハ之ヲ目的トスル權利
ヲ本法施行前ニ地上權又ハ之ヲ目的トスル
權利トシテ登記セラレタルモノハ水代借地
權又ハ之ヲ目的トスル權利トシテ登記セラ
レタルモノト同一ノ效力ヲ有ス
第一條 帝國ノ臣民又ハ法人ニ於テ政府ノ水代借地
券ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ爲ニ設定シタ
ル永代借地權ヲ取得シタル場合ニ關スル件ヲ
裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
第一條 帝國ノ臣民又ハ法人ノ政府ノ水代借
地券ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ爲ニ設定
シタル永代借地權ヲ取得シタルトキハ遲滞
ナク其ノ土地所在地ノ管轄スル地方廳ニ永
代借地券ヲ提出シテ抹消ヲ受ケルコトヲ得
前項ニ依リ永代借地券ノ抹消ヲ受ケタルト
キハ帝國ノ臣民又ハ法人ハ其ノ土地ノ所有
權ヲ取得ス
第二條 帝國ノ臣民又ハ法人ハ前條第一項ノ

規定ニ依リ永代借地券ノ抹消ヲ受ケタルト
キハ地方廳ハ其ノ土地所在地ノ管轄スル登
記所ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ
第三條 第一條ノ場合ニ於テ永代借地權ヲ目
的トシタル權利ヲ有スル第三者アルトキハ
其ノ權利ハ所有權ヲ目的トシタルモノトシ
テ存續ス
附則
第四條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第五條 明治三十二年勅令第三百三十三號ハ
之ヲ廢止ス
第六條 政府ノ永代借地券ヲ以テ外國人又ハ
外國法人ノ爲ニ設定シタル永代借地權ニシ
テ本令施行前帝國法人ノ取得シタルモノハ
其ノ土地ニ付既ニ所有權ノ登記アリタル場
合ヲ除キ永代借地權トシテ存續ス但シ第一
條ニ依リ所有權ヲ取得スルコトヲ妨ケス

地上權ニ關スル法律

(明治三十三年三月二十七日
法律第七十二號)

第一條 本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第六條 民法施行法第四十五條ノ規定ハ本法
施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

建物保護ニ關スル法律

(明治四十二年五月一日
法律第四十一號)

第一條 帝國議會ノ協贊ヲ經タル建物保護ニ關スル
法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
第一條 建物ノ所有ヲ目的トスル地上權又ハ
土地ノ賃借權ニ因リ地上權者又ハ土地ノ賃
借人ハ其ノ土地ノ上ニ登記シタル建物ヲ有
スルトキハ地上權又ハ土地ノ賃借ハ其ノ
登記ナキニ依リテ第三條ニ對抗スルコト
ヲ得
建物カ地上權又ハ土地ノ賃借ノ期間満了
前ニ滅失又ハ朽廢シタルトキハ地上權者又
ハ土地ノ賃借人ハ法ノ後ノ期間ヲ以テ第三
條ニ對抗スルコトヲ得ス
第二條 民法第五百六十六條第一項第三項及
第五百七十一條ノ規定ハ前條第一項ノ場合
ニ之ヲ準用ス買主カ契約ノ當時知ラザリシ
地上權又ハ賃借權ノ效力ノ存スル場合亦同
シ

立木ニ關スル法律

(明治四十二年四月五日
法律第二十二號)

第一條 本法ニ於テ立木ト稱スルハ一筆ノ土
地又ハ一筆ノ土地ノ一部分ニ生立スル樹木
ノ集團ニシテ其ノ所有者カ本法ニ依リ所有
權保存ノ登記ヲ受ケタルモノヲ謂フ
前項ノ樹木ノ集團ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ
定ム
第二條 立木ノ不動產ト看做ス
立木ノ所有ハ土地ノ分離シテ立木ヲ讓渡
シ又ハ之ヲ以テ抵當權ノ目的ト爲スコトヲ
得
土地ノ所有權又ハ地上權ノ處分ノ效力ハ立木
ニ及ハス
第三條 立木ノ所有者ハ立木カ抵當權ノ目的
タル場合ニ於テモ當事者ノ協定シタル施業
方法ニ依リ其ノ樹木ヲ採取スルコトヲ妨ケ
ス
第四條 立木ヲ目的トスル抵當權ハ前條ノ規
定ニ依リ採取ノ場合ヲ除クノ外其ノ樹木カ

改正、昭和六一法律第三九

前項ノ場合ニ於テ地上權ノ存續期間ノ定キトキハ其ノ期間ハ當事者又ハ貸借人ノ請求ニ依リ地方ノ慣習ヲ斟酌シテ裁判所之ヲ定ム

民法第六百四條及第六百十二條ノ規定ハ第一項ノ貸借ニ之ヲ適用セス

第七條 前條ノ規定ハ轉貸ヲ爲スコトヲ得ル土地ノ貸借人ニ屬スル立木カ抵當權ノ目的タル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 地上權者又ハ土地ノ賃借人ニ屬スル立木カ抵當權ノ目的タル場合ニ於テハ地上權者又ハ賃借人ハ抵當權者ノ承諾アルニ非サルハ其ノ權利ヲ拋棄シ又ハ契約ヲ解除スルコトヲ得ス

第九條 立木カ抵當權ノ目的タル場合ニ於テ其ノ所有若カ樹木ノ運搬ノ爲土地ヲ使用スル權利ヲ行使スルコトハ立木ノ斃落人ハ其ノ相當ノ對價ヲ支拂フヘシ

前項ノ規定ハ水ノ使用ニ關スル權利ニ之ヲ準用ス

第十條 第二條第三項及第三條乃至第九條ノ規定ハ先取特權ニ之ヲ準用ス

第十一條 土地又ハ地上權カ質權ノ目的タル場合ニ於テハ其ノ土地ニ生立スル樹木ニ付所有權保存ノ登記ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 各登記所ニ立木登記簿ヲ備フ

不動產登記法第十四條第二項及第十九條ノ規定ハ前項ノ登記簿ニ之ヲ準用ス

第十三條 立木登記簿ハ一箇ノ立木ニ付一用紙ヲ備フ

第十四條 立木登記簿ハ其ノ一用紙ヲ登記番號欄、表題部及甲乙ノ二區ニ分チ表題部ニ表示欄、表示番號欄ヲ設ケ各區ニ事項欄、順位番號欄ヲ設ク

登記番號欄ニハ各立木ニ付登記簿ニ始テ登記ヲ爲シタル順序ヲ記載ス

表示欄ニハ立木ノ表示ヲ爲シ及其ノ變更ニ關スル事項ヲ記載シ表示番號欄ニハ表示欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

甲區事項欄ニハ所有權ニ關スル事項ヲ記載ス

乙區事項欄ニハ先取特權及抵當權ニ關スル事項ヲ記載ス

第十五條 登記ノ申請書ニハ不動產登記法第三十六條ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 樹木カ一筆ノ土地ノ一部分ニ生立スル場合ニ於テハ其ノ部分ノ位置及段別其ノ部分ヲ表示スヘキ名稱又ハ番號アルトキハ其ノ名稱又ハ番號

二 樹種、數量及樹齡

第十六條 不動產登記法第六條及第七條ノ規定ハ所有權保存ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十七條 所有權保存ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ其ノ保存登記ニ付土地ノ登記簿上利害ノ關係ヲ有スル第三者アルトキハ申請書ニ其ノ承諾書又ハ之ニ代ルヘキ裁判ノ謄本ヲ添付スヘシ

第十八條 既登記ノ土地ニ生立スル樹木ニ付所有權保存ノ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ土地ノ登記用紙中土地又ハ地上權ヲ目的トスル先取特權又ハ抵當權ノ登記アルトキハ立木登記簿ニ其ノ登記ヲ轉寫スヘシ但シ其ノ登記ニ抵當權カ樹木ニ及ハサル旨ノ記載アルトキハ此ノ限ニ在ラス

不動產登記法第八十三條第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 既登記ノ土地ニ生立スル樹木ニ付所有權保存ノ登記ヲ爲シタルトキハ土地ノ登記用紙中表示欄ニ立木ノ登記番號ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ立木ノ區分ノ登記ヲ爲シタルトキ又ハ立木ノ存スル土地ニ付所有權保存ノ登記ヲ爲シタルトキ亦同シ

立木ノ登記用紙閉鎖シタルトキハ前項ノ規定ニ依リテ記載シタル登記番號ヲ朱抹シ登記官吏捺印スヘシ

第二十條 立木ノ分合若ハ滅失アリタルトキ又ハ第十五條第一號及第二號ニ掲ケタル事

立木登記規則

項ニ變更アリタルトキハ所有權ノ登記名義人ハ運搬ナク其ノ登記ヲ申請スヘシ但シ樹木ノ發生若ハ成長又ハ第三條ノ施業方法ニ依リ變更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

立木ノ存スル土地ノ地目、字、番號又ハ段別ニ變更アリタルトキ亦前項ニ同シ

不動產登記法中建物ノ滅失及其ノ表示ノ變更ノ登記ニ關スル規定ハ前二項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二十一條 立木ヲ目的トスル抵當權設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ不動產登記法第七十七條ニ掲ケタル事項ノ外施業方法ヲ記載スヘシ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十三年勅令第二百一十一號ヲ以テ同年五月二十日ヨリ施行ス)

附則 (昭和六年法律第二十九號附則)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

立木登記規則

第一條 明治四十二年法律第二十二號ニ依リ立木ノ登記ニ付テハ本令ニ別段ノ定アルモノヲ除ク外ノ不動產登記法施行細則ノ規定ニ依ル

第二條 立木登記簿ハ附録第一號雛形ニ依リ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ

第三條 立木共同人名簿ハ附録第二號雛形ニ依リ地方裁判所ニ於テ之ヲ調製スヘシ

第四條 立木登記簿見出帳ハ附録第三號雛形ニ依リテ之ヲ調製スヘシ

第五條 立木登記簿見出帳ニハ豫メ一ノ部ヨリ九ノ部マテヲ設ケ置キ登記用紙ニ登記番號ヲ記載スル毎ニ立木ノ存スル土地ノ番號、頭字ニ依リ相當ノ部ニ其ノ土地ノ番號、登記用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及登記番號ヲ記入シ若樹木ノ生立スル部分ヲ表示スヘキ名稱又ハ番號アルトキハ其ノ名稱又ハ番號ヲモ記入スヘシ但シ立木ノ存スル土地カ二箇以上ノ番號ヲ有スルトキハ其ノ少ナキ番號ノ部ニノミ記入スヘシ

既登記ノ地上權者ノ申請ニ因リ立木ニ付所有權保存ノ登記ヲ爲シタル場合ニ於テハ前項ノ外其ノ地上權ノ順位番號ヲモ記入スヘシ

第六條 第四條ニ定メタル雛形ノ見出帳ヲ使用スルヲ不便トスル地方ニ在リテハ地方裁

判所長ハ特別ノ見出帳ヲ調製セシムルコトヲ得

前項ノ見出帳ノ雛形、之ヲ用ウヘキ登記所及其ノ記入手續ニ付テハ豫メ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 不動產登記法施行細則第三十條及第三十一條ノ規定ハ立木登記簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付又ハ立木登記簿若ハ附屬書類ノ閱覽ノ請求ニ之ヲ準用ス但シ樹木ノ生立スル部分ヲ表示スヘキ名稱又ハ番號アルトキハ申請書ニ其ノ名稱又ハ番號アルトキハ第七條ノ二 樹種ヲ記載スルニハ平假名ヲ用フヘシ(昭和七年司法省令第二號ヲ以テ本條追加)

第八條 樹木ノ數量ハ材積及本數ヲ記載スヘシ但シ三十年生以下ノ樹木ニ在リテハ本數ヲ記載スルヲ以テ足ル

材積ノ單位、呼稱及測定方法ハ各地方ノ慣習ニ從フ

第九條 一集團ニ二種以上ノ樹木生立スル場合ニ於テハ各種毎ニ材積及本數ヲ記載スヘシ

第十條 樹齡ハ各種毎ニ何年生ト記載スヘシ但シ植栽ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集團ニ非サルモノニ付テハ各種毎ニ何年生以上何年生以下ト記載スルヲ以テ足ル(昭和七年司法省令第二號ヲ以テ本條中ヲ改正)

第十一條 樹種、數量及樹齡ヲ申請書ニ記載スル場合ニ於テハ之ヲ調査シタル年度ヲ記載スヘシ

第十二條 既登記ノ地上權者カ立木ニ付所有權保存ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其ノ地上權ノ順位番號ヲ記載スヘシ

第十三條 昭和七年勅令第十二號別表中ニ掲ケサル樹種又ハ七種ヲ超ユル種類ノ樹木ヲ以テ組成セララルル樹木ノ集團ニ付所有權保存ノ登記ヲ申請スル場合ニハ申請書ニ其ノ集團カ植栽ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集團ナルコトヲ證明スル書面ヲ添付スヘシ(昭和七年司法省令第二號ヲ以テ本條ヲ追加)

第十四條 合併又ハ變更ノ結果立木カ昭和七年勅令第十二號別表中ニ掲ケサル樹種又ハ七種ヲ超ユル種類ノ樹木ヲ以テ組成セララルル樹木ノ集團トナルニ至ル場合ニハ其ノ合併又ハ變更ノ登記ノ申請書ニ合併又ハ變更前ノ立木カ植栽ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集團ナルコトヲ證明スル書面ヲ添付スヘシ(同上本條ヲ追加)

第十五條 登記ノ申請書ニ添付スヘキ圖面ハ附録第四號雛形ニ準シテ製シ之ニ左ノ事項ヲ記載シ申請人署名捺印スヘシ

一 立木所在ノ郡、市、區、町村、字及土地ノ番號

二 地目及段別

三 樹木カ一筆ノ土地ノ一部分ニ生立スル場合ニ於テハ其ノ部分ノ位置及段別、其ノ部分ヲ表示スヘキ名稱又ハ番號アルトキハ其ノ名稱又ハ番號

四 立木ノ存スル土地又ハ土地ノ部分ノ境界ノ道路、河川、湖海、沼池其ノ他境界ノ目録タルヘキモノアルトキハ其ノ名稱及位置

五 隣接地ノ番號並地目及其ノ所有者ノ氏名

六 立木カ一筆ノ土地ノ一部分ニ存スル場合ニ於テハ其ノ部分ニ隣接スル他ノ部分ヲ表示

七 隣接スル土地又ハ土地ノ部分ニ生立スル樹木ノ所有者カ土地ノ所有者ト異ナルトキハ其ノ樹木ノ所有者ノ氏名

第十四條 市區町村ニ地方官ノ認可ヲ得テ作製シタル立木ニ關スル實測圖面及公簿ノ備アルトキハ登記ノ申請書ニ其ノ圖面及公簿ノ謄本ヲ添付スヘシ但シ此ノ圖面ハ前條ニ掲ケタル事項ヲ具備スルコトヲ要ス

第十五條 登記所カ市區町村ヨリ實測圖面ノ謄本ヲ添付受ケタルトキハ便宜整理シ永久ニ之ヲ保存スヘシ

第十六條 抵當權設定ノ登記ノ申請書ニ記載スヘキ施業方法カ詳密ニ涉ルトキハ申請書

ノ記載ニ代ヘ其ノ方法ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

第十七條 前條ノ添付書面ニハ申請人之署名捺印シ且其ノ書面カ數葉ニ涉ルトキハ每葉ノ綴目ニ契印スヘシ但シ登記權利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ其ノ一人ノ署名捺印又ハ契印ヲ以テ足ル

第十八條 第十五條ノ添付書面ハ受附番號ノ順序ニ依リテ之ヲ編綴シ且之ニ丁數ヲ附スヘシ

第十九條 第十五條ノ場合ニ於テ登記官吏カ乙區事項欄ニ抵當權設定ノ登記ヲ爲ストキハ施業方法ヲ記載シタル添付書面ノ提出アリタル旨ヲ記載シ登記ノ末尾ニ其ノ書面ノ綴込張ノ冊數及丁數ヲ記載シ且添付書面ニ申請書受附ノ年月日、受附番號、登記番號及順位番號ヲ記載スヘシ

第二十條 登記ヲ爲シタルトキハ添付書面ニ掲ケタル施業方法ハ乙區事項欄ニ記載セラレタルモノト看做ス

第二十一條 添付書面ニ掲ケタル施業方法ノ變更ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其ノ變更ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

第二十二條 第十六條乃至第十八條ノ規定ハ前條ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二十三條 登記官吏カ添付書面ニ掲ケタル施業方法ノ變更ノ登記ヲ爲シタルトキハ添

立木ノ先取特權ニ關スル法律

(明治四十三年四月十六日法律第五十六號)

立木ノ先取特權ニ關スル法律

附書面中變更シタル事項ヲ朱抹シ其ノ餘白ニ變更ヲ記載シタル書面ノ冊數及丁數ヲ記入スヘシ

第二十二條 前三條ノ規定ハ添付書面ニ掲ケタル事項ノ更正ノ登記ニ之ヲ準用ス

附則 (大正五年十二月)

本令ハ明治四十二年法律第二十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (司法省令第二六號)

本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前調製シタル帳簿ハ本令施行後ト雖之ヲ使用スヘシ

見出帳ハ之ヲ改製スル迄ハ仍前ノ雛形ニ依ルヘシ

附則 (昭和七年二月)

本令ハ昭和七年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ登記シタル立木ノ樹齡ノ記載ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

(附録略ス)

附書面中變更シタル事項ヲ朱抹シ其ノ餘白ニ變更ヲ記載シタル書面ノ冊數及丁數ヲ記入スヘシ

第二十二條 前三條ノ規定ハ添付書面ニ掲ケタル事項ノ更正ノ登記ニ之ヲ準用ス

附則 (大正五年十二月)

本令ハ明治四十二年法律第二十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (司法省令第二六號)

本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前調製シタル帳簿ハ本令施行後ト雖之ヲ使用スヘシ

見出帳ハ之ヲ改製スル迄ハ仍前ノ雛形ニ依ルヘシ

附則 (昭和七年二月)

本令ハ昭和七年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ登記シタル立木ノ樹齡ノ記載ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

(附録略ス)

借地法

(大正十年四月七日法律第四十九號)

借地法

附則 (大正十年四月七日)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十三年勅令第二百二十二號ヲ以テ同年五月二十日ヨリ施行ス)

附則

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル立木ノ先取特權ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

他人ノ土地ノ上ニ立木ヲ有スル者カ土地ノ所有者ニ對シ樹木伐採ノ時期ニ於テ其ノ樹木ノ價格ニ對シ一定ノ割合ノ地代ヲ支拂フヘキ契約ヲ爲シタルトキハ土地ノ所有者ハ地代ニ付其ノ立木ノ上ニ先取特權ヲ有ス

前項ノ先取特權ハ他ノ權利ニ對シテ優先ノ效力ヲ有ス但シ民法第三百二十九條第二項但書ノ適用ヲ妨ケス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十三年勅令第二百二十二號ヲ以テ同年五月二十日ヨリ施行ス)

借地法

第一條 本法ニ於テ借地權ト稱スルハ建物ノ所有ヲ目的トスル土地ノ借地權ヲ謂フ

第二條 借地權ノ存續期間ハ石造、土造、煉瓦造又ハ之ニ類スル堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ六十年、其ノ他ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ三十年トス但シ建物カ此ノ期間満了前朽腐シタルトキハ借地權ハ之ニ因リテ消滅ス

第三條 契約ヲ以テ堅固ノ建物ニ付三十年以上、其ノ他ノ建物ニ付二十年以上ノ存續期間ヲ定メタルトキハ借地權ハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ期間満了ニ因リテ消滅ス

第四條 契約ヲ以テ借地權ヲ設定スル場合ニ於テ建物ノ種類及構造ヲ定メサルトキハ借地權ハ堅固ノ建物以外ノ建物ヲ所有ヲ目的トスルモノト看做ス

第五條 借地權消滅ノ場合ニ於テ建物アルトキハ借地權者ハ契約ノ更新ヲ請求スルコトヲ得

第六條 土地所有者カ契約ノ更新ヲ欲セサルトキハ時價ヲ以テ建物其ノ他借地權者カ積原ニ因リテ土地ニ附屬セシメタル物ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第七條 當事者カ契約ヲ更新スル場合ニ於テハ借地權ノ存續期間ハ更新ノ時ヨリ起算シ堅固ノ建物ニ付テハ三十年、其ノ他ノ建物ニ付テハ二十年トス此ノ場合ニ於テハ第二條第一項但書ノ規定ヲ準用ス

第八條 當事者カ前項ニ規定スル期間ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ其ノ定ニ從フ

第六條 借地権者借地権ノ消滅後土地ノ使用ヲ繼續スル場合ニ於テ土地所有権者力過滞ナク異議ヲ述ヘザリシトキハ前契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ借地権ヲ設定シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ前條第一項ノ規定ヲ適用ス

第七條 借地権ノ消滅前建物力滅失シタル場合ニ於テ殘存期間ヲ超エテ存続スヘキ建物ノ築造ニ對シ土地所有権者力過滞ナク異議ヲ述ヘザリシトキハ借地権ハ建物滅失ノ日ヨリ起算シ堅固ノ建物ニ付テハ三十年間、其ノ他ノ建物ニ付テハ二十年間存続ス但シ殘存期間之ヨリ長キトキハ其ノ期間ニ依ル

第八條 前七條ノ規定ハ借地権者力更ニ借地権ヲ設定シタル場合ニ之ヲ適用ス

第九條 前七條ノ規定ハ臨時設備其ノ他一時使用ノ爲メ借地権ヲ設定シタルコト明ナル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十條 第三者力貸借權ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物其ノ他借地権者力權原ニ因リテ土地ニ附屬セシメタル物ヲ取得シタル場合ニ於テ貸借人ノ貸借權ノ讓渡又ハ轉貸ヲ承諾セザルトキハ貸借人ニ對シ時價ヲ以テ建物其ノ他借地権者力權原ニ因リテ土地ニ附屬セシメタル物ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第十一條 第二條、第四條乃至第八條及前條

ノ規定ニ反スル契約條件ニシテ借地権者ニ不利ナルモノハ之ヲ定メサルモノト看做ス

第十二條 地代又ハ借賃カ土地ニ對スル租稅其ノ他ノ公課ノ増減若ハ土地ノ價格ノ昂低ニ因リ又ハ比隣ノ土地ノ地代若ハ借賃ニ比較シテ不相當ナルニ至リタルトキハ契約ノ條件ニ拘ラス當事者ハ將來ニ向テ地代又ハ借賃ノ増減ヲ請求スルコトヲ得但シ一定ノ期間地代又ハ借賃ヲ増加セサルヘキ特約アルトキハ其ノ定ニ從フ

第十三條 土地所有権者又ハ貸借人ハ辨濟期ニ至リタル最後ノ二年分ノ地代又ハ借賃ニ付借地権者力其ノ土地ニ於テ所行ニ建物の上ニ先取特權ヲ有ス

第十四條 前條ノ先取特權ハ地上權又ハ賃借ノ登記ヲ爲スニ因リテ其ノ効力ヲ保存ス

第十五條 前條ノ先取特權ハ他ノ權利ニ對シテ優先ノ効力ヲ有ス但シ國稅徵收法ニ依リ徵收スルコトヲ得ヘキ請求權、共益費用不動産保存不動産工事ノ先取特權及地上權又ハ賃借ノ登記前登記シタル質權抵當權ニ後ル

附則

第十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 本法施行前設定シタル地上權又ハ賃借權ニシテ建物ノ所有ヲ目的トスルモノノ存續期間ハ既ニ經過シタル期間ヲ算入シ堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ三十年、其ノ他ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ二十年トス但シ建物力此ノ期間満了前朽廢シタルトキハ借地権ハ之ニ因リテ消滅シ堅固ノ建物ニ付テハ三十年ヲ超エ其ノ他ノ建物ニ付テハ二十年ヲ超ユル存續期間ノ定アル地上權ハ其ノ期間ノ満了ニ因リテ消滅ス

建物ノ所有ヲ目的トスル地上權又ハ賃借權ニ付存續期間ノ定ナキ場合ニ於テ本法施行前二十年以上ヲ經過シタルトキハ當事者ハ二十年毎ニ契約ヲ更新シタルモノト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第一項ノ規定ハ臨時設備其ノ他一時使用ノ爲メ設定シタルコト明ナル地上權及賃借權ニ付テハ適用セズ

第十八條 前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法施行ノ際現ニ存スル地上權又ハ賃借權ニシテ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付亦本法ヲ適用ス

借家法

(大正十年四月七日) (法律第五十號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル借家法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

借家法

第一條 建物ノ賃借ハ其ノ登記ナキモ建物ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ建物ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ効力ヲ生ス

民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ登記セザル賃借ノ目的タル建物力賣買ノ目的物ナル場合ニ之ヲ適用ス

民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第二條 賃借ノ期間満了ノ後賃借人カ建物ノ使用又ハ收益ヲ繼續スル場合ニ於テ賃借人カ遲滞ナク異議ヲ述ヘザリシトキハ前賃借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃借ヲ爲シタルモノト看做ス

第三條 賃借人ノ解約申入ハ六月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

六月未滿ノ期間ノ定アル賃借ハ之ヲ期間ノ定ナキモノト看做ス

前條ノ規定ハ賃借力解約申入ニ因リテ終了シタル場合ニ之ヲ適用ス

第四條 解約申入ニ因リテ終了スヘキ轉賃借アル場合ニ於テ賃借力終了スヘキトキハ

賃借人ハ轉借人ニ對シ其ノ旨ノ通知ヲ爲スニ非サレハ其ノ終了ヲ以テ轉借人ニ對抗スルコトヲ得ス

賃借人カ前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ轉賃借ハ其ノ通知ノ後六月ヲ經過スルニ因リテ終了ス

第五條 賃借人ノ同意ヲ得テ建物ニ附加シタル疊、建具其ノ他ノ造作アルトキハ賃借人ハ賃借終了ノ場合ニ於テ其ノ際ニ於ケル賃借人ニ對シ時價ヲ以テ其ノ造作ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得賃借人ヨリ買取ケタル造作ニ付亦同シ

第六條 前五條ノ規定ニ反スル特約ニシテ賃借人ニ不利ナルモノハ之ヲ爲ササルモノト看做ス

第七條 建物ノ賃借カ土地若ハ建物ニ對スル租稅其ノ他ノ負擔ノ増減ニ因リ、土地若ハ建物ノ價格ノ昂低ニ因リ又ハ比隣ノ建物ノ賃借ノ比較シテ不相當ナルニ至リタルトキハ契約ノ條件ニ拘ラス當事者ハ將來ニ向テ借賃ノ増減ヲ請求スルコトヲ得但シ一定ノ期間借賃ヲ増加セサルヘキ特約アルトキハ其ノ定ニ從フ

第八條 本法ハ一時使用ノ爲メ建物ノ賃借ヲ爲シタルコト明ナル場合ニハ之ヲ適用セズ

附則

第九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

第十條 本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 本法ハ本法施行前ニ爲シタル建物ノ賃借ニ付亦之ヲ適用ス但シ本法施行前ニ賃借人ノ解約ノ申入アリタル場合ニ於テハ賃借ハ既ニ經過シタル期間ヲ算入シ六月ヲ經過スルニ因リテ終了ス

借地法及借家法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件 (大正十年五月十二日) (勅令第二百七號)

改正(大正一三)勅令第一七三
同(一四)勅令第一二五

借地法及借家法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

朕借地法及借家法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

左ノ地區ニハ大正十年五月十五日ヨリ借地法及借家法ヲ施行ス

東京府
在京都府内 品川町、大崎町、大森町、大井町、八新井町、目黒町、平塚村、豊多摩郡内 淀橋町、大久保町、戸塚町、千駄ヶ谷町、澁谷町、中野町、落

借家法 借地法及借家法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件

合町、代々權町
 北豊島郡ノ内 南千住町、巢鴨町、瀧野川町、高田町、日暮里町、西巢鴨町、板橋町、王子町、三河島町、尾久町、長崎村
 南足立郡ノ内 千住町
 南葛飾郡ノ内 吾嬬町、龜戸町、大島町、寺島村、砂村、隅田町
 京都府
 京都市
 大阪府
 大阪市
 (西成郡ノ内 今宮町、鷺洲町、豊崎町、中津町、傳法町)
 (東成郡ノ内 鶴橋町、中本町、天王寺村)
 神奈川縣
 横濱市
 兵庫縣
 神戸市
 愛知縣
 名古屋市
 前項ノ地区外ニ跨リテ築造セラレタル建築物ノ場合ニ於テハ借地法及借家法ハ其ノ建物ノ存スル場所ニ付亦之ヲ適用ス

借地借家調停法

(大正十一年四月十二日) 法律第四十一號

改正、大正一三—法律一七

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル借地借家調停法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

借地借家調停法

第一條 土地又ハ建物ノ賃借、地代、家賃其ノ他借地借家關係ニ付爭議ヲ生シタルトキハ當事者ハ爭議ノ目的タル土地又ハ建物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得
 當事者ハ合意ヲ以テ前項ノ區裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得
 第一項ニ於テ借地借家ト稱スルハ借地法及借家法ニ於ケル借地借家ヲ謂フ
 第二條 調停ノ申立ハ爭議ノ實情ヲ明ニシテ之ヲ爲スコトヲ要ス
 第三條 當事者義務ノ回避其ノ他不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタルト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得
 第四條 爭議ノ目的タル土地又ハ建物力數個ノ裁判所ノ管轄區域内ニ存スル場合ニ於テ

調停ノ申立ヲ受ケタル地方裁判所又ハ區裁判所相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ他ノ管轄地方裁判所又ハ管轄區裁判所ニ移送スルコトヲ得管轄權ナキ裁判所力調停ノ申立ヲ受ケタルトキ亦同シ
 前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
 第四條ノ二 借地借家關係ノ爭議ニ付訴訟力繫屬スルトキハ受訴裁判所ハ職權ヲ以テ事件ヲ調停ニ付スルコトヲ得
 第五條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟力繫屬スルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ事件力調停ニ付セラレタルトキハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス
 第六條 裁判所ハ期日ヲ定メ調停申立人及相手方ヲ呼出スヘシ此ノ場合ニ於テハ調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ノ參加ヲ求ムルコトヲ得
 第七條 當事者及利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得
 裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得
 第八條 調停手續ハ之ヲ公開セス但シ裁判所ハ相當ト認ムル者ノ傍聽ヲ許スコトヲ得
 第九條 費用ヲ要スル行為ニ付テハ當事者ノ

一方又ハ雙方ヲシテ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得
 第十條 申立其ノ他ノ申述ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得
 口頭ヲ以テ申述ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス
 第十一條 調停ニ付テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス
 第十二條 調停ハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス
 第十三條 裁判所ハ調停前調停ノ爲必要ト認ムル處分ヲ命スルコトヲ得
 第十四條 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停委員會ヲ開クコトヲ得
 當事者雙方ノ申立アルトキハ裁判所ハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス
 第十五條 調停委員會ハ調停主任一人及調停委員二人以上ヲ以テ之ヲ組織ス
 第十六條 調停主任ハ判事ノ中ヨリ毎年豫メ地方裁判所長之ヲ指定ス
 調停委員ハ特別ノ知識經驗アル者ニ就キ毎年豫メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス
 第十七條 調停委員會ハ當事者ノ意見ヲ聽キ適當ト認ムル者ヲシテ調停ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第十八條 調停委員及前條ノ規定ニ依リ調停ノ補助ヲ爲シタル者ニハ旅費、日當及止宿料ヲ給ス
 第十九條 調停委員會ニ於ケル調停手續ハ調停主任之ヲ指揮ス
 第二十條 調停委員會ノ決議ハ調停委員ノ過半数ノ意見ニ依リ可同數ナルトキハ調停主任ノ決スル所ニ依ル
 第二十一條 調停委員會ノ評議ハ之ヲ秘密トス
 第二十二條 調停委員會ヲ開キタル場合ニ於テハ第六條、第七條第一項但書第二項、第八條但書及第十三條ニ規定スル裁判所ノ權限ハ調停委員會ニ屬ス
 第二十三條 調停委員會ハ當事者又ハ利害關係人ノ陳述ヲ聽キ且必要ト認ムルトキハ證據ヲ爲スコトヲ得
 調停委員會ハ調停主任ヲシテ證據調停ヲ爲サシメ又ハ之ヲ區裁判所ニ囑託スルコトヲ得
 證據調停ニ付テハ民事訴訟法ヲ準用ス
 證人及鑑定人ノ受クヘキ旅費、日當及止宿料ニ付テハ民事訴訟費用法ヲ準用ス
 第二十四條 期日ニ於テ調停成ラサルトキハ調停委員會ハ爭議ノ目的タル事項及手續ノ費用ニ付適當ト認ムル調停條項ヲ定メ其ノ調書ノ正本ヲ當事者ニ送付スルコトヲ要ス
 當事者力前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一

月内ニ調停委員會ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ服シタルモノト看做ス
 調停委員會ハ申立ニ因リ前項ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得
 當事者力異議ヲ述ヘタルトキハ調停委員會ハ其ノ旨ヲ相手方ニ通知スルコトヲ要ス
 第二十五條 調停委員會第三條ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲ササルコトヲ得
 第二十六條 調停成リタルトキ又ハ第二十四條第二項ノ規定ニ依リ當事者力調停ニ服シタルモノト看做サレタルトキハ裁判所ハ調停主任ノ報告ヲ聽キ調停ノ認否ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス
 調停認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
 調停不認可ノ決定ニ對シテハ民事訴訟法ニ從ヒ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
 第二十七條 裁判所ハ調停力著ク公正ナラスト認ムル場合ニ非サレハ調停不認可ノ決定ヲ爲スコトヲ得ス
 第二十八條 調停委員會ヲ開キタル場合ニ於テハ調停ハ認可決定アリタルトキニ限り裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス
 第二十九條 調停ノ申立ヲ爲スニハ手数料ヲ納付スルコトヲ要ス
 第三十條 當事者又ハ利害關係人ハ手数料ヲ